

水 防 計 画 書
資 料 編

熊 本 県

資料編目次

I 重要水防区間及び重要水防箇所〔第3章 関係〕

1 県知事管理区間	… P	3
① 河川危険度評定基準	… P	5
② 海岸危険度評定基準	… P	6
③ その他の重要水防箇所評定基準	… P	6
④ 重要水防区間及び重要水防箇所集計表	… P	7
⑤ 重要水防区間一覧表〔河川の部〕	… P	8
⑥ 重要水防区間一覧表〔海岸の部〕	… P	23
⑦ 重要水防箇所一覧表〔水門の部〕	… P	26
⑧ 重要水防箇所一覧表〔道路の部〕	… P	28
⑨ 重要水防施設一覧表〔ダム・水門・堰の部〕	… P	30
⑩ 重要水防箇所一覧表〔陸閘の部〕	… P	31
⑪ 重要水防施設一覧表〔排水機場の部〕	… P	32
2 国土交通省管理分	… P	33
① 河川危険度評定基準	… P	35
② 重点区間の評定基準	… P	37
③ 重要水防箇所集計表	… P	38
④ 重要水防箇所一覧表〔熊本河川国道事務所関係〕	… P	39
⑤ 重要水防箇所一覧表〔八代河川国道事務所関係〕	… P	55
⑥ 重要水防箇所一覧表〔菊池川河川事務所関係〕	… P	60
⑦ 重要水防箇所一覧表〔筑後川河川事務所関係〕	… P	68

II 観測所データ

… P 69

1 熊本県水防情報システム観測局〔第4章第2節 関係〕		
① 観測局一覧	… P	71
2 県関係雨量観測局〔第4章第2節 関係〕		
① 観測局配置図	… P	72
② 観測局一覧	… P	73
3 県関係水位、潮位、風向風速観測局〔第4章第2節 関係〕		
① 観測局配置図	… P	74
② 観測局一覧	… P	75
4 危機管理型水位計〔第4章第2節 関係〕		
① 観測局配置図	… P	76
② 観測局一覧	… P	77
5 河川監視カメラ〔第4章第2節 関係〕		
① 観測局配置図	… P	78
② 観測局一覧	… P	79
6 熊本県統合型防災情報システム〔第4章第2節 関係〕	… P	80

Ⅲ	その他資料	… P 81
1	気象予警報の警報・注意報基準(詳細版)[第4章第1節 関係]	… P 83
2	水防関係機関連絡一覧表[第4章第3節 関係]	… P 86
3	①洪水予報河川と実施区域[第5章第1節 関係]	… P 90
	②洪水予報の対象となる基準水位観測所及び設定水位	… P 91
4	伝達系統図及び予報文例[第5章第1節 関係]	… P 92
5	国土交通大臣指定の水位周知河川[第5章第1節 関係]	
	①水位通知および周知	… P 100
	②水位到達情報の対象となる基準水位観測所及び設定水位	… P 101
	③水位到達情報の伝達系統図及び通知文例	… P 102
6	国土交通大臣が発表する水防警報[第5章第2節 関係]	
	① 水防警報を行う河川	… P 112
	② 水防警報対象量水標と条件	… P 113
	③ 水防警報連絡系統図及び水防警報連絡機関	… P 114
	④ 水防警報文例	… P 116
7	知事が発表する水防警報[第5章第2節 関係]	
	① 水防警報・水位情報の通知及び周知を行う河川及びその区域、条件	… P 120
	② 水防警報対象量水標の設定水位と条件	… P 124
	③ 水防警報の通知及び水位観測所の関係する水防管理者の範囲	… P 128
	④ 水防警報伝達(連絡)系統図	… P 131
	⑤ 水防警報発表様式	… P 140
8	水防工法一覧表[第6章第2節 関係]	… P 150
9	水防標識[第9章第1節 関係]	… P 153
10	水防信号[第9章第2節 関係]	… P 153
11	公用負担証票[第10章第2節 関係]	… P 153
12	水防報告様式[第11章 関係]	… P 154
13	県水防倉庫及び備蓄資材器具配置一覧表[第8章第1節 関係]	… P 156
14	車両一覧表[第8章第1節 関係]	… P 157
15	洪水浸水想定区域の指定状況	
	① 国が指定する洪水浸水想定区域	… P 158
	② 県が指定する洪水浸水想定区域	… P 159
16	指定水防管理団体一覧表[第2章第3節 関係]	… P 171
17	熊本県水防協議会役員名簿[第2章第4節 関係]	… P 172
18	氾濫等の通報を行う河川名、区域、通報基準、通報担当官署等・例外的な対応をする河川	… P 173
Ⅳ	附属資料	… P 187
1	水防法	… P 189
2	気象業務法(抄)	… P 212
3	熊本県水防協議会条例	… P 226
4	熊本県水防協議会運営要領	… P 227

I 重要水防区間等〔第3章関係〕

〔 県知事管理区間 〕

I-1 県知事管理区間

① 河川危険度判定基準

(1) 選定基準

堤防高 (流下能力)	<ul style="list-style-type: none"> ※ 計画高水量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)が現況の堤防を越える箇所 ※ 一連区間において、堤防高が上下流に比べ著しく低い箇所 ※ 既往洪水流量(年1~2回程度)に対し、堤防高さが低く余裕高がなく、はん濫実績がある箇所
堤防断面	<ul style="list-style-type: none"> ※ 現況の堤防断面あるいは上面(天端)幅が、計画の堤防断面あるいは計画の上面(天端)幅の2分の1未満の箇所 ※ 堤防断面あるいは上面(天端)幅が上下流に比べ小さく、既往洪水流量に対し危険な箇所
堤防斜面(法面) の崩れ・すべり	<ul style="list-style-type: none"> ※ 堤防斜面(法面)の崩れ又はすべりの履歴があり、その対策が未施行の箇所 ※ 堤防斜面(法面)の崩れ又はすべりの履歴はないが、土質、堤防斜面(法面)勾配等から見て堤防斜面(法面)の崩れ又はすべりが発生する恐れがあり、その対策が未施工の箇所
漏水	<ul style="list-style-type: none"> ※ 漏水の履歴があり、その対策が十分ではない箇所 ※ 漏水の履歴はないが、土質、堤防斜面(法面)勾配等から見て堤防斜面(法面)の崩れ又はすべりが発生する恐れがあるが、その対策が未施工の箇所
水衝	<ul style="list-style-type: none"> ※ 水衝部となっており、護岸が破損している箇所又は破損の履歴がある箇所
深掘れ(洗掘)	<ul style="list-style-type: none"> ※ 堤脚又は護岸基礎部分の深掘れ(洗掘)が著しく、根固め又は水制工等が十分でない箇所 ※ 異常深掘れ(洗掘)の履歴がある箇所
工作物	<ul style="list-style-type: none"> ※ 河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、排・取水門その他の工作物の設置されている箇所 ※ 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)以下となる箇所
工事施工	<ul style="list-style-type: none"> ※ 出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により、本堤に影響を及ぼす箇所
新堤防・破堤・旧川跡	<ul style="list-style-type: none"> ※ 新堤防で築造後3年以内の箇所 ※ 破堤又は旧川跡の箇所
陸間	<ul style="list-style-type: none"> ※ 陸間が設置されている箇所

(2) 重要度

A	水防上最も重要な区間	背後地に家屋密集地あるいは主要公共施設があり、甚大な被害が予想される区域
B	水防上重要な区間	背後地に家屋あるいは公共施設があり、被害が予想される区域
C	要注意区間	背後地に農地等があり、被害が予想される区域

② 海岸危険度評定基準

種別	内容		
	A (水防上最も重要な区間)	B (次に重要な区間)	C (その他の重要な区間)
海岸	溢水、破堤(堤防の決壊)により、耕地10ha以上、人家・学校・病院・鉄道等の被害が生ずるおそれがあるもので、次に該当する区間	溢水、破堤(堤防の決壊)により、耕地10ha未満の被害が生ずるおそれがあるもので、次に該当する区間	A、B以外の区間で、水防の必要が認められる区間
	過去において高潮高波により溢水破堤した実績があるか、又は堤防が老朽して被害が予測される区間		

③ その他の重要水防箇所評定基準

種別	重要水防箇所
橋	流失または沈下が予測される箇所又は水防上被害が予測される箇所
道路	冠水、洗掘(深掘れ)が予測される箇所
水門等	水門、こう門、排・取水門等の工作物の設置時期が古く、老朽し、不等沈下漏水等による被害が予測される箇所又は水防上、被害が予測される箇所

I-1 県知事管理区間

④ 重要水防区間及び重要水防箇所集計表

種別 所轄	重要水防区間											重要水防箇所				
	河川の部						海岸の部					水門 箇所	道路 (冠水、洗掘) 箇所			
	A	延長(m)	B	延長(m)	C	延長(m)	A	延長(m)	B	延長(m)	C			延長(m)	計	
熊本	14	113,620	11	49,754	3	30,900	28箇所 194,274						0箇所 0	6		
宇城	6	20,500	15	47,070	15	67,420	36箇所 134,990	1	1,800	5	2,800	4	6,402	9	1	300
玉名	11	30,855	38	120,543	12	45,798	61箇所 197,196	1	1,000					4	6	1,450
鹿本	10	9,930	6	24,900	14	61,600	30箇所 96,430							2	2	1,800
菊池	8	9,000	17	77,270	2	1,900	27箇所 88,170									
阿蘇	1	2,000	47	142,360	20	62,171	68箇所 206,531								2	1,500
上益城	3	12,800	33	115,860	4	5,200	40箇所 133,860								7	2,750
八代	8	57,182	15	49,226	9	31,200	32箇所 137,608			2	8,807			6	11	5,200
芦北	7	19,310	8	18,290	1	2,420	16箇所 40,020			4	7,640	2	3,400	8	5	3,000
球磨	18	27,305	27	38,660	3	3,420	48箇所 69,385							2	14	26,270
天草	9	9,474	22	31,645	14	17,376	45箇所 58,495	2	1,039	7	3,231	24	6,870	6	13	3,100
計	95	311,976	239	715,578	97	329,405	431箇所 1,356,959	4	3,839	18	22,478	30	16,672	43	61	45,370

⑤ 重要水防区間一覧表〔河川の部〕(Aランク)

番号	水系名	河川名	振興局名	地 先 名	延長(m)	危険状況	水防工法
1	緑川	天明新川	熊本土木	熊本市南区流通団地2丁目 ~ 熊本市南区中無田町	右岸 4,100 左岸 4,100	堤防高不足 洗掘	積み土のう工 錠張工
2	緑川	木部川	熊本土木	熊本市東区画図町下無田 ~ 熊本市南区元三町	右岸 4,850 左岸 700	堤防高不足 法崩れすべり	積み土のう工 錠張工
3	緑川	加勢川	熊本土木	熊本市東区秋津町秋田 ~ 熊本市東区秋津町秋田	右岸 200 左岸 0	堤防高不足	積み土のう工
4	緑川	木山川	熊本土木	熊本市東区秋津町秋田 ~	右岸 1,900 左岸 0	堤防高不足	積み土のう工
5	緑川	秋津川	熊本土木	熊本市東区秋津町沼山津 ~ 熊本市東区秋津町秋田	右岸 2,600 左岸 3,000	堤防高不足	積み土のう工 錠張工
6	白川	白川	熊本土木	熊本市東区鹿沸瀬町 ~ 熊本市東区渡鹿8丁目	右岸 9,100 左岸 10,700	堤防高不足	積み土のう工 錠張工
7	坪井川	坪井川	熊本土木	熊本市北区飛田3丁目 ~ 熊本市西区小島	右岸 19,000 左岸 18,600	堤防高不足	積み土のう工 錠張工
8	坪井川	井芹川	熊本土木	熊本市北区釜尾町 ~ 熊本市西区上高橋町	右岸 7,200 左岸 7,200	堤防高不足	積み土のう工 錠張工
9	除川	除川	熊本土木	熊本市南区畠口町 ~	右岸 850 左岸 850	漏水	積み土のう工 月の輪工
10	緑川	浜戸川	熊本土木	熊本市南区富合町碓江 ~ 熊本市南区富合町国町	右岸 370 左岸 1,300	堤防高不足 漏水	積み土のう工 錠張工
11	緑川	浜戸川	熊本土木	熊本市南区富合町廻江 ~ 熊本市南区富合町榎津	右岸 1,900 左岸 2,700	堤防高不足	積み土のう工 錠張工
12	緑川	潤川	熊本土木	熊本市南区富合町田尻 ~ 熊本市南区富合町南田尻	右岸 800 左岸 800	堤防高不足	杭打錠張工 積み土のう工
13	緑川	浜戸川	熊本土木	熊本市南区城南町島田 ~ 熊本市南区城南町阿高	右岸 3,400 左岸 2,600	堤防高不足	杭打錠張工 積み土のう工
14	緑川	浜戸川	熊本土木	熊本市南区城南町鱈瀬 ~	右岸 2,400 左岸 2,400	堤防高不足	杭打錠張工 積み土のう工
熊本土木事務所 計				14 箇所	113,620	右岸 58,670 左岸 54,950	
1	緑川	潤川	宇城振興局	宇土市岩古曾町 ~ 宇土市立岡町	右岸 2,300 左岸 2,200	堤防高不足	杭打錠張工 積み土のう工
2	網津川	網津川	宇城振興局	宇土市網津町 ~	右岸 2,900 左岸 2,900	堤防高不足	杭打錠張工 積み土のう工
3	網田川	網田川	宇城振興局	宇土市下網田町 ~	右岸 3,000 左岸 3,000	堤防高不足	積み土のう工
4	大野川	大野川	宇城振興局	宇城市松橋町久具 ~ 宇城市松橋町浦川内	右岸 1,900 左岸 1,900	堤防高不足	杭打錠張工 積み土のう工
5	大野川	浅川	宇城振興局	宇城市松橋町西下郷 ~ 宇城市松橋町両仲間	右岸 150 左岸 150	堤防高不足	杭打錠張工 積み土のう工
6	緑川	潤川	宇城振興局	宇土市三拾町 ~	右岸 0 左岸 100	堤防高不足	杭打錠張工 積み土のう工
宇城地域振興局 計				6 箇所	20,500	右岸 10,250 左岸 10,250	
1	関川	関川	玉名振興局	荒尾市下井手 ~ 南関町宮尾	右岸 5,800 左岸 5,800	堤防高不足	積み土のう工
2	浦川	浦川	玉名振興局	荒尾市荒尾 ~	右岸 920 左岸 920	堤防高不足	積み土のう工
3	浦川	増永川	玉名振興局	荒尾市増永 ~	右岸 360 左岸 360	堤防高不足	積み土のう工
4	菊池川	木葉川	玉名振興局	玉東町木葉 ~	右岸 1,855 左岸 1,910	堤防高不足	積み土のう工
5	菊池川	三蔵川	玉名振興局	玉名市箱谷 ~	右岸 160 左岸 0	堤防高不足	積み土のう工
6	唐人川	唐人川	玉名振興局	玉名市横島町 ~	右岸 3,000 左岸 3,000	法崩れすべり	補強
7	境川	境川	玉名振興局	玉名市滑石 ~	右岸 0 左岸 850	堤防高不足	積み土のう工
8	境川	境川	玉名振興局	玉名市岱明町 ~	右岸 500 左岸 0	堤防高不足	積み土のう工
9	境川	境川	玉名振興局	玉名市岱明町 ~	右岸 1,800 左岸 1,500	堤防高不足	積み土のう工
10	菊池川	内田川	玉名振興局	和水町内田 ~	右岸 0 左岸 440	堤防高不足	積み土のう工
11	関川	関川	玉名振興局	南関町関下 ~	右岸 840 左岸 840	堤防高不足	積み土のう工
玉名地域振興局 計				11 箇所	30,855	右岸 15,235 左岸 15,620	
1	菊池川	内野川	鹿本振興局	山鹿市湯山 ~	右岸 400 左岸 450	堤防高不足	積み土のう工
2	菊池川	岩村川	鹿本振興局	山鹿市平山 ~	右岸 100 左岸 100	堤防高不足	積み土のう工

⑤ 重要水防区間一覧表〔河川の部〕(Aランク)

番号	水系名	河川名	振興局名	地 先 名	延長(m)	危険状況	水防工法
3	菊池川	小坂川	鹿本振興局	山鹿市小坂 ~	右岸 1,300 左岸 1,300	堤防高不足	積み土のうエ
4	菊池川	岩野川	鹿本振興局	山鹿市法華寺 ~	右岸 0 左岸 200	堤防高不足	積み土のうエ
5	菊池川	初田川	鹿本振興局	山鹿市菊鹿町木野 ~	右岸 0 左岸 140	堤防高不足	積み土のうエ
6	菊池川	初田川	鹿本振興局	山鹿市菊鹿町木野 ~	右岸 120 左岸 120	堤防高不足	積み土のうエ
7	菊池川	五郎丸川	鹿本振興局	山鹿市菊鹿町永野 ~	右岸 500 左岸 500	堤防高不足	積み土のうエ
8	菊池川	木野川	鹿本振興局	山鹿市鹿本町庄 ~	右岸 2,100 左岸 2,100	堤防高不足	積み土のうエ
9	菊池川	江田川	鹿本振興局	山鹿市鹿央町梅木谷 ~ 山鹿市鹿央町大浦	右岸 200 左岸 100	堤防高不足	積み土のうエ
10	菊池川	岩原川	鹿本振興局	山鹿市鹿央町岩原 ~	右岸 0 左岸 200	堤防高不足	積み土のうエ
鹿本地域振興局 計				10 箇所	9,930	右岸 4,720 左岸 5,210	
1	菊池川	菊池川	菊池振興局	菊池市片角 ~ 菊池市北宮	右岸 1,000 左岸 200	堤防高不足	積み土のうエ
2	菊池川	河原川	菊池振興局	菊池市藤田 ~	右岸 1,000 左岸 1,000	堤防高不足	積み土のうエ
3	菊池川	峠川	菊池振興局	菊池市旭志小ヶ原 ~	右岸 500 左岸 500	堤防高不足	積み土のうエ
4	白川	白川	菊池振興局	大津町内牧 ~	右岸 0 左岸 300	堤防高不足	積み土のうエ
5	白川	白川	菊池振興局	大津町瀬田 ~	右岸 300 左岸 0	堤防高不足	積み土のうエ
6	白川	白川	菊池振興局	大津町外牧 ~	右岸 0 左岸 300	堤防高不足	積み土のうエ
7	白川	白川	菊池振興局	大津町下森 ~	右岸 300 左岸 0	堤防高不足	積み土のうエ
8	白川	白川	菊池振興局	大津町下町 ~ 菊陽町川久保	右岸 2,400 左岸 1,200	堤防高不足	積み土のうエ
菊池地域振興局 計				8 箇所	9,000	右岸 5,500 左岸 3,500	
1	白川	黒川	阿蘇振興局	阿蘇市車帰 ~	右岸 800 左岸 1,200	堤防高不足	積み土のうエ
阿蘇地域振興局 計				1 箇所	2,000	右岸 800 左岸 1,200	
1	緑川	秋津川	上益城振興局	益城町安永 ~ 益城町広崎	右岸 3,400 左岸 3,000	堤防高不足 法崩れすべり	積み土のうエ 錠張工
2	緑川	岩戸川	上益城振興局	益城町砥川 ~ 益城町新川	右岸 1,500 左岸 1,500	堤防高不足 法崩れすべり	積み土のうエ 木流し工
3	緑川	千滝川	上益城振興局	山都町上寺 ~	右岸 1,700 左岸 1,700	堤防高不足	積み土のうエ
上益城地域振興局 計				3 箇所	12,800	右岸 6,600 左岸 6,200	
1	水無川	水無川	八代振興局	八代市昭同仁町 ~ 八代市千丁町古閑出	右岸 3,520 左岸 3,520	堤防高不足	積み土のうエ
2	大翰川	夜狩川	八代振興局	八代市千丁町古閑出 ~ 八代市西片町	右岸 2,710 左岸 2,710	堤防高不足	積み土のうエ
3	鏡川	鏡川	八代振興局	八代市鏡町三番割 ~ 八代市鏡町内田	右岸 3,295 左岸 3,295	堤防高不足	積み土のうエ
4	大翰川	大翰川	八代振興局	八代市鏡町西浜 ~ 八代市千丁町大傘田	右岸 7,535 左岸 7,535	堤防高不足	積み土のうエ
5	八間川	八間川	八代振興局	氷川町新田 ~ 氷川町大野	右岸 1,600 左岸 1,600	堤防高不足	積み土のうエ
6	氷川	氷川	八代振興局	氷川町鹿野 ~ 氷川町川上	右岸 4,570 左岸 4,570	堤防高不足	積み土のうエ
7	流藻川	流藻川	八代振興局	八代市大福寺町 ~ 八代市豊原上町	右岸 2,661 左岸 2,661	堤防高不足	積み土のうエ
8	水無川	水無川	八代振興局	八代市古閑上町 ~ 八代市上日置町	右岸 2,700 左岸 2,700	堤防高不足	積み土のうエ
八代地域振興局 計				8 箇所	57,182	右岸 28,591 左岸 28,591	
1	湯の浦川	湯の浦川	芦北振興局	芦北町芦北 ~	右岸 300 左岸 0	漏水	ポンプ排水
2	湯の浦川	湯の浦川	芦北振興局	芦北町湯浦 ~ 芦北町豊岡	右岸 3,000 左岸 2,500	堤防高不足	積み土のうエ
3	佐敷川	乙千屋川	芦北振興局	芦北町乙千屋 ~	右岸 155 左岸 155	堤防高不足	積み土のうエ

⑤ 重要水防区間一覧表〔河川の部〕(Aランク)

番号	水系名	河川名	振興局名	地 先 名	延長(m)	危険状況	水防工法
4	水俣川	水俣川	芦北振興局	水俣市白浜 ~ 水俣市中鶴	右岸 5,000 左岸 2,900	堤防高不足	積み土のうエ
5	津奈木川	津奈木川	芦北振興局	津奈木町岩城 ~	右岸 450 左岸 450	堤防高不足	積み土のうエ
6	佐敷川	佐敷川	芦北	芦北町花岡 ~ 芦北町佐敷	右岸 1,700 左岸 1,700	堤防高不足	積み土のうエ
7	佐敷川	宮の浦川	芦北	芦北町宮浦 ~	右岸 500 左岸 500	堤防高不足	積み土のうエ
芦北地域振興局 計			7 箇所	19,310	右岸 11,105 左岸 8,205		
1	球磨川	御溝川	球磨振興局	人吉市城本町 ~ 人吉市瓦屋町	右岸 700 左岸 700	堤防高不足	積み土のうエ
2	球磨川	御溝川	球磨振興局	人吉市瓦屋町 ~	右岸 500 左岸 500	堤防高不足	積み土のうエ
3	球磨川	御溝川	球磨振興局	人吉市下薩摩瀬町 ~ 人吉市上薩摩瀬町	右岸 400 左岸 400	堤防高不足	積み土のうエ
4	球磨川	万江川	球磨振興局	人吉市中神町 ~ 人吉市上林町	右岸 2,000 左岸 2,000	堤防高不足	積み土のうエ
5	球磨川	出水川	球磨振興局	人吉市下林 ~ 人吉市温泉町	右岸 900 左岸 600	堤防高不足	積み土のうエ
6	球磨川	免田川	球磨振興局	あさぎり町上 ~	右岸 703 左岸 0	堤防高不足	積み土のうエ
7	球磨川	阿蘇川	球磨振興局	あさぎり町阿蘇 ~	右岸 302 左岸 302	堤防高不足	積み土のうエ
8	球磨川	柳橋川	球磨振興局	多良木町多良木 ~	右岸 0 左岸 200	堤防高不足	積み土のうエ
9	球磨川	柳橋川	球磨振興局	多良木町久米 ~	右岸 400 左岸 0	堤防高不足	積み土のうエ
10	球磨川	牛繰川	球磨振興局	多良木町黒肥地 ~	右岸 258 左岸 0	堤防高不足	積み土のうエ
11	球磨川	川辺川	球磨振興局	相良村川辺 ~ 相良村深水	右岸 1,700 左岸 3,500	堤防高不足	積み土のうエ
12	球磨川	山田川	球磨振興局	人吉市北泉田町 ~ 山江村山田	右岸 2,500 左岸 2,500	堤防高不足	積み土のうエ
13	球磨川	山田川	球磨振興局	山江村山田 ~	右岸 1,000 左岸 0	堤防高不足	積み土のうエ
14	球磨川	小川	球磨振興局	球磨村渡 ~	右岸 120 左岸 120	堤防高不足 堤防断面不足	積み土のうエ
15	球磨川	胸川	球磨振興局	人吉市寺町 ~ 人吉市養野町	右岸 2,100 左岸 2,100	堤防高不足	積み土のうエ
16	球磨川	銅山川	球磨振興局	あさぎり町深田西 ~ あさぎり町深田西	右岸 300 左岸 300	堤防高不足 堤防断面不足	積み土のうエ
17	球磨川	馬水川	球磨振興局	人吉市下原田町 ~ 人吉市下原田町	右岸 0 左岸 100	洗掘	積み土のうエ
18	球磨川	馬水川	球磨振興局	球磨村渡 ~ 球磨村渡	右岸 100 左岸 0	洗掘	積み土のうエ
球磨地域振興局 計			18 箇所	27,305	右岸 13,983 左岸 13,322		
1	亀川	亀川	天草振興局	天草市亀場町食場 ~	右岸 0 左岸 280	堤防高不足	積み土のうエ
2	町山口川	町山口川	天草振興局	天草市港町 ~ 天草市川原町	右岸 800 左岸 800	堤防高不足	積み土のうエ
3	広瀬川	広瀬川	天草振興局	天草市本渡町広瀬 ~ 天草市本渡町本戸馬場	右岸 130 左岸 450	堤防高不足	積み土のうエ
4	上津浦川	上津浦川	天草振興局	天草市有明町上津浦 ~	右岸 1,000 左岸 1,200	堤防高不足	積み土のうエ
5	楠甫川	楠甫川	天草振興局	天草市有明町楠甫 ~	右岸 152 左岸 152	堤防高不足	積み土のうエ
6	大宮地川	大宮地川	天草振興局	天草市新和町大宮地 ~	右岸 200 左岸 0	堤防高不足	積み土のうエ
7	下津深江川	下津深江川	天草振興局	天草市天草町下田北 ~	右岸 300 左岸 800	堤防断面不足	笹張工
8	高浜川	高浜川	天草振興局	天草市天草町高浜南 ~	右岸 0 左岸 100	堤防断面不足	積み土のうエ
9	志岐川	志岐川	天草振興局	苓北町志岐 ~	右岸 1,590 左岸 1,520	堤防断面不足	笹張工
天草地域振興局 計			9 箇所	9,474	右岸 4,172 左岸 5,302		
総 計			95 箇所	311,976			

I-1 県知事管理区間

⑤ 重要水防区間一覧表〔河川の部〕(Bランク)

番号	水系名	河川名	振興局等名	地 先 名	延長(m)	危険状況	水防工法
1	緑川	天明新川	熊本土木	熊本市南区中無田町 ~ 熊本市南区川口町	右岸 7,300 左岸 7,300	堤防高不足 法崩れすべり	積み土のう工 簾張工
2	緑川	木山川	熊本土木	熊本市東区秋津町秋田 ~	右岸 0 左岸 1,700	堤防高不足	積み土のう工
3	緑川	矢形川	熊本土木	熊本市東区秋津町秋田 ~	右岸 600 左岸 600	堤防高不足	積み土のう工
4	緑川	内田川	熊本土木	熊本市南区内田町 ~	右岸 126 左岸 126	法崩れすべり	積み土のう工
5	坪井川	井芹川	熊本土木	熊本市北区立福寺町 ~ 熊本市北区釜尾町	右岸 5,190 左岸 5,190	堤防高不足	積み土のう工 木流し工
6	坪井川	坪井川	熊本土木	熊本市北区鶴羽田町 ~ 熊本市北区飛田3丁目	右岸 1,000 左岸 1,000	洗掘	積み土のう工 木流し工
7	坪井川	立福寺川	熊本土木	熊本市北区立福寺町 ~	右岸 300 左岸 300	洗掘	積み土のう工
8	坪井川	西谷川	熊土	熊本市北区万楽寺町 ~ 熊本市北区立福寺町	右岸 2,549 左岸 2,549	洗掘	木流し工
9	除川	除川	熊本土木	熊本市南区無田口地先 ~ 熊本市南区畠口町	右岸 2,300 左岸 2,300	堤防高不足 法崩れすべり	積み土のう工
10	千間江湖	千間江湖	熊本土木	熊本市南区江富町 ~ 熊本市南区内田町	右岸 2,862 左岸 2,862	堤防高不足	積み土のう工
11	緑川	滑川	熊本土木	熊本市南区城南町阿高 ~	右岸 1,800 左岸 1,800	堤防高不足	積み土のう工
熊本土木事務所 計				11 箇所 49,754	右岸 24,027 左岸 25,727		
1	波多川	波多川	宇城振興局	宇城市三角町波多 ~	右岸 2,600 左岸 2,600	堤防高不足	積み土のう工
2	郡浦川	郡浦川	宇城振興局	宇城市三角町郡浦 ~	右岸 1,800 左岸 1,800	堤防高不足	積み土のう工
3	里浦川	里浦川	宇城振興局	宇城市三角町里浦 ~	右岸 0 左岸 150	堤防高不足	積み土のう工
4	長崎川	長崎川	宇城振興局	宇城市不知火町長崎 ~	右岸 2,500 左岸 2,500	堤防高不足	積み土のう工
5	浦上川	浦上川	宇城振興局	宇城市不知火町長崎 ~	右岸 1,500 左岸 1,500	堤防高不足	積み土のう工
6	大野川	明神川	宇城振興局	宇城市松橋町大野 ~	右岸 700 左岸 700	堤防高不足	積み土のう工
7	五丁川	五丁川	宇城振興局	宇城市松橋町浅川 ~	右岸 900 左岸 900	堤防高不足	積み土のう工 簾張工
8	五丁川	新耕地川	宇城振興局	宇城市松橋町両仲間 ~ 宇城市小川町南部田	右岸 1,080 左岸 1,080	堤防高不足	積み土のう工
9	五丁川	今新地川	宇城振興局	宇城市松橋町両仲間 ~ 宇城市松橋町竹崎	右岸 730 左岸 730	堤防高不足	積み土のう工
10	八枚戸川	八枚戸川	宇城振興局	宇城市松橋町砂川 ~ 宇城市小川町北新田	右岸 2,500 左岸 2,500	堤防高不足	積み土のう工
11	緑川	浜戸川	宇城振興局	宇城市豊野町安見 ~ 美里町馬場	右岸 6,000 左岸 6,000	堤防高不足	積み土のう工 簾張工
12	緑川	津留川	宇城振興局	美里町萱野 ~	右岸 0 左岸 1,500	堤防高不足	積み土のう工 簾張工
13	緑川	津留川	宇城振興局	美里町坂貫 ~ 美里町大窪	右岸 750 左岸 750	堤防高不足	積み土のう工
14	緑川	釈迦院川	宇城振興局	美里町中 ~ 美里町弘川	右岸 1,500 左岸 1,500	堤防高不足	積み土のう工
15	緑川	緑川	宇城振興局	美里町甲佐平 ~	右岸 300 左岸 0	堤防高不足	積み土のう工
宇城地域振興局 計				15 箇所 47,070	右岸 22,860 左岸 24,210		
1	関川	関川	玉名振興局	荒尾市下井手 ~	右岸 1,500 左岸 1,500	法崩れすべり	補強
2	関川	関川	玉名振興局	南関町上長田 ~ 南関町高久野	右岸 5,500 左岸 5,500	法崩れすべり	補強
3	菜切川	菜切川	玉名振興局	荒尾市菰屋 ~	右岸 1,250 左岸 1,250	堤防高不足	積み土のう工
4	菜切川	菜切川	玉名振興局	荒尾市川登 ~ 荒尾市樺	右岸 1,000 左岸 1,000	堤防高不足	積み土のう工
5	菜切川	川登川	玉名振興局	荒尾市川登 ~	右岸 89 左岸 89	堤防高不足	積み土のう工
6	浦川	浦川	玉名振興局	荒尾市荒尾 ~	右岸 1,180 左岸 1,180	堤防高不足	積み土のう工

⑤ 重要水防区間一覧表〔河川の部〕(Bランク)

番号	水系名	河川名	振興局等名	地 先 名	延長(m)	危険状況	水防工法
7	浦川	増永川	玉名振興局	荒尾市増永 ~	右岸 200 左岸 200	堤防高不足	積み土のう工
8	浦川	増永川	玉名振興局	荒尾市増永 ~	右岸 1,570 左岸 1,570	堤防高不足	積み土のう工
9	菊池川	木葉川	玉名振興局	玉名市田崎 ~ 玉東町木葉	右岸 3,325 左岸 3,170	堤防高不足	積み土のう工
10	菊池川	繁根木川	玉名振興局	玉名市富尾 ~ 玉名市三ツ川	右岸 4,200 左岸 4,200	堤防高不足	積み土のう工
11	菊池川	三蔵川	玉名振興局	玉名市青木 ~ 玉名市溝上	右岸 400 左岸 400	堤防高不足	積み土のう工
12	菊池川	三蔵川	玉名振興局	玉名市溝上 ~	右岸 60 左岸 60	堤防高不足	積み土のう工
13	菊池川	三蔵川	玉名振興局	玉名市青木 ~	右岸 60 左岸 200	堤防高不足	積み土のう工
14	菊池川	三蔵川	玉名振興局	玉名市青木 ~ 玉名市箱谷	右岸 0 左岸 280	堤防高不足	積み土のう工
15	菊池川	三蔵川	玉名振興局	玉名市箱谷 ~	右岸 520 左岸 500	堤防高不足	積み土のう工
16	菊池川	裏川	玉名振興局	玉名市秋丸 ~	右岸 250 左岸 250	堤防高不足	積み土のう工
17	菊池川	裏川	玉名振興局	玉名市秋丸 ~	右岸 950 左岸 950	堤防高不足	積み土のう工
18	境川	境川	玉名振興局	玉名市滑石 ~	右岸 600 左岸 600	堤防高不足	積み土のう工
19	境川	境川	玉名振興局	玉名市岱明町 ~	右岸 250 左岸 0	堤防高不足	積み土のう工
20	境川	境川	玉名振興局	玉名市滑石 ~ 玉名市六田	右岸 0 左岸 2,150	堤防高不足	積み土のう工
21	境川	境川	玉名振興局	玉名市岱明町 ~	右岸 1,950 左岸 0	堤防高不足	積み土のう工
22	唐人川	尾田川	玉名振興局	玉名市天水町 ~	右岸 3,015 左岸 3,015	堤防高不足	積み土のう工
23	菊池川	白木川	玉名振興局	玉東町白木 ~	右岸 800 左岸 800	堤防高不足	積み土のう工
24	菊池川	白木川	玉名振興局	玉東町白木 ~	右岸 2,400 左岸 2,400	堤防高不足	積み土のう工
25	菊池川	和仁川	玉名振興局	和水町平野 ~	右岸 2,200 左岸 1,100	堤防高不足	積み土のう工
26	菊池川	和仁川	玉名振興局	和水町太田黒 ~	右岸 2,500 左岸 2,500	堤防高不足	積み土のう工
27	菊池川	和仁川	玉名振興局	和水町和仁 ~	右岸 2,800 左岸 2,800	堤防高不足	積み土のう工
28	菊池川	十町川	玉名振興局	和水町上十町 ~	右岸 450 左岸 450	堤防高不足	積み土のう工
29	菊池川	十町川	玉名振興局	和水町板楠 ~	右岸 2,250 左岸 2,250	堤防高不足	積み土のう工
30	菊池川	岩村川	玉名振興局	和水町平野 ~ 和水町岩	右岸 4,000 左岸 4,000	堤防高不足	積み土のう工
31	菊池川	内田川	玉名振興局	和水町内田 ~	右岸 1,000 左岸 1,000	堤防高不足	積み土のう工
32	菊池川	日平川	玉名振興局	和水町日平 ~	右岸 3,580 左岸 3,580	洗掘	積み土のう工
33	菊池川	江田川	玉名振興局	和水町江田 ~	右岸 4,000 左岸 4,000	洗掘	補強
34	菊池川	浦谷川	玉名振興局	和水町江田 ~	右岸 1,600 左岸 1,600	堤防高不足	積み土のう工
35	菊池川	内田川	玉名振興局	南関町下坂下 ~	右岸 200 左岸 200	堤防高不足	積み土のう工
36	関川	関川	玉名振興局	南関町関下 ~	右岸 710 左岸 710	堤防高不足	積み土のう工
37	関川	関川	玉名振興局	南関町関町 ~ 南関町関東	右岸 1,540 左岸 1,540	堤防高不足	積み土のう工
38	関川	琵琶瀬川	玉名振興局	南関町久重 ~	右岸 2,825 左岸 2,825	堤防高不足	積み土のう工
玉名地域振興局 計				38 箇所	120,543	右岸 60,724 左岸 59,819	

⑤ 重要水防区間一覧表〔河川の部〕(Bランク)

番号	水系名	河川名	振興局等名	地 先 名	延長(m)	危険状況	水防工法
1	菊池川	小坂川	鹿本振興局	山鹿市小坂 ~	右岸 500 左岸 500	堤防高不足	積み土のう工
2	菊池川	小坂川	鹿本振興局	山鹿市川久保 ~	右岸 300 左岸 0	堤防高不足	積み土のう工
3	菊池川	千田川	鹿本振興局	山鹿市長坂 ~	右岸 1,500 左岸 1,500	漏水 洗掘	積み土のう工
4	菊池川	浦方川	鹿本振興局	山鹿市鹿北町羊生 ~	右岸 200 左岸 200	堤防高不足	積み土のう工
5	菊池川	柿ノ木川	鹿本振興局	山鹿市鹿央町広 ~	右岸 100 左岸 100	堤防高不足	積み土のう工
6	菊池川	岩野川	鹿本振興局	山鹿市鹿北町川原谷 ~ 山鹿市鹿北町君ヶ平	右岸 10,000 左岸 10,000	洗掘	積み土のう工
鹿本地域振興局 計			6 箇所	24,900	右岸 12,600 左岸 12,300		
1	菊池川	菊池川	菊池振興局	菊池市築地 ~ 菊池市北宮	右岸 1,400 左岸 2,200	堤防高不足	積み土のう工
2	菊池川	菊池川	菊池振興局	菊池市立門 ~	右岸 400 左岸 400	堤防高不足	積み土のう工
3	菊池川	河原川	菊池振興局	菊池市下河原 ~	右岸 300 左岸 300	堤防高不足	積み土のう工
4	菊池川	矢護川	菊池振興局	菊池市旭志川辺 ~	右岸 150 左岸 100	堤防高不足	積み土のう工
5	菊池川	矢護川	菊池振興局	大津町大字矢護川 ~ 菊池市旭志尾足	右岸 5,800 左岸 5,800	洗掘	積み土のう工
6	菊池川	柏川	菊池振興局	菊池市立門 ~	右岸 250 左岸 250	堤防高不足	積み土のう工
7	白川	白川	菊池振興局	大津町大字瀬田 字上砂蓋 ~ 菊陽町下津久礼	右岸 13,000 左岸 0	堤防高不足	積み土のう工
8	白川	白川	菊池振興局	大津町大字外牧 字畑鶴 ~ 大津町鳥子川	右岸 0 左岸 5,400	堤防高不足	積み土のう工
9	白川	白川	菊池振興局	大津町大字岩坂 字迫の前 ~ 菊陽町戸次	右岸 0 左岸 3,000	堤防高不足	積み土のう工
10	白川	白川	菊池振興局	菊陽町馬場楠 ~ 菊陽町辛川	右岸 0 左岸 4,300	堤防高不足	積み土のう工
11	坪井川	堀川	菊池振興局	菊陽町原水 ~	右岸 1,300 左岸 1,300	堤防高不足	積み土のう工
12	菊池川	合志川	菊池振興局	菊池市泗水町住吉 ~ 菊池市泗水町豊水	右岸 7,400 左岸 7,400	堤防高不足	積み土のう工
13	菊池川	上生川	菊池振興局	合志市野々島 ~ 合志市上生	右岸 1,100 左岸 1,100	堤防高不足	積み土のう工
14	菊池川	迫間川	菊池振興局	菊池市龍門 ~ 菊池市西迫間	右岸 4,400 左岸 4,400	堤防高不足	積み土のう工
15	菊池川	鴨川	菊池振興局	菊池市七城町清水 ~	右岸 2,700 左岸 2,700	堤防高不足	積み土のう工
16	菊池川	日向川	菊池振興局	菊池市泗水町永 ~	右岸 100 左岸 100	堤防高不足	積み土のう工
17	白川	鳥子川	菊池振興局	大津町森 ~	右岸 120 左岸 100	堤防高不足	積み土のう工
菊池地域振興局 計			17 箇所	77,270	右岸 38,420 左岸 38,850		
1	白川	黒川	阿蘇振興局	阿蘇市赤水 ~	右岸 1,700 左岸 1,300	堤防高不足	積み土のう工
2	白川	黒川	阿蘇振興局	阿蘇市の石 ~	右岸 300 左岸 300	洗掘	木流し工
3	白川	黒川	阿蘇振興局	阿蘇市跡ヶ瀬 ~	右岸 1,200 左岸 1,200	洗掘	木流し工
4	白川	黒川	阿蘇振興局	阿蘇市小野 ~	右岸 500 左岸 0	堤防高不足	積み土のう工
5	白川	黒川	阿蘇振興局	阿蘇市小里 ~	右岸 400 左岸 0	堤防高不足	積み土のう工
6	白川	今町川	阿蘇振興局	阿蘇市役犬原 ~	右岸 340 左岸 340	堤防高不足	積み土のう工
7	白川	花原川	阿蘇振興局	阿蘇市西湯浦 ~	右岸 2,950 左岸 2,950	洗掘 堤防高不足	木流し工 積み土のう工
8	白川	乙姫川	阿蘇振興局	阿蘇市乙姫 ~	右岸 300 左岸 300	堤防高不足	積み土のう工
9	筑後川	筑後川	阿蘇振興局	小国町広田 ~	右岸 4,750 左岸 4,700	堤防高不足	積み土のう工

⑤ 重要水防区間一覧表〔河川の部〕(Bランク)

番号	水系名	河川名	振興局等名	地 先 名	延長(m)	危険状況	水防工法
10	筑後川	筑後川	阿蘇振興局	南小国町田の原 ~	右岸 100 左岸 600	洗掘 堤防高不足	木流し工 積み土のう工
11	筑後川	満願寺川	阿蘇振興局	南小国町満願寺 ~	右岸 7,500 左岸 7,500	堤防高不足	積み土のう工
12	筑後川	志賀瀬川	阿蘇振興局	南小国町赤馬場 ~	右岸 500 左岸 500	堤防高不足	積み土のう工
13	筑後川	志賀瀬川	阿蘇振興局	南小国町赤馬場 ~	右岸 200 左岸 80	堤防高不足	積み土のう工
14	筑後川	志賀瀬川	阿蘇振興局	南小国町赤馬場 ~	右岸 5,620 左岸 5,620	洗掘	木流し工
15	筑後川	馬場川	阿蘇振興局	南小国町赤馬場 ~	右岸 3,300 左岸 3,300	洗掘	木流し工
16	筑後川	中原川	阿蘇振興局	南小国町中原 ~	右岸 3,700 左岸 3,700	洗掘	木流し工
17	筑後川	湯田川	阿蘇振興局	南小国町中原 ~	右岸 1,000 左岸 1,000	洗掘	木流し工
18	筑後川	筑後川	阿蘇振興局	小国町宮原 ~	右岸 1,000 左岸 1,700	堤防高不足	積み土のう工
19	筑後川	筑後川	阿蘇振興局	小国町上田 ~	右岸 1,700 左岸 1,700	堤防高不足	積み土のう工
20	筑後川	筑後川	阿蘇振興局	小国町下城 ~	右岸 500 左岸 0	堤防高不足	積み土のう工
21	筑後川	縦木川	阿蘇振興局	小国町下城 ~	右岸 500 左岸 440	堤防高不足	積み土のう工
22	筑後川	縦木川	阿蘇振興局	小国町尻江田 ~	右岸 1,000 左岸 1,000	堤防高不足	積み土のう工
23	筑後川	縦木川	阿蘇振興局	小国町北里 ~	右岸 1,000 左岸 1,000	堤防高不足	積み土のう工
24	筑後川	小園川	阿蘇振興局	小国町小園 ~	右岸 200 左岸 200	堤防高不足	積み土のう工
25	筑後川	北里川	阿蘇振興局	小国町北里 ~	右岸 4,000 左岸 4,000	堤防高不足	積み土のう工
26	筑後川	志賀瀬川	阿蘇振興局	小国町宮原 ~	右岸 3,780 左岸 0	堤防高不足	積み土のう工
27	筑後川	中原川	阿蘇振興局	小国町黒淵 ~	右岸 500 左岸 500	洗掘 堤防高不足	木流し工 積み土のう工
28	筑後川	蓬萊川	阿蘇振興局	小国町蓬萊 ~	右岸 400 左岸 400	堤防高不足	積み土のう工
29	大野川	産山川	阿蘇振興局	産山村日向 ~	右岸 0 左岸 300	堤防高不足	積み土のう工
30	大野川	産山川	阿蘇振興局	産山村産山	右岸 2,000 左岸 2,000	堤防高不足	積み土のう工
31	大野川	ぐみ川	阿蘇振興局	産山村南谷 ~	右岸 0 左岸 200	堤防高不足	積み土のう工
32	大野川	山鹿川	阿蘇振興局	産山村北向山 ~	右岸 0 左岸 400	堤防高不足	積み土のう工
33	白川	大畑川	阿蘇振興局	南阿蘇村河陽 ~	右岸 700 左岸 700	堤防高不足	積み土のう工
34	白川	鳥子川	阿蘇振興局	西原村馬場 ~	右岸 0 左岸 250	堤防高不足	積み土のう工
35	白川	鳥子川	阿蘇振興局	西原村鳥子 ~	右岸 900 左岸 0	堤防高不足	積み土のう工
36	白川	黒川	阿蘇振興局	阿蘇市の石 ~	右岸 500 左岸 500	堤防高不足	積み土のう工
37	白川	黒川	阿蘇振興局	阿蘇市山田 ~	右岸 600 左岸 600	堤防高不足	積み土のう工
38	白川	西岳川	阿蘇振興局	阿蘇市竹原 ~ 阿蘇市内牧	右岸 4,600 左岸 4,600	堤防高不足	積み土のう工
39	白川	今町川	阿蘇振興局	阿蘇市今町 ~	右岸 2,500 左岸 2,500	堤防高不足	積み土のう工
40	白川	東岳川	阿蘇振興局	阿蘇市一の宮町宮地 ~ 阿蘇市一の宮町中通	右岸 3,800 左岸 3,800	堤防高不足	積み土のう工
41	白川	黒戸川	阿蘇振興局	阿蘇市成川 ~	右岸 300 左岸 300	堤防高不足	積み土のう工
42	緑川	布田川	阿蘇振興局	西原村布田 ~	右岸 820 左岸 820	堤防高不足	積み土のう工
43	白川	乙姫川	阿蘇振興局	阿蘇市乙姫 ~	右岸 950 左岸 950	堤防高不足	積み土のう工

⑤ 重要水防区間一覧表〔河川の部〕(Bランク)

番号	水系名	河川名	振興局等名	地 先 名	延長(m)	危険状況	水防工法
44	白川	黒川	阿蘇振興局	阿蘇市三久保 ~	右岸 2,300 左岸 2,300	法崩れすべり	積み土のう工
45	白川	黒川	阿蘇振興局	阿蘇市小池 ~ 阿蘇市小倉	右岸 3,300 左岸 3,300	法崩れすべり	積み土のう工
46	白川	花原川	阿蘇振興局	阿蘇市内牧 ~	右岸 500 左岸 500	堤防高不足	積み土のう工
47	大野川	山鹿川	阿蘇振興局	産山村山鹿 ~	右岸 650 左岸 650	堤防高不足	積み土のう工
阿蘇地域振興局 計			47 箇所	142,360	右岸 73,360 左岸 69,000		
1	緑川	矢形川	上益城振興局	御船町木倉 ~ 嘉島町下六嘉	右岸 7,100 左岸 6,800	堤防高不足	積み土のう工
2	緑川	矢形川	上益城振興局	嘉島町北甘木 ~ 嘉島町下六嘉島	右岸 1,100 左岸 1,600	堤防高不足	積み土のう工
3	緑川	御船川	上益城振興局	御船町滝尾 ~ 御船町辺田見	右岸 5,400 左岸 5,400	堤防高不足	積み土のう工
4	緑川	加勢川	上益城振興局	嘉島町下六嘉 ~	右岸 0 左岸 200	堤防高不足 洗掘	積み土のう工 木流し工
5	緑川	木山川	上益城振興局	嘉島町下六嘉 ~	右岸 0 左岸 700	堤防高不足 洗掘	積み土のう工 木流し工
6	緑川	木山川	上益城振興局	益城町田原 ~ 嘉島町井寺	右岸 7,700 左岸 8,000	堤防高不足 法崩れすべり	積み土のう工 月の輪工
7	緑川	木山川	上益城振興局	益城町小谷 ~	右岸 800 左岸 800	堤防高不足	積み土のう工
8	緑川	赤井川	上益城振興局	益城町福原 ~ 益城町赤井	右岸 1,700 左岸 1,800	堤防高不足 法崩れすべり	積み土のう工 木流し工
9	緑川	竜野川	上益城振興局	甲佐町上早川 ~ 甲佐町糸田	右岸 2,300 左岸 2,300	堤防高不足	積み土のう工
10	緑川	津留川	上益城振興局	甲佐町西寒野 ~	右岸 1,500 左岸 0	法崩れすべり	積み土のう工
11	緑川	御船川	上益城振興局	山都町島木 ~	右岸 600 左岸 600	堤防高不足	積み土のう工
12	緑川	御船川	上益城振興局	山都町小野 ~	右岸 850 左岸 850	堤防高不足	積み土のう工
13	緑川	坂谷川	上益城振興局	甲佐町坂谷 ~	右岸 200 左岸 200	洗掘	木流し工
14	緑川	五老滝川	上益城振興局	山都町下名連石 ~ 山都町城原	右岸 7,900 左岸 7,900	堤防高不足	積み土のう工
15	緑川	黒木尾川	上益城振興局	山都町黒川 ~	右岸 1,300 左岸 1,300	法崩れすべり	積み土のう工
16	緑川	笹原川	上益城振興局	山都町田吉 ~	右岸 1,100 左岸 1,100	堤防高不足	積み土のう工
17	緑川	笹原川	上益城振興局	山都町麻山 ~	右岸 1,300 左岸 1,300	堤防高不足	積み土のう工
18	緑川	笹原川	上益城振興局	山都町川口 ~	右岸 200 左岸 200	堤防高不足	積み土のう工
19	緑川	都々良川	上益城振興局	山都町麻山 ~	右岸 700 左岸 700	法崩れすべり	積み土のう工
20	緑川	大矢川	上益城振興局	山都町川野 ~	右岸 2,100 左岸 2,100	堤防高不足	積み土のう工
21	緑川	大矢川	上益城振興局	山都町上川井野 ~	右岸 1,700 左岸 1,700	堤防高不足	積み土のう工
22	緑川	大矢川	上益城振興局	山都町仏原 ~ 山都町大平	右岸 2,300 左岸 2,300	堤防高不足	積み土のう工
23	緑川	大矢川	上益城振興局	山都町仏原 ~	右岸 930 左岸 930	堤防高不足	積み土のう工
24	緑川	大矢川	上益城振興局	山都町塩原 ~	右岸 900 左岸 900	堤防高不足	積み土のう工
25	緑川	黒峰川	上益城振興局	山都町仮屋 ~	右岸 2,000 左岸 2,000	堤防高不足	積み土のう工
26	緑川	上滑川	上益城振興局	山都町北中島 ~	右岸 1,700 左岸 1,700	堤防高不足	積み土のう工
27	五ヶ瀬川	五ヶ瀬川	上益城振興局	山都町馬見原 ~	右岸 500 左岸 200	堤防高不足	積み土のう工
28	五ヶ瀬川	五ヶ瀬川	上益城振興局	山都町今 ~	右岸 100 左岸 100	堤防高不足	積み土のう工
29	五ヶ瀬川	川走川	上益城振興局	山都町東竹原 ~	右岸 350 左岸 0	堤防高不足	積み土のう工

⑤ 重要水防区間一覧表〔河川の部〕(Bランク)

番号	水系名	河川名	振興局等名	地 先 名	延長(m)	危険状況	水防工法
30	緑川	千滝川	上益城振興局	山都町上寺 ~	右岸 2,300 左岸 2,300	堤防高不足	積み土のう工
31	緑川	笹原川	上益城振興局	山都町鶴ヶ田 ~	右岸 800 左岸 800	堤防高不足	積み土のう工
32	五ヶ瀬川	神働川	上益城振興局	山都町長谷 ~	右岸 750 左岸 750	堤防高不足	積み土のう工
33	緑川	広戸川	上益城振興局	山都町上川井野 ~	右岸 150 左岸 0	堤防高不足	積み土のう工
上益城地域振興局 計					33 箇所	0	
1	二見川	二見川	八代振興局	八代市二見本町 ~ 八代市二見赤松町	右岸 1,700 左岸 1,700	堤防高不足	積み土のう工
2	二見川	下大野川	八代振興局	八代市二見本町 ~ 八代市二見下大野町	右岸 2,200 左岸 2,200	堤防高不足	積み土のう工
3	球磨川	深水川	八代振興局	八代市坂本町深水川口 ~	右岸 300 左岸 0	堤防高不足	積み土のう工
4	球磨川	油谷川	八代振興局	八代市坂本町小崎辻 ~ 八代市坂本町片岩	右岸 1,500 左岸 1,500	堤防高不足	積み土のう工
5	球磨川	中谷川	八代振興局	八代市坂本町中谷川口 ~	右岸 400 左岸 0	堤防高不足	積み土のう工
6	氷川	氷川	八代振興局	氷川町川上 ~ 八代市東陽町北	右岸 4,300 左岸 4,030	堤防高不足	積み土のう工
7	水無川	水無川	八代振興局	八代市上日置町 ~ 八代市妙見町	右岸 1,500 左岸 1,500	堤防高不足	積み土のう工
8	大鞘川	大鞘川	八代振興局	八代市千丁町太牟田 ~ 氷川町椿	右岸 2,276 左岸 2,276	堤防高不足	積み土のう工
9	球磨川	百済木川	八代振興局	八代市坂本町寺前瀬 ~ 八代市坂本町板練	右岸 3,800 左岸 3,800	堤防高不足	積み土のう工
10	球磨川	百済木川	八代振興局	八代市坂本町板練 ~ 八代市坂本町百済来上	右岸 1,200 左岸 1,200	堤防高不足	積み土のう工
11	水無川	水無川	八代振興局	八代市古閑浜町 ~ 八代市古閑上町	右岸 2,000 左岸 2,000	堤防高不足	積み土のう工
12	氷川	河俣川	八代振興局	八代市東陽町南 ~ 八代市東陽町杉ノ本	右岸 1,200 左岸 1,200	堤防高不足	積み土のう工
13	流藻川	流藻川	八代振興局	八代市催合町 ~ 八代市大福寺町	右岸 1,700 左岸 1,700	堤防高不足	積み土のう工
14	大鞘川	島崎川	八代振興局	氷川町椿 ~	右岸 418 左岸 418	堤防高不足	積み土のう工
15	大鞘川	弥勒川	八代振興局	氷川町椿 ~	右岸 604 左岸 604	堤防高不足	積み土のう工
八代地域振興局 計					15 箇所	49,226	
1	佐敷川	佐敷川	芦北振興局	芦北町佐敷 ~ 芦北町桑原	右岸 3,300 左岸 3,300	堤防高不足	積み土のう工
2	佐敷川	佐敷川	芦北振興局	芦北町桑原 ~ 芦北町川内	右岸 0 左岸 550	堤防高不足	積み土のう工
3	佐敷川	佐敷川	芦北振興局	芦北町川内 ~ 芦北町塩浸	右岸 0 左岸 780	堤防高不足	積み土のう工
4	佐敷川	佐敷川	芦北振興局	芦北町塩浸 ~	右岸 900 左岸 0	洗掘	積み土のう工 木流し工
5	佐敷川	田川川	芦北振興局	芦北町田川 ~	右岸 2,700 左岸 2,700	堤防高不足	積み土のう工
6	水俣川	湯出川	芦北振興局	水俣市南福寺 ~ 水俣市大園町2丁目	右岸 480 左岸 480	堤防高不足	積み土のう工
7	球磨川	吉尾川	芦北振興局	芦北町吉尾 ~	右岸 400 左岸 500	堤防高不足	積み土のう工
8	佐敷川	宮の浦川	芦北振興局	芦北町宮浦 ~	右岸 1,100 左岸 1,100	堤防高不足	積み土のう工
芦北地域振興局 計					8 箇所	18,290	
1	球磨川	鹿目川	球磨振興局	人吉市鹿目町 ~	右岸 300 左岸 300	堤防高不足	積み土のう工
2	球磨川	万江川	球磨振興局	人吉市下原田町 ~	右岸 230 左岸 0	堤防高不足	積み土のう工
3	球磨川	福川	球磨振興局	人吉市下城本町 ~	右岸 600 左岸 600	堤防高不足	積み土のう工
4	球磨川	小籾川	球磨振興局	錦町西 ~	右岸 1,150 左岸 1,150	堤防高不足	積み土のう工

⑤ 重要水防区間一覧表〔河川の部〕(Bランク)

番号	水系名	河川名	振興局等名	地 先 名	延長(m)	危険状況	水防工法
5	球磨川	井口川	球磨振興局	あさぎり町免田 ~	右岸 0 左岸 330	堤防高不足	積み土のう工
6	球磨川	柳橋川	球磨振興局	あさぎり町須恵 ~	右岸 0 左岸 600	堤防断面不足	積み土のう工
7	球磨川	田頭川	球磨振興局	あさぎり町深田東 ~	右岸 1,400 左岸 1,400	堤防高不足	積み土のう工
8	球磨川	小椎川	球磨振興局	多良木町黒肥地 ~	右岸 370 左岸 0	堤防高不足	積み土のう工
9	球磨川	小椎川	球磨振興局	多良木町黒肥地 ~	右岸 200 左岸 200	堤防高不足	積み土のう工
10	球磨川	牛繰川	球磨振興局	多良木町黒肥地 ~	右岸 200 左岸 200	洗掘	積み土のう工
11	球磨川	牧良川	球磨振興局	湯前町猪鹿倉山 ~	右岸 1,400 左岸 1,400	堤防断面不足	積み土のう工
12	球磨川	小川内川	球磨振興局	水上村岩野 ~	右岸 1,000 左岸 1,000	堤防高不足	積み土のう工
13	球磨川	川辺川	球磨振興局	相良村川辺 ~	右岸 300 左岸 300	堤防高不足	積み土のう工
14	球磨川	川辺川	球磨振興局	相良村四浦西 ~ 相良村四浦東	右岸 1,000 左岸 1,000	堤防高不足	積み土のう工
15	球磨川	川辺川	球磨振興局	五木村宮園 ~ 五木村竹の川	右岸 2,400 左岸 3,800	堤防高不足 洗掘	積み土のう工
16	球磨川	万江川	球磨振興局	山江村小森 ~	右岸 100 左岸 0	堤防高不足	積み土のう工
17	球磨川	万江川	球磨振興局	山江村淡島 ~	右岸 500 左岸 500	堤防高不足	積み土のう工
18	球磨川	山田川	球磨振興局	山江村山田 ~	右岸 100 左岸 300	堤防高不足	積み土のう工
19	球磨川	川内川	球磨振興局	球磨村神瀬 ~	右岸 0 左岸 300	堤防高不足	積み土のう工
20	球磨川	小川	球磨振興局	球磨村糸原 ~	右岸 0 左岸 200	堤防高不足	積み土のう工
21	球磨川	鬼木川	球磨振興局	人吉市鬼木 ~	右岸 1,000 左岸 1,000	堤防高不足	積み土のう工
22	球磨川	高柱川	球磨振興局	錦町西 ~	右岸 700 左岸 700	堤防高不足	積み土のう工
23	球磨川	大谷川	球磨振興局	錦町西 ~ 錦町一武	右岸 700 左岸 700	堤防高不足	積み土のう工
24	球磨川	野間川	球磨振興局	錦町木上西 ~	右岸 600 左岸 600	堤防高不足	積み土のう工
25	球磨川	免田川	球磨振興局	あさぎり町免田西 ~ あさぎり町上西	右岸 1,100 左岸 1,100	堤防高不足	積み土のう工
26	球磨川	仁原川	球磨振興局	多良木町黒肥地 ~ 湯前町馬場	右岸 2,800 左岸 2,800	堤防高不足	積み土のう工
27	球磨川	庄本川	球磨振興局	球磨村一勝地 ~	右岸 0 左岸 30	破堤	積み土のう工
球磨地域振興局 計			27 箇所	38,660	右岸 18,150 左岸 20,510		
1	亀川	亀川	天草振興局	天草市亀場町食場 ~	右岸 100 左岸 100	堤防高不足	筵張り
2	町山口川	町山口川	天草振興局	天草市本渡町本渡 ~	右岸 200 左岸 200	堤防断面不足	積み土のう工
3	久玉川	久玉川	天草振興局	天草市久玉町 ~	右岸 580 左岸 470	堤防高不足	積み土のう工
4	上津浦川	稗田川	天草振興局	天草市有明町上津浦 ~	右岸 930 左岸 930	堤防高不足	積み土のう工
5	下津浦川	下津浦川	天草振興局	天草市有明町下津浦 ~	右岸 0 左岸 700	堤防高不足	積み土俵
6	中田川	中田川	天草振興局	天草市新和町中田 ~	右岸 400 左岸 400	堤防高不足	積み土のう工
7	中洲川	中洲川	天草振興局	天草市五和町御領 ~	右岸 600 左岸 600	堤防断面不足	筵張り
8	中洲川	貝州川	天草振興局	天草市五和町御領 ~	右岸 600 左岸 905	堤防高不足	積み土俵
9	大江川	大江川	天草振興局	天草市天草町大江 ~	右岸 1,600 左岸 1,240	堤防高不足	積み土俵筵張り
10	路木川	路木川	天草振興局	天草市河浦町路木 ~	右岸 200 左岸 0	堤防高不足	積み土俵
11	一町田川	今田川	天草振興局	天草市河浦町今田 ~	右岸 400 左岸 0	堤防高不足	積み土のう工

⑤ 重要水防区間一覧表〔河川の部〕(Bランク)

番号	水系名	河川名	振興局等名	地 先 名	延長(m)	危険状況	水防工法
12	一町田川	一町田川	天草振興局	天草市河浦町河浦 ~	右岸 1,300 左岸 1,700	堤防高不足	積み土のう工
13	一町田川	白木河内川	天草振興局	天草市河浦町白木河内 ~	右岸 1,200 左岸 1,700	堤防高不足	積み土のう工
14	一町田川	葛河内川	天草振興局	天草市河浦町河浦 ~	右岸 800 左岸 800	堤防高不足	積み土のう工
15	教良木川	教良木川	天草振興局	上天草市松島町今泉 ~	右岸 2,300 左岸 0	堤防高不足 漏水	積み土俵
16	今泉川	今泉川	天草振興局	上天草市松島町今泉 ~	右岸 1,400 左岸 1,700	堤防高不足	積み土のう工
17	合津川	合津川	天草振興局	上天草市松島町合津 ~	右岸 1,540 左岸 1,740	堤防断面不足	積み土のう工
18	岩下川	岩下川	天草振興局	上天草市姫戸町二間戸 ~	右岸 600 左岸 600	堤防高不足	積み土のう工
19	松原川	松原川	天草振興局	苓北町坂瀬川 ~	右岸 600 左岸 400	堤防断面不足	箆張工
20	都呂々川	都呂々川	天草振興局	苓北町都呂々 ~	右岸 320 左岸 100	堤防断面不足	箆張工
21	上津深江川	上津深江川	天草振興局	苓北町上津深江 ~	右岸 610 左岸 830	堤防断面不足	箆張工
22	内野川	内野川	天草振興局	天草市五和町二江 ~	右岸 250 左岸 0	堤防高不足	積み土のう工
天草地域振興局 計				22 箇所	31,645	右岸 16,530 左岸 15,115	
総 計				239 箇所	599,718		

⑤ 重要水防区間一覧表〔河川の部〕(Cランク)

番号	水系名	河川名	振興局名	地 先 名	延長(m)	危険状況	水防工法
1	緑川	浜戸川	熊本土木	熊本市南区城南町阿高 ~ 熊本市南区城南町鰐瀬	右岸 4,150 左岸 4,150	堤防高不足	積み土のう工
2	菊池川	豊田川	熊本土木	熊本市北区植木町舟島 ~ 熊本市北区植木町鞍掛	右岸 7,100 左岸 7,100	堤防高不足	積み土のう工
3	菊池川	木葉川	熊本土木	熊本市北区植木町豊岡 ~ 熊本市北区植木町円大寺	右岸 4,200 左岸 4,200	堤防高不足	積み土のう工
熊本土木事務所 計				3 箇所	30,900	右岸 15,450 左岸 15,450	
1	緑川	浜戸川	宇城振興局	宇城市豊野町安見 ~	右岸 500 左岸 500	堤防高不足	積み土のう工
2	緑川	潤川	宇城振興局	宇土市三拾町 ~	右岸 - 左岸 1,800	堤防高不足	積み土のう工
3	緑川	潤川	宇城振興局	宇土市立岡町 ~	右岸 460 左岸 460	堤防高不足	積み土のう工
4	網津川	網津川	宇城振興局	宇土市住吉町 ~	右岸 1,280 左岸 1,280	堤防高不足	積み土のう工
5	大野川	大野川	宇城振興局	宇城市松橋町豊崎 ~ 宇城市松橋町久具	右岸 4,670 左岸 4,670	堤防高不足	積み土のう工
6	大野川	浅川	宇城振興局	宇城市松橋町大野 ~ 宇城市松橋町両仲間	右岸 2,660 左岸 2,660	堤防高不足	積み土のう工
7	大野川	明神川	宇城振興局	宇城市松橋町曲野 ~	右岸 600 左岸 600	堤防高不足	積み土のう工
8	砂川	砂川	宇城振興局	宇城市小川町住吉 ~ 宇城市小川町北海東	右岸 10,950 左岸 10,950	堤防高不足	積み土のう工
9	郡浦川	郡浦川	宇城振興局	宇城市三角町前越 ~ 宇城市三角町中村	右岸 1,780 左岸 1,780	堤防高不足	積み土のう工
10	五丁川	五丁川	宇城振興局	宇城市松橋町浅川 ~	右岸 2,450 左岸 2,450	堤防高不足	積み土のう工
11	五丁川	今新地川	宇城振興局	宇城市松橋町両仲間 ~	右岸 780 左岸 780	堤防高不足	積み土のう工
12	八枚戸川	八枚戸川	宇城振興局	宇城市松橋町砂川 ~	右岸 2,780 左岸 2,780	堤防高不足	積み土のう工
13	緑川	津留川	宇城振興局	美里町永富 ~	右岸 3,000 左岸 3,000	堤防高不足	積み土のう工
14	緑川	釈迦院川	宇城振興局	美里町中 ~	右岸 400 左岸	堤防高不足	積み土のう工
15	緑川	緑川	宇城振興局	美里町桑鶴 ~ 美里町船津	右岸 700 左岸 700	堤防高不足 法崩れすべり	積み土のう工
宇城地域振興局 計				15 箇所	67,420	右岸 33,010 左岸 34,410	
1	行末川	友田川	玉名振興局	玉名市岱明町 ~	右岸 3,600 左岸 3,600	堤防高不足	積み土のう工
2	行末川	友田川	玉名振興局	玉名市岱明町 ~	右岸 1,327 左岸 1,327	堤防高不足	積み土のう工
3	行末川	今泉川	玉名振興局	玉名市岱明町 ~	右岸 1,761 左岸 1,761	堤防高不足	積み土のう工
4	行末川	行末川	玉名振興局	玉名市岱明町 ~ 長洲町折崎	右岸 3,901 左岸 3,901	法崩れすべり	積み土のう工
5	菊池川	浦田川	玉名振興局	玉東町上木葉 ~	右岸 2,000 左岸 2,000	堤防高不足	積み土のう工
6	菊池川	西安寺川	玉名振興局	玉東町西安寺 ~	右岸 1,800 左岸 1,800	堤防高不足	積み土のう工
7	菊池川	和仁川	玉名振興局	和水町平野 ~	右岸 0 左岸 1,100	堤防高不足	積み土のう工

⑤ 重要水防区間一覧表〔河川の部〕(Cランク)

番号	水系名	河川名	振興局名	地 先 名	延長(m)	危険状況	水防工法
8	菊池川	久井原川	玉名振興局	和水町久井原 ~	右岸 400 左岸 0	堤防高不足	積み土のう工
9	菊池川	十町川	玉名振興局	和水町津田 ~ 和水町大田黒	右岸 1,000 左岸 900	堤防高不足	積み土のう工
10	菊池川	内田川	玉名振興局	南関町下坂下 ~ 南関町四ツ原	右岸 2,200 左岸 2,200	堤防高不足	積み土のう工
11	関川	関川	玉名振興局	南関町関東 ~	右岸 2,610 左岸 2,610	堤防高不足	積み土のう工
12	宮崎川	宮崎川	玉名振興局	長洲町清源寺 ~ 長洲町向野	右岸 2,000 左岸 2,000	堤防高不足	積み土のう工
玉名地域振興局 計				12 箇所	45,798	右岸 22,599 左岸 23,199	
1	菊池川	坂田川	鹿本振興局	山鹿市坂田 ~	右岸 400 左岸 400	堤防高不足	積み土のう工
2	菊池川	前田川	鹿本振興局	山鹿市藤井 ~	右岸 1,300 左岸 1,300	堤防高不足	積み土のう工
3	菊池川	名塚川	鹿本振興局	山鹿市名塚 ~	右岸 100 左岸 100	堤防高不足	積み土のう工
4	菊池川	新岩原川	鹿本振興局	山鹿市志々岐 ~ 山鹿市米田	右岸 2,200 左岸 2,200	堤防高不足	積み土のう工
5	菊池川	西堂の原川	鹿本振興局	山鹿市津留 ~	右岸 1,000 左岸 1,000	堤防高不足	積み土のう工
6	菊池川	男岳川	鹿本振興局	山鹿市鹿北町下中 ~	右岸 3,000 左岸 3,000	堤防高不足 洗掘	積み土のう工
7	菊池川	五郎丸川	鹿本振興局	山鹿市菊鹿町上永野 ~	右岸 500 左岸 500	堤防高不足	積み土のう工
8	菊池川	千田川	鹿本振興局	山鹿市鹿央町千田 ~	右岸 700 左岸 700	堤防高不足	積み土のう工
9	菊池川	江田川	鹿本振興局	山鹿市鹿央町北谷 ~	右岸 2,100 左岸 2,100	堤防高不足	積み土のう工
10	菊池川	山内川	鹿本振興局	山鹿市菊鹿町山内 ~	右岸 200 左岸 200	堤防高不足	積み土のう工
11	菊池川	岩村川	鹿本振興局	山鹿市山鹿市湯山 ~	右岸 1,900 左岸 1,900	堤防高不足 洗掘	積み土のう工
12	菊池川	上内田川	鹿本振興局	山鹿市鹿本町高橋 ~ 山鹿市菊鹿町深瀬	右岸 10,600 左岸 10,600	洗掘	積み土のう工
13	菊池川	木野川	鹿本振興局	山鹿市菊鹿町阿佐古 ~ 山鹿市菊鹿町宮原	右岸 4,300 左岸 4,300	洗掘	積み土のう工
14	菊池川	千田川	鹿本振興局	山鹿市鹿央町千田 ~	右岸 2,500 左岸 2,500	洗掘	積み土のう工
鹿本地域振興局 計				14 箇所	61,600	右岸 30,800 左岸 30,800	
1	菊池川	野々島川	菊池振興局	合志市辻 ~	右岸 350 左岸 350	堤防高不足	積み土のう工
2	菊池川	矢護川	菊池振興局	菊池市旭志伊坂 ~	右岸 600 左岸 600	堤防高不足	積み土のう工
菊池地域振興局 計				2 箇所	1,900	右岸 950 左岸 950	
1	白川	黒川	阿蘇振興局	阿蘇市市の原 ~	右岸 500 左岸 0	洗掘 堤防高不足	木流し工
2	白川	黒川	阿蘇振興局	阿蘇市山田 ~	右岸 3,000 左岸 3,000	堤防高不足	積み土のう工
3	白川	黒川	阿蘇振興局	阿蘇市三野 ~	右岸 3,000 左岸 3,000	堤防高不足	積み土のう工

⑤ 重要水防区間一覧表〔河川の部〕(Cランク)

番号	水系名	河川名	振興局名	地 先 名	延長(m)	危険状況	水防工法
4	白川	古恵川	阿蘇振興局	阿蘇市中通 ~	右岸 3,000 左岸 3,000	堤防高不足	積み土のう工
5	白川	白川	阿蘇振興局	南阿蘇村河陰 ~ 南阿蘇村白川	右岸 10,000 左岸 10,000	堤防高不足	積み土のう工
6	白川	渋谷川	阿蘇振興局	南阿蘇村河陰 ~	右岸 1,000 左岸 1,000	堤防高不足	積み土のう工
7	大野川	吐合川	阿蘇振興局	阿蘇郡産山村片俣 ~	右岸 950 左岸 950	洗掘 堤防高不足	積み土のう工
8	白川	黒戸川	阿蘇振興局	阿蘇市成川 ~	右岸 350 左岸 350	堤防高不足	積み土のう工
9	白川	黒戸川	阿蘇振興局	阿蘇市成川 ~	右岸 500 左岸 500	堤防高不足	積み土のう工
10	緑川	布田川	阿蘇振興局	西原村布田 ~	右岸 315 左岸 315	堤防高不足	積み土のう工
11	緑川	木山川	阿蘇振興局	西原村河原 ~	右岸 1,600 左岸 1,600	堤防高不足	積み土のう工
12	緑川	滝川	阿蘇振興局	西原村河原 ~	右岸 690 左岸 690	堤防高不足	積み土のう工
13	白川	黒川	阿蘇振興局	阿蘇市内牧 ~	右岸 250 左岸 0	堤防高不足	積み土のう工
14	筑後川	筑後川	阿蘇振興局	小国町下城 ~	右岸 100 左岸 0	堤防高不足	積み土のう工
15	白川	宮川	阿蘇振興局	阿蘇市一の宮町手野 ~	右岸 700 左岸 700	堤防高不足	積み土のう工
16	白川	乙姫川	阿蘇振興局	阿蘇市乙姫 ~	右岸 1,750 左岸 1,750	堤防高不足	積み土のう工
17	筑後川	北里川	阿蘇振興局	小国町北里 ~	右岸 1,900 左岸 1,900	堤防高不足	積み土のう工
18	白川	両併川	阿蘇振興局	南阿蘇村両併 ~	右岸 870 左岸 870	堤防高不足	積み土のう工
19	白川	冬野川	阿蘇振興局	南阿蘇村両併 ~	右岸 410 左岸 410	堤防高不足	積み土のう工
20	大野川	山鹿川	阿蘇振興局	産山村山鹿 ~ 産山村田尻	右岸 522 左岸 729	堤防高不足	積み土のう工
阿蘇地域振興局 計				20 箇所	62,171	右岸 31,407 左岸 30,764	
1	緑川	天水川	上益城振興局	御船町高木 ~ 嘉島町北甘木	右岸 1,200 左岸 1,200	堤防高不足 洗掘	積み土のう工 木流し工
2	五ヶ瀬川	神働川	上益城振興局	山都町長谷 ~	右岸 500 左岸 500	法崩れすべり	積み土のう工
3	緑川	西御所川	上益城振興局	山都町御所 ~	右岸 400 左岸 400	堤防高不足	積み土のう工
4	緑川	東御所川	上益城振興局	山都町御所 ~	右岸 500 左岸 500	堤防高不足	積み土のう工
上益城地域振興局 計				4 箇所	5,200	右岸 2,600 左岸 2,600	
1	大鞘川	夜狩川	八代振興局	八代市西片町 ~ 八代市東片町	右岸 1,450 左岸 1,450	堤防高不足	積み土のう工
2	球磨川	百済木川	八代振興局	八代市坂本町板練 ~ 八代市坂本町板練	右岸 250 左岸 250	堤防高不足	積み土のう工
3	球磨川	百済木川	八代振興局	八代市坂本町破木 ~ 八代市坂本町寺前瀬	右岸 2,300 左岸 2,300	堤防高不足	積み土のう工
4	球磨川	鶴喰川	八代振興局	八代市坂本町鶴喰 ~ 八代市坂本町中鶴	右岸 200 左岸 200	堤防高不足	積み土のう工

⑤ 重要水防区間一覧表〔河川の部〕(Cランク)

番号	水系名	河川名	振興局名	地 先 名	延長(m)	危険状況	水防工法
5	八間川	八間川	八代振興局	氷川町沖塘 ~ 氷川町新田	右岸 3,000 左岸 4,200	堤防高不足	積み土のう工
6	流藻川	流藻川	八代振興局	八代市日奈久新開町 ~ 八代市催合町	右岸 3,300 左岸 3,300	堤防高不足	積み土のう工
7	二見川	二見川	八代振興局	八代市二見洲口町 ~ 八代市二見本町	右岸 1,200 左岸 1,200	堤防高不足	積み土のう工
8	氷川	氷川	八代振興局	八代市鏡町野崎 ~ 八代市鏡町鏡村	右岸 2,800 左岸 2,800	堤防高不足	積み土のう工
9	二見川	二見川	八代振興局	八代市二見赤松町 ~	右岸 500 左岸 500	堤防高不足	積み土のう工
八代地域振興局 計				9 箇所	31,200	右岸 15,000 左岸 16,200	
1	水俣川	湯出川	芦北振興局	水俣市湯出 ~	右岸 1,210 左岸 1,210	堤防高不足	積み土のう工
芦北地域振興局 計				1 箇所	2,420	右岸 1,210 左岸 1,210	
1	球磨川	梶原川	球磨振興局	五木村竹の川 ~	右岸 600 左岸 600	堤防高不足	積み土のう工
2	球磨川	川辺川	球磨振興局	五木村宮園 ~	右岸 400 左岸 1,800	洗掘 法崩れすべり	木流し工
3	球磨川	柳橋川	球磨振興局	あさぎり町須恵 ~	右岸 20 左岸 0	破堤	積み土のう工
球磨地域振興局 計				3 箇所	3,420	右岸 1,020 左岸 2,400	
1	下津浦川	下津浦川	天草振興局	天草市有明町下津浦 ~	右岸 200 左岸 200	堤防高不足	積み土のう工
2	楠甫川	楠甫川	天草振興局	天草市有明町楠甫 ~	右岸 300 左岸 300	堤防断面不足	積み土のう工
3	目玉川	目玉川	天草振興局	天草市倉岳町棚底 ~	右岸 600 左岸 400	堤防高不足	積み土のう工
4	河内川	河内川	天草振興局	天草市栖本町馬場 ~	右岸 600 左岸 600	堤防高不足	積み土俵
5	河内川	河内川	天草振興局	天草市栖本町河内 ~	右岸 1,600 左岸 1,600	堤防断面不足	積み土俵
6	内野川	内野川	天草振興局	天草市五和町手野 ~	右岸 1,350 左岸 350	堤防高不足	積み土のう工
7	大宮地川	大宮地川	天草振興局	天草市新和町大宮地 ~	右岸 400 左岸 0	漏水	簀張工
8	大宮地川	碓石川	天草振興局	天草市新和町碓石 ~	右岸 500 左岸 500	堤防断面不足	積み土のう工
9	高浜川	高浜川	天草振興局	天草市天草町高浜北 ~	右岸 300 左岸 300	堤防断面不足	積み土のう工
10	高浜川	大河内川	天草振興局	天草市天草町高浜北 ~	右岸 500 左岸 500	堤防高不足	積み土のう工
11	今富川	今富川	天草振興局	天草市河浦町崎津 ~ 天草市河浦町今富	右岸 1,100 左岸 910	堤防高不足	積土俵簀張
12	教良木川	教良木川	天草振興局	上天草市松島町教良木 ~	右岸 100 左岸 100	堤防高不足	積み土のう工
13	教良木川	横道川	天草振興局	上天草市松島町内野河内 ~	右岸 1,198 左岸 1,198	堤防断面不足	積み土のう工
14	志岐川	志岐川	天草振興局	苓北町志岐 ~	右岸 970 左岸 700	堤防高不足	積み土のう工
天草地域振興局 計				14 箇所	17,376	右岸 9,718 左岸 7,658	
総 計				97 箇所	329,405		

⑥ 重要水防区間一覧表〔海岸の部〕

番号	所管	ランク	沿岸区分	海岸名	地 先 名	延長(m)	危険状況	水防工法
1	宇城	A	八代海沿岸	豊川海岸	宇城市松橋町御船 ～	1,800	越波 破堤	積み土のう工 積み土のう工
小 計			1 箇所			1,800		
1	宇城	B	八代海沿岸	新地海岸	宇城市三角町前越樋門 ～ 宇城市三角町前田	50	越波	積み土のう工
2	宇城	B	八代海沿岸	金桁海岸	宇城市三角町中村 ～	200	越波	積み土のう工
3	宇城	B	八代海沿岸	手場海岸	宇城市三角町手場 ～	300	越波	積み土のう工
4	宇城	B	八代海沿岸	片島東海岸	宇城市三角町戸馳 ～	150	越波	積み土のう工
5	宇城	B	八代海沿岸	不知火海岸	宇城市不知火町長崎 ～ 宇城市不知火町亀松	2,100	越波	積み土のう工
小 計			5 箇所			2,800		
1	宇城	C	八代海沿岸	桂原海岸	宇城市不知火町長崎 ～ 宇城市不知火町永尾	1,096	越波	積み土のう工
2	宇城	C	八代海沿岸	永尾海岸	宇城市不知火町永尾 ～	2,372	越波	積み土のう工
3	宇城	C	八代海沿岸	黒崎海岸	宇城市三角町波多 ～	1,727	越波	積み土のう工
4	宇城	C	有明海沿岸	大田尾海岸	宇城市三角町三角浦 ～	1,207	越波	積み土のう工
小 計			4 箇所			6,402		
宇城地域振興局 計			10 箇所			11,002		
1	玉名	A	有明海沿岸	長洲港海岸	長洲町長洲 ～	1,000	越波	
玉名地域振興局 計			1 箇所			1,000		
1	八代	B	八代海沿岸	明治新田海岸	八代市日奈久 ～	4,080	漏水 破堤	
2	八代	B	八代海沿岸	野崎海岸	八代市鏡町野崎 ～	4,727	漏水 破堤	
八代地域振興局 計			2 箇所			8,807		
1	芦北	B	八代海沿岸	佐敷海岸	芦北町計石 ～	2,490	漏水 破堤	
2	芦北	B	八代海沿岸	湯の児海岸	水俣市湯の児 ～	1,150	越波	
3	芦北	B	八代海沿岸	古川海岸	津奈木町古川 ～	1,800	漏水	
4	芦北	B	八代海沿岸	男島海岸	津奈木町小津奈木 ～	2,200	漏水	
小 計			4 箇所			7,640		

⑥ 重要水防区間一覧表〔海岸の部〕

番号	所管	ランク	沿岸区分	海岸名	地 先 名	延長(m)	危険状況	水防工法
1	芦北	C	八代海沿岸	井手鼻海岸	芦北町鶴木山 ～	2,900	越波	
2	芦北	C	八代海沿岸	大迫海岸	水俣市大迫 ～	500	漏水 越波	
小 計				2 箇所		3,400		
芦北地域振興局 計				6 箇所		11,040		
1	天草	A	有明海沿岸	下津江海岸	天草市有明町上津浦 ～	328	越波	積み土俵
2	天草	A	八代海沿岸	大潟海岸	上天草市大矢野町登立 ～	711	漏水 破堤	積み土俵
小 計				2 箇所		1,039		
1	天草	B	八代海沿岸	船場海岸	天草市下浦町船場 ～	445	決壊	積み土俵
2	天草	B	八代海沿岸	東外園海岸	天草市下浦町東外園 ～	1,646	越波	積み土俵
3	天草	B	有明海沿岸	志柿海岸	天草市志柿町 ～	180	越波	積み土俵
4	天草	B	天草西海岸	里浦海岸	天草市魚貫町 ～	350	越波	積み土俵
5	天草	B	天草西海岸	四名田海岸	天草市河浦町今富 ～	60	越波	積み土俵
6	天草	B	八代海沿岸	梅木海岸	上天草市大矢野町維和 ～	200	溢水 漏水	積み土俵
7	天草	B	八代海沿岸	治郎田海岸	上天草市大矢野町登立 ～	350	越波	積み土俵
小 計				7 箇所		3,231		
1	天草	C	八代海沿岸	塔の崎海岸	天草市下浦町 ～	200	決壊	積み土俵
2	天草	C	八代海沿岸	大門港海岸	天草市下浦町 ～ 天草市楠浦町	440	越波	積み土俵
3	天草	C	八代海沿岸	戸ノ崎海岸	天草市下浦町 ～	500	越波	積み土俵
4	天草	C	天草西海岸	井出迫海岸	天草市牛深町下須島 ～	300	越波	積み土俵
5	天草	C	天草西海岸	米淵海岸	天草市牛深町下須島 ～	200	越波	積み土俵
6	天草	C	天草西海岸	首海岸	天草市魚貫町 ～	566	越波	積み土俵
7	天草	C	有明海沿岸	小仏海岸	天草市有明町楠浦 ～	1,100	越波	積み土俵
8	天草	C	八代海沿岸	中形浦海岸	天草市倉岳町宮田 ～	300	越波	積み土俵
9	天草	C	八代海沿岸	荒新開海岸	天草市新和町大宮地 ～ 天草市新和町小宮地	300	漏水 決壊	積み土俵
10	天草	C	天草西海岸	高浜港海岸	天草市天草町高浜北 ～	500	越波	積み土俵

⑥ 重要水防区間一覧表〔海岸の部〕

番号	所管	ランク	沿岸区分	海岸名	地 先 名	延長(m)	危険状況	水防工法
11	天草	C	八代海沿岸	新開海岸	上天草市大矢野町中 ～	300	漏水 決壊	積み土俵
12	天草	C	八代海沿岸	山田海岸	上天草市大矢野町中 ～	974	越波	積み土俵
13	天草	C	八代海沿岸	姫戸港海岸	上天草市姫戸町姫浦 ～	220	越波	積み土俵
14	天草	C	天草西海岸	唐人岩海岸	苓北町坂瀬川 ～	100	越波	積み土俵
15	天草	C	天草西海岸	釜海岸	苓北町志岐 ～	100	越波	積み土俵
16	天草	C	天草西海岸	砂月海岸	天草市牛深町下須島 ～	540	越波	積み土俵
17	天草	C	有明海沿岸	美越海岸	天草市有明町上津浦 ～	60	越波	積み土俵
18	天草	C	八代海沿岸	江崎海岸	天草市下浦町 ～	40	越波	積み土俵
19	天草	C	八代海沿岸	浪浦海岸	上天草市大矢野町維和 ～	20	越波	積み土俵
20	天草	C	八代海沿岸	下山海岸	上天草市大矢野町維和 ～	20	越波	積み土俵
21	天草	C	八代海沿岸	鷹巣海岸	上天草市大矢野町中 ～	30	越波	積み土俵
22	天草	C	有明海沿岸	火崎海岸	上天草市大矢野町上 ～	10	越波	積み土俵
23	天草	C	天草西海岸	早浦海岸	天草市二浦町早浦 ～	40	越波	積み土俵
24	天草	C	天草西海岸	大田迫海岸	天草市五和町二江 ～	10	越波	積み土俵
小 計				24 箇所		6,870		
天草地域振興局 計				33 箇所		11,140		
総 計				52 箇所		42,989		

I-1 県知事管理区間

⑦ 重要水防箇所一覧表〔水門の部〕

所管	名称	河川名 海岸名	地先名	管理者	危険状況	水防工法	
熊本	除川水門	除川	熊本市南区皇口町	熊本農政事務所	浸水		
熊本	千間江湖水門	千間江湖	熊本市南区海路口町	熊本土木事務所	浸水		
熊本	碓江堰	浜戸川	熊本市南区富合町	宇土八水土地改良区	浸水	積み土のう工	
熊本	杉島堰	緑川	熊本市南区富合町	宇土八水土地改良区	浸水	積み土のう工	
熊本	丹生宮堰	緑川	熊本市南区城南町	宇土八水土地改良区	浸水	積み土のう工	
熊本	築地堰	緑川	熊本市南区城南町	杉上土地改良区	浸水	積み土のう工	
熊本土木事務所 計		6 箇所					
宇城	長崎樋門	長崎川	宇城市不知火町	熊本県	浸水	積み土のう工	
宇城	郡浦川水門	郡浦川	宇城市三角町	熊本県	浸水	積み土のう工	
宇城	網津川防潮水門	網津川	宇土市住吉町	熊本県	浸水	積み土のう工	
宇城	網津川樋門	網津川	宇土市住吉町	熊本県	浸水	積み土のう工	
宇城	港川水門	大野川	宇城市松橋町	熊本県	浸水	積み土のう工	
宇城	手場1号樋門	手場海岸	宇城市三角町	熊本県	浸水	積み土のう工	
宇城	金桁川樋門	金桁海岸	宇城市三角町金桁	熊本県	浸水	積み土のう工	
宇城	新地1号樋門	新地海岸	宇城市三角町前越	熊本県	浸水	積み土のう工	
宇城	新地4号樋門	新地海岸	宇城市三角町前越	熊本県	浸水	積み土のう工	
宇城地域振興局 計		9 箇所					
玉名	菜切樋門	菜切川	長洲町清源寺	熊本県	浸水	積み土のう工	
玉名	平成水門	浦川	長洲町長洲	熊本県	浸水	積み土のう工	
玉名	宮崎水門	宮崎川	長洲町清源寺	熊本県	浸水	積み土のう工	
玉名	西塘海岸水門	長洲港海岸	長洲町清源寺	長洲町	浸水	積み土のう工	
玉名地域振興局 計		4 箇所					
鹿本	小柳水門	千田川	山鹿市鹿本町小柳	熊本県	流木による		
鹿本	千田水門	千田川	山鹿市鹿本町小柳	鹿本町	流木による		
鹿本地域振興局 計		2 箇所					
八代	十二枚戸堰	水無川	八代市千丁町古閑出	八代市	浸水		
八代	大島堰	大島川	八代市大島	熊本県	浸水		
八代	明治新田水門	明治新田海岸	八代市日奈久新開町	熊本県	浸水		
八代	野崎樋門	野崎海岸	八代市鏡町野崎	熊本県	浸水		
八代	野崎北樋門	野崎海岸	八代市鏡町野崎	熊本県	浸水		
八代	鏡川水門	鏡川	八代市鏡町横江	熊本県	浸水		
八代地域振興局 計		6 箇所					

I-1 県知事管理区間

⑦ 重要水防箇所一覧表〔水門の部〕

所管	名称	河川名 海岸名	地 先 名	管理者	危険状況	水防工法
芦北	赤松川樋門	赤松川	芦北町田浦	熊本県	浸水	
芦北	西割中樋門(大)、(小)	佐敷海岸	芦北町計石	芦北町	浸水	積み土のうエ
芦北	平生樋門	佐敷海岸	芦北町女島	芦北町	浸水	積み土のうエ
芦北	古川海岸樋門	古川海岸	津奈木町岩城	津奈木町	浸水	積み土のうエ
芦北	小津奈木樋門	男島海岸	津奈木町岩城	津奈木町	浸水	積み土のうエ
芦北	南樋門	男島海岸	津奈木町岩城	津奈木町	浸水	積み土のうエ
芦北	北樋門	男島海岸	津奈木町岩城	津奈木町	浸水	積み土のうエ
芦北	大迫樋門	大迫海岸	水俣市大迫字浜田	水俣市	浸水	積み土のうエ
芦北地域振興局 計		8 箇所				
球磨	二条排水樋門	山田川	人吉市上青井町	熊本県		
球磨	駒井田第二排水樋管	山田川	人吉市駒井田町	熊本県		
球磨地域振興局 計		2 箇所				
天草	楠甫川防潮水門	楠甫川	天草市有明町楠甫	熊本県	浸水	
天草	荒新開海岸水門	荒新開海岸	天草市新和町小宮地	熊本県	浸水	
天草	中田川入江水門	中田川	天草市新和町中田	熊本県	浸水	
天草	中田川入江樋門	中田川	天草市新和町中田	熊本県	浸水	
天草	知十樋門	教良木川	上天草市松島町今泉	越喜瀬管理者組合	浸水	
天草	今泉樋門	今泉川	上天草市松島町今泉	熊本県	浸水	
天草地域振興局 計		6 箇所				
総 計		43 箇所				

I-1 県知事管理区間

⑧ 重要水防箇所一覧表〔道路の部〕

番号	所管	路線名	地 先 名	延長(m)	危険状況	水防工法
1	宇城	国道266号	宇城市三角町中村 ~	300	冠水	積み土俵
宇城地域振興局 計			1 箇所	300		
1	玉名	玉名立花線	玉名市河崎 ~	400	冠水	遮断
2	玉名	竈門菰田山鹿線	和水町菰田 ~	200	冠水	遮断
3	玉名	和仁菊水線	和水町大屋 ~	200	冠水	遮断
4	玉名	玉名立花線	和水町内田 ~	100	冠水	遮断
5	玉名	長洲玉名線	長洲町塩屋 ~	200	冠水	遮断
6	玉名	大浜小天線	玉名市天水町小天 ~	350	冠水	遮断
玉名地域振興局 計			6 箇所	1,450		
1	鹿本	国道443号	山鹿市石 ~ 鍋田	700	冠水	
2	鹿本	和仁山鹿線	山鹿市石 ~	1,100	冠水	
鹿本地域振興局 計			2 箇所	1,800		
1	阿蘇	南小国波野線	南小国町満願寺 ~ (志津中バス停上下流)	1,400	洗掘冠水	遮断
2	阿蘇	南小国波野線	産山村杖木原 ~ (杖木原地区公民館付近)	100	冠水	積み土のう工
阿蘇地域振興局 計			2 箇所	1,500		
1	上益城	国道266号	嘉島町鯉 ~	400	路面冠水	
2	上益城	六嘉秋津新町線	嘉島町下六嘉 ~	200	路面冠水	
3	上益城	六嘉秋津新町線	嘉島町上六嘉 ~	100	路面冠水	
4	上益城	小池竜田線	益城町東無田 ~	800	路面冠水	
5	上益城	益城菊陽線	益城町惣領 ~	1,000	路面冠水	
6	上益城	熊本益城大津線	益城町広崎 ~	200	路面冠水	
7	上益城	清和砥用線	山都町菅 ~	50	洗掘	
上益城地域振興局 計			7 箇所	2,750		
1	八代	国道219号	八代市坂本町原女木 ~ 瀬高	500	冠水	遮断
2	八代	国道219号	八代市坂本町合志野 ~	400	冠水	遮断
3	八代	国道219号	八代市坂本町洪利 ~ 破木	700	冠水	遮断
4	八代	坂本人吉線	八代市坂本町坂本 ~	200	冠水	遮断
5	八代	中津道八代線	八代市坂本町中津道 ~	300	洗掘	木流し工
6	八代	郡築横手線	八代市郡築11番町 ~	1,000	冠水	遮断
7	八代	坂本人吉線	八代市坂本町古屋敷 ~ 稲入	1,500	冠水	遮断
8	八代	国道219号	八代市豊原上町	200	冠水	遮断
9	八代	中津道八代線	八代市古麓町	100	冠水	遮断
10	八代	中津道八代線	八代市坂本町川口	100	冠水	遮断
11	八代	中津道八代線	八代市坂本町中谷	200	冠水	遮断
八代地域振興局 計			11 箇所	5,200		
1	芦北	一勝地神瀬線	芦北町漆口 ~	200	冠水	遮断
2	芦北	一勝地神瀬線	芦北町小口 ~	300	冠水	遮断
3	芦北	球磨田浦線	芦北町簸瀬 ~ 市居原	2,000	冠水	遮断
4	芦北	球磨田浦線	芦北町簸瀬 ~	300	冠水	遮断
5	芦北	古石天月線	芦北町漆口 ~	200	冠水	遮断
芦北地域振興局 計			5 箇所	3,000		
1	球磨	坂本人吉線	人吉市瓦屋町 ~	200	冠水	ポンプ排水
2	球磨	国道445号	相良村雨宮 ~	800	冠水	積み土俵
3	球磨	国道445号	相良村湯取野 ~	300	冠水	積み土俵
4	球磨	坂本人吉線	山江村淡島 ~	300	冠水	積み土俵

I-1 県知事管理区間

⑧ 重要水防箇所一覧表〔道路の部〕

番号	所管	路線名	地 先 名	延長(m)	危険状況	水防工法
5	球磨	国道219号	球磨村楮木 ~ 大瀬	9,800	洗掘	木流し工
6	球磨	国道219号	球磨村中園 ~ 舟戸	4,000	洗掘	木流し工
7	球磨	国道219号	球磨村松本 ~ 田頭	3,400	洗掘	木流し工
8	球磨	国道219号	球磨村簸瀬 ~	800	洗掘冠水	積み土俵
9	球磨	国道219号	球磨村渡 ~	500	冠水	ポンプ排水
10	球磨	人吉水俣線	球磨村一勝地 ~	1,850	冠水	積み土俵
11	球磨	人吉水俣線	球磨村那良口 ~	1,000	冠水	積み土俵
12	球磨	高沢一勝地線	球磨村田頭 ~	200	冠水	積み土俵
13	球磨	一勝地神瀬線	球磨村一勝地 ~ 大阪間	2,920	冠水	積み土俵
14	球磨	遠原渡線	球磨村茶屋 ~	200	冠水	ポンプ排水
球磨地域振興局 計			14 箇所	26,270		
1	天草	国道324号	天草市有明町蛤 ~	200	冠水	遮断
2	天草	国道266号	上天草市大矢野町江後	100	冠水	遮断
3	天草	国道324号	上天草市松島町知十	100	冠水	遮断
4	天草	本渡牛深線	天草市新和町小宮地 ~	400	冠水	遮断
5	天草	本渡牛深線	天草市深海町浅海 ~	200	冠水	遮断
6	天草	本渡五和線	天草市五和町二江 ~	200	冠水	遮断
7	天草	国道266号	天草市河浦町白木河内 ~	600	冠水	遮断
8	天草	国道389号	天草市河浦町白木河内 ~	200	冠水	遮断
9	天草	牛深天草線	天草市河浦町一町田 ~	200	冠水	遮断
10	天草	国道324号	上天草市松島町今泉 ~	200	冠水	遮断
11	天草	教良木知十港線	上天草市松島町知十 ~	300	冠水	遮断
12	天草	教良木知十港線	上天草市松島町後山 ~	200	冠水	遮断
13	天草	国道266号	上天草市大矢野町上 ~	200	冠水	遮断
天草地域振興局 計			13 箇所	3,100		
総 計			61 箇所	45,370		

I-1 県知事管理区間

⑨ 重要水防施設一覧表〔ダム・水門・堰の部〕

名 称	河川名	位 置	所管振興局名	管 理 者	操 作
加勢川水門	加勢川	熊本市南区元三町4丁目	熊本	国交省熊本河川国道事務所	緑川逆流閉塞
新加勢川水門	〃	〃	〃	〃	気象注意報で解放(野田塚)
中無田水門	〃	熊本市南区中無田町	〃	〃	緑川逆水入始緑川側扉 粗と同時に閉塞
六間堰	〃	熊本市南区美登里町	〃	天明土地改良区理事長	気象注意報で解放
松の木堰	天明新川	熊本市南区奥古閑町	〃	天明新川土地改良区理事長	〃
三本松堰	白川	熊本市南区上ノ郷1丁目	〃	三本松土地改良区理事長	JR鹿児島本線白川橋上流
十八口堰	〃	熊本市南区薄場町	〃	十八口土地改良区理事長	気象注意報で解放
渡鹿堰	〃	熊本中央区渡鹿6丁目	〃	渡鹿堰土地改良区理事長	〃
石塘堰	坪井川	熊本市西区二本木一丁目	〃	石塘堰樋土地改良区理事長	自動転倒
杉島堰	緑川	熊本市南区富合町	〃	宇土八水土地改良区理事長	水位30cm上昇につき自動開扉
碓江堰	浜戸川	熊本市南区富合町	〃	宇土八水土地改良区理事長	気象注意報で解放、JR鹿児島本線 浜戸川橋上流
築地堰	緑川	熊本市南区城南町	〃	杉上土地改良区理事長	
丹生宮堰	〃	熊本市南区城南町	〃	宇土八水土地改良区理事長	丹生宮堰閉堰
島田堰	浜戸川	熊本市南区城南町	〃	緑川南部土地改良区理事長	自動転倒
木原・六田統合堰	〃	熊本市南区城南町	〃	木原・六田統合堰管理組合	自動転倒
網津川樋門	網津川	宇土市	宇城	宇城地域振興局土木部長	
長崎樋門	長崎川	宇城市不知火町	宇城	宇城地域振興局土木部長	気象注意報で解放
港川水門	大野川	宇城市松橋町	宇城	宇城地域振興局土木部長	操作規程による
緑川ダム	緑川	下益城郡美里町	宇城	国交省緑川ダム管理所	〃
石打ダム	八柳川	宇城市三角町	宇城	宇城地域振興局土木部長	〃
竜門ダム	迫間川	菊池市竜門	菊池	国交省竜門ダム管理所	〃
黒川第一水門	黒川	阿蘇市	阿蘇	九電黒川第一発電所長	気象注意報で解放
天君ダム	矢形川	上益城郡御船町	上益城	天君ダム管理所	操作規程による
球磨川堰	球磨川	八代市高下東町	八代	国交省八代河川国道事務所	〃
新前川堰	球磨川	〃 末広町	〃	〃	〃
五木川ダム	川辺川	〃 泉町椎原	〃	九電五木川発電所長	操作規程による
氷川ダム	氷川	〃 泉町	〃	熊本県氷川ダム管理所	〃
瀬戸石ダム	球磨川	球磨郡球磨村	球磨	電源開発瀬戸石発電所長	〃
市房ダム	球磨川	球磨郡水上村	〃	熊本県市房ダム管理所長	〃
白水滝ダム	白水滝川	球磨郡水上村	〃	九電白水滝発電所長	〃
教良木ダム	祝口川	上天草市松島町	天草	教良木土地改良区理事長	〃
楠浦ダム	方原川	天草市楠浦町	〃	本渡土地改良区理事長	〃
志岐ダム	志岐川	天草郡苓北町	〃	苓北町土地改良区理事長	〃
亀川ダム	亀川	天草市栢宇土町	〃	天草広域本部土木部長	〃
上津浦ダム	上津浦川	〃 有明町	〃	〃	〃
路木ダム	路木川	〃 河浦町	〃	〃	〃
合 計		36箇所			

I-1 県知事管理区間

⑩重要水防施設一覧表〔陸閘の部〕

名 称	河川海岸名	位 置	所管振 興局名	管 理 者	操 作
1号陸閘	鷺の浦海岸	上天草市大矢野町維和	天草	天草広域本部土木部長	土嚢で常時閉鎖
3号陸閘	新開海岸	上天草市大矢野町中	天草	天草広域本部土木部長	木板で常時閉鎖
4号陸閘	〃	〃	天草	天草広域本部土木部長	木板で常時閉鎖
1号陸閘	砂月海岸	天草市牛深町砂月	天草	天草広域本部土木部長	木板で常時閉鎖
陸閘(左岸0k050)他7箇所	関川	荒尾市下井出	玉名	玉名地域振興局土木部長	スイングゲート・角落しで常時閉鎖
陸閘(右岸0k20)他6箇所	唐人川	玉名市横島町横島	玉名	玉名地域振興局土木部長	スイングゲート・スライドゲート・角落しで常時閉鎖
陸閘(2k710)他21箇所	八間川	八代郡氷川町網道	県南	県南広域本部土木部長	木板で常時閉鎖
陸閘(0k050)他33箇所	鏡川	八代市鏡町鏡	県南	県南広域本部土木部長	木板で常時閉鎖
合 計		8箇所			

I-1 県知事管理区間

①要水防施設一覧表〔排水機場の部〕

名 称	河川名	位 置	所管振興局名	管 理 者	操 作
五丁川排水機場	五丁川	宇城市松橋町御船	宇城	宇城地域振興局土木部長	
荒瀬排水機場	吉田川	熊本県山鹿市大字石	鹿本	鹿本地域振興局土木部長	
泥川排水機場	坪井川	熊本県中央区熊本市坪井	熊本	県央広域本部土木部長	
黒崎排水機場	赤松川	芦北町大字田浦黒崎	芦北	芦北地域振興局土木部長	
港川排水機場	浅井手川	宇城市不知火町高良	宇城	宇城地域振興局土木部長	
画図第二排水機場	木部川	熊本県熊本市南区御幸木部	熊本	県央広域本部土木部長	
花立排水機場	堀川	熊本県菊池郡菊陽町津久礼	熊本	県央広域本部土木部長	
壺川排水機場	坪井川	熊本県熊本市中央区壺川	熊本	県央広域本部土木部長	
小川排水機場	小川	熊本県球磨郡球磨村	球磨	球磨地域振興局土木部長	
合 計		9箇所			

〔 国土交通大臣管理区間 〕

I-2 国土交通省管理分
① 河川危険度評定基準

種別	重 要 度		
	A : 水防上最も重要な区間	B : 水防上重要な区間	要注意区間
越水 (溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)が現況の堤防高を越える箇所	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)と現況の堤防高との差が、堤防の計画余裕高に満たない箇所	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、類似の変状が繰り返して生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障が生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障が生じていないが、進行性がある基礎漏水に関する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	

I-2 国土交通省管理分
① 河川危険度評定基準

種別	重 要 度			要注意区間
	A : 水防上最も重要な区間	B : 水防上重要な区間		
水衝掘洗	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ、一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所		
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)以下となる箇所	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所		
工事施工				出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所
新堤防破壊旧川跡				新堤防で築造後3年以内の箇所。破堤跡又は旧川跡の箇所
陸 閘				陸閘が設置されている箇所

I-2 国土交通省管理分

② 水防時に特に重点的に巡視すべき区間

水防時に特に重点的に巡視すべき区間の指定基準は、下記のとおりである。

- 1 重要水防箇所に計上されている区間
- 2 水防時に水防工法が施工可能な区間
- 3 無堤並びに弱小堤区間で、背後地に市街部（家屋隣接）を持ち、避難誘導のための巡視が必要な区間
- 4 浸水常習区間で避難誘導のための巡視が必要な区間

I - 2 国土交通省管理分
③ 重要水防箇所集計表

所轄	水系名	直轄管理 区間延長 (m)	重要水防 箇所延長 (m)	危険度										重点区間		
				A		B		要注意		計		堤防		堤防 延長(m)	構造物 箇所	
				堤防 箇所	延長(m)	堤防 箇所	延長(m)	堤防 箇所	延長(m)	堤防 箇所	延長(m)	堤防 箇所	延長(m)			
熊本 河川国道 事務所	白川	右岸	16,990	12,983	3	3,180	16	8,520	2	1,283	21	12,983	0	0		
		左岸	17,464	11,215	4	3,300	13	7,285	2	630	19	11,215	1	57		
	計	34,454	24,198	7	6,480	29	15,805	4	1,913	40	24,198	1	57	0		
	緑川	右岸	53,755	39,162	13	3,700	60	32,605	10	2,857	83	39,162	3	900		
		左岸	45,869	34,917	15	5,095	41	27,740	7	2,082	63	34,917	1	500		
	計	99,624	74,079	28	8,795	101	60,345	17	4,939	15	146	74,079	4	1,400	0	
八代 河川国道 事務所	球磨川	-	-	11	2,844	24	9,677	11	1,160	46	13,681	7	1,463			
	水系	-	-	5	2,161	26	8,210	17	3,850	48	14,221	4	1,381			
	計	100,300	27,902	16	5,005	50	17,887	28	5,010	94	27,902	11	2,844	0		
菊池川 河川	右岸	69,850	29,073	1	1,000	49	26,700	12	1,373	62	29,073	3	600			
	左岸	61,560	28,563	6	1,200	47	22,600	23	4,763	76	28,563	4	800			
	計	131,410	57,636	7	2,200	96	49,300	20	6,136	138	57,636	7	1,400	0		
筑後川 河川 事務所	右岸	1,500	325	4	325	0	0	0	0	4	325	0	0			
	左岸	1,500	225	3	225	0	0	0	0	3	225	0	0			
	計	3,000	550	7	550	0	0	0	0	7	550	0	0	0		
合計	右岸	142,095	95,224	32	11,049	149	77,502	35	6,673	216	95,224	13	2,963			
	左岸	126,393	89,141	33	11,981	127	65,835	49	11,325	209	89,141	10	2,738			
	計	368,788	184,365	65	23,030	276	143,337	84	17,998	425	184,365	23	5,701	0		

重要水防箇所一覧表(A)

【堤防】							【白川水系】	
番号	県名	河川名	地先名	左・右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1	熊本県	白川	熊本市 南区 上ノ郷二丁目	左岸	7.900 ~ 8.100	200	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張
2	"	"	熊本市 南区 近見一丁目 熊本市 南区 平田一丁目 熊本市 南区 平田一丁目	左岸	8.300 ~ 8.700	400	堤防高(流下能力)が低く溢水及び護岸部洗掘の恐れあり。 (越水 A)(洗掘 B)	土のう積・シート張・捨石
3	"	"	熊本市 中央区 本山一丁目 熊本市 西区 蓮台寺三丁目	左岸	8.700 ~ 11.200	2,500	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張
4	"	"	熊本市 西区 二本木一丁目 熊本市 西区 春日一丁目	右岸	8.020 ~ 10.500	2,480	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張
5	"	"	熊本市 中央区 紺屋阿弥陀寺町	右岸	10.700 ~ 11.200	500	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張
6	"	"	熊本市 東区 渡鹿八丁目	左岸	16.900 ~ 17.100	200	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張
7	"	"	熊本市 中央区 黒髪六丁目	右岸	16.900 ~ 17.100	200	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張
計						7箇所	6,480	

重要水防箇所一覧表(A)

【工作物】								【白川水系】
番号	県名	河川名	地先名	左・右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1	熊本県	白川	熊本市 南区 薄場一丁目		7.850		白川橋梁 (桁下高不足)	
2	"	"	熊本市 西区 蓮台寺五丁目 熊本市 南区 平田一丁目		8.600		蓮台寺橋 (桁下高不足)	
3	"	"	熊本市 西区 蓮台寺二丁目 熊本市 中央区 十禅寺一丁目		9.440		第1白川橋梁 (桁下高不足)	
4	"	"	熊本市 西区 二本木四丁目 熊本市 中央区 世安町		10.000		新世安橋 (桁下高不足)	
5	"	"	熊本市 西区 二本木三丁目 熊本市 中央区 世安町		10.160		世安橋 (桁下高不足)	
6	"	"	熊本市 西区 二本木一丁目 熊本市 中央区 本山三丁目		10.600		白川橋 (桁下高不足)	
7	"	"	熊本市 西区 二本木一丁目 熊本市 中央区 本山一丁目		11.200		秦平橋 (桁下高不足)	
			熊本市 中央区 紺屋阿弥陀寺町				(桁下高不足)	
計						7箇所		

重要水防箇所一覧表(B)

【堤防】							【白川水系】	
番号	県名	河川名	地先名	左・右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1	熊本県	白川	熊本市 西区 小島下町	右岸	2.000 ~ 2.750	750	基礎地盤漏水の恐れあり。	土のう積・シート張
2	"	"	熊本市 西区 小島六丁目 熊本市 西区 中原町	左岸	2.840 ~ 3.100	260	(基礎地盤漏水 B) 余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張
3	"	"	熊本市 西区 小島上町	左岸	3.100 ~ 3.160	60	(越水 B) 余裕高(流下能力)が低く溢水及び護岸部洗掘の恐れあり。	土のう積・シート張・捨石
4	"	"	熊本市 西区 小島三丁目	右岸	3.200 ~ 3.350	150	基礎地盤漏水の恐れあり。	土のう積・シート張
5	"	"	熊本市 西区 小島上町	左岸	3.160 ~ 3.700	540	(基礎地盤漏水 B) 護岸部洗掘の恐れあり。	捨石
6	"	"	熊本市 西区 城山薬師二丁目	右岸	3.900 ~ 4.300	400	(基礎地盤漏水 B) 基礎地盤漏水の恐れあり。	土のう積・シート張
7	"	"	熊本市 南区 今町	左岸	4.500 ~ 4.600	100	基礎地盤漏水及び護岸部洗掘の恐れあり。	土のう積・シート張・捨石
8	"	"	熊本市 南区 今町	左岸	4.600 ~ 4.900	300	(基礎地盤漏水 B)(洗掘 B) 護岸部洗掘の恐れあり。	捨石
9	"	"	熊本市 西区 城山半田三丁目	右岸	4.750 ~ 5.000	250	基礎地盤漏水の恐れあり。	土のう積・シート張
10	"	"	熊本市 南区 今町	左岸	4.900 ~ 5.100	200	余裕高(流下能力)が低く溢水及び護岸部洗掘の恐れあり。	土のう積・シート張・捨石
11	"	"	熊本市 西区 城山半田三丁目	右岸	5.000 ~ 5.200	200	基礎地盤漏水の恐れあり。	土のう積・シート張
12	"	"	熊本市 西区 城山半田三丁目	右岸	5.200 ~ 5.250	50	(基礎地盤漏水 B) 基礎地盤漏水の恐れあり。	土のう積・シート張
13	"	"	熊本市 西区 城山半田二丁目	右岸	6.300 ~ 8.020	1,720	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張
14	"	"	熊本市 西区 蓮台寺三丁目	左岸	7.725 ~ 7.900	175	(越水 B) 余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張
15	"	"	熊本市 南区 上ノ郷二丁目 熊本市 南区 上ノ郷二丁目	左岸	8.100 ~ 8.300	200	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張
16	"	"	熊本市 南区 近見一丁目 熊本市 西区 二本木一丁目	右岸	10.500 ~ 10.700	200	(越水 B) 余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張
17	"	"	熊本市 西区 春日一丁目 熊本市 中央区 本山二丁目	左岸	11.200 ~ 14.900	3,700	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張
18	"	"	熊本市 中央区 大江一丁目 熊本市 中央区 紺屋阿弥陀寺町	右岸	11.200 ~ 11.700	500	(越水 B) 余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張
19	"	"	熊本市 中央区 松原町 熊本市 中央区 紺屋今町	右岸	11.900 ~ 13.875	1,975	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張
20	"	"	熊本市 中央区 井川淵町 熊本市 中央区 井川淵町	右岸	13.925 ~ 14.300	375	(越水 B) 余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張
21	"	"	熊本市 中央区 東子飼町 熊本市 中央区 東子飼町	右岸	14.300 ~ 14.700	400	余裕高(流下能力)が低く溢水及び護岸部洗掘の恐れあり。	土のう積・シート張・捨石
22	"	"	熊本市 中央区 黒髪二丁目	左岸	14.900 ~ 15.300	400	(越水 B)(洗掘 B) 余裕高(流下能力)が低く溢水及び護岸部洗掘の恐れあり。	土のう積・シート張・捨石
23	"	"	熊本市 中央区 黒髪二丁目	右岸	14.700 ~ 15.500	800	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張
24	"	"	熊本市 中央区 大江一丁目 熊本市 中央区 渡鹿五丁目	左岸	15.300 ~ 15.650	350	(越水 B) 余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張
25	"	"	熊本市 中央区 渡鹿六丁目	左岸	15.900 ~ 16.700	800	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張
26	"	"	熊本市 中央区 黒髪五丁目 熊本市 中央区 黒髪六丁目	右岸	15.950 ~ 16.200	250	(越水 B) 余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張
27	"	"	熊本市 中央区 黒髪五丁目 熊本市 中央区 黒髪六丁目	右岸	16.400 ~ 16.700	300	(越水 B) 余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張
28	"	"	熊本市 東区 渡鹿八丁目	左岸	17.100 ~ 17.300	200	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張
29	"	"	熊本市 中央区 黒髪六丁目	右岸	17.100 ~ 17.300	200	(越水 B) 余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張
計						29箇所	15,805	

I-2-④ 重要水防箇所一覧表(熊本河川国道事務所関係)

重要水防箇所一覧表(B)

【工作物】							【白川水系】	
番号	県名	河川名	地先名	左・右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1	熊本県	白川	熊本市 西区 小島六丁目		3.200		小島橋 (桁下高不足)	
2	"	"	熊本市 西区 城山半田二丁目		5.275		八城橋 (桁下高不足)	
3	"	"	熊本市 南区 今町		7.300		薄場橋	
4	"	"	熊本市 西区 新土河原一丁目		11.740		(桁下高不足)	
5	"	"	熊本市 中央区 本荘五丁目		12.300		長六橋 代継橋	
6	"	"	熊本市 中央区 新鍛冶屋町		12.500		(桁下高不足)	
7	"	"	熊本市 中央区 本荘一丁目		12.850		新代継橋 (桁下高不足)	
8	"	"	熊本市 中央区 九品寺一丁目		12.850		銀座橋 (桁下高不足)	
9	"	"	熊本市 中央区 中央街		13.040		安巳橋 (桁下高不足)	
10	"	"	熊本市 中央区 安政町		13.200		大甲橋 (桁下高不足)	
			熊本市 中央区 水道町		14.470		子飼橋 (桁下高不足)	
			熊本市 中央区 新屋敷二丁目					
			熊本市 中央区 東子飼町					
計					10箇所			

I-2-④ 重要水防箇所一覧表(熊本河川国道事務所関係)

重要水防箇所一覧表(要注意区間(堤防))

【堤防】							【白川水系】	
番号	県名	河川名	地先名	左・右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1	熊本県	白川	熊本市 西区 小島下町 熊本市 西区 小島六丁目	右岸	1,978~2,788	810	新堤防(令和5年度施工)	
2	"	"	熊本市 西区 中原町	左岸	2,210~2,600	390	新堤防(令和5年度施工)	
3	"	"	熊本市 西区 中原町	左岸	2,600~2,840	240	新堤防(令和6年度施工)	
4	"	"	熊本市 西区 小島六丁目 熊本市 西区 小島三丁目	右岸	2,788~3,261	473	新堤防(令和6年度施工)	
計					4箇所	1,913		

I-2-④ 重要水防箇所一覧表(熊本河川国道事務所関係)

重要水防箇所一覧表(要注意区間(工作物))

【工作物】								【白川水系】
番号	県名	河川名	地先名	左・右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1	熊本県	白川	熊本市中央区新屋敷1丁目地先	左岸	13.292	2.65	白川小学校前陸欄No.1	
2	熊本県	白川	熊本市中央区新屋敷1丁目地先	左岸	13.450	3.00	白川小学校前陸欄No.2	
計						2箇所		

重要水防箇所一覧表(重点区間)

【堤防】							【白川水系】	
番号	県名	河川名	地先名	左・右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1	熊本県	白川	熊本市中央区十禅寺二丁目 " 十禅寺一丁目	左岸	9.415 ~ 9.472	57	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水A)	土のう積・シート張
計						1箇所	57	

重要水防箇所一覧表(A)

【堤防】							【緑川水系】	
番号	県名	河川名	地先名	左・右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1	熊本県	緑川	熊本市 南区 富合町苅崎	左岸	4.000 ~ 4.200	200	堤防高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり (越水 A)(堤体漏水 B)	土のう積・シート張・くい
2	"	"	熊本市 南区 富合町杉島	右岸	7.000 ~ 7.400	400	堤防高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり。 (堤体漏水 B)(洗掘 A)	土のう積・シート張・くい・捨石
3	"	"	熊本市 南区 富合町杉島	右岸	7.400 ~ 7.600	200	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水、護岸部洗掘の恐れあり。 (越水 B)(堤体漏水 B)(洗掘 A)	土のう積・シート張・くい・捨石
4	"	"	熊本市 南区 富合町杉島	右岸	7.600 ~ 7.800	200	余裕高(流下能力)が低く溢水及び護岸部洗掘の恐れあり。 (越水 B)(洗掘 A)	土のう積・シート張・捨石
5	"	"	熊本市 南区 野田3丁目 熊本市 南区 城南町永	左岸	12.600 ~ 12.800	200	堤防高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり (越水 A)(堤体漏水 B)	土のう積・シート張・くい
6	"	"	熊本市 南区 城南町野 熊本市 南区 城南町築地	左岸	15.000 ~ 15.400	400	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水、護岸部洗掘の恐れあり。 (越水 B)(堤体漏水 B)(洗掘 A)	土のう積・シート張・くい・捨石
7	"	"	嘉島町 上島	右岸	15.000 ~ 15.200	200	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張
8	"	"	御船町 豊秋	右岸	15.400 ~ 15.800	400	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張
9	"	"	御船町 豊秋	右岸	15.800 ~ 15.850	50	堤防高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり (越水 A)(堤体漏水 B)	土のう積・シート張・くい
10	"	"	御船町 豊秋	右岸	15.850 ~ 16.000	150	堤防高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水、基礎地盤漏水の恐れあり。 (越水 A)(堤体漏水 B)(基礎地盤漏水 B)	土のう積・シート張・くい
11	"	"	熊本市 南区 城南町築地	左岸	16.000 ~ 16.200	200	堤防高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり (越水 A)(堤体漏水 B)	土のう積・シート張・くい
12	"	"	甲佐町 吉田	右岸	16.400 ~ 16.600	200	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張
13	"	"	熊本市 南区 城南町築地 熊本市 南区 城南町出水	左岸	16.200 ~ 16.800	600	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張
14	"	"	熊本市 南区 城南町出水	左岸	17.000 ~ 17.200	200	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張
15	"	"	甲佐町 津志田 甲佐町 麻生原	左岸	22.200 ~ 22.600	400	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張
16	"	"	甲佐町 古閑(甲佐町船津古閑)	左岸	23.800 ~ 24.075	275	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張
17	"	"	甲佐町 船津	左岸	25.000 ~ 25.200	200	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張
18	"	"	美里町 高木(美里町中郡高木)	左岸	25.800 ~ 26.120	320	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張
19	"	"	甲佐町 上豊内(甲佐町豊内上豊)	右岸	28.600 ~ 28.800	200	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張
20	"	"	甲佐町 東寒野	左岸	28.800 ~ 29.000	200	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張
21	"	"	甲佐町 東寒野	左岸	29.200 ~ 29.400	200	護岸部洗掘の恐れあり。 (洗掘 A)	捨石
22	"	"	甲佐町 上揚	右岸	29.800 ~ 30.000	200	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張
23	"	加勢川	熊本市 南区 中無田町	右岸	2.600 ~ 2.800	200	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張
24	"	"	熊本市 東区 画図町大字下無田	右岸	9.800 ~ 10.200	400	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張
25	"	"	熊本市 東区 画図町大字下無田 嘉島町 鯨	左岸	10.400 ~ 11.500	1,100	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張
26	"	"	熊本市 東区 画図町大字下無田	右岸	10.600 ~ 11.500	900	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張
27	"	御船川	嘉島町 上島	左岸	0.000 ~ 0.200	200	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張
28	"	"	嘉島町 上島 御船町 豊秋	左岸	0.600 ~ 1.000	400	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張
計						28箇所	8,795	

重要水防箇所一覧表(A)

【緑川水系】

【工作物】								【緑川水系】
番号	県名	河川名	地先名	左・右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1	熊本県	加勢川	熊本市 南区 川尻4丁目 熊本市 南区 川尻5丁目 熊本市 南区 川尻6丁目			3.830	新町橋 (桁下高不足)	
2	"	"	熊本市 南区 野田1丁目 熊本市 南区 野田2丁目 熊本市 南区 元三町3丁目			4.600	加勢川橋 (桁下高不足)	
3	"	"	嘉島町 犬淵			5.700	新川橋 (桁下高不足)	
4	"	"	熊本市 南区 御幸木部町			6.750	下居屋敷橋 (桁下高不足)	
5	"	"	嘉島町 下仲間 熊本市 南区 御幸木部町			7.400	下仲間橋 (桁下高不足)	
6	"	"	熊本市 南区 御幸木部町			8.150	水神橋 (桁下高不足)	
7	"	"	熊本市 南区 画図町大字下無田 嘉島町 鯨			9.750	中の瀬橋 (桁下高不足)	
8	"	御船川	御船町 小坂 御船町 小坂			3.000	小坂橋 (桁下高不足)	
9	"	緑川	宇土市 新開町	左岸		2.040	下新開排水樋管 (応急対策施設)	
10	"	"	熊本市 南区 富合町彦崎	左岸		4.085	彦崎排水樋管 (応急対策施設)	
11	"	"	熊本市 南区 富合町杉島	右岸		6.805	長江樋管 (応急対策施設)	
12	"	浜戸川	熊本市 南区 富合町碓江	左岸		5.175	碓江用水樋管 (応急対策施設)	
計						12箇所		

重要水防箇所一覧表(B)

【堤防】							【緑川水系】	
番号	県名	河川名	地先名	左・右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1	熊本県	緑川	熊本市 南区 川口町	右岸	0.900 ~ 0.944	44	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水B)	土のう積・シート張
2	"	"	熊本市 南区 川口町	右岸	1.248 ~ 1.750	502	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水B)	土のう積・シート張
3	"	"	熊本市 南区 川口町	右岸	1.925 ~ 1.950	25	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水B)	土のう積・シート張
4	"	"	熊本市 南区 川口町	右岸	3.050 ~ 3.225	175	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水B)	土のう積・シート張
5	"	"	熊本市 南区 川口町	右岸	3.675 ~ 3.800	125	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水B)	土のう積・シート張
6	"	"	宇土市 新開町	左岸	3.435 ~ 3.800	365	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水B)	土のう積・シート張
7	"	"	熊本市 南区 走湯町 熊本市 南区 川口町	右岸	3.941 ~ 4.800	859	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水B)	土のう積・シート張
8	"	"	熊本市 南区 美登里町	左岸	4.200 ~ 4.600	400	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり (越水B)(堤体漏水B)	土のう積・シート張・くい
9	"	"	熊本市 南区 富合町 杉崎	左岸	4.600 ~ 4.800	200	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水B)	土のう積・シート張
10	"	"	熊本市 南区 富合町 杉崎 熊本市 南区 富合町 富合町小岩	左岸	4.800 ~ 6.600	1,800	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり (越水B)(堤体漏水B)	土のう積・シート張・くい
11	"	"	熊本市 南区 富合町 富合町小岩	左岸	6.600 ~ 6.700	100	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水B)	土のう積・シート張
12	"	"	熊本市 南区 富合町 杉島	右岸	6.800 ~ 7.000	200	堤体漏水の恐れあり。 (堤体漏水B)	土のう積・シート張・くい
13	"	"	熊本市 南区 富合町 杉島 熊本市 南区 富合町 上杉	左岸	7.300 ~ 7.900	600	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水B)	土のう積・シート張
14	"	"	熊本市 南区 野田3丁目	右岸	7.800 ~ 8.000	200	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水B)	土のう積・シート張
15	"	"	熊本市 南区 富合町 上杉 熊本市 南区 城南町 丹生宮 熊本市 南区 野田3丁目	左岸	8.100 ~ 11.500	3,400	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水B)	土のう積・シート張
16	"	"	熊本市 南区 元三町 4丁目 熊本市 南区 元三町 4丁目	右岸	8.200 ~ 9.400	1,200	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水B)	土のう積・シート張
17	"	"	嘉島町 犬淵	右岸	9.400 ~ 10.200	800	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり (越水B)(堤体漏水B)	土のう積・シート張・くい
18	熊本県	緑川	嘉島町 犬淵	右岸	10.200 ~ 10.400	200	堤体漏水の恐れあり。 (堤体漏水B)	土のう積・シート張・くい
19	"	"	嘉島町 犬淵 嘉島町 下仲間	右岸	10.400 ~ 11.000	600	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり (越水B)(堤体漏水B)	土のう積・シート張・くい
20	"	"	嘉島町 下仲間	右岸	11.000 ~ 11.600	600	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水、基礎地盤漏水の恐れあり。 (越水B)(堤体漏水B)(基礎地盤漏水B)	土のう積・シート張・くい
21	"	"	熊本市 南区 城南町 永	左岸	11.800 ~ 12.200	400	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水B)	土のう積・シート張
22	"	"	嘉島町 下仲間 嘉島町 上仲間	右岸	11.800 ~ 12.400	600	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり (越水B)(堤体漏水B)	土のう積・シート張・くい
23	"	"	熊本市 南区 城南町 永	左岸	12.200 ~ 12.600	400	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり (越水B)(堤体漏水B)	土のう積・シート張・くい
24	"	"	嘉島町 上仲間	右岸	12.400 ~ 12.600	200	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水B)	土のう積・シート張
25	"	"	嘉島町 上仲間	右岸	12.600 ~ 13.000	400	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり (越水B)(堤体漏水B)	土のう積・シート張・くい
26	"	"	熊本市 南区 城南町 千町 嘉島町 上仲間	左岸	12.800 ~ 14.100	1,300	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり (越水B)(堤体漏水B)	土のう積・シート張・くい
27	"	"	嘉島町 上島	右岸	13.000 ~ 13.600	600	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水B)	土のう積・シート張
28	"	"	嘉島町 上島	右岸	13.800 ~ 15.000	1,200	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水B)	土のう積・シート張
29	"	"	熊本市 南区 城南町 千町 熊本市 南区 城南町 坂野	左岸	14.100 ~ 15.000	900	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水、基礎地盤漏水の恐れあり。 (越水B)(堤体漏水B)(基礎地盤漏水B)	土のう積・シート張・くい
30	"	"	熊本市 南区 城南町 築地	左岸	15.400 ~ 15.800	400	堤体漏水の恐れあり。 (堤体漏水B)	土のう積・シート張・くい
31	"	"	熊本市 南区 城南町 築地	左岸	15.800 ~ 16.000	200	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり (越水B)(堤体漏水B)	土のう積・シート張・くい
32	"	"	御船町 豊秋	右岸	16.000 ~ 16.200	200	堤体漏水及び基礎地盤漏水の恐れあり。 (堤体漏水B)(基礎地盤漏水B)	土のう積・シート張・くい
33	"	"	御船町 豊秋 甲佐町 吉田	右岸	16.200 ~ 16.400	200	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり (越水B)(堤体漏水B)	土のう積・シート張・くい
34	"	"	甲佐町 吉田	右岸	16.600 ~ 17.200	600	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水B)	土のう積・シート張
35	"	"	熊本市 南区 城南町 出水	左岸	16.800 ~ 17.000	200	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水B)	土のう積・シート張
36	熊本県	緑川	熊本市 南区 城南町 出水	左岸	17.200 ~ 17.300	100	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水B)	土のう積・シート張
37	"	"	熊本市 南区 城南町 出水 甲佐町 府領	左岸	17.300 ~ 17.400	100	余裕高(流下能力)が低く溢水及び基礎地盤漏水の恐れあり。 (越水B)(基礎地盤漏水B)	土のう積・シート張
38	"	"	甲佐町 府領	左岸	17.400 ~ 17.600	200	基礎地盤漏水の恐れあり。 (基礎地盤漏水B)	土のう積・シート張
39	"	"	甲佐町 府領 甲佐町 田口	左岸	17.600 ~ 18.900	1,300	堤体漏水及び基礎地盤漏水の恐れあり。 (堤体漏水B)(基礎地盤漏水B)	土のう積・シート張・くい
40	"	"	甲佐町 田口	左岸	18.900 ~ 19.000	100	堤体漏水の恐れあり。 (堤体漏水B)	土のう積・シート張・くい

重要水防箇所一覧表(Ｂ)

【堤防】							【緑川水系】	
番号	県名	河川名	地先名	左・右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
41	"	"	甲佐町 白旗	右岸	19.400 ~ 19.600	200	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水B)	土のう積・シート張
42	"	"	甲佐町 白旗	右岸	19.600 ~ 20.000	400	堤体漏水の恐れあり。 (堤体漏水B)	土のう積・シート張・くい
43	"	"	甲佐町 田口 甲佐町 津志田	左岸	20.000 ~ 20.200	200	堤体漏水の恐れあり。 (堤体漏水B)	土のう積・シート張・くい
44	"	"	甲佐町 糸田	右岸	20.400 ~ 20.800	400	堤体漏水及び基礎地盤漏水の恐れあり。 (堤体漏水B)(基礎地盤漏水B)	土のう積・シート張・くい
45	"	"	甲佐町 津志田	左岸	20.600 ~ 21.600	1,000	堤体漏水の恐れあり。 (堤体漏水B)	土のう積・シート張・くい
46	"	"	甲佐町 糸田	右岸	20.800 ~ 21.000	200	堤体漏水の恐れあり。 (堤体漏水B)	土のう積・シート張・くい
47	"	"	甲佐町 糸田	右岸	21.300 ~ 22.000	700	堤体漏水及び基礎地盤漏水の恐れあり。 (堤体漏水B)(基礎地盤漏水B)	土のう積・シート張・くい
48	"	"	甲佐町 津志田	左岸	21.800 ~ 22.200	400	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水B)	土のう積・シート張
49	"	"	甲佐町 糸田	右岸	22.000 ~ 22.200	200	堤体漏水の恐れあり。 (堤体漏水B)	土のう積・シート張・くい
50	"	"	甲佐町 糸田 甲佐町 下横田	右岸	22.200 ~ 22.800	600	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり。 (越水B)(堤体漏水B)	土のう積・シート張・くい
51	"	"	甲佐町 麻生原 甲佐町 船津	左岸	22.600 ~ 23.400	800	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水B)	土のう積・シート張
52	"	"	甲佐町 下横田	右岸	22.800 ~ 23.000	200	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水B)	土のう積・シート張
53	"	"	甲佐町 船津 甲佐町 大町	右岸	23.600 ~ 25.200	1,600	堤体漏水の恐れあり。 (堤体漏水B)	土のう積・シート張・くい
54	熊本県	緑川	甲佐町 有安	左岸	24.075 ~ 24.200	125	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水B)	土のう積・シート張
55	"	"	甲佐町 仁田子	右岸	25.400 ~ 25.600	200	堤体漏水の恐れあり。 (堤体漏水B)	土のう積・シート張・くい
56	"	"	甲佐町 仁田子	右岸	25.800 ~ 26.000	200	堤体漏水の恐れあり。 (堤体漏水B)	土のう積・シート張・くい
57	"	"	甲佐町 緑町	右岸	27.200 ~ 27.400	200	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水B)	土のう積・シート張
58	"	"	甲佐町 豊内	右岸	28.200 ~ 28.400	200	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水B)	土のう積・シート張
59	"	"	甲佐町 上揚	右岸	29.400 ~ 29.600	200	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水B)	土のう積・シート張
60	熊本県	加勢川	熊本市 南区 美登里町	右岸	0.000 ~ 0.800	800	基礎地盤漏水の恐れあり。 (基礎地盤漏水B)	土のう積・シート張
61	"	"	熊本市 南区 美登里町 熊本市 南区 中無田町	右岸	0.800 ~ 1.950	1,150	堤体漏水及び基礎地盤漏水の恐れあり。 (堤体漏水B)(基礎地盤漏水B)	土のう積・シート張・くい
62	"	"	熊本市 南区 中無田町	右岸	1.950 ~ 2.000	50	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水、基礎地盤漏水の恐れあり。 (越水B)(堤体漏水B)(基礎地盤漏水B)	土のう積・シート張・くい
63	"	"	熊本市 南区 中無田町	右岸	2.000 ~ 2.600	600	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水B)	土のう積・シート張
64	"	"	熊本市 南区 川尻3丁目 熊本市 南区 川尻4丁目	右岸	2.800 ~ 3.400	600	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水B)	土のう積・シート張
65	"	"	熊本市 南区 川尻4丁目	右岸	3.400 ~ 3.600	200	余裕高(流下能力)が低く溢水及び護岸部洗掘の恐れあり。 (越水B)(洗掘B)	土のう積・シート張・塩石
66	"	"	熊本市 南区 川尻4丁目 熊本市 南区 川尻5丁目	右岸	3.600 ~ 4.000	400	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水B)	土のう積・シート張
67	"	"	熊本市 南区 富合町 杉島 熊本市 南区 元三町4丁目	左岸	3.800 ~ 4.600	800	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水B)	土のう積・シート張
68	"	"	熊本市 南区 川尻5丁目 熊本市 南区 元三町4丁目	右岸	4.000 ~ 4.600	600	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水、基礎地盤漏水の恐れあり。 (越水B)(堤体漏水B)(基礎地盤漏水B)	土のう積・シート張・くい
69	"	"	熊本市 南区 元三町4丁目	右岸	4.600 ~ 5.000	400	堤体漏水及び基礎地盤漏水の恐れあり。 (堤体漏水B)(基礎地盤漏水B)	土のう積・シート張・くい
70	"	"	熊本市 南区 元三町4丁目	左岸	4.800 ~ 5.000	200	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水B)	土のう積・シート張
71	"	"	熊本市 南区 元三町4丁目	右岸	5.000 ~ 5.400	400	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水、基礎地盤漏水の恐れあり。 (越水B)(堤体漏水B)(基礎地盤漏水B)	土のう積・シート張・くい
72	熊本県	加勢川	熊本市 南区 元三町4丁目 熊本市 南区 御幸木部町	右岸	5.400 ~ 6.200	800	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水B)	土のう積・シート張
73	"	"	熊本市 南区 元三町4丁目	左岸	5.200 ~ 6.200	1,000	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水B)	土のう積・シート張
74	"	"	嘉島町 犬淵 嘉島町 犬淵	左岸	6.400 ~ 10.400	4,000	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水B)	土のう積・シート張
75	"	"	東区 画図町 大字下無田 熊本市 南区 御幸木部町	右岸	6.400 ~ 9.800	3,400	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水B)	土のう積・シート張
76	"	"	画図町 大字下無田	右岸	10.200 ~ 10.600	400	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水B)	土のう積・シート張
77	熊本県	御船川	嘉島町 上島	右岸	0.000 ~ 0.600	600	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水B)	土のう積・シート張
78	"	"	御船町 小坂	左岸	2.600 ~ 3.400	800	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水B)	土のう積・シート張
79	"	"	御船町 小坂 御船町 滝川	右岸	3.400 ~ 3.600	200	堤体漏水及び基礎地盤漏水の恐れあり。 (堤体漏水B)(基礎地盤漏水B)	土のう積・シート張・くい
80	"	"	御船町 滝川 御船町 滝川	右岸	3.600 ~ 4.500	900	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水、基礎地盤漏水の恐れあり。 (越水B)(堤体漏水B)(基礎地盤漏水B)	土のう積・シート張・くい

重要水防箇所一覧表(Ｂ)

【堤防】							【緑川水系】	
番号	県名	河川名	地先名	左・右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
81	"	"	御船町 滝川	左岸	4.150 ~ 4.200	50	基礎地盤漏水の恐れあり。 (基礎地盤漏水B)	土のう積・シート張
82	"	"	御船町 滝川	左岸	4.200 ~ 4.500	300	余裕高(流下能力)が低く溢水及び基礎地盤漏水の恐れあり。 (越水B)(基礎地盤漏水B)	土のう積・シート張
83	"	"	御船町 滝川	左岸	4.500 ~ 6.600	2,100	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水B)	土のう積・シート張
84	"	"	御船町 辺田見 御船町 滝川	右岸	4.500 ~ 5.600	1,100	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水B)	土のう積・シート張
85	"	"	御船町 辺田見 御船町 辺田見	右岸	5.800 ~ 6.600	800	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水B)	土のう積・シート張
86	熊本県	浜戸川	宇土市 走潟町	右岸	1.025 ~ 2.800	1,775	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水B)	土のう積・シート張
87	"	"	宇土市 新開町 宇土市馬之瀬町	左岸	1.000 ~ 2.600	1,600	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水B)	土のう積・シート張
88	"	"	宇土市馬之瀬町 宇土市 走潟町	左岸	3.000 ~ 3.200	200	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水B)	土のう積・シート張
89	熊本県	浜戸川	宇土市 走潟町	右岸	3.000 ~ 3.600	600	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水B)	土のう積・シート張
90	"	"	宇土市 走潟町	左岸	3.400 ~ 3.600	200	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水B)	土のう積・シート張
91	"	"	宇土市 走潟町	右岸	3.600 ~ 3.750	150	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり (越水B)(堤体漏水B)	土のう積・シート張・くい
92	"	"	宇土市 走潟町 宇土市馬之瀬町	左岸	3.600 ~ 4.000	400	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり (越水B)(堤体漏水B)	土のう積・シート張・くい
93	"	"	宇土市 走潟町	右岸	3.750 ~ 3.800	50	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水、基礎地盤漏水の恐れあり。 (越水B)(堤体漏水B)(基礎地盤漏水B)	土のう積・シート張・くい
94	"	"	宇土市 走潟町	右岸	3.800 ~ 4.000	200	堤体漏水及び基礎地盤漏水の恐れあり。 (堤体漏水B)(基礎地盤漏水B)	土のう積・シート張・くい
95	"	"	宇土市馬之瀬町 宇土市 走潟町	左岸	4.000 ~ 4.200	200	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水B)	土のう積・シート張
96	"	"	熊本市 南区 富合町莎崎 宇土市馬之瀬町	右岸	4.000 ~ 5.200	1,200	堤体漏水の恐れあり。 (堤体漏水B)	土のう積・シート張・くい
97	"	"	熊本市 南区 富合町碓江	左岸	4.200 ~ 4.400	200	堤体漏水の恐れあり。 (堤体漏水B)	土のう積・シート張・くい
98	"	"	熊本市 南区 富合町碓江	左岸	4.400 ~ 4.600	200	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり (越水B)(堤体漏水B)	土のう積・シート張・くい
99	"	"	熊本市 南区 富合町碓江	左岸	4.600 ~ 5.000	400	堤体漏水の恐れあり。 (堤体漏水B)	土のう積・シート張・くい
100	"	"	熊本市 南区 富合町莎崎	右岸	5.200 ~ 5.400	200	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり (越水B)(堤体漏水B)	土のう積・シート張・くい
101	"	"	熊本市 南区 富合町碓江	左岸	5.300 ~ 5.400	100	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水B)	土のう積・シート張
計						101箇所 60,345		

重要水防箇所一覧表(B)

【緑川水系】

【工作物】									【緑川水系】
番号	県名	河川名	地先名	左・右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法	
1	熊本県	緑川	熊本市 南区 富合町杉島		7.100		緑川橋梁 (桁下高不足)		
2	"	"	熊本市 南区 富合町小岩瀬 熊本市 南区 富合町杉島		7.450		緑川橋 (桁下高不足)		
3	"	"	熊本市 南区 富合町小岩瀬 熊本市 南区 富合町釈迦堂		10.255		釈迦堂橋 (桁下高不足)		
4	"	"	嘉島町 犬淵 熊本市 南区 城南町永		11.600		城南橋 (桁下高不足)		
5	"	"	嘉島町 下仲間 嘉島町 上仲間		13.600		着町橋 (桁下高不足)		
6	"	"	熊本市 南区 城南町千町 甲佐町 有安		24.450		安津橋 (桁下高不足)		
7	"	"	甲佐町 有安 美里町 岩下		27.000		中甲橋 (桁下高不足)		
8	"	加勢川	熊本市 南区 富合町杉島 熊本市 南区 川尻3丁目 熊本市 南区 川尻4丁目		3.330		加勢川橋梁 (桁下高不足)		
9	"	"	熊本市 南区 御幸木部町		6.200		犬淵大橋 (桁下高不足)		
10	"	御船川	嘉島町 犬淵 嘉島町 上島		0.200		森崎橋 (桁下高不足)		
11	"	"	御船町 豊秋		1.950		八電橋 (桁下高不足)		
12	"	"	嘉島町 上六嘉 御船町 小坂		2.100		御船川橋 (桁下高不足)		
13	"	"	御船町 豊秋 御船町 滝川		4.000		マロディー橋 (桁下高不足)		
14	"	"	御船町 滝川		4.500		滝川橋 (桁下高不足)		
15	"	"	御船町 滝川		5.100		五層橋 (桁下高不足)		
16	"	"	御船町 滝川 御船町 御船		5.350		御船橋 (桁下高不足)		
17	"	"	御船町 御船		5.870		思い出橋 (桁下高不足)		
計					17箇所				

I-2-④ 重要水防箇所一覧表(熊本河川国道事務所関係)

重要水防箇所一覧表(要注意区間(堤防))

【緑川水系】

【堤防】								【緑川水系】
番号	県名	河川名	地先名	左・右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1	熊本県	緑川	宇土市 新開町	左岸	1.811~2.000	189	新堤防(令和5年度施工)	
2	"	"	宇土市 新開町	左岸	2.504~3.250	746	新堤防(令和6年度施工)	
3	"	"	宇土市 新開町	左岸	3.250~3.435	185	新堤防(令和7年度施工)	
4	"	"	熊本市 南区 川口町	右岸	0.921~1.250	329	新堤防(令和5年度施工)	
5	"	"	熊本市 南区 川口町	右岸	1.750~1.925	175	新堤防(令和6年度施工)	
6	"	"	熊本市 南区 川口町	右岸	1.950~2.150	200	新堤防(令和6年度施工)	
7	"	"	熊本市 南区 川口町	右岸	2.150~2.184	34	新堤防(令和5年度施工)	
8	"	"	熊本市 南区 川口町	右岸	2.190~2.400	210	新堤防(令和7年度施工)	
9	"	"	熊本市 南区 川口町	右岸	2.400~3.050	650	新堤防(令和6年度施工)	
10	"	"	熊本市 南区 川口町	右岸	3.225~3.675	450	新堤防(令和6年度施工)	
11	"	"	熊本市 南区 美登里町	右岸	4.615~4.750	135	新堤防(令和5年度施工)	
12	"	浜戸川	宇土市 新開町	左岸	0.000~0.050	50	新堤防(令和5年度施工)	
13	"	"	宇土市 新開町	左岸	0.050~0.525	475	新堤防(令和6年度施工)	
14	"	"	宇土市 新開町	左岸	0.525~0.772	247	新堤防(令和7年度施工)	
15	"	"	宇土市 新開町	左岸	0.810~1.000	190	新堤防(令和7年度施工)	
16	"	"	宇土市 走潟町	右岸	0.300~0.820	520	新堤防(令和6年度施工)	
17	"	"	宇土市 走潟町	右岸	0.871~1.025	154	新堤防(令和7年度施工)	
計					17箇所	4,939		

重要水防箇所一覧表(要注意区間(工作物))

【緑川水系】

【工作物】								【緑川水系】
番号	県名	河川名	地先名	左・右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1	熊本県	緑川	宇土市 網津町直築	左岸	0.400		網津陸門扉No.1	
2	"	"	" 網津町直築	左岸	0.505		網津陸門扉No.2	
3	"	"	" 網津町直築	左岸	0.570		網津陸門扉No.3	
4	"	"	" 笹原町	左岸	0.650		網津陸門扉No.4	
5	"	"	熊本市 南区 川口町	右岸	0.900		川口陸門扉No.1	
6	"	"	" " 川口町	右岸	1.270		川口陸門扉No.2	
7	"	"	" " 川口町	右岸	1.300		川口陸門扉No.3	
8	"	"	" " 川口町	右岸	1.550		川口陸門扉No.4	
9	"	"	" " 川口町	右岸	1.570		川口陸門扉No.5	
10	"	"	" " 川口町	右岸	1.650		川口陸門扉No.6	
11	"	加勢川	熊本市 南区 川尻3丁目	右岸	3.030		川尻陸門扉No.1	
12	"	"	" " 川尻3丁目	右岸	3.050		川尻陸門扉No.2	
13	"	"	" " 川尻3丁目	右岸	3.110		川尻陸門扉No.3	
14	"	"	" " 川尻3丁目	右岸	3.310		川尻陸門扉No.6	
15	"	"	" " 川尻4丁目	右岸	3.385		川尻陸門扉No.7	
計					15箇所			

重要水防箇所一覧表(重点区間)

【緑川水系】

【堤防】							【緑川水系】	
番号	県名	河川名	地先名	左・右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1	熊本県	緑川	御船町 増見鶴 (御船町豊秋増見鶴)	右岸	15.600 ~ 16.000	400	堤防高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水、基礎地盤漏水の恐れあり。 (越水A)(堤体漏水B)(基礎地盤漏水B)	土のう積・シート張・くい
2	"	加勢川	熊本市 画図町 (熊本市東区画図町下無田)	右岸	11.000 ~ 11.500	500	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水A)	土のう積・シート張
3	"	加勢川	嘉島町 鯨 (嘉島町鯨～嘉島町下六蓋)	左岸	11.000 ~ 11.500	500	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水A)	土のう積・シート張
計						3箇所	1.400	

重要水防区域一覧表 (A)

球磨川水系

番号	県名	河川名	地 先 名	左右岸 の区別	位 置	延長(m)	備 考	水防工法
1	熊本県	球磨川	八代市麦島東町	右岸	5k970		金剛・麦島用水路樋管	
2	熊本県	球磨川	八代市古麓町	右岸	8k275		古麓第一排水樋管	
3	熊本県	球磨川	八代市渡町	左岸	8k400		渡町排水樋管	
4	熊本県	球磨川	八代市豊原町	左岸	8k800		豊原用水樋管	
5	熊本県	球磨川	八代市坂本町古田	右岸	9k500		古田第一排水樋管	
6	熊本県	球磨川	八代市坂本町古田	右岸	9k650		古田第二排水樋管	
7	熊本県	球磨川	八代市坂本町古田	右岸	9k750		古田第三排水樋管	
8	熊本県	球磨川	八代市坂本町今泉下	左岸	10k100~10k300	210m	越水(溢水)A	
9	熊本県	球磨川	八代市坂本町小川	右岸	11k180~11k200	20m	越水(溢水)A〔袈裟堂川支川処理〕	
10	熊本県	球磨川	八代市坂本町小崎辻	右岸	16k150~16k180	30m	越水(溢水)A	
11	熊本県	球磨川	八代市坂本町松崎		16k810		桁下高不足〔坂本橋【仮橋】〕	
12	熊本県	球磨川	八代市坂本町荒瀬	左岸	19k100~19k700	670m	越水(溢水)A	
13	熊本県	球磨川	八代市坂本町中津道	右岸	25k100~26k100	1013m	越水(溢水)A	
14	熊本県	球磨川	八代市坂本町瀬戸石	左岸	27k200~27k500	291m	越水(溢水)A	
15	熊本県	球磨川	芦北町吉尾川	左岸	34k300~34k500	210m	越水(溢水)A	
16	熊本県	球磨川	球磨村堤	右岸	37k600~37k800	212m	越水(溢水)A	
17	熊本県	球磨川	球磨村和田	右岸	38k100~38k300	220m	越水(溢水)A	
18	熊本県	球磨川	球磨村田頭	右岸	47k700~47k720	20m	越水(溢水)A	
19	熊本県	球磨川	球磨村渡	右岸	52k500~52k620	100m	越水(溢水)A	
20	熊本県	球磨川	球磨村渡	右岸	53k450~53k480	60m	越水(溢水)A〔小川支川処理〕	
21	熊本県	球磨川	あさぎり町中島	右岸	81k540		才和田用水機場取水樋門	
22	熊本県	球磨川	多良木町百太郎	左岸	85k300~86k100	780m	越水(溢水)A	
23	熊本県	球磨川	多良木町黒肥地	右岸	85k500~85k700	190m	越水(溢水)A	
24	熊本県	球磨川	多良木町黒肥地	右岸	85k700~86k300	589m	越水(溢水)A	
25	熊本県	球磨川	水上村水上	右岸	88k100~88k500	390m	越水(溢水)A	
26	熊本県	球磨川	湯前町湯前		88k580		桁下高不足〔鶴木橋〕	
		計			26	5,005m		

重要水防区域一覧表(B)

球磨川水系

番号	県名	河川名	地先名	左右岸の区別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1	熊本県	球磨川	八代市植柳	左岸	5k300~5k600	310m	水衝・洗掘B、旧川跡	
2	熊本県	球磨川	八代市萩原	右岸	6k500~6k700	200m	水衝・洗掘B	
3	熊本県	球磨川	八代市萩原		6k670		河道断面不足〔新萩原橋〕	
4	熊本県	球磨川	八代市萩原	右岸	6k700~7k600	900m	水衝・洗掘B	
5	熊本県	球磨川	八代市萩原	右岸	7k600~8k000	400m	堤体漏水B、基礎地盤漏水B、水衝・洗掘B	
6	熊本県	球磨川	八代市坂本町古田	右岸	9k400~9k600	205m	越水(溢水)B	
7	熊本県	球磨川	八代市坂本町今泉上	左岸	10k200~11k000	802m	越水(溢水)B	
8	熊本県	球磨川	八代市坂本町西部	左岸	13k100~13k500	425m	越水(溢水)B	
9	熊本県	球磨川	八代市坂本町坂本	右岸	15k800~16k000	210m	越水(溢水)B	
10	熊本県	球磨川	八代市坂本町坂本	右岸	16k200~16k400	210m	越水(溢水)B	
11	熊本県	球磨川	八代市坂本町松崎	右岸	17k100~17k300	194m	越水(溢水)B	
12	熊本県	球磨川	八代市坂本町合志野	左岸	17k100~17k500	389m	越水(溢水)B	
13	熊本県	球磨川	八代市坂本町合志野	左岸	17k700~18k100	383m	越水(溢水)B	
14	熊本県	球磨川	八代市坂本町藤本	右岸	17k900~18k300	412m	越水(溢水)B	
15	熊本県	球磨川	八代市坂本町大門	右岸	18k500~19k100	618m	越水(溢水)B	
16	熊本県	球磨川	八代市坂本町葉木上	右岸	22k500~22k700	190m	越水(溢水)B	
17	熊本県	球磨川	八代市坂本町鎌瀬川	右岸	23k700~24k500	800m	越水(溢水)B	
18	熊本県	球磨川	八代市坂本町鎌瀬左岸	左岸	24k400~24k600	172m	越水(溢水)B	
19	熊本県	球磨川	八代市坂本町鎌瀬左岸		25k270		桁下高不足〔鎌瀬橋【仮橋】〕	
20	熊本県	球磨川	球磨村神瀬	右岸	36k700~37k150	479m	越水(溢水)B	
21	熊本県	球磨川	球磨村堤	右岸	37k400~37k600	229m	越水(溢水)B	
22	熊本県	球磨川	芦北町白石	左岸	37k900~38k300	437m	越水(溢水)B	
23	熊本県	球磨川	芦北町天月	左岸	39k500~39k700	227m	越水(溢水)B	
24	熊本県	球磨川	芦北町鎌瀬	左岸	41k900~42k100	210m	越水(溢水)B	
25	熊本県	球磨川	球磨村淋	左岸	45k500~45k700	390m	越水(溢水)B	
26	熊本県	球磨川	球磨村一勝地	左岸	47k800~48k400	559m	越水(溢水)B	
27	熊本県	球磨川	球磨村渡	右岸	52k650~52k770	120m	越水(溢水)B	
28	熊本県	球磨川	球磨村鵜口	左岸	52k200~52k300	185m	越水(溢水)B	
29	熊本県	球磨川	球磨村鵜口	左岸	52k760		桁下高不足〔相良橋【仮橋】〕	
30	熊本県	球磨川	人吉市中神町	左岸	57k000~57k900	903m	越水(溢水)B	
31	熊本県	球磨川	人吉市相良	右岸	58k700~59k900	1096m	越水(溢水)B	
32	熊本県	球磨川	人吉市下戸越町	左岸	59k100~59k300	197m	越水(溢水)B	
33	熊本県	球磨川	人吉市下戸越町		59k420		桁下高不足〔西瀬橋〕	
34	熊本県	球磨川	人吉市矢黒町		59k820		河道断面不足〔織月大橋〕	
35	熊本県	球磨川	人吉市相良	右岸	59k900~60k300	355m	越水(溢水)B	
36	熊本県	球磨川	人吉市宝来町	右岸	60k300~60k500	209m	越水(溢水)B	
37	熊本県	球磨川	人吉市西間下町	左岸	61k090~61k700	646m	越水(溢水)B	
38	熊本県	球磨川	人吉市九日町	右岸	61k100~61k900	840m	越水(溢水)B	

重要水防区域一覧表 (B)

球磨川水系

番号	県名	河川名	地 先 名	左右岸 の区別	位 置	延長(m)	備 考	水防工法
39	熊本県	球磨川	人吉市西間下町		61k160		河道断面不足〔人吉橋〕	
40	熊本県	球磨川	人吉市新町		61k510		河道断面不足〔大橋〕	
41	熊本県	球磨川	人吉市麓町		61k860		河道断面不足〔水の手橋〕	
42	熊本県	球磨川	相良村川村	右岸	63k700~64k000	300m	基礎地盤漏水B	
43	熊本県	球磨川	錦町川后島	左岸	66k700~66k900	220m	越水(溢水)B	
44	熊本県	球磨川	あさぎり町深田		75k480		河道断面不足〔明廿橋〕	
45	熊本県	球磨川	あさぎり町川瀬	左岸	78k700~78k800	110m	越水(溢水)B	
46	熊本県	球磨川	あさぎり町川瀬	左岸	78k800~79k000	190m	越水(溢水)B、基礎地盤漏水B	
47	熊本県	球磨川	あさぎり町川瀬		78k820		桁下高不足〔川瀬橋〕	
48	熊本県	球磨川	あさぎり町川瀬	左岸	79k000~79k310	380m	越水(溢水)B	
49	熊本県	球磨川	あさぎり町川瀬	左岸	79k500~79k900	287m	越水(溢水)B	
50	熊本県	球磨川	あさぎり町川瀬	左岸	80k040~80k080	40m	越水(溢水)B、水衝・洗掘B	
51	熊本県	球磨川	あさぎり町川瀬		80k050		河道断面不足〔中島橋〕	
52	熊本県	球磨川	多良木町多良木		82k930		桁下高不足〔里城橋〕	
53	熊本県	球磨川	多良木町百太郎		85k480		桁下高不足〔大王橋〕	
54	熊本県	球磨川	湯前町湯前	左岸	88k560~88k570	10m	越水(溢水)B、水衝・洗掘B	
55	熊本県	球磨川	水上村水上	右岸	88k700~88k900	190m	越水(溢水)B	
56	熊本県	球磨川	湯前町湯前	左岸	88k700~88k900	190m	越水(溢水)B	
57	熊本県	球磨川	湯前町湯前	左岸	88k900~89k100	180m	越水(溢水)B	
58	熊本県	球磨川	水上村水上	右岸	88k900~89k100	180m	越水(溢水)B	
59	熊本県	球磨川	湯前町湯前	左岸	89k300~89k500	188m	越水(溢水)B	
60	熊本県	前川	八代市本町	右岸	2k800~2k900	100m	水衝・洗掘B	
61	熊本県	前川	八代市本町	右岸	2k900~3k600	650m	水衝・洗掘B	
62	熊本県	川辺川	相良村柳瀬	左岸	1k100~1k250	180m	越水(溢水)B	
63	熊本県	川辺川	相良村柳瀬	右岸	1k500~2k050	590m	越水(溢水)B	
		計			63	17,887m		

重要水防区域一覧表 (要注意)

球磨川水系

番号	県名	河川名	地 先 名	左右岸 の区別	位 置	延長(m)	備 考	水防工法
1	熊本県	球磨川	八代市植柳町	左岸	1k960~2k340	370m	旧川跡	
2	熊本県	球磨川	八代市弥次町	右岸	2k200~2k270	70m	旧川跡	
3	熊本県	球磨川	八代市古城町	右岸	4k010~4k200	200m	旧川跡	
4	熊本県	球磨川	八代市植柳町	左岸	5k600~6k000	390m	旧川跡	
5	熊本県	球磨川	人吉市中神町	左岸	55k070~55k080	10m	破堤 (R2.7)	
6	熊本県	球磨川	人吉市中神町	右岸	56k240~56k290	50m	旧川跡	
7	熊本県	球磨川	人吉市中神町	右岸	56k320~56k350	30m	破堤 (R2.7)	
8	熊本県	球磨川	人吉市中神町	右岸	57k165~57k365	200m	旧川跡	
9	熊本県	球磨川	錦町川后島	左岸	66k910~67k300	420m	旧川跡	
10	熊本県	球磨川	錦町川后島	左岸	67k300~67k690	370m	旧川跡	
11	熊本県	球磨川	錦町川后島	左岸	67k690~68k290	480m	旧川跡	
12	熊本県	球磨川	錦町川后島	左岸	68k290~68k700	390m	旧川跡	
13	熊本県	球磨川	錦町川后島	左岸	68k700~68k900	210m	旧川跡	
14	熊本県	球磨川	錦町川后島	左岸	68k900~69k070	170m	旧川跡	
15	熊本県	球磨川	錦町一武	左岸	69k860~70k490	600m	旧川跡	
16	熊本県	球磨川	錦町一武	右岸	70k600~70k900	300m	旧川跡	
17	熊本県	球磨川	錦町一武	左岸	71k300~71k350	50m	旧川跡	
18	熊本県	球磨川	錦町平野	左岸	71k670~71k710	40m	旧川跡	
19	熊本県	球磨川	錦町木上	右岸	71k710~71k730	30m	旧川跡	
20	熊本県	球磨川	錦町平野	左岸	72k760~72k900	140m	旧川跡	
21	熊本県	球磨川	錦町平野	左岸	73k560~73k640	80m	旧川跡	
22	熊本県	球磨川	錦町平野	左岸	73k790~73k820	30m	旧川跡	
23	熊本県	球磨川	あさぎり町庄屋	右岸	76k300~76k400	100m	旧川跡	
24	熊本県	球磨川	あさぎり町庄屋	右岸	77k170~77k220	50m	旧川跡	
25	熊本県	球磨川	あさぎり町庄屋	右岸	77k790~77k850	60m	旧川跡	
26	熊本県	球磨川	あさぎり町川瀬	左岸	79k310~79k350	40m	旧川跡	
27	熊本県	球磨川	多良木町多良木	左岸	80k540~80k600	60m	旧川跡	
28	熊本県	球磨川	多良木町黒肥地	右岸	83k350~83k420	70m	旧川跡	
29	熊本県	球磨川	八代市鼠蔵町	右岸	0k004~1k300		鼠蔵町陸閘第1号~9号、10号~11号	
30	熊本県	球磨川	八代市坂本町	右岸	18k699		大門陸閘	
31	熊本県	前川	八代市新開町	右岸	1k050~1k100		新開町陸閘第1号~4号	
		計			31	5,010m		

重要水防区域一覧表(重点)

球磨川水系

番号	県名	河川名	地 先 名	左右岸 の区別	位 置	延長(m)	備 考	水防工法
1	熊本県	球磨川	八代市坂本町今泉下	左岸	10k100~10k300	210m	越水(溢水)A	
2	熊本県	球磨川	八代市坂本町小川	右岸	11k180~11k200	20m	越水(溢水)A〔袈裟堂川支川処理〕	
3	熊本県	球磨川	八代市坂本町小崎辻	右岸	16k150~16k180	30m	越水(溢水)A	
4	熊本県	球磨川	八代市坂本町荒瀬	左岸	19k100~19k700	670m	越水(溢水)A	
5	熊本県	球磨川	八代市坂本町中津道	右岸	25k100~26k100	1013m	越水(溢水)A	
6	熊本県	球磨川	八代市坂本町瀬戸石	左岸	27k200~27k500	291m	越水(溢水)A	
7	熊本県	球磨川	芦北町吉尾町	左岸	34k300~34k500	210m	越水(溢水)A	
8	熊本県	球磨川	球磨村和田	右岸	38k100~38k300	220m	越水(溢水)A	
9	熊本県	球磨川	球磨村田頭	右岸	47k700~47k720	20m	越水(溢水)A	
10	熊本県	球磨川	球磨村渡	右岸	52k500~52k620	100m	越水(溢水)A	
11	熊本県	球磨川	球磨村渡	右岸	53k450~53k480	60m	越水(溢水)A〔小川支川処理〕	
		計			11	2,844m		

重要水防箇所一覧表(A)

令和8年3月31日現在

菊池川水系

【堤防】

番号	県名	河川名	地先名	左右岸の 区別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1	熊本県	菊池川	玉名郡和水町下津原	左岸	23/100~23/300	200	河積不足の為、越水の恐れあり 堤防断面不足の為、崩壊の恐れあり (越水B,堤防断面A)	積み土のう工 シート張り工
2			玉名郡和水町大屋	左岸	24/700~24/900	200	河積不足の為、越水の恐れあり (越水A)	積み土のう工
			玉名郡和水町大屋	左岸	24/900~25/100	200	河積不足の為、越水の恐れあり 堤体から漏水が発生する恐れあり (越水A,堤体漏水B)	積み土のう工 シート張り工
3			玉名郡和水町大屋	左岸	25/300~25/500	200	河積不足の為、越水の恐れあり 堤体から漏水が発生する恐れあり (越水A,堤体漏水B)	積み土のう工 シート張り工
4			菊池市出田	左岸	47/100~47/300	200	河積不足の為、越水の恐れあり 堤防断面不足の為、崩壊の恐れあり (越水B,堤防断面A)	積み土のう工 シート張り工
5			菊池市出田	左岸	47/500~47/700	200	河積不足の為、越水の恐れあり 堤防断面不足の為、崩壊の恐れあり (越水B,堤防断面A)	積み土のう工 シート張り工
6			玉名郡和水町下津原 ~山鹿市椿井	右岸	23/500~24/500	1,000	河積不足の為、越水の恐れあり 堤防断面不足の為、崩壊の恐れあり (越水B,堤防断面A)	積み土のう工 シート張り工
		計			7	2,200		

重要水防箇所一覧表(A) 工作物

令和8年3月31日現在
菊池川水系

【工作物】

新番号	県名	河川名	地先名	左右岸の 区別	位置	備考	水防工法
1	熊本県	菊池川	山鹿市分田		37/015	低水護岸の設置不足(分田橋)	
2			山鹿市宗方	右岸	32/240	管のクラック(5mm以下)(宗方第1排水樋管)	
3			山鹿市宗方	右岸	32/600	管のクラック(5mm以下)(宗方第2排水樋管)	
4	熊本県	岩野川	山鹿市鍋田		0/460	桁下高不足(鍋田橋)	
5	熊本県	合志川	熊本市北区植木町山城	左岸	2/640	管のクラック(5mm以下)(山城排水樋管)	
6			熊本市北区植木町平島	左岸	3/440	管のクラック(5mm以下)(平島第一排水樋管)	
7			熊本市北区植木町米塚	左岸	4/215	操作台高不足(山城水門)	
8	熊本県	迫間川	山鹿市鹿本町古閑	右岸	0/030	管のクラック(5mm以下)(古閑排水樋管)	
		計			8		

重要水防箇所一覧表(B)

令和8年3月31日現在
菊池川水系

【堤防】									
番号	県名	河川名	地先名	左右岸の 区別	位置	延長(m)	備考	水防工法	
1	熊本県	菊池川	玉名市大浜町	左岸	3/300~3/700	400	堤体から漏水が発生する恐れあり (堤体漏水B)	シート張り工	
2			玉名市小島	左岸	3/900~4/300	400	堤体から漏水が発生する恐れあり (堤体漏水B)	シート張り工	
3			玉名市小島	左岸	4/500~4/900	400	堤体から漏水が発生する恐れあり (堤体漏水B)	シート張り工	
4			玉名市向津留	左岸	9/300~9/500	200	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工	
5			玉名市上小田	左岸	12/300~12/500	200	基礎地盤から漏水が発生する恐れあり (基礎地盤漏水B)	月の輪工	
6			玉名郡和水町江田	左岸	15/300~15/500	200	堤防断面不足の為、崩壊の恐れあり (堤防断面B)	シート張り工	
7			玉名郡和水町江田	左岸	15/900~16/100	200	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工	
8			玉名郡和水町原口	左岸	16/700~16/900	200	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工	
9			玉名郡和水町前原	左岸	17/500~17/700	200	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工	
10			玉名郡和水町竈門	左岸	18/100~18/900	800	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工	
11			玉名郡和水町竈門	左岸	19/500~20/300	800	河積不足の為、越水の恐れあり 堤体から漏水が発生する恐れあり 基礎地盤から漏水が発生する恐れあり (越水B,堤体漏水B,基礎地盤漏水B)	積み土のう工 シート張り工 月の輪工	
			玉名郡和水町竈門	左岸	20/300~20/900	600	堤体から漏水が発生する恐れあり 基礎地盤から漏水が発生する恐れあり (堤体漏水B,基礎地盤漏水B)	シート張り工 月の輪工	
12			玉名郡和水町下津原	左岸	21/700~22/900	1,200	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工	
13			玉名郡和水町大屋	左岸	25/100~25/300	200	河積不足の為、越水の恐れあり 堤体から漏水が発生する恐れあり (越水B,堤体漏水B)	積み土のう工 シート張り工	
									25/500~25/700
14			玉名郡和水町大屋	左岸	25/700~28/100	2,400	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工	
	山鹿市南島	左岸							32/100~32/500
16	山鹿市長坂	左岸	33/900~34/700	800	堤体から漏水が発生する恐れあり 基礎地盤から漏水が発生する恐れあり (堤体漏水B,基礎地盤漏水B)	シート張り工 月の輪工			
17	熊本県	菊池川	山鹿市鹿本町中川	左岸	37/900~39/300	1,400	堤体から漏水が発生する恐れあり 基礎地盤から漏水が発生する恐れあり (堤体漏水B,基礎地盤漏水B)	シート張り工 月の輪工	
			山鹿市鹿本町中川	左岸	39/300~39/900	600	基礎地盤から漏水が発生する恐れあり (基礎地盤漏水B)	月の輪工	
			菊池市七城町林原	左岸	41/100~41/500	400	堤防断面不足の為、崩壊の恐れあり (堤防断面B)	シート張り工	
			菊池市七城町亀尾	左岸	42/300~42/500	200	堤体から漏水が発生する恐れあり (堤体漏水B)	シート張り工	
			菊池市出田	左岸	47/700~48/300	600	基礎地盤から漏水が発生する恐れあり (基礎地盤漏水B)	月の輪工	
			菊池市赤星	左岸	48/500~49/800	1,300	堤体から漏水が発生する恐れあり 基礎地盤から漏水が発生する恐れあり (堤体漏水B,基礎地盤漏水B)	シート張り工 月の輪工	
			22	玉名市小浜	右岸	3/100~3/300	200	堤体から漏水が発生する恐れあり (堤体漏水B)	シート張り工
				玉名市小浜	右岸	3/300~3/700	400	堤体から漏水が発生する恐れあり 基礎地盤から漏水が発生する恐れあり (堤体漏水B,基礎地盤漏水B)	シート張り工 月の輪工
			23	玉名市小浜	右岸	3/900~4/700	800	堤体から漏水が発生する恐れあり (堤体漏水B)	シート張り工
				玉名市小浜~六田	右岸	4/700~5/700	1,000	堤体から漏水が発生する恐れあり 基礎地盤から漏水が発生する恐れあり (堤体漏水B,基礎地盤漏水B)	シート張り工 月の輪工
			24	玉名市松木	右岸	5/700~6/100	400	堤体から漏水が発生する恐れあり (堤体漏水B)	シート張り工
				玉名郡和水町長小田~久井原	右岸	17/700~19/700	2,000	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工
				玉名郡和水町江栗	右岸	20/500~20/700	200	河積不足の為、越水の恐れあり 堤体から漏水が発生する恐れあり (越水B,堤体漏水B)	積み土のう工 シート張り工
					右岸	20/700~20/900	200	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工
				玉名郡和水町江栗	右岸	20/900~21/100	200	河積不足の為、越水の恐れあり 堤体から漏水が発生する恐れあり (越水B,堤体漏水B)	積み土のう工 シート張り工
					右岸	21/100~21/300	200	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工
玉名郡和水町江栗	右岸	21/300~21/500		200	河積不足の為、越水の恐れあり 堤体から漏水が発生する恐れあり (越水B,堤体漏水B)	積み土のう工 シート張り工			
	右岸	21/500~21/700		200	堤体から漏水が発生する恐れあり (堤体漏水B)	シート張り工			
玉名郡和水町江栗	右岸	21/700~21/900		200	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工			
26	熊本県	菊池川		玉名郡和水町下津原	右岸	22/300~22/500	200	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工
			玉名郡和水町下津原	右岸	22/500~22/700	200	堤体から漏水が発生する恐れあり (堤体漏水B)	シート張り工	
			玉名郡和水町下津原	右岸	22/700~22/900	200	河積不足の為、越水の恐れあり 堤体から漏水が発生する恐れあり (越水B,堤体漏水B)	積み土のう工 シート張り工	
			玉名郡和水町下津原	右岸	23/100~23/300	200	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工	
			山鹿市麻生野~保多田	右岸	24/900~28/100	3,200	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工	
			山鹿市麻生野~保多田	右岸	28/900~29/100	200	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工	
30	山鹿市鍋田~川端町	右岸	30/500~31/900	1,400	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工			
31	山鹿市宗方	右岸	32/100~32/500	400	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工			

重要水防箇所一覧表(B)

令和8年3月31日現在

菊池川水系

【堤防】											
番号	県名	河川名	地先名	左右岸の 区別	位置	延長(m)	備考	水防工法			
32			山鹿市山鹿	右岸	32/700~33/100	400	河積不足の為、越水の恐れあり 基礎地盤から漏水が発生する恐れあり (越水B,基礎地盤漏水B)	積み土のう工 月の輪工			
			山鹿市山鹿	右岸	33/100~33/300	200	基礎地盤から漏水が発生する恐れあり (基礎地盤漏水B)	月の輪工			
			山鹿市中~方保田	右岸	33/300~35/100	1,800	堤体から漏水が発生する恐れあり 基礎地盤から漏水が発生する恐れあり (堤体漏水B,基礎地盤漏水B)	シート張り工 月の輪工			
			山鹿市方保田	右岸	35/100~36/300	1,200	基礎地盤から漏水が発生する恐れあり (基礎地盤漏水B)	月の輪工			
			33	山鹿市方保田	右岸	36/900~37/100	200	堤体から漏水が発生する恐れあり 基礎地盤から漏水が発生する恐れあり (堤体漏水B,基礎地盤漏水B)	シート張り工 月の輪工		
				山鹿市藤井	右岸	37/100~37/700	600	基礎地盤から漏水が発生する恐れあり (基礎地盤漏水B)	月の輪工		
			34	山鹿市藤井~鹿本町中川	右岸	38/100~39/300	1,200	堤体から漏水が発生する恐れあり (堤体漏水B)	シート張り工		
				山鹿市鹿本町中川	右岸	39/300~39/500	200	堤防断面不足の為、崩壊の恐れあり (堤防断面B)	シート張り工		
35			菊池市七城町菰入~七城町清水	右岸	44/500~45/100	600	堤体から漏水が発生する恐れあり 基礎地盤から漏水が発生する恐れあり (堤体漏水B,基礎地盤漏水B)	シート張り工 月の輪工			
36	熊本県	繁根木川	玉名市高瀬	左岸	0/900~1/100	200	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工			
			玉名市岩崎	左岸	1/100~1/300	200	河積不足の為、越水の恐れあり 堤体から漏水が発生する恐れあり (越水B,堤体漏水B)	積み土のう工 シート張り工			
			玉名市岩崎	左岸	1/300~1/500	200	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工			
			玉名市岩崎	左岸	1/500~2/100	600	堤体から漏水が発生する恐れあり (堤体漏水B)	シート張り工			
			37	玉名市玉名	左岸	2/100~2/300	200	河積不足の為、越水の恐れあり 堤体から漏水が発生する恐れあり (越水B,堤体漏水B)	積み土のう工 シート張り工		
				玉名市玉名	左岸	2/500~2/700	200	河積不足の為、越水の恐れあり 堤体から漏水が発生する恐れあり (越水B,堤体漏水B)	積み土のう工 シート張り工		
			38			玉名市玉名	左岸	2/900~3/000	100	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工
			39			玉名市松木	右岸	0/000~0/300	300	堤体から漏水が発生する恐れあり 基礎地盤から漏水が発生する恐れあり (堤体漏水B,基礎地盤漏水B)	シート張り工 月の輪工
						玉名市松木~繁根木	右岸	0/300~0/700	400	基礎地盤から漏水が発生する恐れあり (基礎地盤漏水B)	月の輪工
						玉名市繁根木	右岸	0/700~0/900	200	堤防断面不足の為、崩壊の恐れあり (堤防断面B)	シート張り工
玉名市繁根木	右岸	0/900~1/100				200	河積不足の為、越水の恐れあり 堤防断面不足の為、崩壊の恐れあり (越水B,堤防断面B)	積み土のう工 シート張り工			
40			玉名市繁根木~富尾	右岸	1/300~2/900	1,600	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工			
41	熊本県	木葉川	玉名市向津留	左岸	0/100~0/500	400	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工			
			玉名市向津留	左岸	0/500~0/700	200	堤防断面不足の為、崩壊の恐れあり (堤防断面B)	シート張り工			
			玉名市向津留	右岸	0/500~0/900	400	堤防断面不足の為、崩壊の恐れあり (堤防断面B)	シート張り工			
43	熊本県	岩野川	山鹿市石	左岸	0/300~0/700	400	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工			
			山鹿市石	左岸	1/100~1/300	200	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工			
			山鹿市石	左岸	1/300~2/300	1,000	堤体から漏水が発生する恐れあり 基礎地盤から漏水が発生する恐れあり (堤体漏水B,基礎地盤漏水B)	シート張り工 月の輪工			
			山鹿市城	右岸	1/500~1/900	400	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工			
			山鹿市津留	右岸	2/900~3/100	200	堤体から漏水が発生する恐れあり (堤体漏水B)	シート張り工			
			山鹿市津留	右岸	4/700~4/900	200	河積不足の為、越水の恐れあり 堤体から漏水が発生する恐れあり (越水B,堤体漏水B)	積み土のう工 シート張り工			
			山鹿市津留	右岸	4/900~5/100	200	堤体から漏水が発生する恐れあり (堤体漏水B)	シート張り工			
48	熊本県	合志川	山鹿市鹿本町分田	左岸	1/100~1/300	200	堤体から漏水が発生する恐れあり (堤体漏水B)	シート張り工			
			熊本市北区植木町田底	左岸	1/500~2/100	600	堤体から漏水が発生する恐れあり (堤体漏水B)	シート張り工			
			熊本市北区植木町伊知坊	左岸	4/500~4/700	200	堤体から漏水が発生する恐れあり (堤体漏水B)	シート張り工			
			熊本市北区植木町舟島	左岸	4/900~5/100	200	堤体から漏水が発生する恐れあり (堤体漏水B)	シート張り工			
			熊本市北区植木町舟島~平井	左岸	5/100~5/500	400	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工			
			熊本市北区植木町亀甲 ~菊池市泗水町南田島	左岸	6/100~7/700	1,600	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工			
			菊池市泗水町南田島	左岸	8/100~8/300	200	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工			
			菊池市泗水町南田島	左岸	8/500~8/700	200	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工			
			菊池市泗水町南田島	左岸	8/900~9/100	200	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工			
			菊池市泗水町豊水	左岸	9/300~9/700	400	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工			
			57	熊本県	合志川	熊本市北区植木町伊知坊 ~舟島	右岸	4/500~5/100	600	堤体から漏水が発生する恐れあり (堤体漏水B)	シート張り工
						熊本市北区植木町舟島	右岸	5/100~5/300	200	河積不足の為、越水の恐れあり 堤体から漏水が発生する恐れあり (越水B,堤体漏水B)	積み土のう工 シート張り工
						熊本市北区植木町平井	右岸	5/300~5/500	200	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工
熊本市北区植木町平井	右岸	5/500~5/900				400	堤体から漏水が発生する恐れあり (堤体漏水B)	シート張り工			
熊本市北区植木町平井	右岸	6/100~6/500				400	河積不足の為、越水の恐れあり 堤体から漏水が発生する恐れあり (越水B,堤体漏水B)	積み土のう工 シート張り工			
58											

重要水防箇所一覧表(B)

令和8年3月31日現在
菊池川水系

【堤防】								
番号	県名	河川名	地先名	左右岸の 区別	位置	延長(m)	備考	水防工法
			熊本市北区植木町平井 ～菊池市泗水町田島	右岸	6/500～7/700	1,200	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工
59			菊池市泗水町田島	右岸	8/100～8/700	600	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工
60			菊池市泗水町田島	右岸	8/900～9/100	200	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工
61	熊本県	迫間川	菊池市高野瀬	左岸	7/900～8/100	200	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工
62			菊池市七城町山崎	右岸	5/700～5/900	200	堤防断面不足の為、崩壊の恐れあり (堤防断面B)	シート張り工
63			菊池市玉祥寺	右岸	8/100～8/300	200	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工
		計			96	49,300		

重要水防箇所一覧表(B) 工作物

令和8年3月31日現在
菊池川水系

【工作物】

新番号	県名	河川名	地先名	左右岸 の区別	位置	備考	水防工法
1	熊本県	菊池川	玉名郡和水町前原		17/635	桁下高不足(菊池川橋)	
2			玉名郡和水町竈戸		19/575	桁下高不足(竈門大橋)	
3			玉名郡和水町下津原		23/045	桁下高不足(菰田橋)	
4			山鹿市坂田		27/250	桁下高不足(山鹿西部大橋)	
5			山鹿市志々岐		31/975	桁下高不足(山鹿大堰橋)	
6	熊本県	繁根木川	玉名市繁根木		0/525	桁下高不足(永徳寺橋(潜橋))	
7			玉名市高瀬		1/020	桁下高不足(横町橋)	
8			玉名市高瀬		1/110	桁下高不足(錦水橋)	
9			玉名市高瀬		1/120	桁下高不足(水管橋)	
10			玉名市岩崎		1/495	桁下高不足(立願寺橋)	
11			玉名市岩崎		1/990	桁下高不足(高津原橋)	
12			玉名市富尾		2/500	桁下高不足(富尾橋)	
13	熊本県	木葉川	玉名市津留		1/024	桁下高不足(新津留橋)	
14	熊本県	合志川	山鹿市鹿本町分田		0/935	桁下高不足(奉迎橋)	
15			熊本市北区植木町米塚		3/930	桁下高不足(米塚橋)	
16			熊本市北区植木町伊知坊		4/550	桁下高不足(伊知坊橋)	
17			熊本市北区植木町舟島		5/265	桁下高不足(舟島橋)	
18			熊本市北区植木町平井		5/845	桁下高不足(平井橋)	
19			熊本市北区植木町亀甲		6/515	桁下高不足(宝田橋)	
20			菊池市泗水町田島		8/435	桁下高不足(田島橋)	
		計			20		

【堤防】

重要水防箇所一覧表(要注意)

番号	県名	河川名	地先名	左右岸の 区別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1	熊本県	菊池川	玉名市伊倉北方	左岸	7/000~7/200	200	旧川跡	シート張り工
2			玉名市玉名	左岸	12/250~12/800	550	旧川跡	シート張り工
3			玉名郡和水町江田	左岸	16/000~16/025	25	旧川跡	シート張り工
4			玉名郡和水町前原	左岸	17/600~17/800	200	旧川跡	シート張り工
5			玉名郡和水町竈門	左岸	18/200~18/800	600	旧川跡	シート張り工
6			玉名郡和水町大屋	左岸	26/000~26/050	50	旧川跡	シート張り工
7			山鹿市南島	左岸	33/400~33/450	50	旧川跡	シート張り工
8			山鹿市長坂	左岸	35/400~35/450	50	旧川跡	シート張り工
9			山鹿市中分田	左岸	37/800~38/400	600	旧川跡	シート張り工
10			菊池市出田~赤星	左岸	47/400~48/280	880	旧川跡	シート張り工
11	熊本県	菊池川	玉名市滑石	右岸	0/078	6	陸閘(角落し)	土のう積み工
12			玉名市滑石	右岸	0/634	1	陸閘(角落し) (河川横断工物による河積阻害)	土のう積み工
13			玉名市滑石	右岸	1/059	1	陸閘(角落し)	土のう積み工
14			玉名市滑石	右岸	1/229	2	陸閘(角落し)	土のう積み工
15			玉名市小島	左岸	3/800~4/075	275	令和7年度築堤(築堤1年)	
16			山鹿市小原	左岸	28/675~28/800	125	令和5年度築堤(築堤3年)	
			山鹿市小原	左岸	28/800~28/875	75	令和6年度築堤(築堤2年)	
			山鹿市小原	左岸	28/875~29/023	148	令和7年度築堤(築堤1年)	
17			菊池市七城町亀尾	左岸	42/125~42/175	50	令和5年度築堤(築堤3年)	
			菊池市七城町亀尾	左岸	42/175~42/210	35	令和6年度築堤(築堤2年)	
			菊池市七城町亀尾	左岸	42/210~42/275	65	令和7年度築堤(築堤1年)	
18			玉名市月田	右岸	15/859~16/100	220	破堤跡(平成2年7月出水)	シート張り工
19			山鹿市鹿本町中川	右岸	38/600~39/000	400	破堤跡(昭和28年6月出水)	シート張り工
20	熊本県	岩野川	山鹿市杉	左岸	2/955~3/000	45	破堤跡(昭和48年7月出水)	シート張り工
21			山鹿市寺島	左岸	4/000~4/050	50	旧川跡	シート張り工
22			山鹿市城	右岸	3/200~3/600	400	破堤跡(昭和54年6月出水)	シート張り工
23	熊本県	合志川	熊本市植木町米塚	左岸	4/000~4/050	50	旧川跡	シート張り工
24			山鹿市鹿本町中川	右岸	1/000~1/050	50	旧川跡	シート張り工
25			熊本市北区植木町田底	右岸	3/770	3	陸閘(角落し)	土のう積み工
26	熊本県	迫間川	菊池市野間口	左岸	4/500~4/590	90	破堤跡(昭和55年7月出水)	シート張り工
27			菊池市野間口	左岸	4/600~5/000	400	旧川跡	シート張り工
28			菊池市七城町高田	右岸	2/000~2/200	200	旧川跡	シート張り工
29			菊池市架梁尾	右岸	6/450~6/490	40	破堤跡(平成2年7月出水)	シート張り工
30	熊本県	上内田川	菊池市七城町台	左岸	1/570~1/720	150	破堤跡(平成2年7月出水)	シート張り工
31			山鹿市鹿本町中富	右岸	0/000~0/050	50	旧川跡	シート張り工
		計			35	6,136		

重要水防箇所一覧表(重点区間)

令和8年3月31日現在

菊池川水系

【堤防】

番号	県名	河川名	地先名	左右岸の 区別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1	熊本県	菊池川	玉名郡和水町下津原	左岸	23/100~23/300	200	河積不足の為、越水の恐れあり 築堤未施工による流下能力不足 (越水B,堤防断面A)	積み土のう工 シート張り工
2			菊池市出田	左岸	47/100~47/300	200	河積不足の為、越水の恐れあり 築堤未施工による流下能力不足 (越水B,堤防断面A)	積み土のう工 シート張り工
3			玉名郡和水町江栗	右岸	20/500~20/700	200	河積不足の為、越水の恐れあり 堤体から漏水が発生する恐れあり (越水B,堤体漏水B)	積み土のう工 シート張り工
4			山鹿市川端町	右岸	31/500~31/700	200	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工
5	熊本県	繁根木川	玉名市岩崎	右岸	1/700~1/900	200	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工
6	熊本県	岩野川	山鹿市石	左岸	1/100~1/300	200	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工
7	熊本県	合志川	熊本市北区植木町平井	左岸	5/100~5/300	200	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工
		計			7	1,400		

I-2-⑦ 重要水防箇所一覧表(筑後川河川事務所関係)

【堤防】

令和8年度 筑後川重要水防箇所一覧表(A)

筑後川水系

番号	出張所	県名	河川名	地先名	左右岸 の区別	位置	延長 (m)	備考	水防工法
1	杖立 1	熊本県	筑後川	小国町下城	左岸	99K488～99K513	25m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水A)	避難
2	杖立 2	熊本県	筑後川	小国町下城	左岸	99K613～99K788	175m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水A)	避難
3	杖立 3	熊本県	筑後川	小国町下城	左岸	100K063～100K088	25m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水A)	避難
4	杖立 4	熊本県	筑後川	小国町下城	右岸	99K588～99K613	25m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水A)	避難
5	杖立 5	熊本県	筑後川	小国町下城	右岸	99K813～100K013	200m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水A)	避難
6	杖立 6	熊本県	筑後川	小国町下城	右岸	100K063～100K113	50m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水A)	避難
7	杖立 7	熊本県	筑後川	小国町下城	右岸	100K438～100K488	50m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水A)	避難
			計			7箇所	550m		

II 観測所データ〔第4章第2節関係〕

Ⅱ-1-① 熊本県水防情報システム観測局 【第4章第2節関係】

熊本県水防情報システム観測局設置状況一覧表（傍受系含む）

種別	管理者	観測局名							局数						
雨量	熊本県	河川課	県庁	北部	三の岳	石塘堰	砂川	宇土	南関	49	182	246			
			小岱山	繁根木	菜切	岩野	農研	菊陽	県鞍岳						
			一の宮	県高森	中松	小国	栴山	水無	第2大翰橋						
			川岳	大関山	深川	矢筈岳	芦北大野	大畑	三ヶ浦						
			上西	潮山	老岳	河浦	龍ヶ岳	苓北	県本渡						
			角山	中	楠浦	牛深港	富岡港	今富	石打ダム						
			亀川ダム	上津浦ダム	路木ダム	浜平	牧	隠連木	唐崎						
			砂防熊本	長浜	富合	県城南	県豊野	小川	松橋						
			不知火	県三角	砥用	三加和	県菊水	玉東	天水						
			横島	県岱明	長洲	県鹿北	菊鹿	鹿本	植木						
		鹿央	県龍門	原	旭志	県合志	西合志	泗水							
		七城	大津	産山	波野	長陽	西里	岳湯							
		蘇陽	鏡山	久木野	西原	県坂梨	阿蘇土木	仙酔峡							
		狩尾	県田原	唐笠松	県星和	砂防黒川	動馬臺	尾の岳							
		南平	砂防鞍岳	山王谷	県乙姫	前原谷	俱利伽羅谷	清水							
		草千里	清和	下名連石	三ヶ	万坂	県甲佐	砂防御船							
		県益城	県嘉島	栗木	朝日	矢山	東陽	竜北							
		宮原	坂本	県水俣	県津奈木	芦北	県田浦	砂防人吉							
		県五木	水上	湯前	黒肥地	久米	城山	上村							
		錦	球磨	県山江	県四浦	県山手	県深田	須恵							
		大矢野	県松島	姫戸	御所浦	倉岳町	栖本	天草土木							
		大野	外園	県牛深	二浦	六郎次	小峰	富岡							
		大岳	天竺	荒尾岳	白木河内	今田	宮野河内	平家城山							
		中田	阿蘇城山	小池	鮎俣	上長田	瀬田	立野							
		中島	槻木	県多津山	県午王	野尻	荻岳								
		県熊土	坪井川												
		市房ダム	小麦尾	湯山	千ヶ平	市房ダム									
		氷川ダム	岩奥	氷川ダム	河俣										
		御船町	田代※												
		国土交通省	熊本河川国道事務所 (緑川ダム含む)	熊本	緑川ダム	豊野	坊中	色見	新町	湯ノ谷			27	63	
	稲生野			尾野尻	内大臣	矢部	吉無田	島木	津森						
	近見			三角	荒尾	富尾	南島	鹿北	坂梨						
	阿蘇			平山	二見	佐敷	津奈木	袋							
菊池川河川	緑			菊水	岳間	内田	山鹿	田原	立門						
八代河川国道	八代		多良木	黒原	田代川間	田野	人吉	大川内							
	岳本		神瀬	大槻	宮ヶ野										
川辺川ダム砂防	開持		葉木	仁田尾	久連子	平沢津	梶原	出る羽							
	椎葉		山手	四浦	相良										
筑後川ダム統管	黄川		星和	中原	万成										
水位	熊本県	河川課	吉原橋	天満橋	坪井	山室橋	鶴羽田橋	池上	鶴野橋	84	93	137			
			西里	除川	千間江湖	南高江	藻器堀川	健軍川	浜戸川						
			小川	上久具橋	松崎橋	浅川	五丁川	潤川	網津川						
			波多川	竜瀬橋	関川	木葉	玉東	榎島橋	南大門橋						
			繁根木	浦川	菜切	行末川	唐人川	和仁川	岩野						
			須屋	片角	立門	泗水	旭志	河原川	小国						
			黒川	中松	池鶴	赤井	県津森	県御船	千滝川						
			松本橋	早瀬橋	第2大翰橋	千丁町北村	八間川	鏡川	水無川						
			二見川	新水俣橋	深川	県佐敷	湯出川	津奈木川	田浦川						
			小田浦	湯の浦	県川辺	万江川	胸川	県本渡	一町田						
			広瀬川	大宮地川	小宮地	内野川	今富川	下田北	今泉川						
			河内川	松原川	上津深江川	志岐川	通山	谷合橋	大河内						
			熊本土木	坪井川下流	高平橋										
		市房ダム	古屋敷	湯山	深田	県人吉									
		氷川ダム	落合	立神	河俣										
		御船町	神掛橋※	落合橋※	嘉島※										
		国土交通省	熊本河川国道事務所 (緑川ダム含む)	代継橋	子飼橋	網津	城南	中甲橋	上揚	津留					
	陣内			立野	妙見橋	大六橋	御船								
	菊池川河川		玉名	菰田	山鹿	袋田	分田	城	広瀬						
			佐野	山鹿下流	岩崎	隈府	津留	穴川	鳳来						
	八代河川国道		高田	滑石											
			横石	萩原	金剛	人吉	多良木	一武	渡						
	川辺川ダム砂防	五木宮園	元井谷	四浦											
	筑後川ダム統管	杖立													
	潮位	熊本県	河川課	長州港	熊本港	八代港	水俣港	三角港	富岡港	牛深港			8	18	18
				永尾海岸											
			港湾課	本渡港	大門港	樋島港	田浦港	河内港	合津港	中田港					
鬼池港				高浜港											
農地整備課	網田海岸														
風向風速	熊本県	河川課	長州港	県庁	熊本港	八代港	水俣港	三角港	天門橋	13	23	23			
			大矢野橋	松島橋	瀬戸橋	富岡港	牛深港	永尾海岸							
		港湾課	本渡港	大門港	樋島港	田浦港	河内港	合津港	中田港						
			鬼池港	高浜港											
農地整備課	網田海岸														
観測情報数 合計									424						

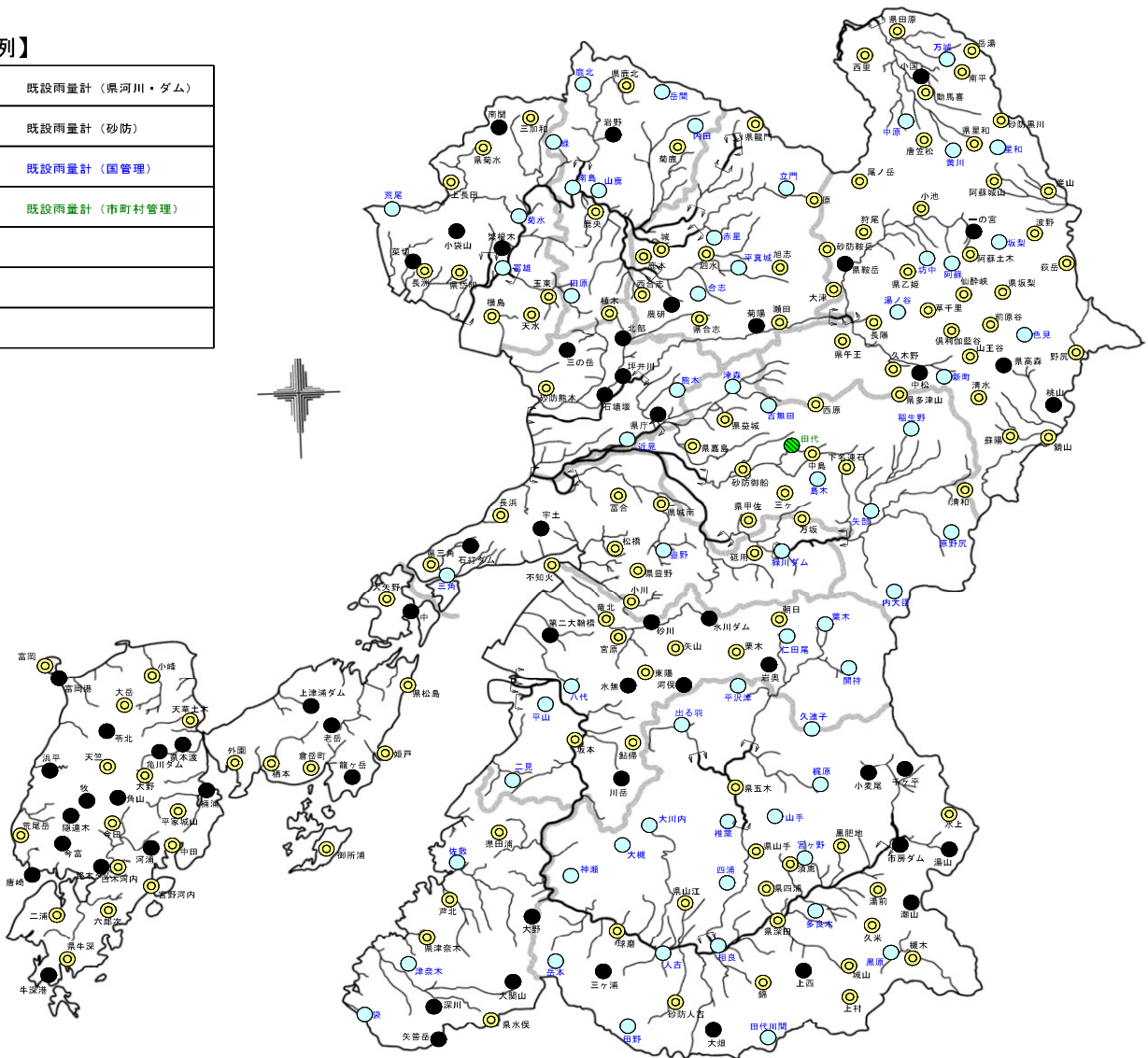
※御船町に管理委託（農地整備課）

熊本県水防情報システム観測局配置図 (雨量局)

令和8年(2026年)4月現在

【凡例】

	既設雨量計(県河川・ダム)
	既設雨量計(砂防)
	既設雨量計(国管理)
	既設雨量計(市町村管理)



雨量観測局一覧表（統合型防災情報システム246局）

管内	NO.	観測局名	所在地	管理者	管内	NO.	観測局名	所在地	管理者	管内	NO.	観測局名	所在地	管理者			
熊	1	泉 庁	熊本市中央区水前寺6丁目	県河川	阿	19	長 陽	阿蘇郡南阿蘇村河陽	県砂防	球	1	小妻尾	球磨郡水上村江代	県市房			
	2	北 部	熊本市北区明徳町	県河川		20	西 里	阿蘇郡小国町西里	県砂防		2	湯 山	球磨郡水上村湯山	県市房			
	3	三の岳	熊本市西区河内町大多尾	県河川		21	岳 湯	阿蘇郡小国町西里	県砂防		3	千ヶ平	球磨郡水上村江代	県市房			
	4	熊 本	熊本市東区西原1丁目	国熊本		22	久木野	阿蘇郡南阿蘇村河陰	県砂防		4	出る羽	球磨郡五木村出る羽	国川辺川			
	5	坪井川	熊本市北区清水町打越	県熊土		23	西 原	阿蘇郡西原村河原	県砂防		5	椎 葉	球磨郡相良村四浦	国川辺川			
	6	石塘堰	熊本市西区二本木1丁目	県河川		24	県坂梨	阿蘇市一の宮町坂梨	県砂防		6	大 畑	人吉市大畑藤町大野	県河川			
	7	近 見	熊本市南区近見7丁目	国熊本		25	阿蘇土木	阿蘇市一の宮町宮地	県砂防		7	多良木	球磨郡多良木町多良木宇士橋	国八代			
	8	砂防熊本	熊本市西区松尾町平山	県砂防		26	仙酔峡	阿蘇市一の宮町宮地	県砂防		8	黒 熊	球磨郡多良木町久米	国八代			
	9	富 合	熊本市南区富合町木原	県砂防		27	狩 尾	阿蘇市狩尾	県砂防		9	田代川間	人吉市段塔町	国八代			
	10	県城南	熊本市南城区城南町敷田	県砂防		28	県田原	阿蘇郡小国町下城	県砂防		10	平沢津	球磨郡五木村平沢津	国川辺川			
宇	1	砂 川	下益城郡美里町白石野	県河川	阿	29	唐笠松	阿蘇郡南小国町赤馬場	県砂防	球	11	市房ダム	球磨郡水上村岩野	県市房			
	2	宇 土	宇土市網津町綱引	県河川		30	県星和	阿蘇郡南小国町満願寺	県砂防		12	梶 原	球磨郡五木村下梶原	国川辺川			
	3	緑川ダム	下益城郡美里町畝野	国緑川		31	砂防黒川	阿蘇郡南小国町満願寺	県砂防		13	大川内	球磨郡山江村万江	国八代			
	4	豊 野	宇城市豊野町糸石	国熊本		32	勤馬喜	阿蘇郡南小国町満願寺	県砂防		14	山 手	球磨郡相良村四浦	国川辺川			
	5	三 角	宇城市三角町大田尾	国熊本		33	尾の岳(大砂原)	日田市上津江町上野田	県砂防		15	四 浦	球磨郡相良村四浦	国川辺川			
	6	長 浜	宇土市長浜町浜新地	県砂防		34	南 平	阿蘇郡小国町上田	県砂防		16	相 良	球磨郡相良村柳瀬	国川辺川			
	7	県豊野	宇城市豊野町下郷	県砂防		35	砂防鞍岳	阿蘇市車梯	県砂防		17	人 吉	人吉市下青井町1番	国八代			
	8	小 川	宇城市小川町江頭	県砂防		36	山王谷	阿蘇郡南阿蘇村長野	県砂防		18	田 野	人吉市田野町下笹谷	国八代			
	9	松 橋	宇城市松橋町久具	県砂防		37	県乙姫	阿蘇市乙姫	県砂防		19	神 瀬	球磨郡球磨村神瀬	国八代			
	10	不知火	宇城市不知火町松合	県砂防		38	前原谷	阿蘇郡高森町上色見	県砂防		20	岳 本	球磨郡球磨村一隣地	国八代			
	11	県三角	宇城市三角町波多	県砂防		39	俱利伽羅谷	阿蘇郡南阿蘇村吉田	県砂防		21	三ヶ浦	球磨郡球磨村三ヶ浦	県河川			
	12	砥 用	下益城郡美里町古閑	県砂防		40	千里千	阿蘇市黒川	県砂防		22	上 西	球磨郡あさぎ町上西	県河川			
	13	石打ダム	宇城市三角町中村	県河川		41	阿蘇城山	阿蘇市一の宮町三野	県砂防		23	瀬 山	球磨郡湯前町湖山	県河川			
五	1	南 関	玉名郡南関町関東	県河川	阿	42	小 池	阿蘇市小池	県砂防	球	24	砂防人吉	人吉市西間上町吉ノ山	県砂防			
	2	小岱山	荒尾市府本	県河川		43	立 野	阿蘇郡南阿蘇村立野	県砂防		25	県五木	球磨郡五木村乙	県砂防			
	3	紫根木	玉名市石貴	県河川		44	県多津山	阿蘇郡南阿蘇村久石	県砂防		26	水 上	球磨郡水上村湯山	県砂防			
	4	菜 切	荒尾市菰屋	県河川		45	県牛王	阿蘇郡南阿蘇村河陰	県砂防		27	湯 前	球磨郡湯前町貫元	県砂防			
	5	緑 水	玉名郡和水町板橋	国菊池川		46	野 尻	阿蘇郡高森町野尻	県砂防		28	黒肥地	球磨郡多良木町黒肥地	県砂防			
	6	菊 水	玉名郡和水町瀬川	国菊池川		47	茨 岳	阿蘇市波野町江	県砂防		29	久米地	球磨郡多良木町久米	県砂防			
	7	荒 尾	荒尾市内宮内大門	国熊本		1	稲生野	上益城郡山都町御所	国緑川		30	城 山	球磨郡多良木町町野	県砂防			
	8	富 尾	玉名市玉名字晩次郎	国熊本		2	尾野尻	上益城郡山都町西高山	国緑川		31	上 村	球磨郡あさぎ町皆越	県砂防			
	9	三加和	玉名郡和水町上和仁	県砂防		3	内大臣	上益城郡山都町菅	国緑川		32	錦	球磨郡錦町一武	県砂防			
	10	県菊水	玉名郡和水町齋門	県砂防		4	矢 部	上益城郡山都町下市	国緑川		33	球 磨	球磨郡球磨村三ヶ浦	県砂防			
	11	玉 東	玉名郡玉東町二俣	県砂防		5	島 木	上益城郡御船町七滝	国熊本		34	県山江	球磨郡山江村万江	県砂防			
	12	天 水	玉名市天水町小天	県砂防		6	津 森	上益城郡益城町田原	国熊本		35	県四手	球磨郡相良村四浦西	県砂防			
	13	横 島	玉名市横島町横島	県砂防		7	田 代	上益城郡御船町田代	御船町		36	県山手	球磨郡相良村四浦	県砂防			
	14	県岱明	玉名市岱明町浜田	県砂防		8	吉無田	上益城郡御船町吉無田	国熊本		37	県深田	球磨郡あさぎ町深田東	県砂防			
	15	長 洲	玉名郡長洲町水塩	県砂防		9	蘇 陽	上益城郡山都町玉目	県砂防		38	須 恵	球磨郡あさぎ町須恵	県砂防			
	16	上長田	玉名郡菊鹿町高久野	県砂防		10	鏡山(宮崎県)	西臼杵郡五ヶ瀬町三ヶ所	県砂防		39	槻 木	球磨郡多良木町槻木	県砂防			
鹿	1	岩 野	山鹿市津留	県河川	上	11	清 水	上益城郡山都町郷野原	県砂防	天	40	大 槻	球磨郡球磨村大字神瀬字大槻	国八代			
	2	岳 間	山鹿市鹿北町維持	国菊池川		12	清 和	上益城郡山都町仏原	県砂防		1	宮ヶ野	球磨郡多良木町宮ヶ野	国八代			
	3	内 田	山鹿市菊鹿町矢谷	国菊池川		13	下名連石	上益城郡山都町下名連石	県砂防		2	老 岳	天草市有明町上津浦	県河川			
	4	山 鹿	山鹿市山鹿	国菊池川		14	三ヶヶ	上益城郡山都町三ヶヶ	県砂防		3	河 浦	天草市宮地岳町赤仁田	県河川			
	5	田 原	鹿本郡植木町豊岡	国菊池川		15	万 坂	上益城郡山都町万坂	県砂防		4	龍ヶ岳	上天草市龍ヶ岳町大道	県河川			
	6	南 島	山鹿市南島字内曲	国熊本		16	県甲佐	上益城郡甲佐町中横田	県砂防		5	峯 北	上天草市峯北町志岐	県河川			
	7	鹿 北	山鹿市鹿北町岩野	国熊本		17	砂防御船	上益城郡御船町瀬の尾	県砂防		6	県本渡	上天草市本渡町下川原	県河川			
	8	県鹿北	山鹿市鹿北町維持	県砂防		18	県益城	上益城郡益城町赤井	県砂防		7	角 山	上天草市宮地岳町野下	県河川			
	9	菊 鹿	山鹿市菊鹿町太田	県砂防		19	県嘉島	上益城郡嘉島町下六嘉	県砂防		8	中	上天草市大矢野町中	県河川			
	10	鹿 本	山鹿市鹿本町来民	県砂防		20	中 島	上益城郡山都町中島	県砂防		9	楠 浦	上天草市楠浦町寺中	県河川			
	11	植 木	鹿本郡植木町内	県砂防		1	水 無	八代市東町朴の木	県河川		10	牛深港	上天草市牛深港町加世浦	県河川			
	12	鹿 央	山鹿市鹿央町合里	県砂防		2	岩 興	八代市泉町柿迫	県水川		11	富岡港	上天草市富岡町富岡	県河川			
菊	1	農 研	合志市合志町栄	県河川	八	3	氷川ダム	八代市泉町下岳	県水川	天	12	今 富	上天草市河浦町今富	県河川			
	2	立 門	菊池市原字綱立	国菊池川		4	河 俣	八代市東陽町河俣	県水川		13	上津浦ダム	上天草市有明町上津浦	県河川			
	3	平真城	菊池郡大津町平川	国菊池川		5	葉 木	八代市泉町葉木	国川辺川		14	大矢野	上天草市大矢野町立	県砂防			
	4	赤 星	菊池市赤星	国菊池川		6	久遠子	八代市泉町久遠子	国川辺川		15	県松島	上天草市松島町阿村	県砂防			
	5	合 志	合志市合志町豊岡	国菊池川		7	開 持	八代市泉町樫木	国川辺川		16	姫 戸	上天草市姫戸町姫浦	県砂防			
	6	菊 陽	菊池郡菊陽町久保田	県河川		8	仁田尾	八代市泉町仁田尾	国川辺川		17	御所浦	上天草市御所浦町烏帽子	県砂防			
	7	県龍門	菊池市班蛇口	県砂防		9	八 代	八代市萩原町1丁目	国八代		18	倉岳町	上天草市倉岳町棚底	県砂防			
	8	原	菊池市原	県砂防		10	第2大瀬橋	八代市千丁町古閑出	県河川		19	栖 本	上天草市栖本町河内	県砂防			
	9	旭 志	菊池市旭志麓	県砂防		11	川 岳	八代市坂本町葉木	県河川		20	天草土木	上天草市今釜新町	県砂防			
	10	県合志	合志市合志町福原	県砂防		12	平 山	八代市平山町新町	国熊本		21	大 野	上天草市楠浦町上江内	県砂防			
	11	西合志	合志市西合志町上生	県砂防		13	二 見	八代市二見下	国熊本		22	外 園	上天草市下浦町下柿	県砂防			
	12	泗 水	菊池市泗水町永	県砂防		14	栗 木	八代市泉町栗木	県砂防		23	県牛深	上天草市牛深港町黒田	県砂防			
	13	七 城	菊池市七城町菰入	県砂防		15	朝 日	八代市泉町仁尾田	県砂防		24	二 浦	上天草市二浦町亀浦	県砂防			
	14	大 津	菊池郡大津町古城	県砂防		16	矢 山	八代市泉町下岳	県砂防		25	六郎次	上天草市深海町芝の島	県砂防			
	15	瀬 田	菊池郡大津町森	県砂防		17	東 陽	八代市東陽町河俣	県砂防		26	小 峰	上天草市五和町下内野	県砂防			
阿	1	県鞍岳	阿蘇市車梯	県河川	阿	18	竜 北	八代市水川町島地	県砂防	天	27	富 岡	上天草市峯北町富岡	県砂防			
	2	一の宮	阿蘇市一の宮町宮地	県河川		19	宮 原	八代市水川町立神	県砂防		28	大 岳	上天草市峯北町坂瀬川	県砂防			
	3	県高森	阿蘇郡高森町高森	県河川		20	坂 本	八代市坂本町荒瀬	県砂防		29	天 竺	上天草市峯北町都呂々	県砂防			
	4	中 松	阿蘇郡南阿蘇村中松	県河川		21	鮎 俣	八代市坂本町鮎俣ろ	県砂防		30	荒尾岳	上天草市天草町高浜	県砂防			
	5	小 国	阿蘇郡小国町宮の原	県河川		1	大関山	葦北郡芦北町古石	県河川		31	白木河内	上天草市河浦町白木河内	県砂防			
	6	祐 山	阿蘇郡高森町永野原	県河川		2	深 川	水俣市薄原	県河川		32	今 田	上天草市河浦町今田	県砂防			
	7	湯ノ谷	阿蘇郡南阿蘇村長野	国熊本		3	矢管岳	水俣市湯出	県河川		33	宮野河内	上天草市河浦町宮野河内	県砂防			
	8	中 原	阿蘇郡南小国町中原	国松原		4	芦北大野	葦北郡芦北町大野	県河川		34	平家城山	上天草市新和町大宮地	県砂防			
	9	黄 川	阿蘇郡南小国町赤馬場	国松原		5	佐 敷	葦北郡芦北町海浦	国熊本		35	中 田	上天草市新和町小宮地	県砂防			
	10	星 和	阿蘇郡南小国町満願寺	国松原		6	津奈木	葦北郡津奈木町津奈木	国熊本		36	浜 平	上天草市天草町下田北	県河川			
	11	万 成	阿蘇郡小国町上田	国松原		7	袋	水俣市袋	国熊本		37	牧	上天草市天草町高浜	県河川			
	12	坊 中	阿蘇市黒川	国熊本		8	県水俣	水俣市久木野	県砂防		38	隠 達	上天草市天草町高浜	県河川			
	13	色 見	阿蘇郡高森町上色見	国熊本		9	県津奈木	葦北郡津奈木町千代	県砂防		39	津 崎	上天草市天草町大江	県河川			
	14	新 町	阿蘇郡南阿蘇村吉田	国熊本		10	芦 北	葦北郡芦北町湯浦	県砂防		40	亀川ダム	上天草市河浦町路木	県河川			
	15	坂 梨	阿蘇市一の宮町坂梨	国熊本		11	県田浦	葦北郡芦北町田浦	県砂防			路木ダム	上天草市河浦町路木	県河川			
	16	阿 蘇	阿蘇市一の宮町宮地	国熊本													
	17	産 山	阿蘇郡産山村山鹿	県砂防													
	18	波 野	阿蘇市波野新波野	県砂防													

熊本県管理 182局 国土交通省管理 63局 御船町管理 1局 合計 246局

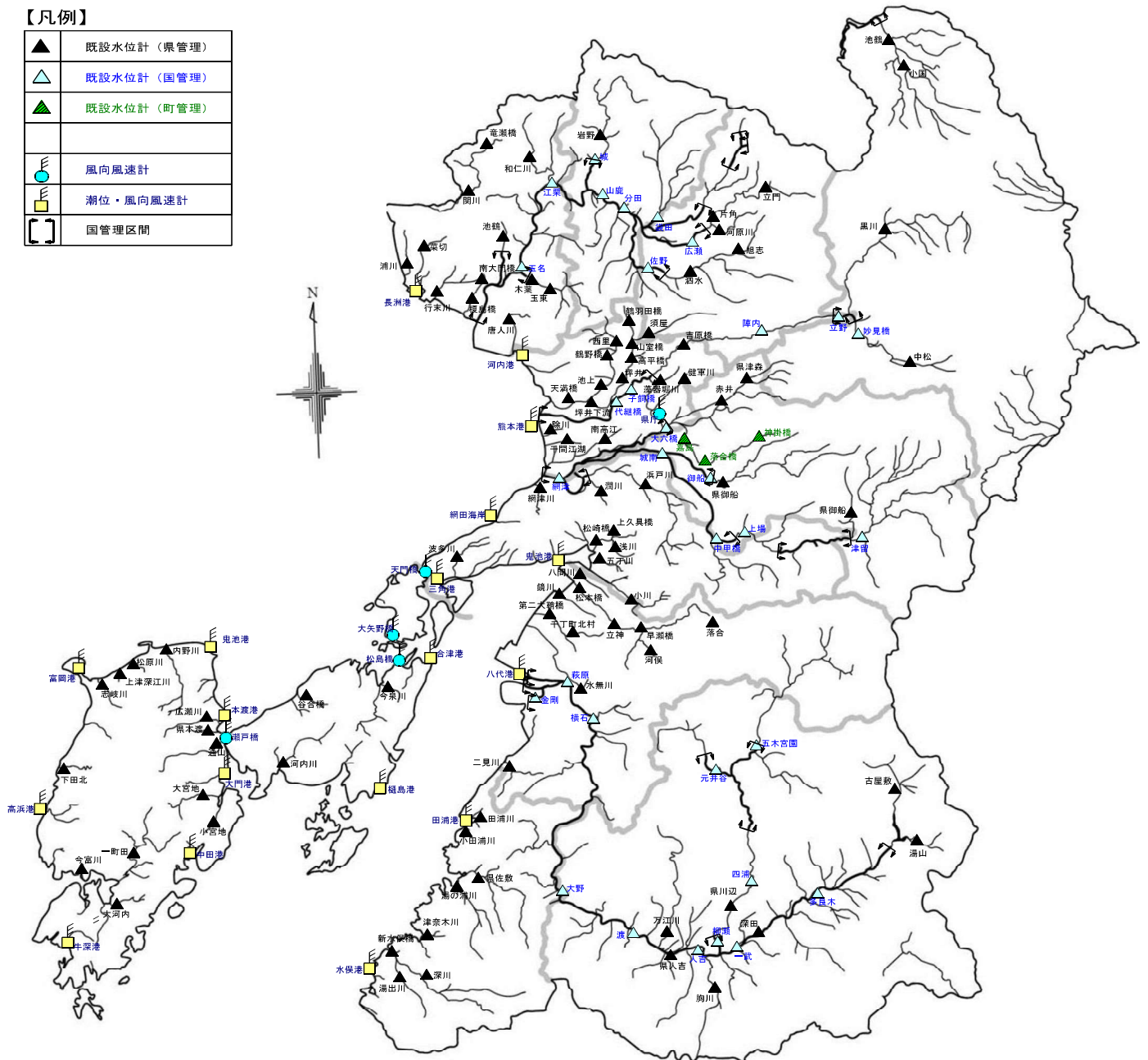
熊本県水防情報システム観測局配置図

(水位局、潮位局、風向・風速局)

令和8年(2026年)4月現在

【凡例】

	既設水位計(県管理)
	既設水位計(国管理)
	既設水位計(町管理)
	風向風速計
	潮位・風向風速計
	国管理区間



水位観測局一覧表(統合型防災情報システム128局)

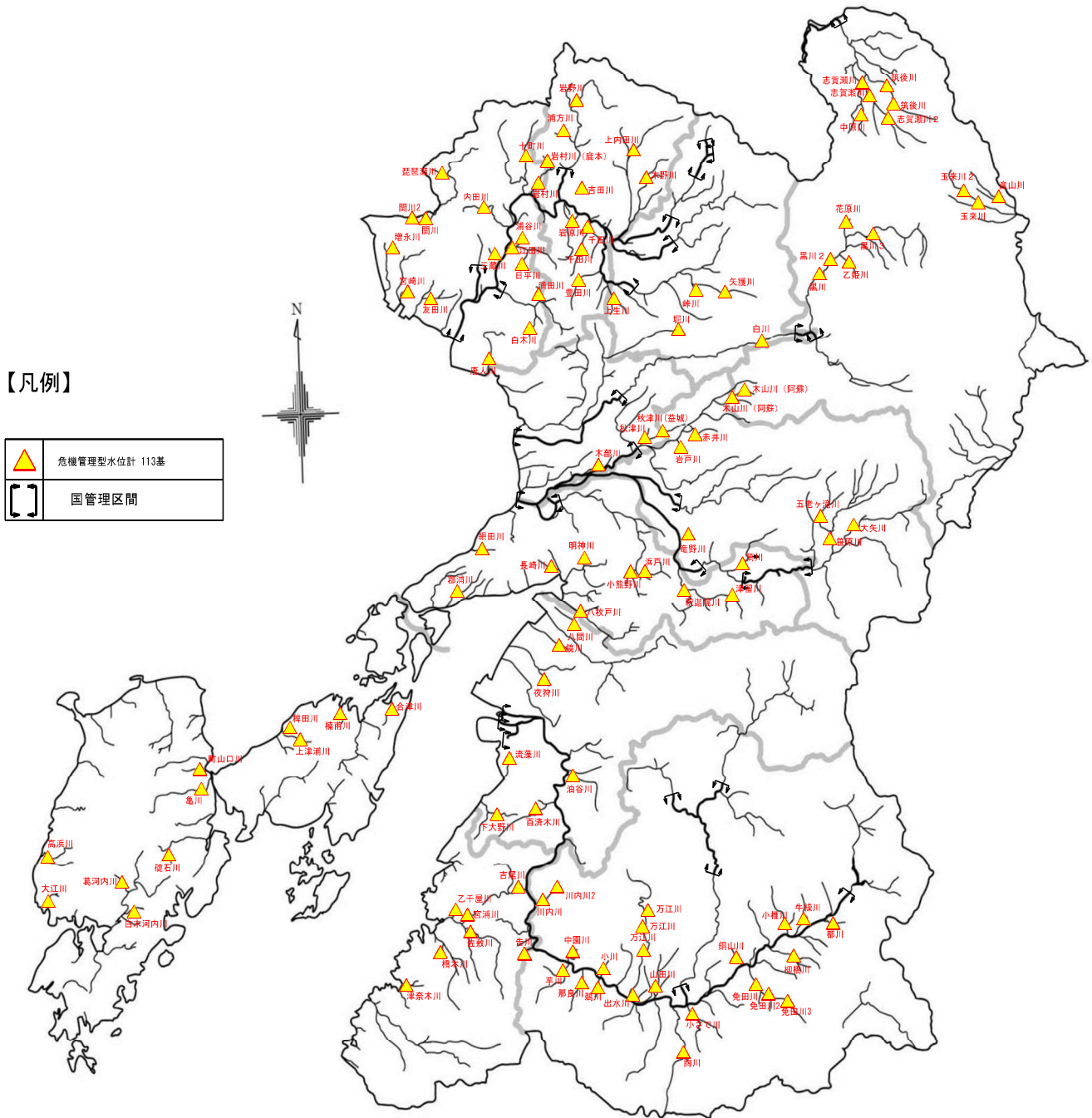
管内NO.	観測局名	所在地	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	河川名	管理者	管内NO.	観測局名	所在地	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	河川名	管理者		
熊土	1	吉原橋	熊本市北区龍田町弓削	1.67	2.62	3.51	3.95	白川	県河川	八代	4	落合橋	上益城郡御船町木倉	2.15	3.38	3.65	3.76	矢形川	御船町
	2	鶴羽田橋	熊本市北区四方寄町	1.51	2.46	3.22	3.42	坪井川	県河川		5	大橋	上益城郡葛島町井寺	4.68	5.75	6.91	7.01	矢形川	御船町
	3	山室橋	熊本市北区八景水谷1丁目	1.34	2.41	—	3.43	坪井川	県河川		6	嘉六橋	上益城郡葛島町三郎無田	2.50	3.20	3.90	4.40	加勢川	国熊本
	4	高平橋	熊本市北区高平2丁目	1.95	3.20	3.20	3.72	坪井川	県熊本		7	千滝川	上益城郡山都町下馬尾	2.17	2.77	2.77	3.21	千滝川	県河川
	5	坪井	熊本市中央区坪井5丁目	3.03	5.30	5.65	5.72	坪井川	県河川		8	津留	上益城郡山都町津留	—	—	—	—	緑川	国緑川
	6	坪井川下流	熊本市西区二本木	2.47	3.35	—	5.38	坪井川	県熊本		9	上揚	上益城郡山都町上揚	—	—	—	—	緑川	国緑川
	7	西里	熊本市北区観川町	0.95	1.48	1.48	1.79	坪井川	県河川		10	泉船船	上益城郡御船町滝尾	3.03	3.62	3.62	3.93	御船川	県河川
	8	鶴野橋	熊本市西區花園7丁目	1.97	2.76	2.76	3.13	坪井川	県河川		11	御船	上益城郡御船町御船	2.00	3.00	3.60	4.30	御船川	国熊本
	9	池上	熊本市西區池上町	1.80	2.60	2.60	3.08	坪井川	県河川		1	落合	八代市泉町柿迫	2.06	3.22	3.72	4.52	水川	県水川
	10	天満橋	熊本市西區城山太城町	2.41	3.80	4.36	4.64	坪井川	県河川		2	河俣	八代市東陽町河俣	1.27	2.55	2.62	3.17	河俣川	県水川
	11	除川	熊本市西區沖新町	3.04	3.32	3.80	3.93	除川	県河川		3	早瀬橋	八代市東陽町丁南	1.65	3.51	3.51	3.60	河俣川	県水川
	12	千間江湖	熊本市南区白石町	2.04	2.54	2.54	2.93	千間江湖	県河川		4	立神	八代市水町立神	2.34	3.34	3.34	4.18	水川	県水川
	13	南高江	熊本市南区南高江町	2.67	2.84	2.84	3.12	天新川	県河川		5	松本橋	八代市水町島地	1.35	2.23	2.23	2.65	水川	県河川
	14	子飼橋	熊本市中央区東子飼町	—	—	—	—	白川	国熊本		6	八幡川	八代市水町網道	1.86	2.13	2.63	2.75	八幡川	県河川
	15	代橋橋	熊本市中央区新緑公園町	2.70	3.70	5.20	5.50	白川	国熊本		7	鏡川	八代市鏡町津口	3.32	3.54	3.54	3.70	鏡川	県河川
	16	網津	熊本市南区海路町	4.50	5.00	—	—	緑川	国熊本		8	第二大輪橋	八代市千丁町古開出	3.52	3.95	4.87	4.99	大輪川	県河川
	17	城南	熊本市南区城南町千町球場	3.30	4.30	5.80	6.20	緑川	国緑川		9	千丁町北村	八代市千丁町太幸田	0.75	1.51	1.77	1.97	大輪川	県河川
	18	浜戸川	熊本市南区城南町敷田	2.09	2.96	2.96	3.42	浜戸川	県河川		10	水無川	八代市古麓町果ノ木	1.43	1.77	1.89	2.09	水無川	県河川
	19	健甕川	熊本市東區錦ヶ丘1番	0.88	1.45	1.45	1.99	健甕川	県河川		11	二見川	八代市二見洲口町	1.02	1.36	1.36	1.83	二見川	県河川
	20	藻器堀川	熊本市中央区藻器公園	1.10	1.76	1.76	2.02	藻器堀川	県河川		12	横川	八代市坂本町西部	4.50	5.50	—	—	球磨川	国八代
宇城	1	中甲橋	下益城郡美里町岩下	2.00	3.00	4.10	4.60	緑川	国緑川	13	萩原	八代市萩原町1丁目	2.00	3.50	4.40	4.70	球磨川	国八代	
	2	濁川	宇土市参拾町西田	1.96	2.16	2.16	2.28	濁川	県河川	14	金剛	八代市嵐蔵町	—	—	—	3.50	球磨川	国八代	
	3	網津川	宇土市住吉町上ノ割	1.60	2.15	2.15	2.46	網津川	県河川	1	深川	水俣市蓮原字前田	2.46	3.82	4.03	4.44	水俣川	県河川	
	4	浅川	宇城市松崎町西下郷	1.10	1.85	2.83	2.97	浅川	県河川	2	湯出川	水俣市天神町	0.89	2.05	2.18	2.44	湯出川	県河川	
	5	上久具橋	宇城市松崎町久具	1.83	2.67	3.22	3.50	大野川	県河川	3	新水俣橋	水俣市天神町	2.34	2.53	2.76	2.99	水俣川	県河川	
	6	松崎橋	宇城市松崎町東松崎	4.06	4.72	—	6.06	大野川	県河川	4	松佐敷	葦北郡芦北町花岡東	1.47	2.26	3.51	3.92	佐敷川	県河川	
	7	五丁川	宇城市松崎町西田	2.22	2.50	2.88	3.17	五丁川	県河川	5	小田浦	葦北郡芦北町小田浦	1.34	1.50	1.50	1.78	小田浦川	県河川	
	8	波多川	宇城市小川町南小川	1.99	2.45	2.62	3.06	波多川	県河川	6	湯の浦	葦北郡芦北町女島平空	3.04	3.20	3.38	4.00	湯の浦川	県河川	
	9	波多川	宇城市三角町波多	2.30	2.59	2.69	2.78	波多川	県河川	7	田浦川	葦北郡芦北町田浦丸	0.87	1.56	2.24	2.70	田浦川	県河川	
玉名	1	菟田	玉名郡和木町下津原	—	—	—	—	菟池川	国菟池川	8	津奈木川	葦北郡津奈木町岩城	0.65	1.69	1.94	2.89	津奈木川	県河川	
	2	玉名	玉名市雨迫間	3.50	4.40	5.50	5.90	菟池川	国菟池川	1	古屋敷	球磨郡水上村江代	—	—	—	—	球磨川	県市房	
	3	木葉	玉名市水町崎字生見	2.67	3.87	4.69	4.92	木葉川	県河川	2	湯山	球磨郡水上村湯山	3.00	4.79	6.40	7.08	湯山川	県市房	
	4	玉東	玉名郡玉東町大字木葉	1.07	2.60	2.60	3.28	木葉川	県河川	3	多良木	球磨郡多良木町多良木中橋	2.00	3.50	3.60	3.70	球磨川	国八代	
	5	紫根木	玉名市石貫字中の島	0.94	1.91	1.91	2.12	紫根木川	県河川	4	深田	球磨郡あまぎ町深田雨	—	—	—	—	球磨川	県市房	
	6	菜切	荒尾市荒屋字高倉	1.06	2.20	2.20	3.49	菜切川	県河川	5	一武	球磨郡錦町木上	3.50	4.30	4.40	4.50	球磨川	国八代	
	7	南大門橋	玉名市中	1.12	1.64	1.64	2.42	境川	県河川	6	五大宮園	球磨郡五木村宮園	3.20	4.20	—	—	川辺川	国川辺川	
	8	榎島橋	玉名市岱明町野口	1.69	2.67	2.97	3.15	境川	県河川	7	元井谷	球磨郡五木村元井谷	—	—	—	—	五木小川	国川辺川	
	9	唐人川	玉名市水町部田見	1.31	1.58	1.58	1.68	唐人川	県河川	8	四浦	球磨郡相良村四浦	4.50	5.50	—	—	川辺川	国川辺川	
	10	竜瀬川	玉名郡南関町開町	0.74	1.27	1.34	1.46	関川	県河川	9	柳瀬	球磨郡相良村柳瀬	4.20	4.80	5.20	5.70	川辺川	国八代	
	11	開川	玉名郡南関町宮尾	3.05	4.87	—	6.15	開川	県河川	10	人吉	人吉市巾着町	2.00	3.00	3.20	3.40	球磨川	国八代	
	12	浦川	玉名郡長洲町長州	3.26	3.31	3.63	3.92	浦川	県河川	11	県人吉	人吉市下青井町	—	—	—	—	球磨川	県市房	
	13	行末川	玉名郡長洲町鹿赤	2.07	2.58	2.58	2.93	行末川	県河川	12	渡	球磨郡球磨村三ヶ浦	5.00	6.00	7.60	8.70	球磨川	国八代	
	14	和仁川	玉名郡和水町太田黒	1.57	3.06	3.06	3.70	和仁川	県河川	13	大野	球磨郡球磨村神瀬江内河内	6.50	8.00	10.90	12.20	球磨川	国八代	
鹿本	1	袋田	山鹿市鹿本町袋田	1.50	2.60	3.20	3.90	上内田川	国菟池川	14	万江川	人吉市吉ノ口町	1.85	2.61	2.61	3.08	万江川	県河川	
	2	分田	山鹿市鹿本町分田	—	—	—	—	菟池川	国菟池川	15	駒川	人吉市西間上町	1.19	2.04	2.39	2.66	駒川	県河川	
	3	山鹿	山鹿市下町	3.20	4.00	5.90	6.30	菟池川	国菟池川	16	泉川	球磨郡相良村川辺	3.39	3.82	3.82	4.00	川辺川	県河川	
	4	岩野	山鹿市津留	1.63	3.43	3.43	4.29	岩野川	県河川	1	熊本渡	天草市本渡町下川原	1.40	1.52	1.52	1.55	町山口川	県河川	
	5	城	山鹿市城	2.50	3.00	3.60	4.60	岩野川	国菟池川	2	広瀬川	天草市本馬場	0.80	2.08	2.53	3.13	広瀬川	県河川	
菊池	1	立門	菊池市重味	1.59	2.16	2.55	3.53	菊池川	県河川	3	内野川	天草市五和町二江	3.94	4.18	4.18	4.45	内野川	県河川	
	2	河原川	菊池市藤田字上鶴	1.82	2.61	2.61	3.04	河原川	県河川	4	下田北	天草市天草町下田北	1.04	2.29	2.29	2.54	下津深江川	県河川	
	3	片角	菊池市片角	2.44	2.85	2.85	3.42	菊池川	県河川	5	一町田	天草市河浦町一町田	0.96	2.27	3.13	3.35	一町田川	県河川	
	4	広瀬	菊池市広瀬	1.50	2.70	3.00	3.90	菊池川	国菟池川	6	今富川	天草市河浦町崎津	1.79	1.86	1.86	2.03	今富川	県河川	
	5	泗水	菊池市泗水町永	0.22	0.54	0.54	1.17	合志川	県河川	7	大宮地	天草市新和町大宮地	1.88	2.41	2.82	3.08	大宮地川	県河川	
	6	旭志	菊池市旭志伊藤	0.91	1.30	1.30	1.66	合志川	県河川	8	小宮地	天草市新和町小宮地	3.00	3.14	3.42	3.49	流合川	県河川	
	7	佐野	菊池市泗水町南田島	2.00	2.70	2.80	3.10	合志川	国菟池川	9	河内川	天草市橋本町馬場下原	2.36	2.75	3.32	3.51	河内川	県河川	
	8	陣内	菊池郡大津町陣内	2.83	4.00	4.00	5.19	白川	国熊本	10	今泉川	上天草市松島町今泉	2.08	2.72	2.72	2.97	今泉川	県河川	
	9	須屋	合志市西合志町須屋	1.74	3.13	4.51	4.95	堀川	県河川	11	松原川	天草郡等北町坂瀬川	1.20	1.75	1.87	1.97	松原川	県河川	
阿蘇	1	小国	阿蘇郡小国町宮原	2.00	3.00	—	—	筑後川	県河川	12	上津深江川	天草郡等北町上津深江	2.02	2.26	3.26	3.37	上津深江川	県河川	
	2	池鶴	阿蘇郡小国町下城	3.63	5.01	5.45	6.72	筑後川	県河川	13	志岐川	天草郡等北町志岐	0.85	1.43	2.03	2.20	志岐川	県河川	
	3	黒川	阿蘇市内牧字宝泉	2.07	3.45	3.65	4.53	黒川	県河川	14	逸山	天草市亀場町亀川	—	—	—	—	亀川	県河川	
	4	中松	阿蘇郡阿蘇村中松	1.52	2.41	2.69	3.07	白川	県河川	15	谷橋	天草市有明町上津浦	—	—	—	—	上津浦川	県河川	
	5	妙見橋	阿蘇郡南阿蘇村河陰	—	—	—	—	白川	国熊本	16	大河内	天草市河浦町路木	—	—	—	—	路木川	県河川	
	6	立野	阿蘇郡南阿蘇村立野	—	—	—	—	白川	国熊本	熊土——20局 宇城——9局 玉名——14局 鹿本——5局 菊池——9局 阿蘇——6局 上益城——11局 八代——14局 芦北——8局 球磨——16局 天草——16局 熊本県管理 93局 国土交通省管理 32局 御船町管理 3局 合計 128局									

潮位観測局一覧表(統合型防災情報システム18局)

管内NO.	観測局名	所在地	警戒潮位	管理	備考	
熊土	1	熊本港	熊本市西區新港1丁目	5.11	県河川	
	2	河内港	熊本市西區河内町	※1	県港湾	
	3	三角港	宇城市三角町戸船	4.63	県河川	
宇城	1	永尾海岸	宇城市不知火町屋敷新地	—	県河川	
	2	網田海岸	宇城市下網田町	—	県農整	
	3	長州港	玉名郡長洲町長洲	5.50	県河川	
八代	1	八代港	八代市港町	4.67	県河川	
	2	水俣港	水俣市明神町	3.80		

危機管理型水位計（県設置）配置図

令和8年（2026年）4月現在



II-4-② 危機管理型水位計 【第4章第2節関係】

危機管理型水位計一覽表（県設置）

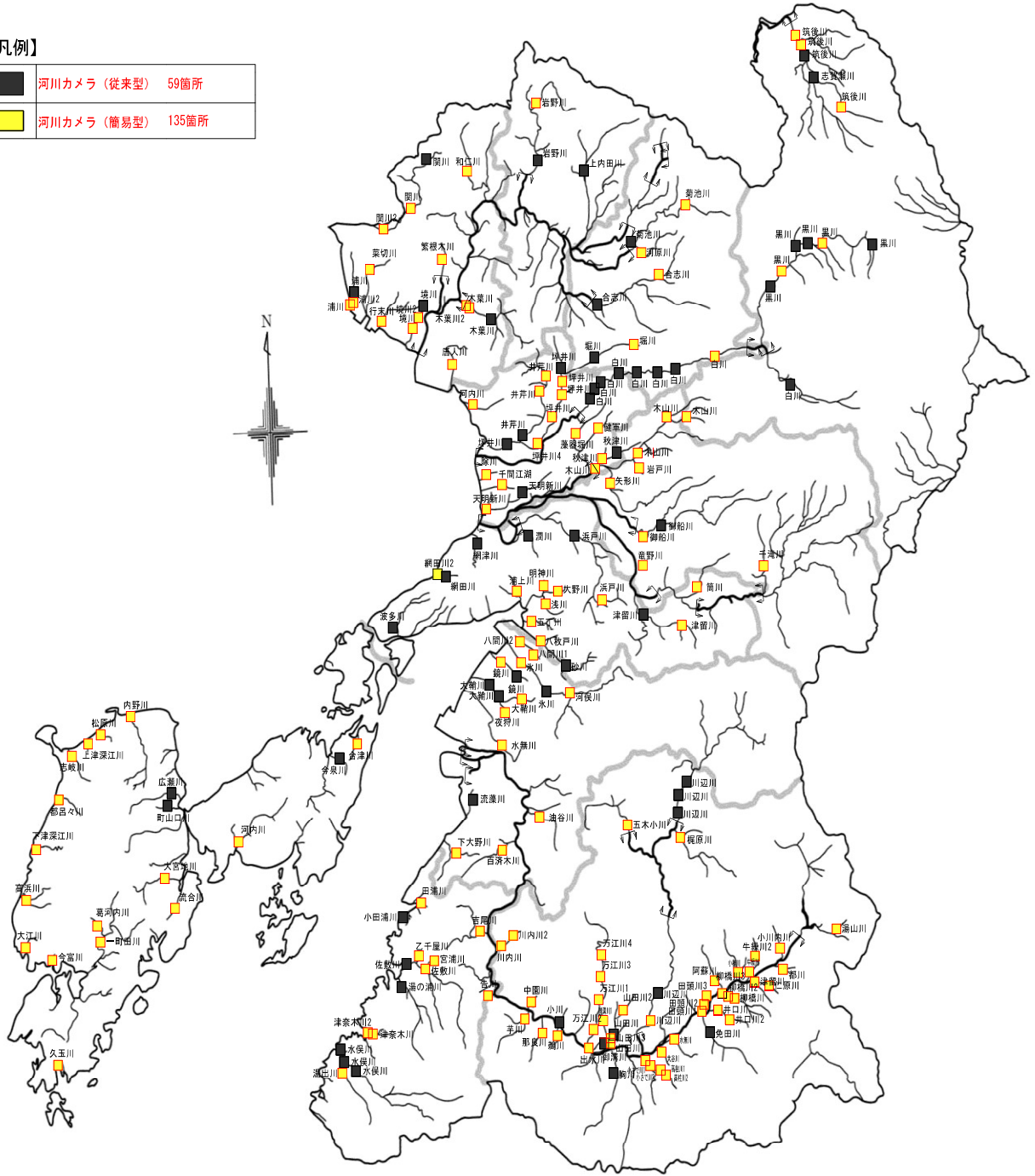
管内	NO.	構造物名	所在地	河川名	管内	NO.	構造物名	所在地	河川名
熊土	1	—	熊本市南区元三町	木部川	上益城	1	惣領橋	上益城郡益城町惣領	秋津川
	2	—	熊本市東区秋津	秋津川		2	新赤井橋	上益城郡益城町赤井	赤井川
	3	—	熊本市北区植木町豊田	豊田川		3	新岩戸橋	上益城郡益城町	岩戸川
宇城	1	—	宇城市豊野町山崎	小熊野川		4	岩淵橋	上益城郡甲佐町上早川	竜野川
	2	43-1号橋	宇城市不知火町長崎	長崎川		5	畑橋	上益城郡山都町城平	五老滝川
	3	新都浦橋	宇城市三角町郡浦	郡浦川		6	七里橋	上益城郡山都町田吉	笹原川
	4	明神橋	宇城市松橋町曲野	明神川		7	川内橋	上益城郡山都町成君	大矢川
	5	耕地橋	宇城市小川町北新田	八枚戸川	八代	1	流藻川5号橋	八代市植柳下町	流藻川
	6	—	宇城市豊野町糸石	浜戸川		2	—	八代市二見下大野町	下大野川
	7	ながかわ橋	宇土市下網田町	網田川		3	夜狩川橋	八代市千丁町新牟田	夜狩川
	8	明水橋	下益城郡美里町永富	津留川		4	稻荷橋	八代市坂本町坂本	油谷川
	9	機織橋	下益城郡美里町岩野	釈迦院川		5	—	八代郡氷川町高塚	八間川
	10	田辺橋	下益城郡美里町川越	筒川		6	—	八代市鏡町内田	鏡川
7	大門瀬橋	八代市坂本町百済来下	百済木川						
玉名	1	青木橋	玉名市溝上	三蔵川	芦北	1	乙千屋橋	葦北郡芦北町乙千屋	乙千屋川
	2	第一舟津橋	玉名市岱明町三崎	友田川		2	無名橋	葦北郡芦北町吉尾	吉尾川
	3	橋木橋	荒尾市増永	増永川		3	もやい橋	葦北郡芦北町湯浦	橋本川
	4	久保田橋	玉名郡玉東町白木	白木川		4	—	葦北郡津奈木町大字岩城町中	津奈木川
	5	猪鼻橋	玉名郡玉東町上木葉	浦田川		5	—	葦北郡芦北町佐敷	佐敷川
	6	馬場橋	玉名郡和水町江田	江田川		6	—	葦北郡芦北町宮浦	宮浦川
	7	畑上橋	玉名郡和水町日平	日平川	球磨	1	池の王橋	球磨郡あさぎり町深田東	銅山川
	8	江田橋	玉名郡和水町江田	浦谷川		2	堂の下橋	球磨郡あさぎり町上北	免田川
	9	新江橋	玉名郡和水町板楠	十町川		3	小川橋	球磨郡球磨村渡	小川
	10	岩村橋	玉名郡和水町岩	岩村川		4	宮園橋	球磨郡球磨村神瀬	川内川
	11	井樋下橋	玉名郡長洲町清源寺	宮崎川		5	五十鈴橋	人吉市駒井田町	山田川
	12	井手橋	玉名郡南関町上坂下	内田川		6	湯ノ本一号橋	人吉市下林町	出水川
	13	長久橋	玉名郡南関町久重	琵琶瀬川		7	めがねはし	球磨郡多良木町黒肥地	牛緑川
	14	琴比羅橋	玉名市天水町部田見	唐人川		8	小城橋	球磨郡多良木町黒肥地	小椎川
	15	岩本橋	荒尾市上井手	関川		9	柳橋川橋	球磨郡多良木町多良木	柳橋川
	16	助丸橋	荒尾市下井手	関川		10	神園橋	球磨郡山江村万江	万江川
鹿本	1	長谷橋	山鹿市菊鹿町長	上内田川		11	古佛頂橋	人吉市古仏頂町	胸川
	2	竜口橋	山鹿市菊鹿町下永野	木野川		12	淡島表参道橋	球磨郡山江村万江	万江川
	3	春間橋	山鹿市鹿央町岩原	岩原川		13	屋形大橋	球磨郡山江村万江	万江川
	4	平山橋	山鹿市平山	岩村川	14	谷合橋	球磨郡あさぎり町	免田川	
	5	前川橋	山鹿市鹿北町岩野	岩野川	15	麓橋	球磨郡あさぎり町	免田川	
	6	吉田新橋	山鹿市下吉田	吉田川	16	小さで川橋	球磨郡錦町大字西	小さで川	
	7	千田橋	山鹿市鹿央町広	千田川	17	都川橋	球磨郡湯前町上染田	都川	
	8	松ヶ浦橋	山鹿市鹿北町芋生	浦方川	18	住吉橋	球磨郡球磨村神瀬	川内川	
	9	長柳橋	山鹿市長坂	千田川	19	—	芦北郡芦北町告	告川	
菊池	1	新屋敷橋	菊池市旭志川辺	峠川	20	—	球磨郡球磨村一勝地	芋川	
	2	玄蕃橋	菊池郡菊陽町原水	堀川	21	—	球磨郡球磨村渡	中園川	
	3	上生橋	合志市上生1052-3	上生川	22	—	球磨郡球磨村三ヶ浦	那良川	
	4	代官橋	菊池郡大津町大字外牧	白川	23	—	球磨郡球磨村三ヶ浦	鶯川	
	5	初生橋	菊池郡大津町大字矢護川	矢護川	天草	1	—	上天草市松島町合津	合津川
阿蘇	1	きよら橋	阿蘇郡南小国町大字赤馬場182番地4	志賀瀬川2		2	第二食場橋	天草市亀場町食場	亀川
	2	荒倉橋	阿蘇郡南小国町大字満願寺1番地1	志賀瀬川1		3	八幡橋	天草市天草町高浜南	高浜川
	3	夫婦橋	阿蘇郡南小国町大字満願寺7294番地2	筑後川		4	新春木橋	天草市天草町大江	大江川
	4	田ノ口橋	阿蘇郡南小国町大字中原1375番地1	中原川		5	碓石橋	天草市新和町碓石	碓石川
	5	広瀬橋	阿蘇郡産山村大字山鹿574-2	玉来川1		6	小河内橋	天草市河浦町河浦	葛河内川
	6	徳の尾橋	阿蘇郡産山村大字山鹿1360-1	玉来川2		7	無名橋	天草市河浦町白木河内	白木河内川
	7	新小野橋	阿蘇市狩尾558	黒川2		8	谷合橋	天草市有明町上津浦	上津浦川
	8	今町橋	阿蘇市今町399番	黒川3		9	—	天草市有明町上津浦	稗田川
	9	跡ヶ瀬大橋	阿蘇市跡ヶ瀬	黒川1		10	前田橋	天草市有明町楠南	楠南川
	10	新花原橋	阿蘇市西小園	花原川		11	睦橋	天草市古川町	町山口川
	11	第二賀田橋	阿蘇市乙姫1824番地2	乙姫川	熊土---3基 宇城---10基 玉名---16基 鹿本---9基 菊池---5基 阿蘇---16基 上益城---7基 八代---7基 芦北---6基 球磨---23基 天草---11基 計---113基				
	12	第二共栄橋	阿蘇郡西原村大字河原	木山川					
	13	小園橋	阿蘇郡産山村大字産山1410-2	産山川					
	14	坂本橋	阿蘇郡小国町大字宮原字坂本	筑後川					
	15	天神橋	阿蘇郡小国町大字宮原字仁瀬	志賀瀬川					
	16	門出橋	阿蘇郡西原村大字河原	木山川					

河川監視カメラ（県設置）配置図

令和8年（2026年）4月現在

【凡例】

■	河川カメラ（従来型） 59箇所
■	河川カメラ（簡易型） 135箇所



河川監視カメラ一覧表（県設置）

管内 NO.	観測所名	所在地	河川名	管内 NO.	構造物名	所在地	河川名	管内 NO.	構造物名	所在地	河川名				
熊土	1	熊本市下南部	下南部2丁目	白川	菊池	8	代官橋	大津町外牧	白川	球磨	7	人吉市 染戸橋	人吉市鶴田町	山田川	
	2	龍田1丁目	北区龍田1丁目	白川		9	立門	菊池市重味	菊池川		8	あさぎり町あさぎり橋	球磨郡あさぎり町免田西	免田川	
	3	龍田町弓削	北区龍田町弓削	白川		10	旭志	菊池市旭志伊萩	合志川		9	球磨村渡	球磨郡球磨村渡	小川	
	4	南区八幡 補給水橋	南区南高江	天明新川		11	河原川	菊池市藤田宇上鶴	河原川		10	上原田橋	人吉市上原田	万江川	
	5	南区域南町火の君橋	南区域南町阿高	浜戸川		12	玄蕃橋	菊陽町原水	堀川		11	神園橋	山江村神園	万江川	
	6	天満橋	西区城山太堀3丁目	坪井川	阿蘇	1	南阿蘇村中松 合上橋	阿蘇郡南阿蘇村中松	白川		12	淡島参道橋	山江村万江	万江川	
	7	鶴羽田橋	熊本市四方寄町	坪井川		2	阿蘇市跡ヶ瀬	阿蘇市跡ヶ瀬	黒川		13	屋形大橋	山江村万江	万江川	
	8	西部水道センター	西区池上町餅嶋	井芹川		3	阿蘇市内牧	阿蘇市内牧	黒川		14	柳橋川橋	多良木町多良木	柳橋川	
	9	新外3号橋	東区跡ヶ丘	健軍川		4	ふれあい水辺公園	熊本県阿蘇市黒川	黒川		15	観音橋	相良村川辺	川辺川	
	10	藻器堀川	中央区水前寺公園	藻器堀川		5	阿蘇市古城	阿蘇市一の宮町中道	黒川		16	宮園橋	球磨村神瀬	川内川	
	11	秋津川	東区秋津2丁目	秋津川		6	小国町消防署付近	阿蘇郡小国町宮原	筑後川		17	住吉橋	球磨村神瀬	川内川	
	12	坪井川下流	西区二本木	坪井川		7	南小国町役場付近	阿蘇郡南小国町赤馬場	志賀瀬川		18	告川	球磨村一勝地	告川	
	13	高平橋	北区高平2丁目	坪井川		8	池鶴	小国町下城	筑後川		19	中国川	球磨村一勝地	中国川	
	14	山室橋	北区八景水谷1丁目	坪井川		9	夫婦橋	南小国町満願寺	筑後川		20	ふれあい球里橋	球磨村一勝地	芋川	
	15	坪井	中央区坪井5丁目	坪井川		10	門出橋	西原村河原	木山川		21	那良川	球磨村三ヶ浦	那良川	
	16	鶴野橋	西区花園7丁目	井芹川		11	小野遊水地	阿蘇市狩尾	黒川		22	鶴口橋	球磨村三ヶ浦	鶴川	
	17	西里	北区規川町	井芹川		12	今町橋	阿蘇市今町	黒川		23	出水樋管	人吉市温泉町	出水川	
	18	千間江湖	南区白石町	千間江湖		13	ほげ川合流点	小国町下城	筑後川		24	池の水橋	多良木町多良木	柳橋川	
	19	除川	西区沖新町	除川		14	小倉水位監視カメラ局	阿蘇市小倉	黒川		25	西前田橋	湯前町上染田	都川	
	20	西無田橋	東区秋津町秋津	木山川		15	手野水位監視カメラ局	阿蘇市一の宮町手野	黒川		26	鶴井手橋	水上村岩野	小川内川	
	21	南区川口町	南区川口町	天明新川	上益城	1	益城町惣領	上益城郡益城町惣領	秋津川		27	梶原川	五木村甲	梶原川	
	22	古閑前橋	西区内町船津	河内川		2	御船町 下鶴橋	上益城郡御船町滝尾	御船川		28	古賀橋	山江村山田	山田川	
宇城	1	小川町 刈萱橋	宇城市小川町小川	砂川		3	県津森	益城町田原	木山川	29	田頭川橋	あさぎり町深田東	田頭川		
	2	宇土市三拾町	宇土市三拾町西田	潤川		4	岩戸川	益城町砥川	岩戸川	30	里道橋	あさぎり町深田東	田頭川		
	3	宇土市住吉町	宇土市住吉町宇上ノ割	網津川		5	県御船	御船町滝尾	御船川	31	集橋	あさぎり町深田東	田頭川		
	4	ながわ橋	宇土市下網田町	網田川		6	岩淵橋	伊佐町上早川	竜野川	32	向田代田橋	あさぎり町須惠	柳橋川		
	5	三角町 塩谷橋	宇城市三角町波多	波多川		7	嘉島	嘉島町下六嘉	矢形川	33	二条橋	人吉市上青井町	山田川		
	6	美里町大窪	下益城郡美里町大窪	津留川		8	千滝川	山都町下馬尾	千滝川	34	第一放水路	人吉市合ノ原町	御溝川		
	7	井出屋敷橋	宇城市豊野町糸石	浜戸川		9	五楽橋	益城町赤井	木山川	35	新小さで川橋	錦町西	小さで川		
	8	上久具橋	宇城市松橋町久具	大野川		1	立神橋	八代市氷川町立神	氷川	36	向井橋	錦町西	小さで川		
	9	白水橋	宇城市不知火町	浦上川		2	八代農業高校付近	八代市鏡町鏡村	鏡川	37	下大露橋	錦町西	高柱川		
	10	浅川	宇城市松橋町西下郷	浅川		3	第二大輪橋	八代市千丁町古閑出	大輪川	38	上大露橋	錦町西	高柱川		
	11	明神橋	宇城市松橋町曲野	明神川		4	新橋	八代市八代新地	大輪川	39	大谷川橋	錦町一武	大谷川		
	12	耕地橋	宇城市小川町北新田	八枚戸川		5	流藻川五号橋	八代市榎柳町	流藻川	40	第二水無川橋	錦町一武	水無川		
	13	五丁川	宇城市町橋町浅川	五丁川		6	新鏡川橋	八代市鏡町内田	鏡川	41	脇橋	多良木町黒肥地	小稚川		
	14	明水橋	美里町永富	津留川		7	松本橋	氷川町島地	氷川	42	茂原橋	多良木町黒肥地	牛繰川		
	15	田辺橋	美里町川越	筒川	8	早瀬橋	八代市東陽町南	河俣川	43	眼鏡橋	多良木町黒肥地	牛繰川			
	16	網田川防潮樋門	宇土市戸口町	網田川	9	千丁町北村	八代市千丁町太牟田	大輪川	44	菰無田橋	多良木町多良木	津留川			
玉名	1	玉東町木葉	玉名郡玉東町木葉	木葉川	10	下大野川	八代市二見下大野町	下大野川	45	又五郎橋	湯前町下村	仁原川			
	2	長洲町 長洲大橋	玉名郡長洲町長洲	浦川	11	夜狩川橋	八代市千丁町新牟田	夜狩川	46	登山橋	水上村湯山	湯山川			
	3	南関町 竜瀬橋	玉名郡南関町関町	関川	12	八間川橋	氷川町網道	八間川	47	平瀬橋	五木村丙	五木小川			
	4	玉名市 南大門橋	玉名市築地	境川	13	高塚	氷川町高塚	八間川	48	銀針橋	あさぎり町深田東	井口川			
	5	小畑橋	玉名市石貫字中の島	繁根木川	14	水無川	八代市古籠町葉ノ木	水無川	49	新幸平橋	あさぎり町岡原南	井口川			
	6	木葉	玉名市田崎字生見	木葉川	15	稲荷橋	八代市坂本町坂本	油谷川	50	阿蘇川橋	あさぎり町須惠	阿蘇川			
	7	和仁川	和水町太田島	和仁川	16	大門瀬橋	八代市坂本町百済来下	百済水川	51	五十鈴橋	人吉市鍛冶屋町	山田川			
	8	行末川	長洲町辰赤	行末川	芦北	1	新水俣橋	水俣市陣内	水俣川	天草	1	天草市古川町	天草市古川町	町山口川	
	9	菜切	荒尾市菰屋字高倉	菜切川		2	水俣市中央公園	水俣市 湧出川合流点	水俣川		2	本渡橋 法泉寺橋	天草市本渡町本戸馬場	広瀬川	
	10	岩本橋	荒尾市上井手	関川		3	水俣市古城	水俣市古城3丁目	水俣川		3	松島町 三石橋	上天草市松島町今泉	今泉川	
	11	琴比羅橋	玉名市天水町小天	唐人川		4	芦北町佐敷	葦北郡芦北町佐敷地内	佐敷川		4	一町田	河浦町一町田	一町田川	
	12	榎鳥橋	玉名市岱明町野口	境川		5	芦北町湯浦	芦北町湯浦	湯の浦川		5	小河内橋	河浦町河浦	葛河内川	
	13	平成水門	長洲町長洲	浦川		6	芦北町 新町橋	葦北郡芦北町小田浦	小田浦川		6	河内川	橋本町馬場下差原	河内川	
	14	助丸橋	荒尾市下井手	関川		7	乙千屋橋	芦北町乙千屋	乙千屋川		7	大宮地川	新和町大宮地	大宮地川	
	15	境川橋	玉名市中	境川		8	江南橋	水俣市平野2丁目	湯出川		8	君ヶ水橋	五和町二江	内野川	
	16	久保田橋	玉東町木葉	木葉川		9	津奈木川	津奈木町岩城	津奈木川		9	中通橋	荻北町志岐	志岐川	
	17	平成水門下流	玉名郡長洲町長洲	浦川		10	田浦川	芦北町田浦大丸	田浦川		10	下田北	天草市天草町下田北	下津深江川	
鹿本	1	山鹿市 小坂橋	熊本県山鹿市小坂	岩野川		11	花岡	芦北町花岡	佐敷川		11	八幡橋	天草市天草町高浜南	高浜川	
	2	菊鹿町 長谷橋	山鹿市菊鹿町長	上内田川		12	宮浦川	芦北町宮浦	宮浦川		12	流合橋	天草市新和町小宮地	流合川	
	3	前川橋	山鹿市鹿北町岩野	岩野川		13	吉尾橋	芦北町吉尾	吉尾川		13	今富川	天草市河浦町崎津	今富川	
菊池	1	菊池市藤田	菊池市藤田	菊池川		球磨	1	相良村 川辺大橋	球磨郡相良村川辺		川辺川	天草	14	松原川	荻北町坂瀬川
	2	泗水町福本	菊池市泗水町福本	合志川	2		白水団地	球磨郡五木村甲	川辺川		15		深江橋	荻北町上津深江	上津深江川
	3	みらい大橋	菊池郡菊陽町津久礼	白川	3		榎手公園	球磨郡五木村宮園	川辺川		16		新泰木橋	天草市天草町大江	大江川
	4	第1馬場橋	菊池郡菊陽町馬場橋	白川	4		宮園橋	球磨郡五木村西谷	川辺川		17		眼鏡橋	天草市久玉町	久玉川
	5	大津町瀬田	菊池郡大津町瀬田河川敷内	白川	5		人吉市瓦屋町	人吉市瓦屋町	御溝川		18		合津川	上天草市松島町合津	合津川
	6	大津町陣内七罫子橋	菊池郡大津町中島	白川	6		人吉市間橋	人吉市西間上町	胸川		19		都呂々橋	荻北町都呂々	都呂々川
	7	合志市須屋 川添橋	合志市須屋	堀川	●集計										
熊土——22基 宇城——16基 玉名——17基 鹿本—— 3基 菊池——12基 阿蘇—— 15基															
上益城—— 9基 八代——16基 芦北——14基 球磨——51基 天草——19基 計——194基															

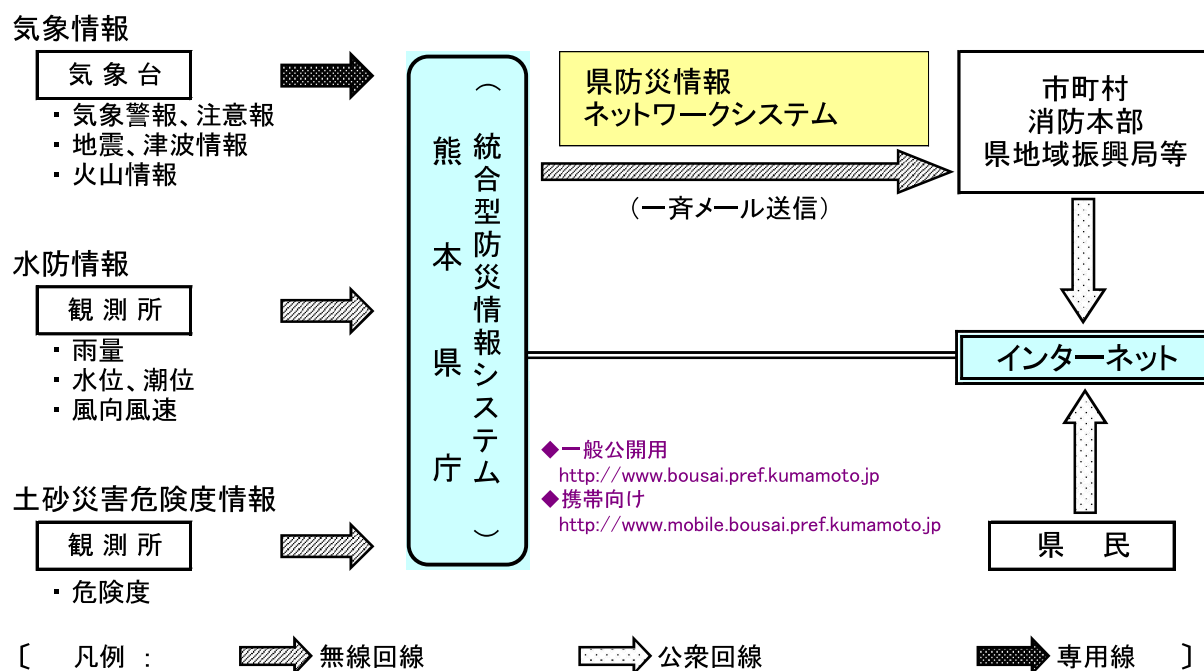
【Ⅱ-6】 熊本県統合型防災情報システム〔本編「第4章第2節」関係〕

熊本県統合型防災情報システムの概要

各防災関係機関情報システムで収集した雨量、河川水位、土砂災害危険度情報等の各種観測情報と気象情報、震度等の情報を Webコンテンツ形式及び県防災情報ネットワークシステム（防災一斉メールシステム）により、市町村、消防本部、県地域振興局等へ伝達している。また、必要な情報はインターネットを使用して公開しており、県民等がリアルタイムな情報を参照可能なものとなっている。

※ 県統合型防災情報システムURL <http://www.bousai.pref.kumamoto.jp>

〔情報伝達フロー図〕



〔伝達情報〕

- ① 気象台から各種警報（一部注意報）が発表された時
- ② 河川課で観測している水位計・潮位計で水防団待機水位（通報水位）・はん濫注意水位（警戒水位）及び警戒潮位に達した時
- ③ 砂防課で観測している雨量計で「危険」の基準値に達した時

Ⅲ その他資料

【Ⅲ－１】気象予警報等の警報・注意報基準（詳細版）

（１）大雨・高潮・氾濫に関する警報・注意報基準

発表官署		熊本地方気象台			
府県予報区		熊本県			
一次細分区域		熊本地方	阿蘇地方	天草・芦北地方	球磨地方
市町村等をまとめた地域		熊本市、荒尾玉名、 山鹿菊池、上益城、 宇城八代		天草地方、芦北地方	
レベル 5 特別 警報	大雨	大雨による重大な浸水害等※1が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。			
	高潮	高潮による重大な浸水害等が切迫または既に発生しているおそれ大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。			
	氾濫	河川※2氾濫による重大な災害が切迫または既に発生しているおそれ大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。			
レベル 4 危険 警報	大雨	大雨による重大な浸水害等※1が起こるおそれ大きく、避難が必要な状況の場合に発表。			
	高潮	高潮による重大な災害が起こるおそれ大きく、避難が必要な状況の場合に発表。			
	氾濫	河川※2氾濫による重大な災害が起こるおそれ大きく、避難が必要な状況の場合に発表。			
レベル 3 警報	大雨	大雨による重大な浸水害等※1が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表。			
	高潮	高潮による重大な災害が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表。			
	氾濫	河川※2氾濫による重大な災害が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表。			
レベル 2 注意 報	大雨	大雨による浸水害等※1が起こるおそれのある場合に発表。			
	高潮	高潮による重大な災害が起こるおそれがある場合に発表。			
	氾濫	河川※2氾濫による災害が起こるおそれのある場合に発表。			
熊本県の高潮・大雨・氾濫に関する基準値、大雨に関する情報の対象格子と対象河川、 および基準一覧表の解説 URL： https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/kumamoto.html					

※1 大雨の注意報・警報等は、内水氾濫による浸水害及び洪水予報河川以外の河川の外水氾濫を対象に発表。

※2 洪水予報河川

(2) 津波警報等

① 種類について

気象庁が発表する津波警報等の種類及び発表基準は、次のとおりである。

大津波警報 : 予想される津波の最大波の高さが高いところで3 mを超える場合
(大津波警報を特別警報に位置づける)

津波警報 : 予想される津波の最大波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合

津波注意報 : 予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2 m以上、1 m以下の場合
であって、津波による災害のおそれがある場合

津波予報 : 津波による災害が起こるおそれがない場合

※ 地震発生後、予想される津波の高さが0.2 m未満で被害の心配がない場合、又は、津波注意報の解除後も海面変動が継続する場合には、「津波予報（若干の海面変動）」を発表する。

② 発表される津波の高さ等について

津波警報等の種類	発表される津波の高さ		
	予想される津波の高さ区分	数値での発表	巨大地震の場合の発表
大津波警報	10 m < 予想される津波の最大波の高さ	10 m 超	巨大
	5 m < 予想される津波の最大波の高さ ≤ 10 m	10 m	
	3 m < 予想される津波の最大波の高さ ≤ 5 m	5 m	
津波警報	1 m < 予想される津波の最大波の高さ ≤ 3 m	3 m	高い
津波注意報	0.2 m ≤ 予想される津波の最大波の高さ ≤ 1 m	1 m	(表記しない)

(注 意)

- 津波による災害のおそれなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

③ 津波情報

大津波警報、津波警報、津波注意報を発表した後、「予想される津波の高さ」、「津波の到達予想時刻」等の情報を発表する。

(津波情報の種類)

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さを発表します。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表します。
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表します。
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。

(注 意)

津波観測に関する情報では、大津波警報を発表している沿岸で、観測された津波の高さが1 m以下のとき、又は津波警報を発表している沿岸で、観測された津波の高さが0.2 m未満のときは、津波の高さを「観測中」と発表する。また、沖合の津波観測に関する情報では、沖合の観測値から推定される沿岸での津波の高さが、大津波警報を発表している沿岸で3 m以下、津波警報を発表している沿岸で1 m以下のときは、沖合で観測された津波の高さを「観測中」、推定される沿岸での津波の高さを「推定中」と発表する。

④ 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。(津波が予想されないときは、津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表。)

	発表基準	発表内容
津波予報	0.2 m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2 m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表します。
	津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等の際には十分な留意が必要である旨を発表します。

(津波予報区)

◎ 有明八代海 熊本県 (天草市の天草町、五和町、牛深町、魚貫町、河浦町、久玉町、深海町及び二浦町並びに苓北町を除く。)

◎ 天草灘沿岸 熊本県 (天草市の天草町、五和町、牛深町、魚貫町、河浦町、久玉町、深海町及び二浦町並びに苓北町に限る。)

Ⅲ-2 水防関係機関連絡一覧表〔第4章第3節 関係〕

水防関係機関連絡一覧表

(1) 県関係

- 水防本部(代表)096-383-1111
- (直通)096-333-2120
- (FAX)096-213-1001

機 関 名	電話番号	機 関 名	電話番号
県央広域本部 (熊本土木)	096-333-2795	宇城地域振興局	0964-32-2111
玉名地域振興局	0968-74-2164	鹿本地域振興局	0968-44-2312
県北広域本部(菊池)	0968-25-4232	阿蘇地域振興局	0967-22-1119
上益城地域振興局	096-282-2111	県南広域本部(八代)	0965-33-4165
芦北地域振興局	0966-82-3111	球磨地域振興局	0966-24-4208
天草広域本部	0969-22-4682		
市房ダム管理所	0966-44-0304	氷川ダム管理所	0965-67-2530
三角港管理事務所	0964-52-2079	八代港管理事務所	0965-37-0338
水俣港管理事務所	0966-63-2449	熊本港管理事務所	096-329-4411

(2) 国土交通省各事務所関係

機 関 名	電話番号	機 関 名	電話番号
国土交通省 熊本河川国道事務所	096-382-1111	国土交通省 八代河川国道事務所	0965-32-4135
国土交通省 川辺川ダム砂防事務所	0966-23-3174	国土交通省 菊池川河川事務所	0968-44-2171
国土交通省 緑川ダム管理所	0964-48-0216	国土交通省 筑後川河川事務所	0942-33-9131

(3) 市町村関係

	機 関 名	担当課	電話番号	FAX番号
熊本	熊本市役所	危機管理課	096-328-2490	096-359-8605
宇城水防区	宇土市役所	土木課	0964-27-3330	0964-22-6031
	宇城市役所	防災消防課	0964-32-1766	0964-27-4225
	美里町役場	総務課	0964-46-2111	0964-46-3510
玉名水防区	荒尾市役所	防災安全課	0968-63-1395	0968-63-1169
	玉名市役所	防災安全課	0968-75-1130	0968-75-1166
	玉東町役場	総務課	0968-85-3111	0968-85-3116
	和水町役場	総務課	0968-86-5720	0968-86-4215
	南関町役場	総務課	0968-57-8500	0968-53-2351
	長洲町役場	総務課 危機管理対策室	0968-78-3104	0968-78-1092
鹿本	山鹿市役所	防災監理課	0968-43-1113	0968-44-0373
菊池水防区	菊池市役所	防災交通課	0968-25-7203	0968-24-7222
	合志市役所	安全安心課	096-248-1555	096-248-1196
	大津町役場	防災交通課	096-285-5006	096-293-4836
	菊陽町役場	危機管理防災課	096-232-2110	096-232-4923
阿蘇水防区	阿蘇市役所	危機管理防災課	0967-22-3232	0967-22-4577
	南小国町役場	総務課	0967-42-1112	0967-42-1122
	小国町役場	総務課	0967-46-2111	0967-46-2368
	産山村役場	総務課	0967-25-2211	0967-25-2864
	高森町役場	総務課	0967-62-1111	0967-62-1174
	南阿蘇村役場	総務課	0967-67-1111	0967-67-2073
	西原村役場	総務課	096-279-3111	096-279-3506

(3) 市町村関係

	機 関 名	担当課	電話番号	FAX番号
上 益 城 水 防 区	御船町役場	建設課	096-282-1111	096-282-2803
	嘉島町役場	建設課	096-237-2619	096-237-2359
	益城町役場	建設課	096-286-3111	096-286-4523
	甲佐町役場	建設課	096-234-1111	096-234-3964
	山都町役場	総務課	0967-72-1111	0967-72-1080
八 代 水 防 区	八代市役所	危機管理課	0965-33-4112	0965-35-2009
	氷川町役場	総務課	0965-52-7111	0965-52-3939
芦 北 水 防 区	水俣市役所	危機管理防災課	0966-61-1604	0966-62-0611
	芦北町役場	総務課	0966-82-2511	0966-82-2893
	津奈木町役場	総務課	0966-78-3111	0966-78-3116
球 磨 水 防 区	人吉市役所	防災課	0966-22-2111	0966-24-7869
	錦町役場	総務課	0966-38-1111	0966-38-1575
	あさぎり町役場	総務課	0966-45-1111	0966-45-3667
	多良木町役場	危機管理防災課	0966-42-1262	0966-42-2293
	湯前町役場	総務課	0966-43-4111	0966-43-3013
	水上村役場	総務課	0966-44-0311	0966-44-0662
	相良村役場	総務課	0966-35-0211	0966-35-0011
	五木村役場	総務課	0966-37-2211	0966-37-2215
	山江村役場	総務課	0966-23-3111	0966-24-5669
	球磨村役場	総務課	0966-32-1111	0966-32-1142
天 草 水 防 区	天草市役所	防災危機管理課	0969-24-8817	0969-23-7570
	上天草市役所	危機管理防災課	0964-26-5544	0964-56-4972
	苓北町役場	総務課	0969-35-1111	0969-35-2454

(4) 県警察関係

○ 警察本部 096-381-0110 (代表)

機 関 名	電話番号	機関名	電話番号
熊本中央警察署	096-323-0110	熊本南警察署	096-326-0110
熊本東警察署	096-368-0110	玉名警察署	0968-74-0110
熊本北合志警察署	096-341-0110	山鹿警察署	0968-44-0110
荒尾警察署	0968-68-5110	大津警察署	096-294-0110
菊池警察署	0968-24-0110	阿蘇警察署	0967-35-5110
小国警察署	0967-46-2110	御船警察署	096-282-1110
高森警察署	0967-62-0110	宇城警察署	0964-33-0110
山都警察署	0967-72-0110	芦北警察署	0966-82-3110
八代警察署	0965-33-0110	人吉警察署	0966-24-4110
水俣警察署	0966-62-0110	天草警察署	0969-24-0110
多良木警察署	0966-42-4110	牛深警察署	0969-73-2110
上天草警察署	0964-56-0110		

(5) 関係機関(順不同)

機 関 名	電話番号	機関名	電話番号
陸上自衛隊 第8師団	096-343-3141	九州農政局	096-211-9111
熊本地方气象台	096-352-0345	人吉特別地域 気象観測所 (注)	0966-22-2094
牛深特別地域 気象観測所 (注)	0969-73-2567	熊本海上保安部	0964-52-3103
八代海上保安署	0965-37-1477	天草海上保安署	0969-73-4999
九州旅客鉄道(株) 熊本支社	096-352-0818	西日本電信電話(株) 熊本支店	096-321-3250
九州産業交通 ホールディングス(株)	096-325-8229	NHK熊本放送局	096-326-8203
(株)テレビ熊本 (TKU)	096-354-3411	(株)熊本放送 (RKK)	096-328-5511
熊本朝日放送(株) (KAB)	096-359-1111	(株)熊本県民テレビ (KKT)	096-363-6111

(注) 各特別地域気象観測所への電話は、熊本地方气象台に自動的に転送

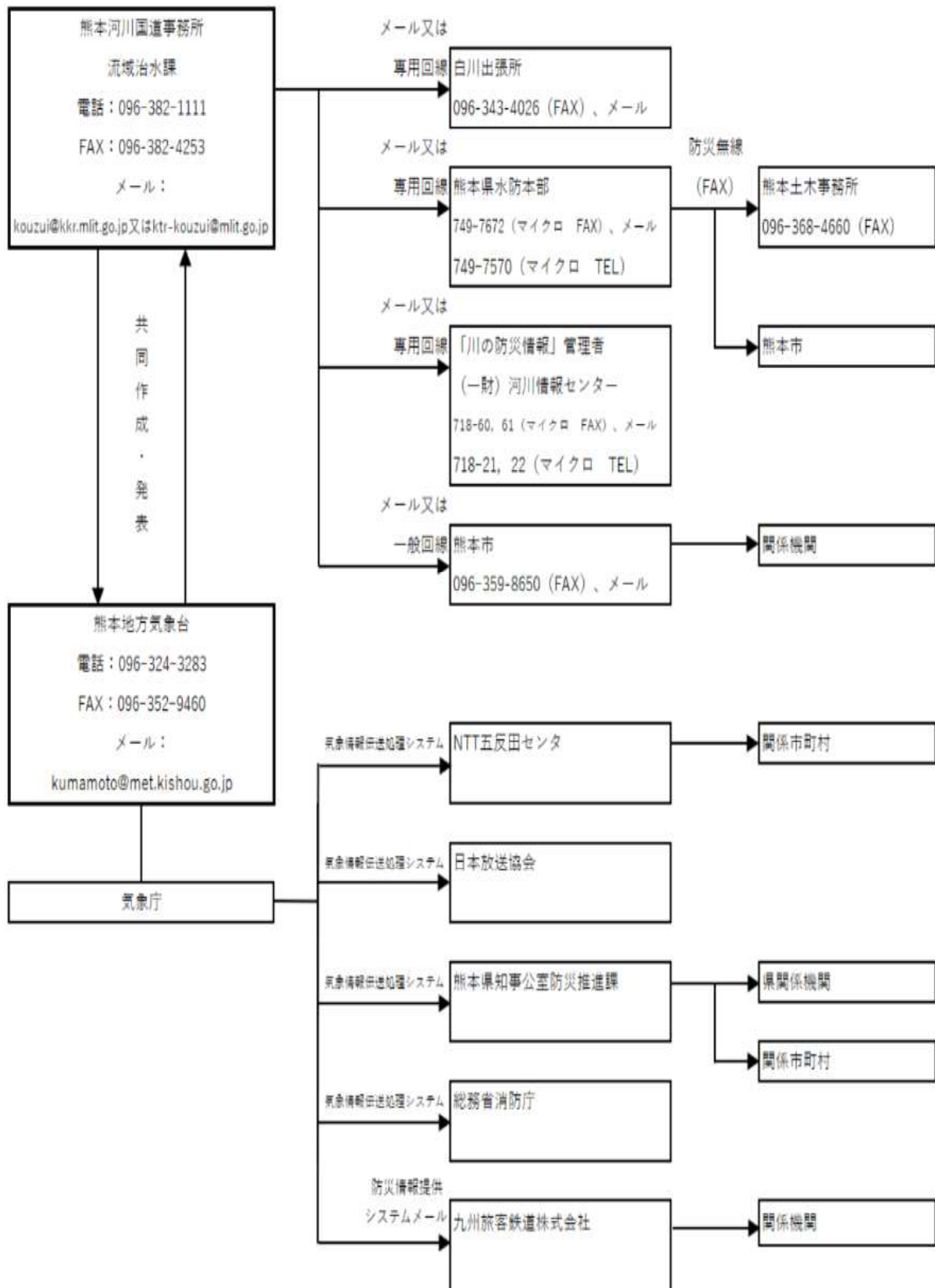
【Ⅲ-3-①】 洪水予報河川と実施区域 [第5章第1節関係]

河川名	実施区間	基準地点
白川	左岸：熊本市東区渡鹿8丁目540番の4地先 小碓橋下流端から海まで 右岸：熊本市中央区黒髪町大字宇留毛浦山720番の5地先	代継橋
緑川	左岸：上益城郡甲佐町大字上揚字佐戸1221番地先 から海まで 右岸：上益城郡甲佐町大字上揚字宮上988番地の1地先	中甲橋 城南
浜戸川	左岸：熊本市南区富合町大字碓の江字地方222番地の1地先 から緑川合流点まで 右岸：熊本市南区富合町大字莎崎字境目951番の1地先	城南
加勢川	左岸：上益城郡嘉島町大字下六嘉字吐合1661番の1地先 旧大六橋下流端から緑川合流点まで 右岸：熊本市東区画図町下無田宇鳥ヶ江331番地先	大六橋
御船川	左岸：上益城郡御船町大字辺田見字井手下1161番地先 から緑川合流点まで 右岸：上益城郡御船町大字辺田見字甲斐山492番の1地先	御船
菊池川	左岸：菊池市大字赤星字寿毛賀1279番地先 から海まで 右岸：菊池市大字北宮字居屋敷64番地先	玉山名 広鹿瀬
合志川	左右岸：菊池市泗水町大字豊水字出口4122番の1地先 市道橋から幹川合流地点まで	佐野
球磨川	左右岸：球磨郡湯前町字焼尾5051地先 市房第2堰堤から海まで	多良木 一人武 渡吉 大萩野 萩原
前川	球磨川分流点から海まで	萩原
南川	球磨川分流点から海まで	萩原

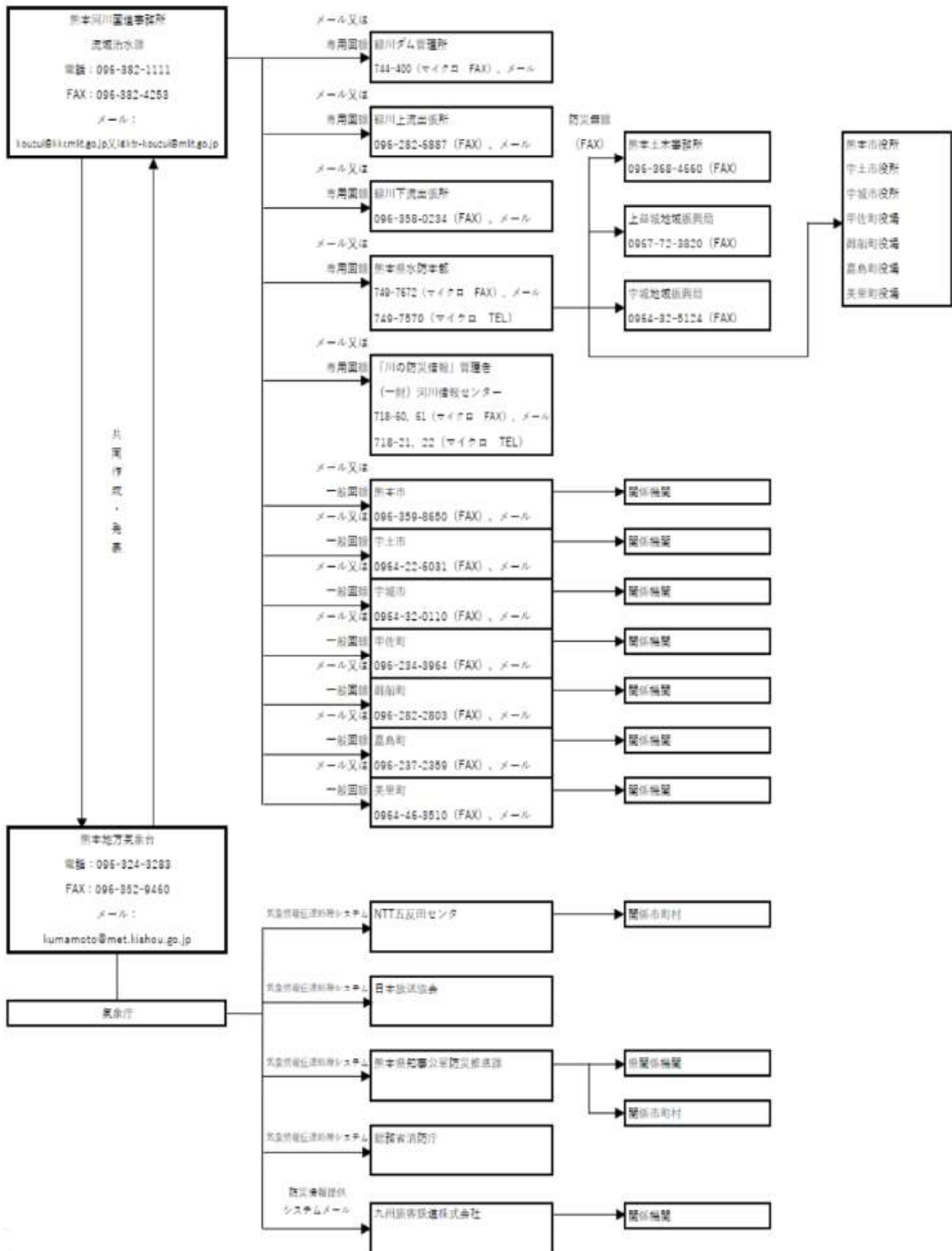
【Ⅲ-3-②】 洪水予報の対象となる基準水位観測所及び設定水位 [第5章第1節関係]

河川名	観測所名	地先名	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位	氾濫 発生水位	摘要
しらかわ 白川	よつぎばし 代継橋	熊本市中央区紺屋今 町	2.70	3.70	5.20	5.50	6.65	観測所 水位
みどりかわ 緑川	ちゅうこうばし 中甲橋	下益城郡美里町大字 岩下(中甲橋地点)	2.00	3.00	4.1	4.60	6.70	観測所 水位
	じょうなん 城南	熊本市南区城南町千町(菩町橋 (めどまちはし) 地点)	3.30	4.30	5.80	6.20	7.67	観測所 水位
はまどがわ 浜戸川	じょうなん 城南	熊本市南区城南町千町(菩町橋 (めどまちはし) 地点)	3.30	4.30	5.80	6.20	7.67	観測所 水位
かせがわ 加勢川	だいろくばし 大六橋	上益城郡嘉島町三郎 無田(大六橋地点)	2.50	3.20	3.90	4.40	6.03	観測所 水位
みふねがわ 御船川	みふね 御船	上益城郡御船町大字 御船(御船橋地点)	2.00	3.00	3.60	4.30	5.39	観測所 水位
きくちがわ 菊池川	たまな 玉名	玉名市大字西迫間字川端(玉名 大橋下流100m)	3.50	4.40	5.50	5.90	7.18	観測所 水位
	やまが 山鹿	山鹿市下町	3.20	4.00	5.90	6.30	7.57	観測所 水位
	ひろせ 広瀬	菊池市大字広瀬(菊池川橋地点 下流150m)	1.50	2.70	3.00	3.90	4.93	観測所 水位
こうしがわ 合志川	きの 佐野	菊池市泗水町南田島字佐野(佐 野橋下流100m)	2.00	2.70	2.80	3.10	4.39	観測所 水位
くまがわ 球磨川 まえかわ 前川 みなみかわ 南川	たらぎ 多良木	球磨郡多良木町中鶴455-5(中鶴 橋下流約20m)	2.00	3.50	3.60	3.70	3.90	観測所 水位
	いちぶ 一武	球磨郡錦町大字木上 西(錦大橋下流800m)	3.50	4.30	4.40	4.50	7.88	観測所 水位
	ひとよし 人吉	人吉市中城町	2.00	3.00	3.20	3.40	4.66	観測所 水位
	わたり 渡	球磨郡球磨村大字三ヶ浦(相良 橋上流)	5.00	6.00	7.60	8.70	9.97	観測所 水位
	おおの 大野	球磨郡球磨村大字神瀬江河内 40(大野大橋下流150m)	6.50	8.00	10.90	12.20	13.44	観測所 水位
	はぎわら 萩原	熊本県八代市萩原橋1丁目	2.00	3.50	4.40	4.70	6.30	観測所 水位

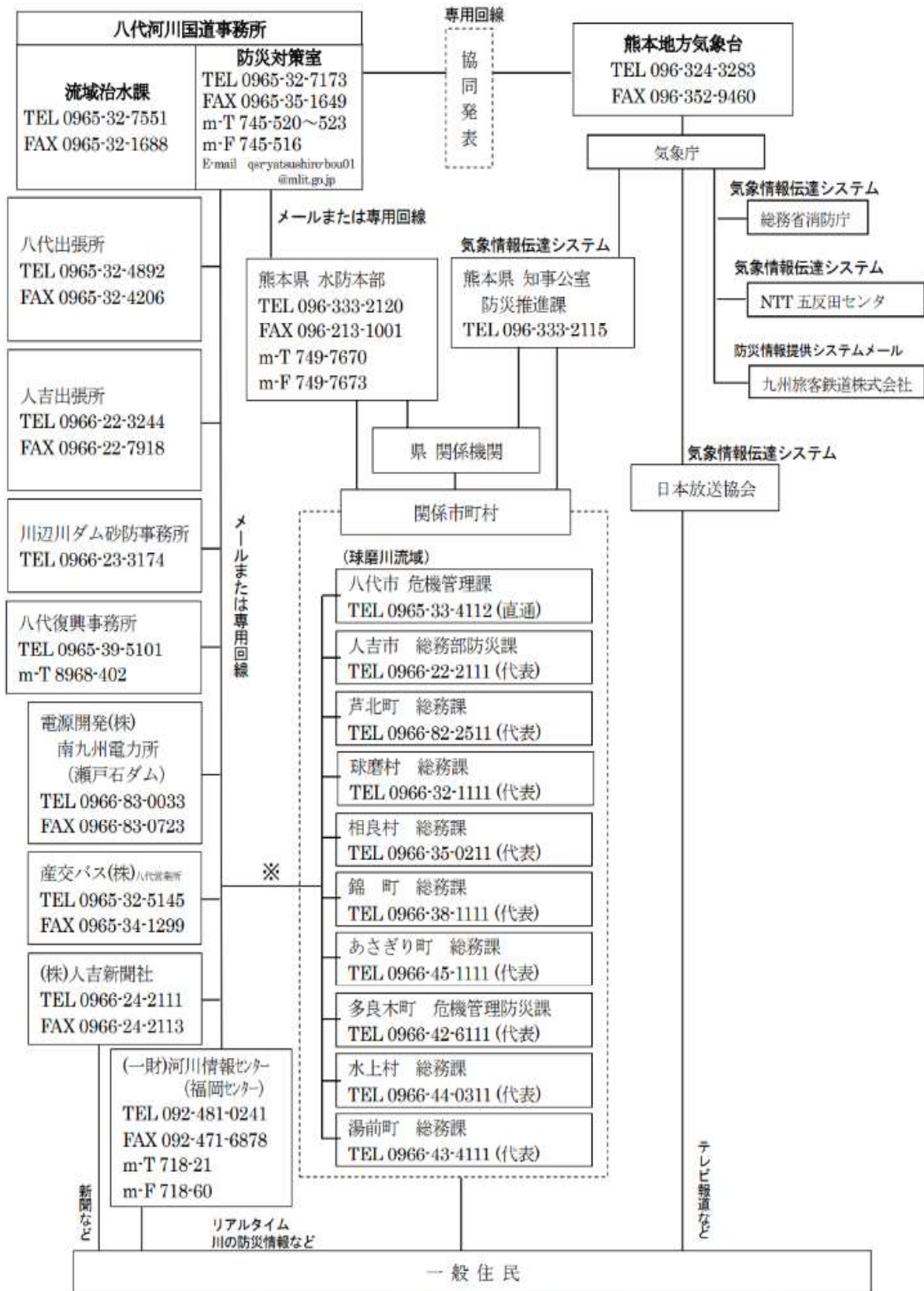
白川洪水予報伝達系統図



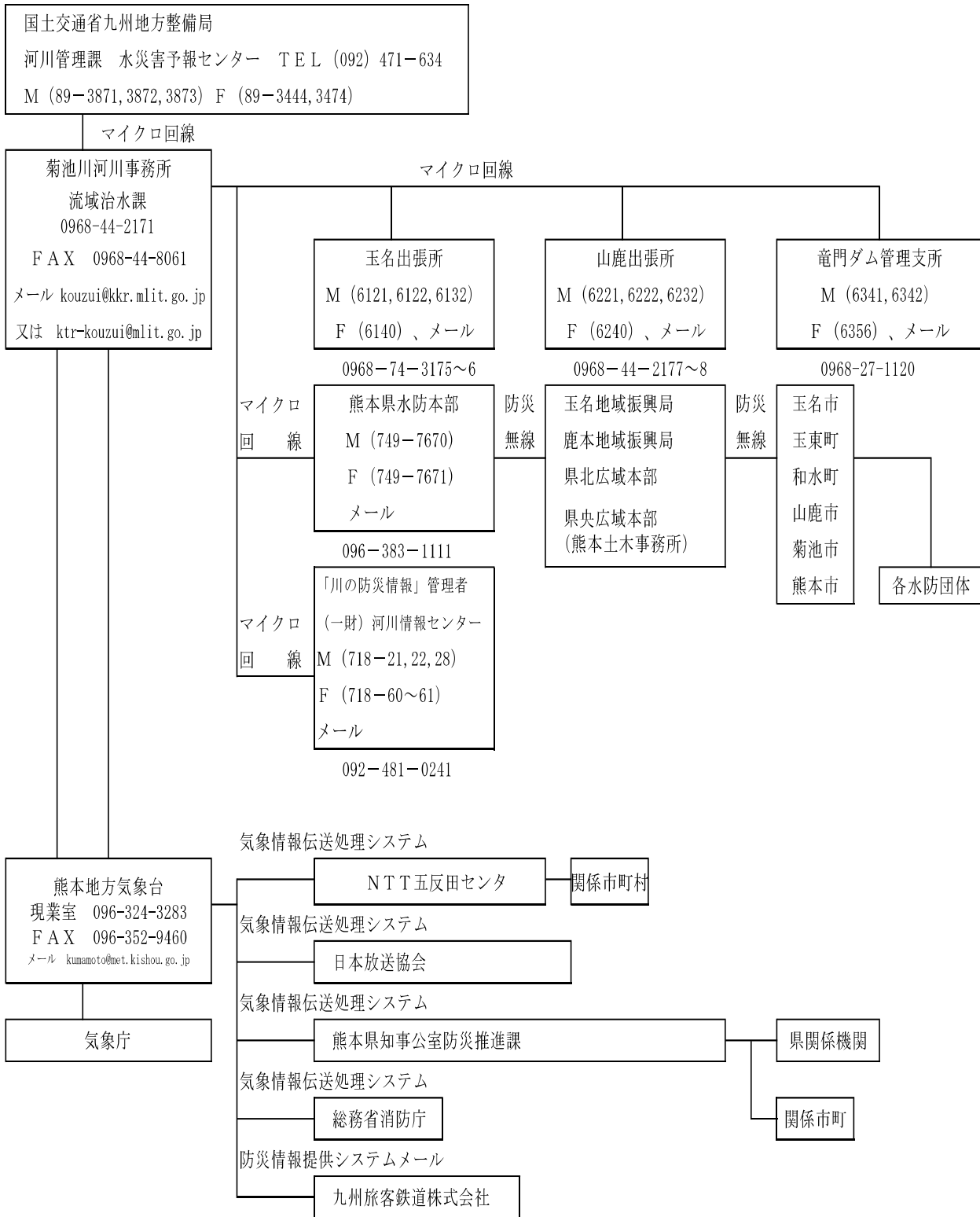
緑川洪水予報伝達系統図



球磨川洪水予報伝達系統図



Ⅲ-4 菊池川洪水予報伝達系統図



水防警報 伝達系統図【筑後川水系】

◎対象河川：筑後川（杖立川）

◎基準観測所：杖立水位観測所



正規

〇〇〇〇 かわ
〇〇川レベル4 氾濫危険警報
(警戒レベル4相当情報)

〇 〇 川 洪 水 予 報 第 〇 号
 令 和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
 〇 〇 河 川 事 務 所 ・ 〇 〇 地 方 気 象 台 共 同 発 表

(見出し)

〇〇川では、氾濫危険水位に到達し、氾濫のおそれあり

(主文)

【警戒レベル4相当】〇〇基準観測所(〇〇市)受け持ち区間
 これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川の〇〇基準観測所(〇〇市)では、「氾濫危険水位」に到達しました。〇〇川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、△△市では浸水するおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル3相当】△△基準観測所(△△市)受け持ち区間
 これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の△△基準観測所(△△市)では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

(警戒レベル相当情報等早見表)

〇〇川レベル4 氾濫危険警報 (警戒レベル4相当情報)			
新着・更新	新着・更新	更新	
	基準観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル()相当	4	3
	水位 又は 流量	現況	4 (レベル4水位超過)
予測			
更新	〇〇市	4	-
更新	△△市	4	3
	〇〇町	-	3

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
 警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2
	警戒レベル2未満

(雨量)

多いところでは1時間に〇〇ミリの雨が降っています。

この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位 (m)	00日	0	0	0	0	0	0
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル4相当								
〇〇 (〇〇市)	氾濫発生水位 X.XX m							
	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位 (m)	00日	0	0	0	0	0	0
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル3相当					●			
△△ (△△市)	氾濫発生水位 X.XX m							
	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html
(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	〇〇 水位観測所	△△ 水位観測所	
	〇〇市	△△市	
受け持ち区間	〇〇川	〇〇川	
	左岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで 右岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで	左岸 △△市△△地区から△△地区まで 左岸 △△市△△地区から△△地区まで	

雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨 (解析雨量、降水短時間予報)	https://XX
---------------------	---

洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://XX
---------------	---

河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://XX
----------	---

Ⅲ-4 予報文例(全河川共通様式)

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://XX
------	---



イメージ

今後の雨(解析雨量、
降水短時間予報)



イメージ

川の防災情報
洪水予報画面



イメージ

水害リスクライン



イメージ

浸水ナビ

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 ○○河川事務所 ○○課 電話：XXX-XXX-XXXX

気象関係：気象庁 ○○地方气象台 電話：XXX-XXX-XXXX

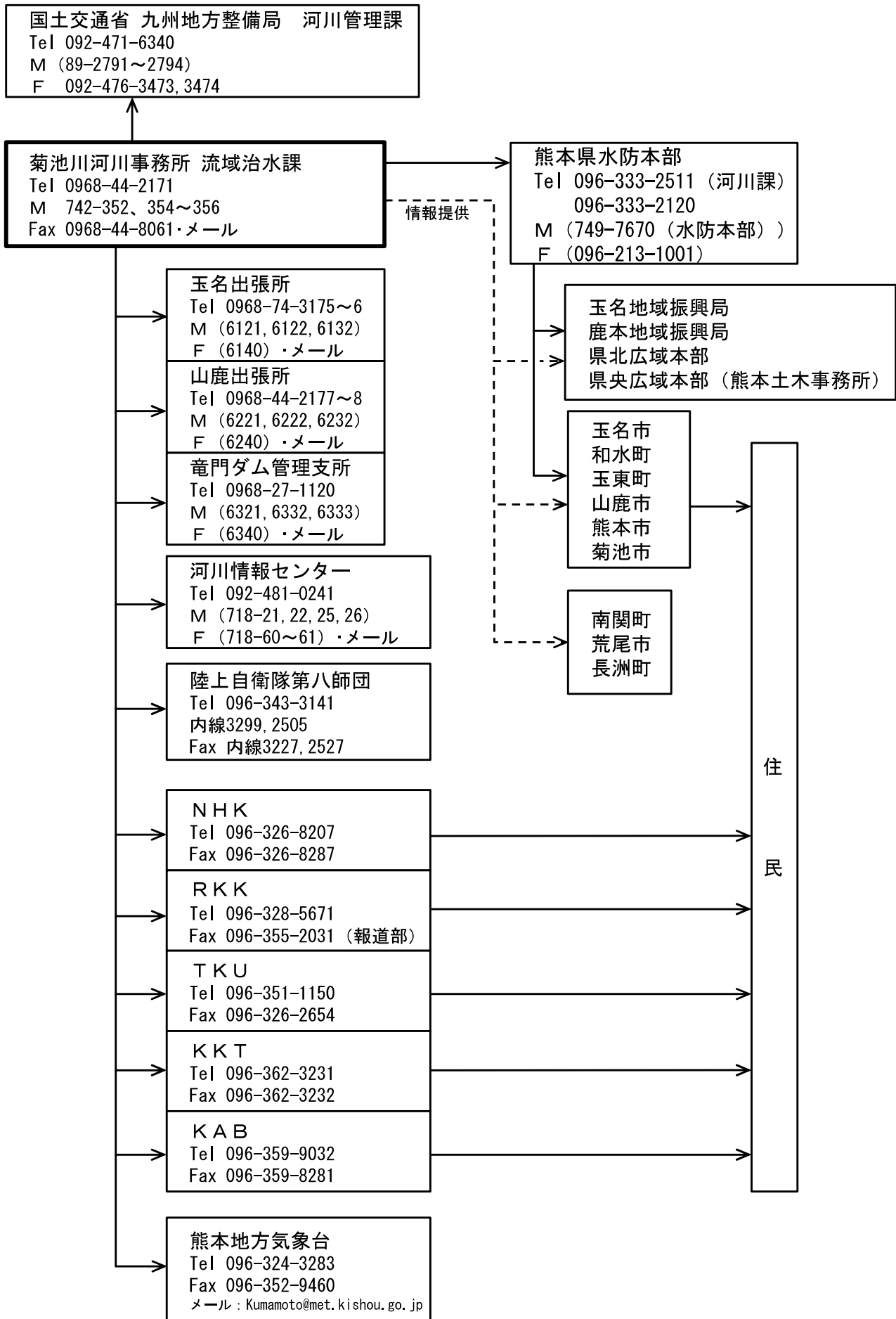
【Ⅲ-5-①】 水位通知及び周知 [第5章第1節関係]

河川名	観測局名	実施区間
川辺川	柳瀬	左岸：球磨郡相良村大字柳瀬字三石又九百四十九番の一地先の柳瀬橋 右岸：球磨郡相良村大字柳瀬字三石又九百四十九番の一地先の柳瀬橋 から 球磨川合流点 まで
繁根木川	岩崎	左岸：玉名市大字玉名字西原2297-1地先 右岸：玉名市富尾字平町164-2地先 から 幹川合流点 まで
木葉川	津留	左岸：玉名市大字津留字辻835地先 右岸：玉名市大字津留字南口23-1地先 から 幹川合流点 まで
岩野川	城	左岸：山鹿市寺島字宮田1363地先の池田橋下流端 右岸：" から 幹川合流点 まで
迫間川	隈府	左岸：菊池市豊間字前田71地先の市道橋 右岸：" から 幹川合流点 まで
上内田川	袋田	左岸：菊池市七城町瀬戸口字西前田10地先 右岸：山鹿市鹿本町石淵字蛇口瀬758地先 から 迫間川合流点 まで
筑後川 (杖立川)	杖立	左岸：阿蘇郡小国町大字下城字宇津尾3469番の2地先 から 阿蘇郡小国町大字下城字杖立3323番の3番地先の 杖立両国橋まで 右岸：阿蘇郡小国町大字下城字白岩4115番地先 から 大分県日田市天瀬町大字出口字悪敷山3952番の1地先の 杖立両国橋まで

【Ⅲ-5-②】 水位到達情報の通知の対象となる基準水位観測所及び設定水位 [第5章第2節(1)関係]

河川名	観測所名	地先名	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位	氾濫 発生水位	摘 要
かわべがわ 川辺川	やなせ 柳瀬	熊本県球磨郡相良村 大字柳瀬	4.20	4.80	5.20	5.70	7.41	観測所 水位
はねぎがわ 繁根木川	いわさき 岩崎	玉名市大字岩崎	1.00	1.40	1.50	1.70	2.93	観測所 水位
このほがわ 木葉川	つる 津留	玉名市大字津留	3.50	4.40	5.10	5.60	6.97	観測所 水位
いわのがわ 岩野川	じょう 城	山鹿市城(舞鶴橋下流 20m)	2.50	3.00	3.60	4.60	5.58	観測所 水位
はさまがわ 迫間川	わいふ 隈府	菊池市玉祥寺	1.00	1.50	1.60	1.90	2.33	観測所 水位
かみうちがわ 上内田川	ふくろだ 袋田	山鹿市鹿本町袋田(台 橋下流1400m)	1.50	2.60	3.20	3.90	6.64	観測所 水位
ちくごがわ 筑後川 つえたてがわ (杖立川)	つえたて 杖立	阿蘇郡小国町大字下 城字湯鶴4189-2	4.50	5.00	5.30	6.00	6.68	観測所 水位

3-3 水位（氾濫危険水位）伝達系統図



正規

はざま かわ
迫間川レベル2 氾濫注意情報
(警戒レベル2相当情報)

令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
国土交通省 菊池川河川事務所 発表
(第〇号)

(主文)

【警戒レベル2相当情報 [洪水]】迫間川の隈府水位観測所（菊池市隈府）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に氾濫注意水位(1.50m)に到達しました。洪水に関する情報に注意してください。

(警戒レベル相当情報早見表)

氾濫注意情報（警戒レベル2相当情報）			
新着・更新	新着・更新	新着	
	基準水位観測所名	迫間水位観測所	
	対象河川	迫間川	
	警戒レベル（ ）相当	2	
水位又は流量	現況	2 (レベル2水位超過)	
新着	〇〇市	2	
新着	△△市	2	

市区町村ごとの警戒レベル相当の数值は基準水位観測所ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(参考)

迫間川 隈府水位観測所（菊池市隈府）

(受け持ち区間は迫間川左右岸：菊池市豊間字前田71地先の市道橋から菊池川合流点まで)

発表情報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 水位到達情報画面	https://XX
-----------------	---

河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://XX
----------	---

氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://XX
------	---



イメージ



川の防災情報
水位到達情報画面



イメージ



水害リスクライン



イメージ



浸水ナビ

問い合わせ先
国土交通省 菊池川河川事務所 〇〇課 電話：XXX-XXX-XXXX

正規

はざま がわ
迫間川レベル3 氾濫警戒情報
(警戒レベル3相当情報)

令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
 国土交通省 菊池川河川事務所 発表
 (第〇号)

(主文)

【警戒レベル3相当情報〔洪水〕】隈府水位観測所（菊池市隈府）
 これは、高齢者等避難の発令の目安です。迫間川では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難判断水位（1.60m）に到達しました。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

(警戒レベル相当情報早見表)

氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報）			
新着・更新	新着・更新		更新
	基準水位観測所名		迫間水位観測所
	対象河川		迫間川
	警戒レベル（ ）相当		3
水位又は流量	現況		3 (レベル3水位超過)
更新	〇〇市		3
更新	△△市		3

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は基準水位観測所ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
 警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(参考)

迫間川 隈府水位観測所（菊池市隈府）

(受け持ち区間は迫間川左右岸：菊池市豊間字前田71地先の市道橋から菊池川合流点まで)

発表情報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 水位到達情報画面	https://XX
-----------------	---

河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://XX
----------	---

氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://XX
------	---



問い合わせ先
 国土交通省 菊池川河川事務所 〇〇課 電話：XXX-XXX-XXXX

正規

迫間川^{はざま がわ}レベル4 氾濫危険情報 (警戒レベル4相当情報)

令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
国土交通省 菊池川^{きくち がわ}河川事務所 発表
(第〇号)

(主文)

【警戒レベル4相当情報〔洪水〕】隈府水位観測所（菊池市隈府）
これは、避難指示の発令の目安です。迫間川では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、氾濫危険水位(1.90 m)に到達しました。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

(警戒レベル相当情報早見表)

氾濫警戒情報（警戒レベル4相当情報）			
新着・更新	新着・更新		更新
	基準水位観測所名		迫間水位観測所
	対象河川		迫間川
	警戒レベル（ ）相当		4
水位又は流量	現況		4 (レベル4水位超過)
	〇〇市		4
更新	△△市		4

市区町村ごとの警戒レベル相当の数值は基準水位観測所ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kwabou/glossary/pc/term?kev=havamiho>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(参考)

迫間川 隈府水位観測所（菊池市隈府）

(受け持ち区間は迫間川左右岸：菊池市豊間字前田71地先の市道橋から菊池川合流点まで)

発表情報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 水位到達情報画面	https://XX
-----------------	---

河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://XX
----------	---

氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://XX
------	---



川の防災情報
水位到達情報画面



水害リスクライン



浸水ナビ

問い合わせ先
国土交通省 菊池川河川事務所 〇〇課 電話：XXX-XXX-XXXX

はぎま かわ 迫間川レベル5 氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報)

令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
国土交通省 菊池川河川事務所 発表
(第〇号)

(主文)

【警戒レベル5相当情報〔洪水〕】●●市●●地区(右岸)付近
災害が発生しています。迫間川では堤防決壊による氾濫が発生しました。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

(警戒レベル相当情報早見表)

氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報)			
新着・更新	新着・更新		更新
	基準水位観測所名		迫間水位観測所
	対象河川		迫間川
	警戒レベル()相当		5
水位又は流量	現況		5
			(氾濫の確認)
更新	〇〇市		5
更新	△△市		5

市区町村ごとの警戒レベル相当の数值は基準水位観測所ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=havamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(氾濫による浸水が想定される地区)

氾濫箇所	氾濫による浸水が想定される地区※
〇〇市〇〇地区(右岸)	熊本県 ●●市(〇〇地区、〇〇〇地区) ●△市(△△地区、△△△地区)

※氾濫による浸水が想定される地区については、一定の条件下に基づく計算結果での推定です。気象条件や堤防の決壊の状況によっては、この地区以外でも氾濫による浸水がおこる可能性があります。

(参考)

迫間川 隈府水位観測所(菊池市隈府)

(受け持ち区間は迫間川左右岸：菊池市豊間字前田71地先の市道橋から菊池川合流点まで)

発表された情報に関する川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 水位到達情報画面	https://XX
-----------------	---

河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://XX
----------	---

氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://XX
------	---



イメージ



川の防災情報
水位到達情報画面



イメージ



水害リスクライン



イメージ



浸水ナビ

問い合わせ先
国土交通省 菊池川河川事務所 ○○課 電話：XXX-XXX-XXXX

正規

迫間川^{はざま がわ}レベル5 氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報)

令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
国土交通省 菊池川^{きぐち がわ}河川事務所 発表
(第〇号)

(主文)

【警戒レベル5相当情報〔洪水〕】隈府水位観測所（菊池市隈府）
災害が発生しているおそれがあります。迫間川川の隈府水位観測所（菊池市隈府）では、氾濫発生水位に到達しました。氾濫が既に発生している可能性があり、●●市、△△町では浸水しているおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

(警戒レベル相当情報早見表)

氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報）			
新着・更新	新着・更新	更新	
	基準観測所名	迫間水位観測所	
	対象河川	迫間川	
	警戒レベル（ ）相当	5	
水位又は流量	現況	5	
		(氾濫しているおそれ)	
更新	〇〇市	5	
更新	△△市	5	

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は基準水位観測所ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=havamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(参考)

迫間川 隈府水位観測所（菊池市隈府）

(受け持ち区間は迫間川左右岸：菊池市豊間字前田71地先の市道橋から菊池川合流点まで)

発表された情報に関する川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 水位到達情報画面	https://XX
-----------------	---

河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://XX
----------	---

氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://XX
------	---



イメージ



川の防災情報
水位到達情報画面



イメージ



水害リスクライン



イメージ



浸水ナビ

問い合わせ先
国土交通省 菊池川河川事務所 〇〇課 電話：XXX-XXX-XXXX

正規

はざま がわ はんらん 迫間川氾濫注意情報解除

令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
国土交通省 菊池川河川事務所 発表 (第〇号)

(主文)

迫間川の隈府水位観測所（菊池市隈府）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に氾濫注意水位(1.50m)を下回りました。

(警戒レベル相当情報早見表)

Table with columns for '新着・更新' and '更新', and rows for '基準水位観測所名', '対象河川', '警戒レベル()相当', '現況水位', '〇〇市', and '△△市'.

市区町村ごとの警戒レベル相当の数值は基準水位観測所ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。

Table showing警戒レベル 5, 4, 3, 2, and 警戒レベル 2未満 with corresponding colors.

警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表] https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo

(参考)

迫間川 隈府水位観測所（菊池市隈府）

(受け持ち区間は迫間川左右岸：菊池市豊間字前田71地先の市道橋から菊池川合流点まで)

□発表情報文、川の水位を確認したい方はこちら

Table with columns for '川の防災情報 水位到達情報画面' and a placeholder URL.

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

Table with columns for '水害リスクライン' and a placeholder URL.

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

Table with columns for '浸水ナビ' and a placeholder URL.



イメージ



川の防災情報 水位到達情報画面



イメージ



水害リスクライン



イメージ



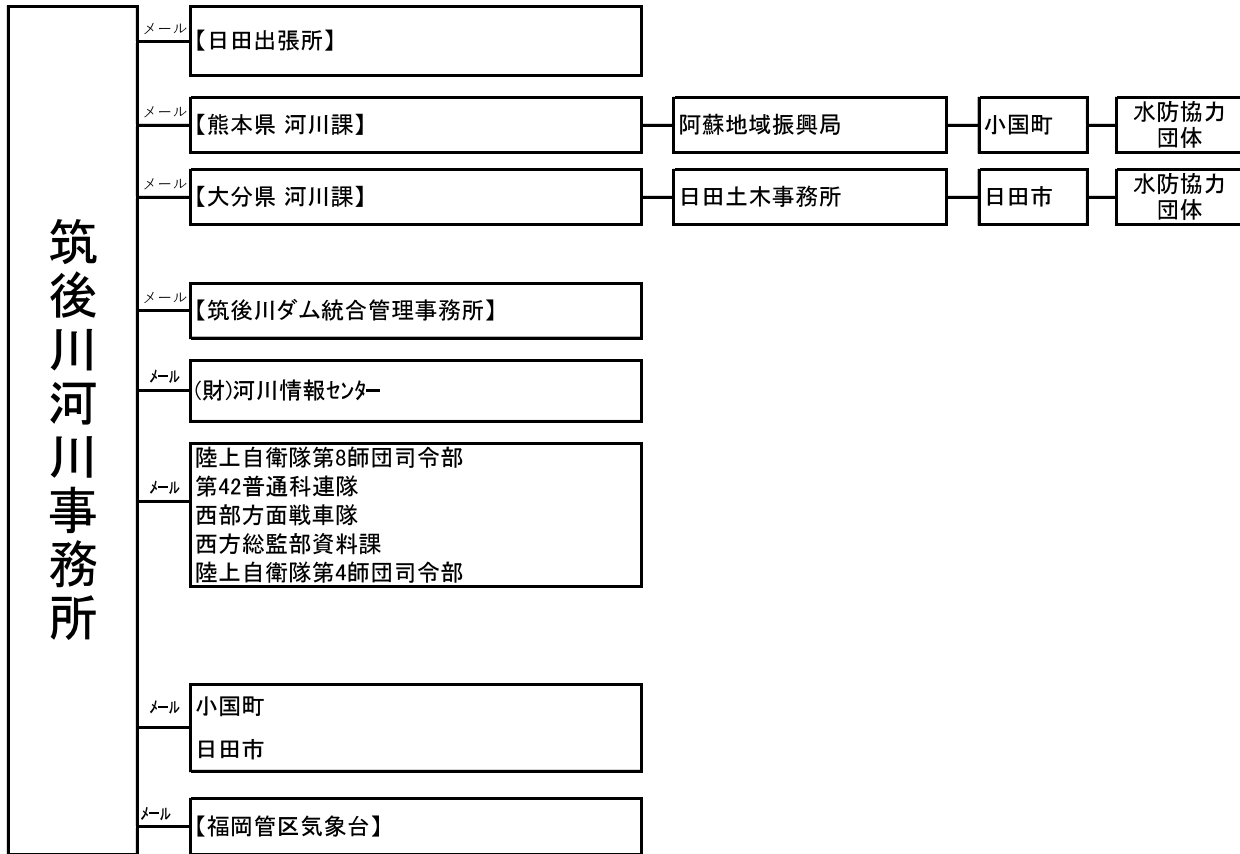
浸水ナビ

問い合わせ先 国土交通省 菊池川河川事務所 〇〇課 電話：XXX-XXX-XXXX

水位周知 伝達系統図【筑後川水系】

◎対象河川:筑後川(杖立川)

◎基準観測所:杖立水位観測所



ちくごがわ
筑後川レベル3 氾濫警戒情報
(警戒レベル3相当情報)

令和〇年〇月〇日 〇時〇分
ちくごがわだむとうごうかんりじむしょ
 国土交通省 筑後川ダム統合管理事務所 発表
 (第〇号)

(主文)

【警戒レベル3相当情報 [洪水]】これは、高齢者等避難の発令の目安です。筑後川のちくごがわ杖立基準観測所 (阿蘇郡小国町)では、〇日〇時〇分頃に、避難判断水位 (5.30m) に到達しました。

市区町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。

(警戒レベル相当情報早見表)

筑後川レベル3 氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当情報)		
新着・更新 基準観測所		新着 杖立
対象河川		杖立川
新着・更新	警戒レベル () 相当	3
	現況水位 又は流量	3 (レベル3 水位超過)
新着	阿蘇郡小国町	3
新着	日田市	3

市区町村ごとの警戒レベル相当の数值は基準観測所ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。

警戒レベル相当早見表の見方について
 [防災用語ウェブサイト：早見表]
<https://www.river.go.jp/kwabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(参考)

筑後川 杖立基準観測所 (阿蘇郡小国町)

(受け持ち区間は 杖立川左岸：熊本県阿蘇郡小国町下城字宇津尾3469番の2地先から熊本県阿蘇郡小国町大字下城字杖立3323番地の3地先の杖立両国橋まで、右岸：熊本県阿蘇郡小国町大字下城字白岩4115番地先から大分県日田市天瀬町大字出口字悪敷山3952番の1地先の杖立両国橋まで)

発表情報文、川の水位を知りたい方はこちら

川の防災情報 水位到達情報画面	https://www.river.go.jp/kwabou/pc/rw?rwtype=11&rwcd=8909400100
-----------------	---

河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frl.river.go.jp/TopViewMain?header&areacd=89
----------	---

【Ⅲ-6-①】 水防警報を発表する河川〔第5章第2節(1)関係〕

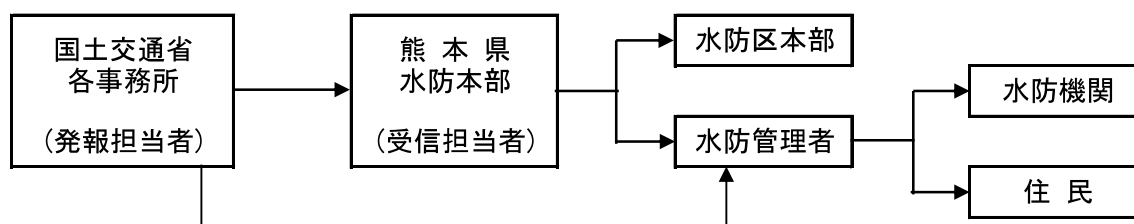
河川名		左右岸別	区 域
白 川	幹 川	左 岸	熊本市東区渡鹿8丁目540番の4地先 小碓橋下流端から海まで
		右 岸	熊本市中央区黒髪町大字宇留毛浦山720番の5地先
緑 川	幹 川	左 岸	上益城郡甲佐町大字上揚字佐戸1221番地先 から海まで
		右 岸	上益城郡甲佐町大字上揚字宮上988番地の1地先
	支 川	左 岸	熊本市南区富合町大字碓の江字地方222番地の1地先 から緑川合流点まで
	浜 戸 川	右 岸	熊本市南区富合町大字莎崎字境目951番の1地先
	支 川	左 岸	上益城郡嘉島町大字下六嘉字吐合1661番の1地先 大六橋下流端から緑川合流点まで
	加 勢 川	右 岸	熊本市東区画図町大字下無田字烏ヶ江331番地先
御 船 川	支 川	左 岸	上益城郡御船町大字辺田見字井手下1161番地先 から緑川合流点まで
		右 岸	上益城郡御船町大字辺田見字甲斐山492番の1地先
菊 池 川	幹 川	左 岸	菊池市赤星字寿毛賀1279番地先 から海まで
		右 岸	菊池市北宮字居屋敷64番地先
	支 川	左 岸	菊池市泗水町豊水字出口4122番の1地先の市道橋から 幹川合流地点まで
	合 志 川	右 岸	
	支 川	左 岸	玉名市大字玉名字西原2297番1地先 から幹川合流点まで
	繁 根 木 川	右 岸	玉名市大字富尾字平町164番2地先
	支 川	左 岸	玉名市大字津留字辻835番地先 から幹川合流点まで
	木 葉 川	右 岸	玉名市大字津留字南口23番1地先
	支 川	左 岸	山鹿市寺島字宮田1363番地先の池田橋下流端から 幹川合流点まで
	岩 野 川	右 岸	
迫 間 川	支 川	左 岸	菊池市豊間字前田71番地先の市道橋から幹川合流点まで
		右 岸	
		左 岸	菊池市七城町瀬戸口字西前田10番地先 から迫間川合流点まで
上 内 田 川	右 岸	山鹿市鹿本町石淵字蛇口瀬758番地先	
球 磨 川	幹 川	左 岸	球磨郡湯前町字焼尾5051番地先市房第2堰堤から海まで
		右 岸	
	派 川	左 岸	幹川分流点から海まで
	前 川	右 岸	
南 川	支 川	左 岸	幹川分流点から海まで
		右 岸	
筑 後 川	幹川 (杖立川)	左 岸	阿蘇郡小国町大字下城字宇津尾3469番の2地先 から 阿蘇郡小国町大字下城字杖立3323番の3番地先の 杖立両国橋まで
		右 岸	阿蘇郡小国町大字下城字白岩4115番地先 から 大分県日田市天瀬町大字出口字悪敷山3952番の1地先の 杖立両国橋まで

【Ⅲ-6-②】 水防警報対象量水標と条件 [第5章第2節(1)関係]

水系名		待機	準備	出動	警戒	解除
河川名	対象量水標					
白川						
白川	代継橋	水防団待機水位(2.70m)に達し、氾濫注意水位(3.70m)に達すると思われるとき	水防団待機水位(2.70m)を越え、氾濫注意水位(3.70m)を突破すると思われるとき	氾濫注意水位(3.70m)に達し、なお上昇の見込みがあるとき	氾濫注意水位(3.70m)に達し、なお上昇の見込みがあるとき	氾濫注意水位(3.70m)以下に下がって、再び増水の恐れがないと思われるとき
緑川						
緑川	中甲橋	“(2.0m)	“(2.0m)	“(3.0m)	“(3.0m)	“(3.0m)
	城南	“(3.0m) “(3.3m) “(4.3m)	“(3.0m) “(3.3m) “(4.3m)	” “(4.3m) ”	” “(4.3m) ”	” “(4.3m) ”
加勢川	大六橋	“(2.5m) “(3.2m)	“(2.5m) “(3.2m)	“(3.2m) ”	“(3.2m) ”	“(3.2m) ”
御船川	御船	“(2.0m) “(3.0m)	“(2.0m) “(3.0m)	“(3.0m) ”	“(3.0m) ”	“(3.0m) ”
菊池川						
菊池川	玉名	“(3.5m) “(4.4m)	“(3.5m) “(4.4m)	“(4.4m) ”	“(4.4m) ”	“(4.4m) ”
	山鹿	“(3.2m) “(4.0m)	“(3.2m) “(4.0m)	“(4.0m) ”	“(4.0m) ”	“(4.0m) ”
繁根木川	岩崎	“(1.5m) “(2.7m)	“(1.5m) “(2.7m)	“(2.7m) ”	“(2.7m) ”	“(2.7m) ”
		“(1.0m) “(1.4m)	“(1.0m) “(1.4m)	“(1.4m) ”	“(1.4m) ”	“(1.4m) ”
木葉川	津留	“(3.5m) “(4.4m)	“(3.5m) “(4.4m)	“(4.4m) ”	“(4.4m) ”	“(4.4m) ”
岩野川	城	“(2.5m) “(3.0m)	“(2.5m) “(3.0m)	“(3.0m) ”	“(3.0m) ”	“(3.0m) ”
合志川	佐野	“(2.0m) “(2.7m)	“(2.0m) “(2.7m)	“(2.7m) ”	“(2.7m) ”	“(2.7m) ”
迫間川	隈府	“(1.0m) “(1.5m)	“(1.0m) “(1.5m)	“(1.5m) ”	“(1.5m) ”	“(1.5m) ”
		“(1.5m) “(2.6m)	“(1.5m) “(2.6m)	“(2.6m) ”	“(2.6m) ”	“(2.6m) ”
上内田川	袋田	“(1.5m) “(2.6m)	“(1.5m) “(2.6m)	“(2.6m) ”	“(2.6m) ”	“(2.6m) ”
球磨川						
球磨川	萩原	水防団待機水位(2.00m)に達し、氾濫注意水位(3.50m)に達すると思われるとき	水防団待機水位(2.00m)を越え、氾濫注意水位(3.50m)を突破すると思われるとき	氾濫注意水位(3.50m)に達し、なお上昇の見込みがあるとき	避難判断水位(4.40m)・危険水位(4.70m)・計画高水位(5.36m)を越えたとき	氾濫注意水位(3.50m)以下に下がって、再び増水の恐れがないと思われるとき
	大野	“(6.5m) “(8.0m)	“(6.5m) “(8.0m)	“(8.0m) ”	“(10.9m) “(12.2m) “(14.81m)	“(8.0m) ”
		“(5.0m) “(6.0m)	“(5.0m) “(6.0m)	“(6.0m) ”	“(7.6m) “(8.7m) “(11.33m)	“(6.0m) ”
	人吉	“(2.0m) “(3.0m)	“(2.0m) “(3.0m)	“(3.0m) ”	“(3.2m) “(3.4m) “(4.07m)	“(3.0m) ”
		“(3.5m) “(4.3m)	“(3.5m) “(4.3m)	“(4.3m) ”	“(4.4m) “(4.5m) “(5.68m)	“(4.3m) ”
	多良木	“(2.0m) “(3.5m)	“(2.0m) “(3.5m)	“(3.5m) ”	“(3.6m) “(3.7m) “(4.44m)	“(3.5m) ”
		筑後川				
(筑立川)	筑立	“(4.5m) “(5.0m)	“(4.5m) “(5.0m)	“(5.0m) ”	“(5.0m) ”	“(5.0m) ”

【Ⅲ-6-③】 水防警報連絡機関

〔連絡系統図〕



〔連絡機関〕

河川名	観測所	発報担当者	受報担当者	各水防区本部	水防管理者
白川	代継橋	熊本河川 国道事務所長	熊本県 水防本部長	熊本土木事務所長	熊本市長
緑川	中甲橋	熊本河川 国道事務所長	熊本県 水防本部長	上益城地域振興局長	美里町長、甲佐町長
	城南			熊本土木事務所長 宇城地域振興局長 上益城地域振興局長	熊本市長 宇土市長、御船町長、 嘉島町長、甲佐町長
加勢川	大六橋	熊本河川 国道事務所長	熊本県 水防本部長	熊本土木事務所長 上益城地域振興局長	熊本市長 嘉島町長
御船川	御船	熊本河川 国道事務所長	熊本県 水防本部長	上益城地域振興局長	御船町長、嘉島町長
菊池川	玉名	菊池川 河川事務所長	熊本県 水防本部長	玉名地域振興局長	玉名市長、玉東町長、 和水町長
	山鹿	菊池川 河川事務所長	熊本県 水防本部長	鹿本地域振興局長	山鹿市長
	広瀬	菊池川 河川事務所長	熊本県 水防本部長	菊池地域振興局長	菊池市長
繁根木川	岩崎	菊池川 河川事務所長	熊本県 水防本部長	玉名地域振興局長	玉名市長
木葉川	津留	菊池川 河川事務所長	熊本県 水防本部長	玉名地域振興局長	玉名市長
岩野川	城	菊池川 河川事務所長	熊本県 水防本部長	鹿本地域振興局長	山鹿市長
合志川	佐野	菊池川 河川事務所長	熊本県 水防本部長	鹿本地域振興局長 菊池地域振興局長	熊本市長 菊池市長
迫間川	隈府	菊池川 河川事務所長	熊本県 水防本部長	鹿本地域振興局長 菊池地域振興局長	山鹿市長 菊池市長
上内田川	袋田	菊池川 河川事務所長	熊本県 水防本部長	鹿本地域振興局長 菊池地域振興局長	山鹿市長 菊池市長

河川名	観測所	発報担当者	受報担当者	各水防区本部	水防管理者
球磨川	萩原	八代河川 国道事務所長	熊本県 水防本部長	八代地域振興局長	八代市長
	大野	八代河川 国道事務所長	熊本県 水防本部長	八代地域振興局長 芦北地域振興局長 球磨地域振興局長	八代市長、芦北町長 球磨村長
	渡	八代河川 国道事務所長	熊本県 水防本部長	球磨地域振興局長	球磨村長 人吉市長
	人吉	八代河川 国道事務所長	熊本県 水防本部長	球磨地域振興局長	人吉市長、相良村長 錦町長
	一武	八代河川 国道事務所長	熊本県 水防本部長	球磨地域振興局長	錦町長 あさぎり町長
	多良木	八代河川 国道事務所長	熊本県 水防本部長	球磨地域振興局長	あさぎり町長、多良木町長 湯前町長、水上村長
筑後川 (杖立川)	杖立	筑後川 河川事務所長	熊本県 水防本部長	阿蘇地域振興局長	小国町長

【Ⅲ-6-④】水防警報文例

様式-1

水防警報 第 号	種 別	河 川 名
	待 機	
令和 年 月 日 時 分	国土交通省九州地方整備局 事務所発表	
_____の水位は__日__時__分になって		
水防団待機水位	[イ に達しましたので 口 を越え今後はん濫注意水位に達すると思われるので]	
待機してください。		

様式-2

水防警報 第 号	種 別	河 川 名
	準 備	
令和 年 月 日 時 分	国土交通省九州地方整備局 事務所発表	
_____の水位は__日__時__分には		
水防団待機水位に達し	[イ はん濫注意水位を突破すると思われるので 口 1時間に___cmの割合で上昇していますので]	
今後の状況によりいつでも出動できるよう準備して下さい。		

【Ⅲ-6-④】水防警報文例

様式-3

水防警報第号	種別	河川名
	出動	
令和 年 月 日 時 分	国土交通省九州地方整備局 事務所発表	
_____の水位は__日__時__分には		
はん濫注意水位に達し [<input type="checkbox"/> イ 尚、上昇していますので] <input type="checkbox"/> ロ 1時間に_____cmの割合で上昇していますので		
出動して嚴重に警戒して下さい。		

様式-4

水防警報第号	種別	河川名
	警戒	
令和 年 月 日 時 分	国土交通省九州地方整備局 事務所発表	
_____雨量観測所では__日の__時から__時までの		
1時間に_____mmの降雨を記録しました。		
_____水位観測所の__日__時現在の水位は__mで		
[<input type="checkbox"/> イ 尚、上昇しています。] <input type="checkbox"/> ロ 1時間に_____cmの割合で上昇しています。		
今後まだ増水の見込みですから、各水防機関は引き続き警戒して下さい。		

【Ⅲ-6-④】水防警報文例

様式-5

水防警報 第 号	種 別	河 川 名
	警 戒	
令和 年 月 日 時 分		国土交通省九州地方整備局 事務所発表
_____の水位は__日__時__分には__mになって		
<input type="checkbox"/> イ 計画高水位を越え <input type="checkbox"/> ロ はん濫注意水位を越え		<input type="checkbox"/> イ まだ増水の見込みですから <input type="checkbox"/> ロ ましたから <input type="checkbox"/> ハ ていますから
_____地区では <input type="checkbox"/> イ 堤防が漏水 <input type="checkbox"/> ロ 堤防が溢水(あふれる) <input type="checkbox"/> ハ 堤防が決壊		<input type="checkbox"/> イ の危険がありますから <input type="checkbox"/> ロ し始めましたから <input type="checkbox"/> ハ しつつありますから
<input type="checkbox"/> イ 嚴重警戒を要します。 <input type="checkbox"/> ロ 水防体制を強化して下さい。		

様式-6

水防警報 第 号	種 別	河 川 名
	待 機	
令和 年 月 日 時 分		国土交通省九州地方整備局 事務所発表
_____の水位は__日__時__分になって		
はん濫注意水位を下り減水していますが、再び水位が上昇することも		
考えられるので、待機して引き続き注意してください。		

【Ⅲ-6-④】水防警報文例

様式-7

水防警報 第 号	種 別	河 川 名
	解 除	
令和 年 月 日 時 分	国土交通省九州地方整備局 事務所発表	
_____の水位は__日__時__分に__mを		
最高として減水を始め、__日__時__分現在では		
_____mで、再び水位の上昇はないと思われまますので		
水防警報を解除します。		

【Ⅲ-7-①】水防警報-水位情報の通知及び周知を行う河川及びその区域、条件〔第5章第2節(2)関係〕

河川名	観測局名	区 域
しらかわ 白川	よしはらばし 吉原橋	左岸:熊本市東区新南部1丁目543番の5地先の小碓橋から熊本市東区鹿帰瀬町125番の2地先まで
		右岸:熊本市中央区黒髪7丁目773番地先の小碓橋から菊陽町大字津久礼字鶴中まで
つぼいがわ 坪井川	てんまんばし 天満橋	左岸:井芹川合流点から海まで
		右岸:井芹川合流点から海まで
	つぼい 坪井	左岸:熊本市中央区坪井5丁目11地先から井芹川合流点まで
		右岸:熊本市中央区壺川1丁目11地先から井芹川合流点まで
	たかひらばし 高平橋	左岸:万石川合流点から熊本市中央区坪井5丁目11地先まで
		右岸:万石川合流点から熊本市中央区壺川1丁目11地先まで
つるはたばし 鶴羽田橋	左岸:堀川合流点から万石川合流点まで	
	右岸:堀川合流点から万石川合流点まで	
いせりがわ 井芹川	いけのうへ 池上	左岸:麴川合流点から坪井川合流点まで
		右岸:麴川合流点から坪井川合流点まで
	つるのはし 鶴野橋	左岸:西浦川合流点から麴川合流点まで
		右岸:西浦川合流点から麴川合流点まで
	にしざと 西里	左岸:西谷川合流点から西浦川合流点まで
		右岸:西谷川合流点から西浦川合流点まで
よけがわ 除川	よけがわ 除川	左岸:熊本市南区無田口町字東小新開1733番3地先の県管理上流端から海まで
		右岸:熊本市西区中島町字村之前1166番1地先の県管理上流端から海まで
せんげんえご 千間江湖	せんげんえご 千間江湖	左岸:熊本市南区会富町字土井428番地先の農免道路の県管理上流端から六番港樋門前20米まで
		右岸:熊本市南区会富町字土井428番地先の農免道路の県管理上流端から六番港樋門前20米まで
てんめいしんかわ 天明新川	みなみたかえ 南高江	左岸:国道57号(一本榎木橋)から緑川合流点まで
		右岸:国道57号(一本榎木橋)から緑川合流点まで
しょうけぼりがわ 藻器堀川	しょうけぼりがわ 藻器堀川	左岸:保田窪放水路の分流点から加勢川合流点まで
		右岸:保田窪放水路の分流点から加勢川合流点まで
けんぐんがわ 健軍川	けんぐんがわ 健軍川	左岸:県道103号線の長嶺南橋から加勢川合流点まで
		右岸:県道103号線の長嶺南橋から加勢川合流点まで
すなかわ 砂川	おがわ 小川	左岸:稲川合流点から海まで
		右岸:稲川合流点から海まで
おおのかわ 大野川	かみくぐはし 上久具橋	左岸:宇城市松橋町久具字微雨1641番3地先の緑町橋上流端から明神川合流点まで
		右岸:宇城市松橋町久具字市ノ口1542番3地先の緑町橋上流端から明神川合流点まで
あさかわ 浅川	あさかわ 浅川	左岸:宇城市松橋町豊福字折敷町219番地先の新浅川橋上流端から大野川合流点まで
		右岸:宇城市松橋町豊福字前田628番3地先の新浅川橋上流端から大野川合流点まで
ごちようがわ 五丁川	ごちようがわ 五丁川	左岸:今新地川合流点から海まで
		右岸:今新地川合流点から海まで
はまとがわ 浜戸川	はまとがわ 浜戸川	左岸:宇城市豊野町安見字大坪3033番1地先の大坪橋上流端から安永川合流点まで
		右岸:宇城市豊野町安見字蛭田357番地先の大坪橋上流端から安永川合流点まで
うるごがわ 潤川	うるごがわ 潤川	左岸:立岡池からJR鹿児島本線潤川橋りょうまで
		右岸:立岡池からJR鹿児島本線潤川橋りょうまで
あみづがわ 網津川	あみづがわ 網津川	左岸:歳の神川合流点から海まで
		右岸:歳の神川合流点から海まで
はたがわ 波多川	はたがわ 波多川	左岸:宇城市道浦内島向山支線(津畦橋)から海まで
		右岸:宇城市道浦内島向山支線(津畦橋)から海まで

河川名	観測局名	区 域
せき かわ 関 川	たつ せ はし 竜瀬橋	左岸: 玉名郡南関町大字関東(県道橋萩谷橋)から玉名郡南関町大字今まで
		右岸: 玉名郡南関町大字関東(県道橋萩谷橋)から玉名郡南関町大字高久野まで
この は かわ 木葉川	この は 葉 木 葉	左岸: 玉名郡玉東町大字山口(JR木葉川橋梁)から玉名市大字津留字辻まで
		右岸: 玉名郡玉東町大字木葉(JR木葉川橋梁)から玉名市大字津留字南口まで
	ぎょく とう 玉 東	左岸: 玉名郡玉東町大字二俣の中谷川合流点から玉名郡玉東町大字山口(JR木葉川橋梁)まで
		右岸: 玉名郡玉東町大字二俣の中谷川合流点から玉名郡玉東町大字山口(JR木葉川橋梁)まで
さかい がわ 境 川	えのきしまし 榎島橋	左岸: 玉名市小浜字本手252番地先の榎島橋から海まで
		右岸: 玉名市岱明町野口字榎島1441番1地先の榎島橋から海まで
	なんだいもんはし 南大門橋	左岸: 玉名市中字春日出1238番1地先の南大門橋上流端から榎島橋まで
		右岸: 玉名市中字川原1236番地先の南大門橋上流端から榎島橋まで
はねぎがわ 繁根木川	はねぎ 繁根木	左岸: 玉名市三ツ川字七浦411番8地先から玉名市大字玉名字西原2297番1地先の国管理区間の上流端まで
		右岸: 玉名市三ツ川字若宮518番3地先から玉名市大字富尾字平町164番2地先の国管理区間の上流端まで
うら かわ 浦 川	うら かわ 浦 川	左岸: 増永川合流点から海まで
		右岸: 増永川合流点から海まで
な きりがわ 菜切川	な きり 菜 切	左岸: 川登川合流点から海まで
		右岸: 川登川合流点から海まで
いくすえかわ 行末川	いくすえかわ 行末川	左岸: 玉名市岱明町大字大野下1734番1地先の二又橋上流端から海まで
		右岸: 玉名郡長洲町大字折崎857番地先の二又橋上流端から海まで
とうじんがわ 唐人川	とうじんがわ 唐人川	左岸: 長葉川合流点から新石塘樋門まで
		右岸: 長葉川合流点から新石塘樋門まで
わ にがわ 和仁川	わ にがわ 和仁川	左岸: 和水町野田地先から菊池川合流点まで
		右岸: 和水町野田地先から菊池川合流点まで
いわの がわ 岩野川	いわ の 野 岩 野	左岸: 小坂川合流点から山鹿市寺島字宮田1363番地先の池田橋下流端の国管理上流端まで
		右岸: 小坂川合流点から山鹿市寺島字宮田1363番地先の池田橋下流端の国管理上流端まで
しらかわ 白川	じんない 陣内	左岸: 菊陽町大字辛川字久保から大津町大字外牧字畑鶴
		右岸: 菊陽町大字津久礼字鶴中から大津町大字瀬田字上砂蓋
ほり かわ 堀 川	す っ や 須 屋	左岸: 合志市須屋字畠田の池の本1号橋上流端から坪井川合流点まで
		右岸: 合志市須屋字塔の木の池の本1号橋上流端から坪井川合流点まで
きくちがわ 菊池川	かた かど 片 角	左岸: 県道日生野隈府線(木庭橋)から杉生川合流点まで
		右岸: 県道日生野隈府線(木庭橋)から杉生川合流点まで
	たて かど 立 門	左岸: 菊池市赤星字寿毛賀1279番地先から県道日生野隈府線(木庭橋)まで
		右岸: 菊池市北宮字居屋敷64番地先から県道日生野隈府線(木庭橋)まで
こうしがわ 合志川	し すい 泗 水	左岸: 米井川合流点から千五百石堰まで
		右岸: 米井川合流点から千五百石堰まで
	きょく し 旭 志	左岸: 千五百石堰から市道久米線(高江久米橋)まで
		右岸: 千五百石堰から市道久米線(高江久米橋)まで
かわぼらがわ 河原川	かわぼらがわ 河原川	左岸: 県道菊池赤水線(河原橋)から菊池川合流点まで
		右岸: 県道菊池赤水線(河原橋)から菊池川合流点まで
くる かわ 黒 川	くる かわ 黒 川	左岸: 西岳川合流点から乙姫川合流点まで
		右岸: 西岳川合流点から乙姫川合流点まで
しら かわ 白 川	なか まつ 中 松	左岸: 両併川合流点から渋谷川合流点まで
		右岸: 両併川合流点から渋谷川合流点まで

河川名	観測局名	区 域
ちくごがわ 筑後川	いけの づる 池 鶴	左岸: はん田滝から阿蘇郡小国町下城字津尾3469番の2の2地先まで
		右岸: はん田滝から阿蘇郡小国町下城字白石4115番地先まで
き やまがわ 木山川	あか い 赤 井	左岸: 赤井川合流点から加勢川合流点まで
		右岸: 赤井川合流点から加勢川合流点まで
	けん つ もり 県津森	左岸: 布田川合流点から赤井川合流点まで
		右岸: 布田川合流点から赤井川合流点まで
みふねがわ 御船川	けんみ ふね 県御船	左岸: 八勢川合流点から上益城郡御船町大字辺田見(若宮堰)まで
		右岸: 八勢川合流点から上益城郡御船町大字辺田見(若宮堰)まで
や かたがわ 矢形川	おちあいはし 落合橋	左岸: 上益城郡御船町大字木倉の四宮橋上流端から上益城郡御船町大字高木地先の九州縦貫自動車道(矢形川橋)まで
		右岸: 上益城郡御船町大字木倉の四宮橋上流端から上益城郡御船町大字高木地先の九州縦貫自動車道(矢形川橋)まで
	か しま 嘉 島	左岸: 上益城郡御船町大字高木地先の九州縦貫自動車道(矢形川橋)から木山川合流点まで
		右岸: 上益城郡御船町大字高木地先の九州縦貫自動車道(矢形川橋)から木山川合流点まで
せんたきがわ 千滝川	せんたきがわ 千滝川	左岸: 山都町上寺字野中1657-1から町道千滝染野線(千滝橋)まで
		右岸: 山都町上寺字園田2033-2から町道千滝染野線(千滝橋)まで
ひ かわ 氷 川	まつもとはし 松本橋	左岸: 八代郡氷川町宮原(氷川大堰)から海まで
		右岸: 八代郡氷川町立神(氷川大堰)から海まで
	たて がみ 立 神	左岸: 河俣川合流点から八代郡氷川町宮原(氷川大堰)まで
		右岸: 河俣川合流点から八代郡氷川町立神(氷川大堰)まで
	おち あい 落 合	左岸: 八代市泉町柿迫桂原から八代市泉町下岳(氷川ダム)まで
		右岸: 八代市泉町柿迫桂原から八代市泉町下岳(氷川ダム)まで
かわまたがわ 河俣川	そう ぜ ばし 早瀬橋	左岸: 八代市東陽町南1869番地先の東陽橋から氷川合流点まで
		右岸: 八代市東陽町南2509番地先の東陽橋から氷川合流点まで
	かわ また 河 俣	左岸: 美生川合流点から八代市東陽町南1869番地先の東陽橋まで
		右岸: 美生川合流点から八代市東陽町南2509番地先の東陽橋まで
おざやがわ 大鞆川	だい おざやばし 第2大鞆橋	左岸: 夜狩川合流点から海まで
		右岸: 夜狩川合流点から海まで
	せんちようまちきたむら 千丁町北村	左岸: 八代郡氷川町早尾字小柳237番1地先国道3号の県管理区間上流端から夜狩川合流点まで
		右岸: 八代郡氷川町早尾字小柳237番1地先国道3号の県管理区間上流端から夜狩川合流点まで
はちけんがわ 八間川	はちけんがわ 八間川	左岸: 八代郡氷川町大野字中ノ間890番2地先の国道3号から八代郡氷川町網道字五七番割867番4地先の県道八代不知火線まで
		右岸: 八代郡氷川町高塚字一町田1534番地先の国道3号から八代郡氷川町網道字五七番割854番10地先の県道八代不知火線まで
かがみ がわ 鏡 川	かがみ がわ 鏡 川	左岸: 八代市鏡町下有佐字桑本の県管理上流端から海まで
		右岸: 八代市鏡町下有佐字桑本の県管理上流端から海まで
みずなしがわ 水無川	みずなしがわ 水無川	左岸: 八代市妙見町字寺山2522番8地先(県道橋中宮橋)上流端から八代市古閑浜町字産島3758番6地先(県道橋産島橋)下流端まで
		右岸: 八代市妙見町字中宮2520番1地先(県道橋中宮橋)上流端から八代市古閑浜町字産島3758番2地先(県道橋産島橋)下流端まで
ふたみがわ 二見川	ふたみがわ 二見川	左岸: 八代市二見本町字札ノ元1434番1地先の町道橋上流端から海まで
		右岸: 八代市赤松町字赤松41番1地先の町道橋上流端から海まで
みなまたがわ 水俣川	しんみなまたばし 新水俣橋	左岸: 湯出川合流点から海まで
		右岸: 湯出川合流点から海まで
	ふか がわ 深 川	左岸: 久野木川合流点から湯出川合流点まで
		右岸: 久野木川合流点から湯出川合流点まで

河川名	観測局名	区 域
さしきがわ 佐敷川	けんさしき 県佐敷	左岸:宮の浦川合流点から乙千屋川合流点まで
		右岸:宮の浦川合流点から乙千屋川合流点まで
ゆでがわ 湯出川	ゆでがわ 湯出川	左岸:水俣市湯出字前田2149番1地先の大窪橋上流端から水俣川合流点まで
		右岸:水俣市長野字下川平981番地先の大窪橋上流端から水俣川合流点まで
つなぎがわ 津奈木川	つなぎがわ 津奈木川	左岸:千代川合流点から海まで
		右岸:千代川合流点から海まで
たのうらがわ 田浦川	たのうらがわ 田浦川	左岸:葦北郡芦北町大字田浦字鶴田3302番2地先の田平橋上流端から海まで
		右岸:葦北郡芦北町大字田浦字田平1731番2地先の田平橋上流端から海まで
こだのうらかわ 小田浦川	こだのうら 小田浦	左岸:葦北郡芦北町大字小田浦字野添の無名橋上流端から海まで
		右岸:葦北郡芦北町大字小田浦字山口の無名橋上流端から海まで
ゆうらがわ 湯の浦川	ゆうら 湯の浦	左岸:葦北郡芦北町大字大川内字村前3070番2地先の元大川内橋上流端から海まで
		右岸:葦北郡芦北町大字大川内字大丸955番1地先の元大川内橋上流端から海まで
かわべがわ 川辺川	けんかわべ 県川辺	左岸:球磨郡相良村大字四浦字藤田5022番地先から県道人吉水上線(柳瀬橋)まで
		右岸:球磨郡相良村大字四浦字堂迫4456番の1の1地先から県道人吉水上線(柳瀬橋)まで
ゆやまがわ 湯山川	ゆやま 湯山	左岸:大平川合流点から球磨郡水上村大字湯山字下馬場の国道388号(桜大橋)下流端まで
		右岸:大平川合流点から球磨郡水上村大字湯山字下馬場の国道388号(桜大橋)下流端まで
まえがわ 万江川	まえがわ 万江川	左岸:球磨郡山江村道淡島参道線(淡島裏参道橋)から球磨川合流点まで
		右岸:球磨郡山江村道淡島参道線(淡島裏参道橋)から球磨川合流点まで
むねかわ 胸川	むねかわ 胸川	左岸:人吉市道木地屋西目線(おかくら橋)から球磨川合流点まで
		右岸:人吉市道木地屋西目線(おかくら橋)から球磨川合流点まで
まちやまぐちがわ 町山口川	けんほんど 県本渡	左岸:天草市本渡町字出来村1937番1地先から海まで
		右岸:天草市本渡町井出4315番地先から海まで
いっちょうだ 一町田川	いっちょうだ 一町田	左岸:天草市河浦町河浦字田重5779番2地先から海まで
		右岸:天草市河浦町河浦字石山5342番3地先から海まで
ひろせがわ 広瀬川	ひろせがわ 広瀬川	左岸:天草市本渡町本泉字野田151番1地先から海まで
		右岸:天草市本渡町本戸馬場字一ノ勢1969番2地先から海まで
おおみやじがわ 大宮地川	おおみやじがわ 大宮地川	左岸:碓石川合流点から海まで
		右岸:碓石川合流点から海まで
ながれあいかわ 流合川	こみやじ 小宮地	左岸:天草市新和町小宮地地先の県管理区間上流端から海まで
		左岸:天草市新和町小宮地地先の県管理区間上流端から海まで
うちのがわ 内野川	うちのがわ 内野川	左岸:山浦川合流点から海まで
		右岸:山浦川合流点から海まで
いまとみかわ 今富川	いまとみかわ 今富川	左岸:天草市河浦町今富3081番1地先の片白橋上流端から海まで
		右岸:天草市河浦町今富2932番1地先の片白橋上流端から海まで
しもつふかえがわ 下津深江川	しもだきた 下田北	左岸:下山川合流点から海まで
		右岸:下山川合流点から海まで
いまいずみがわ 今泉川	いまいずみがわ 今泉川	左岸:上天草市松島町今泉1824番1地先の国道324号(無名橋2号)上流端から海まで
		右岸:上天草市松島町今泉582番1地先の国道324号(無名橋2号)上流端から海まで
かわちがわ 河内川	かわちがわ 河内川	左岸:阿草河内川合流点から海まで
		右岸:阿草河内川合流点から海まで
まつばらかわ 松原川	まつばらかわ 松原川	左岸:天草郡苓北町坂瀬川2956番4地先(県道橋花園橋)上流端から海まで
		右岸:天草郡苓北町坂瀬川1050番1地先(県道橋花園橋)上流端から海まで

河川名	観測局名	区 域
こうつふかえがわ 上津深江川	こうつふかえがわ 上津深江川	左岸:洋平川合流点の県管理上流端から海まで
		右岸:洋平川合流点の県管理上流端から海まで
しきがわ 志岐川	しきがわ 志岐川	左岸:天草郡苓北町志岐1536番2地先の町道橋から海まで
		右岸:天草郡苓北町志岐2712番1地先の町道橋から海まで

☆発表条件

発表	水位条件
待機・準備	水防団待機水位に達し、はん濫注意水位を突破すると思われるとき。
出 動	はん濫注意水位に達し、なお上昇の見込みがあるとき。
警 戒	避難判断水位に達し、なお上昇の見込みがあるとき。
嚴重警戒	はん濫危険水位に達し、なお上昇はん濫する恐れがあるとき。
解 除	はん濫注意水位以下に下がり、再び増水の恐れがないと思われるとき。

【Ⅲ-7-②】 水防警報対象量水標の設定水位と条件 [第5章第2節(2)関係]

河川名	観測所名	地先名	水防団 待機水位	はん濫 注意水位	避難 判断水位	はん濫 危険水位	摘 要
しらかわ 白川	よしはらばし 吉原橋	熊本市北区龍田弓削 町字小坂屋敷310-2	1.67 (42.90)	2.62 (43.85)	3.51 (44.74)	3.95 (45.18)	観測所 水位 (TP表 示)
つぼいがわ 坪井川	てんまんばし 天満橋	熊本市西区 城山大塘町1636	2.41 (2.63)	2.80 (3.02)	4.36 (4.58)	4.64 (4.86)	観測所 水位 (TP表 示)
	つぼい 坪井	熊本市中央区坪井 5-16	3.03 (9.18)	5.30 (11.45)	5.65 (11.80)	5.72 (11.87)	観測所 水位 (TP表 示)
	たかひらばし 高平橋	熊本市北区高平 2-23	1.95 (12.24)	3.20 (13.49)	3.20 (13.49)	3.72 (14.01)	観測所 水位 (TP表 示)
	つるはたばし 鶴羽田橋	熊本市北区 四方寄町80	1.51 (22.60)	2.46 (23.55)	3.22 (24.31)	3.42 (24.51)	観測所 水位 (TP表 示)
いせりがわ 井芹川	いけのうえ 池上	熊本市西区池上町 池上第3排水機場内	1.80 (2.87)	2.60 (3.67)	2.60 (3.67)	3.08 (4.15)	観測所 水位 (TP表 示)
	つるのほし 鶴野橋	熊本市西区花園 7-12-1	1.97 (12.20)	2.76 (12.99)	2.76 (12.99)	3.13 (13.36)	観測所 水位 (TP表 示)
	にしぎと 西里	熊本市北区硯川町	0.95 (28.84)	1.48 (29.37)	1.48 (29.37)	1.79 (29.68)	観測所 水位 (TP表 示)
よけがわ 除川	よけがわ 除川	熊本市西区沖新町 3330	3.04 (0.96)	3.32 (1.24)	3.80 (1.72)	3.93 (1.85)	観測所 水位 (TP表 示)
せんげんえご 千間江湖	せんげんえご 千間江湖	熊本市南区白石町 1495	2.04 (1.42)	2.54 (1.92)	2.54 (1.92)	2.93 (2.31)	観測所 水位 (TP表 示)
てんめいしんかわ 天明新川	みなみたかえ 南高江	熊本市南区 南高江町4-1	2.67 (3.56)	2.84 (3.73)	2.84 (3.73)	3.12 (4.01)	観測所 水位 (TP表 示)
しょうけぼりがわ 藻器堀川	しょうけぼりがわ 藻器堀川	熊本市中央区 水前寺公園747-1	1.10 (6.28)	1.76 (6.94)	1.76 (6.94)	2.02 (7.20)	観測所 水位 (TP表 示)
けんぐんがわ 健軍川	けんぐんがわ 健軍川	熊本市東区錦ヶ丘1	0.88 (22.19)	1.45 (22.76)	1.45 (22.76)	1.99 (23.30)	観測所 水位 (TP表 示)
はまとがわ 浜戸川	はまとがわ 浜戸川	熊本市南区 城南町敷田	2.09 (7.20)	2.96 (8.07)	2.96 (8.07)	3.42 (8.53)	観測所 水位 (TP表 示)
すなかわ 砂川	おがわ 小川	宇城市小川町大字南 小川字井手口	1.99 (5.50)	2.45 (5.96)	2.62 (6.13)	3.06 (6.57)	観測所 水位 (TP表 示)

河川名	観測所名	地先名	水防団 待機水位	はん濫 注意水位	避難 判断水位	はん濫 危険水位	摘要
おおのかわ 大野川	かみくくはし 上久具橋	宇城市松橋町大字久具	1.83 (3.31)	2.67 (4.15)	3.22 (4.70)	3.50 (4.98)	観測所 水位 (TP表 示)
あさかわ 浅川	あさかわ 浅川	宇城市松橋町西下郷 2462-4	1.10 (2.37)	1.85 (3.12)	2.83 (4.10)	2.97 (4.24)	観測所 水位 (TP表 示)
ごちようがわ 五丁川	ごちようがわ 五丁川	宇城市松橋町大字浅 川字井樋口1318-2	2.22 (0.07)	2.50 (0.35)	2.88 (0.73)	3.17 (1.02)	観測所 水位 (TP表 示)
うるごがわ 潤川	うるごがわ 潤川	宇土市三拾町字西田 93-1	1.96 (2.52)	2.16 (2.72)	2.16 (2.72)	2.28 (2.84)	観測所 水位 (TP表 示)
あみづがわ 網津川	あみづがわ 網津川	宇土市住吉町字上ノ 割41-2	1.60 (2.02)	2.15 (2.57)	2.15 (2.57)	2.46 (2.88)	観測所 水位 (TP表 示)
はたがわ 波多川	はたがわ 波多川	宇城市三角町波多字 郷開2798-2	2.30 (1.25)	2.59 (1.54)	2.69 (1.64)	2.78 (1.73)	観測所 水位 (TP表 示)
せきがわ 関川	たつせはし 竜瀬橋	玉名郡南関町大字関 町字下城1570-5	0.74 (51.80)	1.27 (52.33)	1.34 (52.40)	1.46 (52.52)	観測所 水位 (TP表 示)
このはがわ 木葉川	このは 木葉	玉名市田崎字生見 (田崎橋左岸)	2.67 (7.29)	3.87 (8.49)	4.69 (9.31)	4.92 (9.54)	観測所 水位 (TP表 示)
	ぎよく 玉東	玉名郡玉東町大字木 葉	1.07 (12.49)	2.60 (14.02)	2.60 (14.02)	3.28 (14.70)	観測所 水位 (TP表 示)
さかいがわ 境川	えのきしまし 榎島橋	玉名市岱明町野口	1.69 (3.88)	2.97 (5.16)	2.97 (5.16)	3.15 (5.34)	観測所 水位 (TP表 示)
	なんだいもんはし 南大門橋	玉名市中	1.12 (7.23)	1.64 (7.75)	1.64 (7.75)	2.42 (8.53)	観測所 水位 (TP表 示)
はねぎがわ 繁根木川	はねぎ 繁根木	玉名市石貫字中の島	0.94 (13.47)	1.91 (14.44)	1.91 (14.44)	2.12 (14.65)	観測所 水位 (TP表 示)
うらかわ 浦川	うらかわ 浦川	玉名郡長洲町長洲	3.26 (1.97)	3.31 (2.02)	3.63 (2.34)	3.92 (2.63)	観測所 水位 (TP表 示)
なまきりがわ 菜切川	なまきり 菜切	荒尾市菰屋字高倉	1.06 (5.90)	2.20 (7.04)	2.20 (7.04)	3.49 (8.33)	観測所 水位 (TP表 示)
いくすえかわ 行末川	いくすえかわ 行末川	玉名郡長洲町大字腹 赤字塘下1641-2	2.07 (2.61)	2.58 (3.12)	2.58 (3.12)	2.93 (3.47)	観測所 水位 (TP表 示)
とうじんがわ 唐人川	とうじんがわ 唐人川	玉名市天水町部田見 字石塘2925	1.31 (1.49)	1.58 (1.76)	1.58 (1.76)	1.68 (1.86)	観測所 水位 (TP表 示)
わにがわ 和仁川	わにがわ 和仁川	玉名郡和水町太田黒 字古河1252-1	1.57 (18.03)	3.06 (19.52)	3.06 (19.52)	3.70 (20.16)	観測所 水位 (TP表 示)
いわのがわ 岩野川	いわの 岩野	山鹿市津留3061	1.63 (34.61)	3.43 (36.41)	3.43 (36.41)	4.29 (37.27)	観測所 水位 (TP表 示)
しらかわ 白川	じんない 陣内	菊池郡大津町大字陣 内字年の神1510-4	2.83 (83.74)	4.00 (84.91)	4.00 (84.91)	5.19 (86.10)	観測所 水位 (TP表 示)
ほりかわ 堀川	すや 須屋	合志市須屋字川添 607-2	1.74 (29.08)	3.13 (30.47)	4.51 (31.85)	4.95 (32.29)	観測所 水位 (TP表 示)
まぐちがわ 菊池川	かたかく 片角	菊池市片角82-3	2.44 (47.32)	2.85 (47.73)	2.85 (47.73)	3.42 (48.30)	観測所 水位 (TP表 示)
	たてかど 立門	菊池市重味	1.59 (275.28)	2.16 (275.85)	2.55 (276.24)	3.53 (277.22)	観測所 水位 (TP表 示)
こうしがわ 合志川	しすい 泗水	菊池市泗水町永401- 1	0.22 (60.48)	0.54 (60.80)	0.54 (60.80)	1.17 (61.43)	観測所 水位 (TP表 示)
	まぐち 旭志	菊池市旭志伊萩562	0.91 (98.20)	1.30 (98.59)	1.30 (98.59)	1.66 (98.95)	観測所 水位 (TP表 示)

河川名	観測所名	地先名	水防団 待機水位	はん濫 注意水位	避難 判断水位	はん濫 危険水位	摘要
かわぼらがわ 河原川	かわぼらがわ 河原川	菊池市藤田字上鶴 997-6	1.82 (54.78)	2.61 (55.57)	2.61 (55.57)	3.04 (56.00)	観測所 水位 (TP表 示)
くる かわ 黒川	くる かわ 黒川	阿蘇市内牧字宝泉	2.07 (476.21)	3.45 (477.59)	3.65 (477.79)	4.53 (478.67)	観測所 水位 (TP表 示)
しら かわ 白川	なか まつ 中松	阿蘇郡南阿蘇村大字 中松字祇園	1.52 (410.08)	2.41 (410.97)	2.69 (411.25)	3.07 (411.63)	観測所 水位 (TP表 示)
ちくごがわ 筑後川	いけの つる 池鶴	阿蘇郡小国町大字下 城1757-2	3.63 (325.08)	5.01 (326.46)	5.45 (326.90)	6.72 (328.17)	観測所 水位 (TP表 示)
き やまがわ 木山川	あか い 赤井	上益城郡益城町宮園	2.53 (7.30)	3.63 (8.40)	3.86 (8.63)	4.39 (9.16)	観測所 水位 (TP表 示)
	けん つ もり 県津森	上益城郡益城町 田原字中須	1.70 (29.11)	2.28 (29.69)	3.14 (30.55)	3.35 (30.76)	観測所 水位 (TP表 示)
みふねがわ 御船川	けん み ふね 県御船	上益城郡御船町 大字滝尾字六地藏	3.03 (31.74)	3.62 (32.33)	3.62 (32.33)	3.93 (32.64)	観測所 水位 (TP表 示)
や かたがわ 矢形川	おち あい はし 落合橋	上益城郡御船町大字 木倉字筒井崎7511	2.15 (13.46)	3.38 (14.69)	3.65 (14.96)	3.76 (15.07)	観測所 水位 (TP表 示)
	か しま 嘉島	上益城郡嘉島町大字 井寺 矢形川右岸	4.68 (8.34)	5.75 (9.41)	6.91 (10.57)	7.01 (10.67)	観測所 水位 (TP表 示)
せんたきがわ 千滝川	せんたきがわ 千滝川	上益城郡山都町下馬 尾265	2.17 (440.12)	2.77 (440.72)	2.77 (440.72)	3.21 (441.16)	観測所 水位 (TP表 示)
ひ かわ 氷川	まつもとばし 松本橋	八代郡氷川町島地 1303	1.35 (4.01)	2.23 (4.89)	2.23 (4.89)	2.65 (5.31)	観測所 水位 (TP表 示)
	たて がみ 立神	八代郡氷川町立神 字本村	2.34 (17.89)	3.34 (18.89)	3.34 (18.89)	4.18 (19.73)	観測所 水位 (TP表 示)
	おち あい 落合	八代市泉町柿迫桂原	2.06 (209.83)	3.22 (210.99)	3.72 (211.49)	4.52 (212.29)	観測所 水位 (TP表 示)
かわまたがわ 河俣川	そう ぜ ばし 早瀬橋	八代市東陽町南字早 瀬3056	1.65 (30.48)	3.51 (32.34)	3.51 (32.34)	3.60 (32.43)	観測所 水位 (TP表 示)
	かわ また 河俣	八代市東陽町河俣 8443	1.27 (131.68)	2.55 (132.96)	2.62 (133.03)	3.17 (133.58)	観測所 水位 (TP表 示)
おぎ やがわ 大鞆川	だいい おぎやばし 第2大鞆橋	八代市千丁町古閑出 字築台北割2975-10	3.52 (0.53)	3.95 (0.96)	4.87 (1.88)	4.99 (2.00)	観測所 水位 (TP表 示)
	せんちようまちきたむら 千丁町北村	八代市千丁町大字太 牟田字北洲前1563-7	0.75 (1.57)	1.51 (2.33)	1.77 (2.59)	1.97 (2.79)	観測所 水位 (TP表 示)
はちけんがわ 八間川	はちけんがわ 八間川	八代郡氷川町大字網 道	1.86 (-0.17)	2.13 (0.10)	2.63 (0.60)	2.75 (0.72)	観測所 水位 (TP表 示)
かがみ がわ 鏡川	かがみ がわ 鏡川	八代市鏡町津口	3.32 (2.27)	3.54 (2.49)	3.54 (2.49)	3.70 (2.65)	観測所 水位 (TP表 示)
みずなしがわ 水無川	みずなしがわ 水無川	八代市古麗町字巢ノ 木499	1.43 (6.90)	1.77 (7.24)	1.89 (7.36)	2.09 (7.56)	観測所 水位 (TP表 示)
ふたみがわ 二見川	ふたみがわ 二見川	八代市二見洲口大字 五反田	1.02 (3.71)	1.36 (4.05)	1.36 (4.05)	1.83 (4.52)	観測所 水位 (TP表 示)
みなまたがわ 水俣川	しんみなまたばし 新水俣橋	水俣市天神町	2.34 (1.96)	2.53 (2.15)	2.76 (2.38)	2.99 (2.61)	観測所 水位 (TP表 示)
	ふか がわ 深川	水俣市薄原字前田 156	2.46 (38.39)	3.82 (39.75)	4.03 (39.96)	4.44 (40.37)	観測所 水位 (TP表 示)
さしきがわ 佐敷川	けんさしき 県佐敷	葦北郡芦北町花岡東	1.47 (4.37)	2.26 (5.16)	3.51 (6.41)	3.92 (6.82)	観測所 水位 (TP表 示)

河川名	観測所名	地先名	水防団 待機水位	はん濫 注意水位	避難 判断水位	はん濫 危険水位	摘要
ゆでがわ 湯出川	ゆでがわ 湯出川	水俣市天神町	0.89 (3.79)	2.05 (4.95)	2.18 (5.08)	2.44 (5.34)	観測所 水位 (TP表 示)
つなぎがわ 津奈木川	つなぎがわ 津奈木川	葦北郡津奈木町岩城 字上原1601	0.65 (5.54)	1.69 (6.58)	1.94 (6.83)	2.89 (7.78)	観測所 水位 (TP表 示)
たのうらがわ 田浦川	たのうらがわ 田浦川	葦北郡芦北町大字田 浦大丸849	0.87 (3.60)	1.56 (4.29)	2.24 (4.97)	2.70 (5.43)	観測所 水位 (TP表 示)
こだのうらかわ 小田浦川	こだのうら 小田浦	葦北郡芦北町小田浦 1641-1	1.34 (2.18)	1.50 (2.34)	1.50 (2.34)	1.78 (2.62)	観測所 水位 (TP表 示)
ゆうらがわ 湯の浦川	ゆうら 湯の浦	葦北郡芦北町女島平 生	3.04 (3.04)	3.20 (3.20)	3.38 (3.38)	4.00 (4.00)	観測所 水位 (TP表 示)
ゆやまがわ 湯山川	ゆやま 湯山	球磨郡水上村美所尾 469	3.00 (99.58)	4.79 (101.37)	6.40 (102.98)	7.08 (103.66)	観測所 水位 (TP表 示)
かわべがわ 川辺川	けんかわべ 県川辺	球磨郡相良村大字川 辺字川辺	3.39 (133.55)	3.82 (133.98)	3.82 (133.98)	4.00 (134.16)	観測所 水位 (TP表 示)
まえがわ 万江川	まえがわ 万江川	人吉市井ノ口町	1.85 (114.11)	2.61 (114.87)	2.61 (115.87)	3.08 (115.34)	観測所 水位 (TP表 示)
むねかわ 胸川	むねかわ 胸川	人吉市西間上町 西間児童公園内	1.19 (111.44)	2.04 (112.29)	2.39 (112.64)	2.66 (112.91)	観測所 水位 (TP表 示)
まちやまぐちがわ 町山口川	けんほんど 県本渡	天草市本渡町下川原	1.40 (5.86)	1.52 (5.98)	1.52 (5.98)	1.55 (6.01)	観測所 水位 (TP表 示)
いっちょうだ 一町田川	いっちょうだ 一町田	天草市河浦町一町田	0.96 (2.16)	2.27 (3.47)	3.13 (4.33)	3.35 (4.55)	観測所 水位 (TP表 示)
ひろせがわ 広瀬川	ひろせがわ 広瀬川	天草市本戸馬場字川 原田2997-5	0.80 (6.72)	2.08 (8.00)	2.53 (8.45)	3.13 (9.05)	観測所 水位 (TP表 示)
おおみやじがわ 大宮地川	おおみやじがわ 大宮地川	天草市新和町大宮地 字北ノ原4316-3	1.88 (4.50)	2.41 (5.03)	2.82 (5.44)	3.08 (5.70)	観測所 水位 (TP表 示)
ながれあいかわ 流合川	こみやじ 小宮地	天草市新和町小宮地 字土手附137-144	3.00 (1.57)	3.14 (1.71)	3.42 (1.99)	3.49 (2.06)	観測所 水位 (TP表 示)
うちのがわ 内野川	うちのがわ 内野川	天草市五和町二江須 ノ脇1368-3	3.94 (2.19)	4.18 (2.43)	4.18 (2.43)	4.45 (2.70)	観測所 水位 (TP表 示)
いまとみかわ 今富川	いまとみかわ 今富川	天草市河浦町崎津 月ヶ浦1780	1.79 (3.16)	1.86 (3.23)	1.86 (3.23)	2.03 (3.40)	観測所 水位 (TP表 示)
しもつふかえがわ 下津深江川	しもだきた 下田北	天草市天草町下田北 字堀田562-1	1.04 (4.65)	2.29 (5.90)	2.29 (5.90)	2.54 (6.15)	観測所 水位 (TP表 示)
いまいづみがわ 今泉川	いまいづみがわ 今泉川	上天草市松島町大字 今泉字下西川1990-8	2.08 (2.40)	2.72 (3.04)	2.72 (3.04)	2.97 (3.29)	観測所 水位 (TP表 示)
かわちがわ 河内川	かわちがわ 河内川	天草市栖本町馬場下 差原	2.36 (1.82)	2.75 (2.21)	3.32 (2.78)	3.51 (2.97)	観測所 水位 (TP表 示)
まつばらかわ 松原川	まつばらかわ 松原川	天草郡苓北町大字坂 瀬川字宮原3589	1.20 (5.48)	1.75 (6.03)	1.87 (6.15)	1.97 (6.25)	観測所 水位 (TP表 示)
こうつふかえがわ 上津深江川	こうつふかえがわ 上津深江川	天草郡苓北町上津深 江1232字川向	2.02 (2.06)	2.26 (2.30)	3.26 (3.30)	3.37 (3.41)	観測所 水位 (TP表 示)
しまきがわ 志岐川	しまきがわ 志岐川	天草郡苓北町大字志 岐字茶摘田1252	0.85 (12.45)	1.43 (13.03)	2.03 (13.63)	2.20 (13.80)	観測所 水位 (TP表 示)

※氾濫発生水位は、市町村と協議の上、設定ができたものについて改めて本計画に定めることとする。
 なお、令和8年度は、暫定値の設定ができる河川について、試行的に運用を行う。

【Ⅲ-7-③】水防警報の通知及び水位観測所の関係する水防管理者の範囲〔第5章第2節(2)関係〕

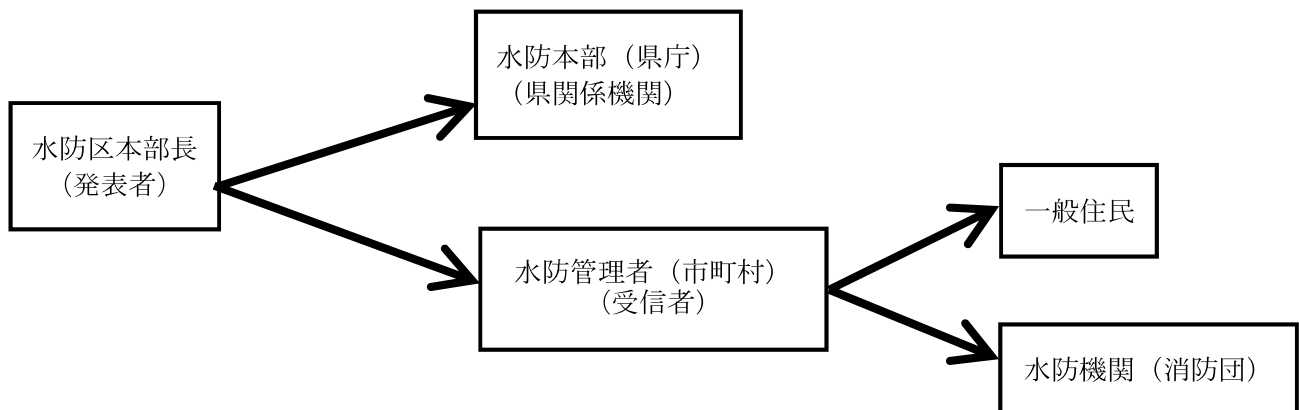
河川名	観測局名	水防警報発表者	連絡方法 (予備方法)	水防管理者
しらかわ 白川	よしはらばし 吉原橋	熊本土木事務所長	メール (FAXまたは電話)	熊本市長、菊陽町長
つぼいがわ 坪井川	てんまんばし 天満橋	熊本土木事務所長	メール (FAXまたは電話)	熊本市長
	つぼい 井	熊本土木事務所長	メール (FAXまたは電話)	熊本市長
	たかひらばし 高平橋	熊本土木事務所長	メール (FAXまたは電話)	熊本市長
	つるはたばし 鶴羽田橋	熊本土木事務所長	メール (FAXまたは電話)	熊本市長
いせりがわ 井芹川	いけのうえ 池上	熊本土木事務所長	メール (FAXまたは電話)	熊本市長
	つるのばし 鶴野橋	熊本土木事務所長	メール (FAXまたは電話)	熊本市長
	にしざと 西里	熊本土木事務所長	メール (FAXまたは電話)	熊本市長
よけがわ 除川	よけがわ 除川	熊本土木事務所長	メール (FAXまたは電話)	熊本市長
せんげんえご 千間江湖	せんげんえご 千間江湖	熊本土木事務所長	メール (FAXまたは電話)	熊本市長
てんめいしんかわ 天明新川	みなみたかえ 南高江	熊本土木事務所長	メール (FAXまたは電話)	熊本市長
しょうけぼりがわ 藻器堀川	しょうけぼりがわ 藻器堀川	熊本土木事務所長	メール (FAXまたは電話)	熊本市長
けんぐんがわ 健軍川	けんぐんがわ 健軍川	熊本土木事務所長	メール (FAXまたは電話)	熊本市長
はまとがわ 浜戸川	はまとがわ 浜戸川	熊本土木事務所長	メール (FAXまたは電話)	熊本市長
すなかわ 砂川	おがわ 小川	宇城地域振興局長	メール (FAXまたは電話)	宇城市長、氷川町長
おおのかわ 大野川	かみくぐはし 上久具橋	宇城地域振興局長	メール (FAXまたは電話)	宇城市長
あさかわ 浅川	あさかわ 浅川	宇城地域振興局長	メール (FAXまたは電話)	宇城市長
ごちようがわ 五丁川	ごちようがわ 五丁川	宇城地域振興局長	メール (FAXまたは電話)	宇城市長
うるごがわ 潤川	うるごがわ 潤川	宇城地域振興局長	メール (FAXまたは電話)	宇土市長、熊本市長
あみづがわ 網津川	あみづがわ 網津川	宇城地域振興局長	メール (FAXまたは電話)	宇土市長
はたがわ 波多川	はたがわ 波多川	宇城地域振興局長	メール (FAXまたは電話)	宇城市長
せきがわ 関川	たつせはし 竜瀬橋	玉名地域振興局長	メール (FAXまたは電話)	南関町長
このはがわ 木葉川	このは 木葉	玉名地域振興局長	メール (FAXまたは電話)	玉名市長、玉東町長
	ぎよくとう 玉東	玉名地域振興局長	メール (FAXまたは電話)	玉東町長
さかいがわ 境川	えのきしまはし 榎島橋	玉名地域振興局長	メール (FAXまたは電話)	玉名市長
	なんだいまんはし 南大門橋	玉名地域振興局長	メール (FAXまたは電話)	玉名市長

河川名	観測局名	水防警報発表者	連絡方法 (予備方法)	水防管理者
はねぎがわ 繁根木川	はねぎ 繁根木	玉名地域振興局長	メール (FAXまたは電話)	玉名市長
うらかわ 浦川	うらかわ 浦川	玉名地域振興局長	メール (FAXまたは電話)	荒尾市長、長洲町長
なきりがわ 葉切川	なきり 葉切	玉名地域振興局長	メール (FAXまたは電話)	荒尾市長、長洲町長
いくすえかわ 行末川	いくすえかわ 行末川	玉名地域振興局長	メール (FAXまたは電話)	玉名市長、長洲町長
とうじんがわ 唐人川	とうじんがわ 唐人川	玉名地域振興局長	メール (FAXまたは電話)	玉名市長
わにがわ 和仁川	わにがわ 和仁川	玉名地域振興局長	メール (FAXまたは電話)	和水町長
いわのがわ 岩野川	いわの 岩野	鹿本地域振興局長	メール (FAXまたは電話)	山鹿市長
しらかわ 白川	じんない 陣内	菊池地域振興局長	メール (FAXまたは電話)	菊陽町長、大津町長
ほりかわ 堀川	すや 須屋	菊池地域振興局長	メール (FAXまたは電話)	合志市長
きくちがわ 菊池川	かたかど 片角	菊池地域振興局長	メール (FAXまたは電話)	菊池市長
	たてかど 立門	菊池地域振興局長	メール (FAXまたは電話)	菊池市長
こうしがわ 合志川	しすい 泗水	菊池地域振興局長	メール (FAXまたは電話)	菊池市長
	きよし 旭志	菊池地域振興局長	メール (FAXまたは電話)	菊池市長
かわぼらがわ 河原川	かわぼらがわ 河原川	菊池地域振興局長	メール (FAXまたは電話)	菊池市長
くろかわ 黒川	くろかわ 黒川	阿蘇地域振興局長	メール (FAXまたは電話)	阿蘇市長
しらかわ 白川	なかまつ 中松	阿蘇地域振興局長	メール (FAXまたは電話)	南阿蘇村長
ちくごがわ 筑後川	いけのつる 池鶴	阿蘇地域振興局長	メール (FAXまたは電話)	小国町長
きやまがわ 木山川	あかい 赤井	上益城地域振興局長	メール (FAXまたは電話)	益城町長、嘉島町長、 熊本市長
	けんつもり 県津森	上益城地域振興局長	メール (FAXまたは電話)	益城町長
みふねがわ 御船川	けんみふね 県御船	上益城地域振興局長	メール (FAXまたは電話)	御船町長
やかたがわ 矢形川	おちあいはし 落合橋	上益城地域振興局長	メール (FAXまたは電話)	熊本市長、御船町長、 益城町長、嘉島町長
	かしま 嘉島	上益城地域振興局長	メール (FAXまたは電話)	熊本市長、御船町長、 益城町長、嘉島町長
せんたきがわ 千滝川	せんたきがわ 千滝川	上益城地域振興局長	メール (FAXまたは電話)	山都町長
ひかわ 氷川	まつもとばし 松本橋	八代地域振興局長	メール (FAXまたは電話)	八代市長、氷川町長
	たてがみ 立神	八代地域振興局長	メール (FAXまたは電話)	八代市長、氷川町長
	おちあいはし 落合	八代地域振興局長	メール (FAXまたは電話)	八代市長

河川名	観測局名	水防警報発表者	連絡方法 (予備方法)	水 防 管 理 者
かわまたがわ 河俣川	そう げ ばし 早瀬橋	八代地域振興局長	メール (FAXまたは電話)	八代市長
	かわ また 河 俣	八代地域振興局長	メール (FAXまたは電話)	八代市長
お ぎ や が わ 大鞆川	だい お ぎ や ばし 第2大鞆橋	八代地域振興局長	メール (FAXまたは電話)	八代市長
	せんちようまちきたむら 千丁町北村	八代地域振興局長	メール (FAXまたは電話)	八代市長
はちけんがわ 八間川	はちけんがわ 八間川	八代地域振興局長	メール (FAXまたは電話)	氷川町長、宇城市長
かがみ がわ 鏡 川	かがみ がわ 鏡 川	八代地域振興局長	メール (FAXまたは電話)	八代市長
みずなしがわ 水無川	みずなしがわ 水無川	八代地域振興局長	メール (FAXまたは電話)	八代市長
ふたみがわ 二見川	ふたみがわ 二見川	八代地域振興局長	メール (FAXまたは電話)	八代市長
みなまたがわ 水俣川	しんみなまたばし 新水俣橋	芦北地域振興局長	メール (FAXまたは電話)	水俣市長
	ふか がわ 深 川	芦北地域振興局長	メール (FAXまたは電話)	水俣市長
さしきがわ 佐敷川	けんさしき 県佐敷	芦北地域振興局長	メール (FAXまたは電話)	芦北町長
ゆ で が わ 湯出川	ゆ で が わ 湯出川	芦北地域振興局長	メール (FAXまたは電話)	水俣市長
つ な ぎ が わ 津奈木川	つ な ぎ が わ 津奈木川	芦北地域振興局長	メール (FAXまたは電話)	津奈木町長
たのうらがわ 田浦川	たのうらがわ 田浦川	芦北地域振興局長	メール (FAXまたは電話)	芦北町長
こだのうらかわ 小田浦川	こだのうら 小田浦	芦北地域振興局長	メール (FAXまたは電話)	芦北町長
ゆ うらがわ 湯の浦川	ゆ うら 湯の浦	芦北地域振興局長	メール (FAXまたは電話)	芦北町長
ゆ やまがわ 湯山川	ゆ やま 湯 山	球磨地域振興局長	メール (FAXまたは電話)	水上村長
かわべ がわ 川辺川	けんかわべ 県川辺	球磨地域振興局長	メール (FAXまたは電話)	相良村、錦町
ま え が わ 万江川	ま え が わ 万江川	球磨地域振興局長	メール (FAXまたは電話)	人吉市、山江村
むねかわ 胸川	むねかわ 胸川	球磨地域振興局長	メール (FAXまたは電話)	人吉市
まちやまくちがわ 町山口川	けんほんど 県本渡	天草地域振興局長	メール (FAXまたは電話)	天草市長
いっちょうだ がわ 一町田川	いっちょうだ 一町田	天草地域振興局長	メール (FAXまたは電話)	天草市長
ひろせがわ 広瀬川	ひろせがわ 広瀬川	天草地域振興局長	メール (FAXまたは電話)	天草市長
おおみやじ がわ 大宮地川	おおみやじ がわ 大宮地川	天草地域振興局長	メール (FAXまたは電話)	天草市長
ながれあいかわ 流 合川	こみやじ 小宮地	天草地域振興局長	メール (FAXまたは電話)	天草市長
うちの がわ 内野川	うちの がわ 内野川	天草地域振興局長	メール (FAXまたは電話)	天草市長
いまとみかわ 今富川	いまとみかわ 今富川	天草地域振興局長	メール (FAXまたは電話)	天草市長

河川名	観測局名	水防警報発表者	連絡方法 (予備方法)	水 防 管 理 者
しもつふかえがわ 下津深江川	しもだきた 下田北	天草地域振興局長	メール (FAXまたは電話)	天草市長
いまいずみがわ 今泉川	いまいずみがわ 今泉川	天草地域振興局長	メール (FAXまたは電話)	上天草市長
かわちがわ 河内川	かわちがわ 河内川	天草地域振興局長	メール (FAXまたは電話)	天草市長
まつばらかわ 松原川	まつばらかわ 松原川	天草地域振興局長	メール (FAXまたは電話)	苓北町長
こうつふかえがわ 上津深江川	こうつふかえがわ 上津深江川	天草地域振興局長	メール (FAXまたは電話)	苓北町長
しきがわ 志岐川	しきがわ 志岐川	天草地域振興局長	メール (FAXまたは電話)	苓北町長

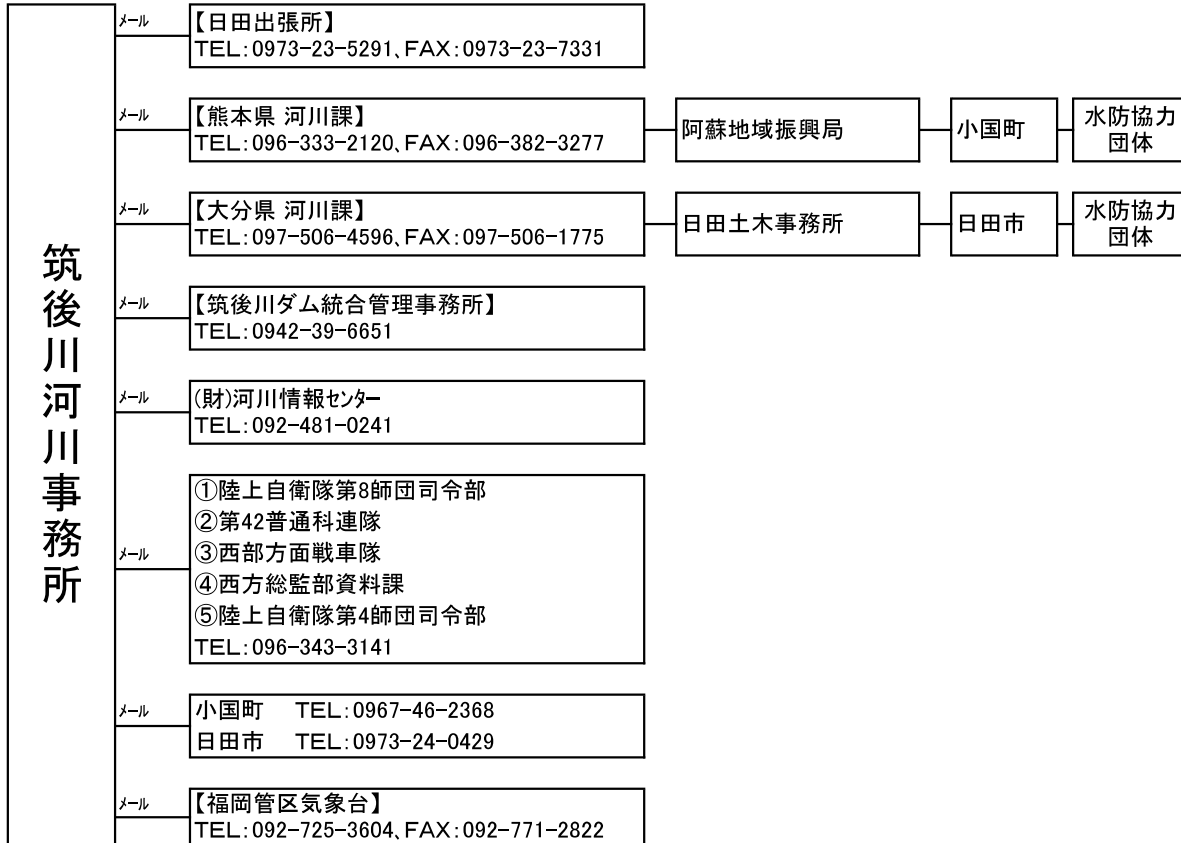
【Ⅲ-7-④】 水防警報伝達（連絡）系統図



水防警報 伝達系統図【筑後川水系】

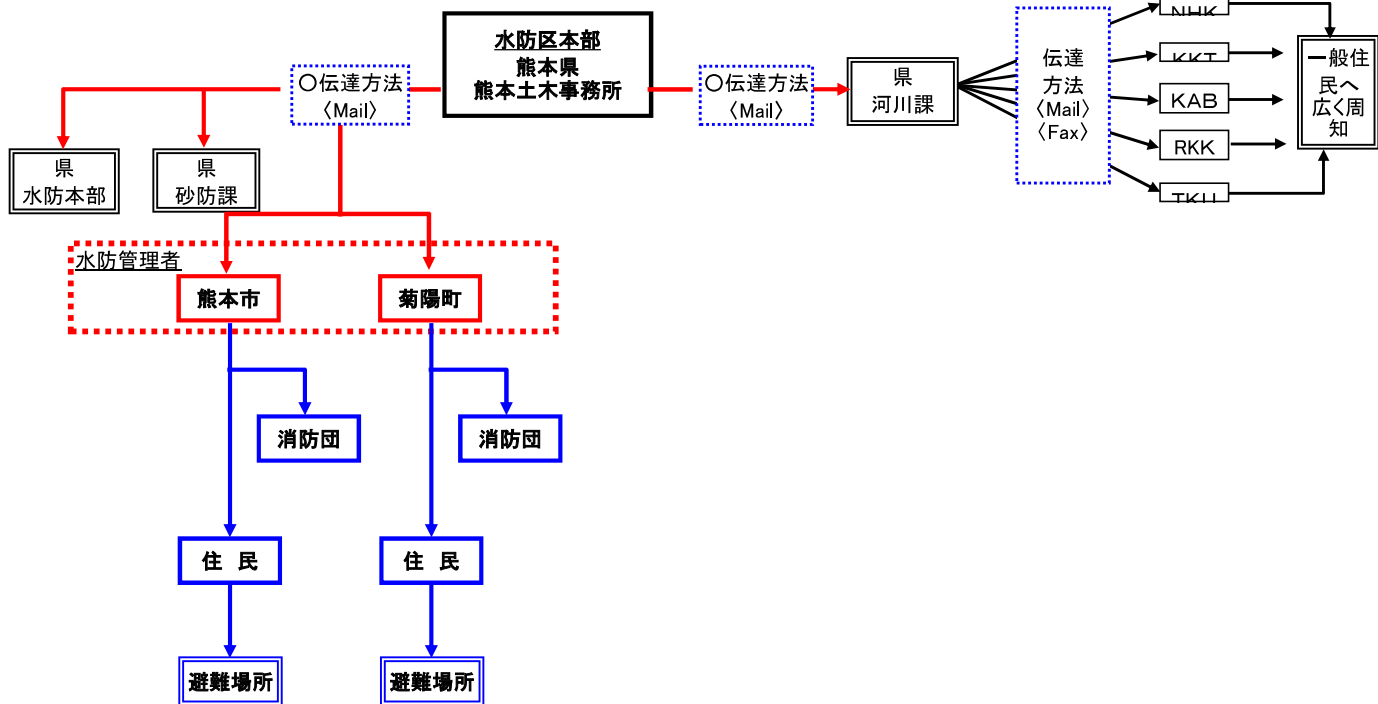
◎対象河川：筑後川（杖立川）

◎基準観測所：杖立水位観測所



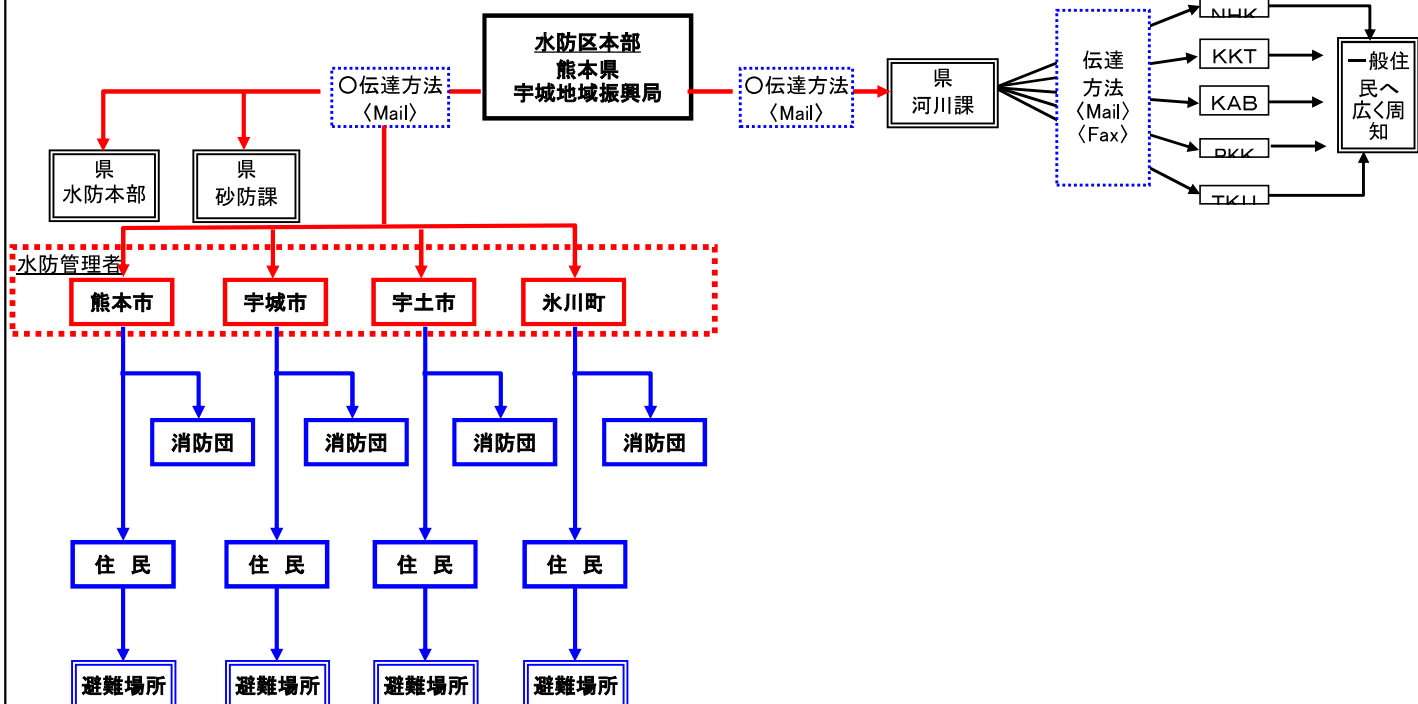
水防情報連絡系統図

「熊本水防区本部」



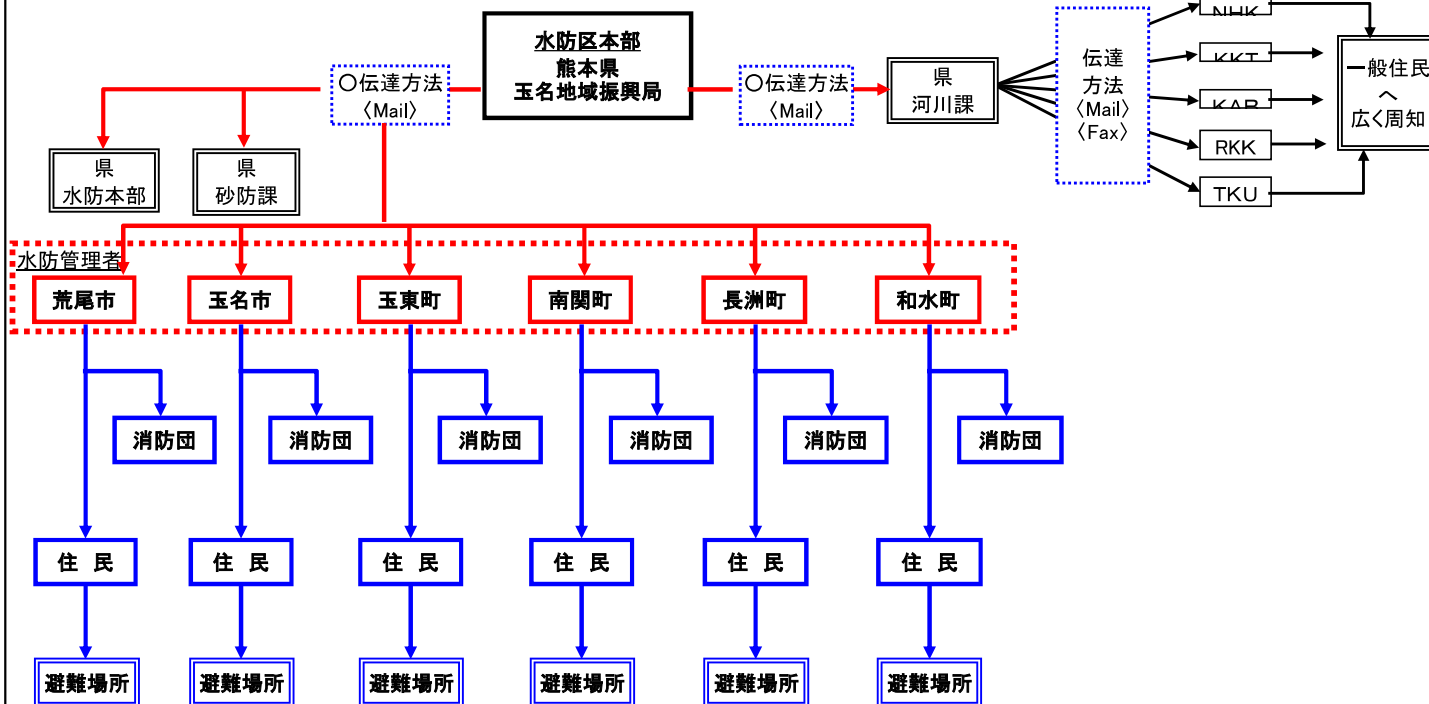
水防情報連絡系統図

「宇城水防区本部」



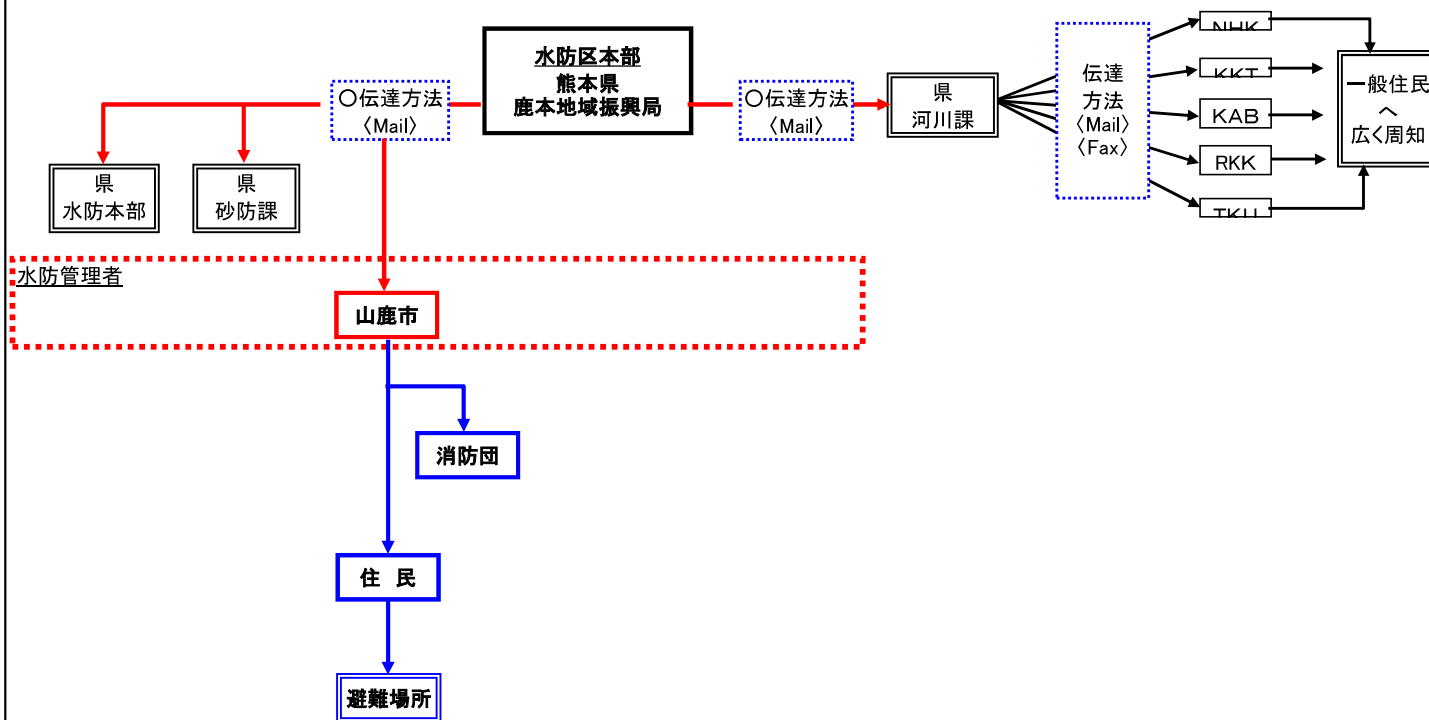
水防情報連絡系統図

「玉名水防区本部」



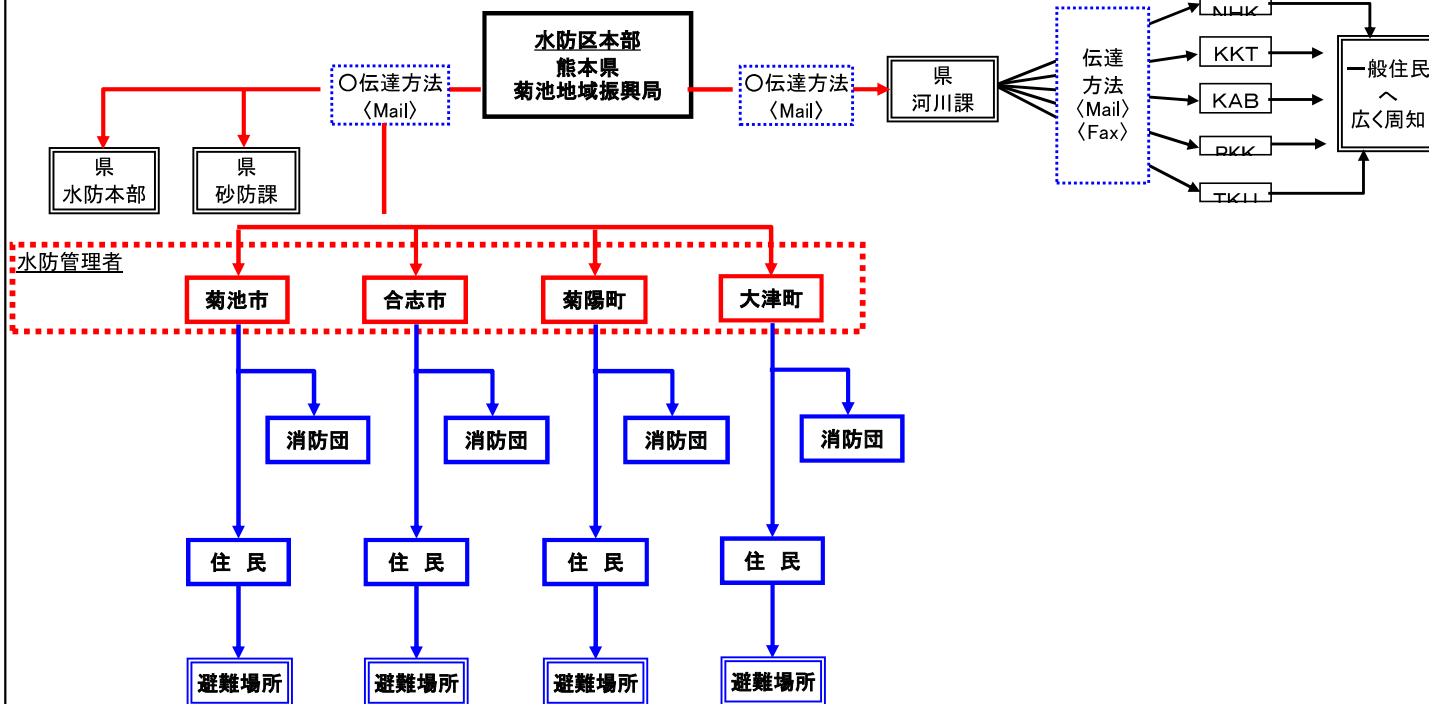
水防情報連絡系統図

「鹿本水防区本部」



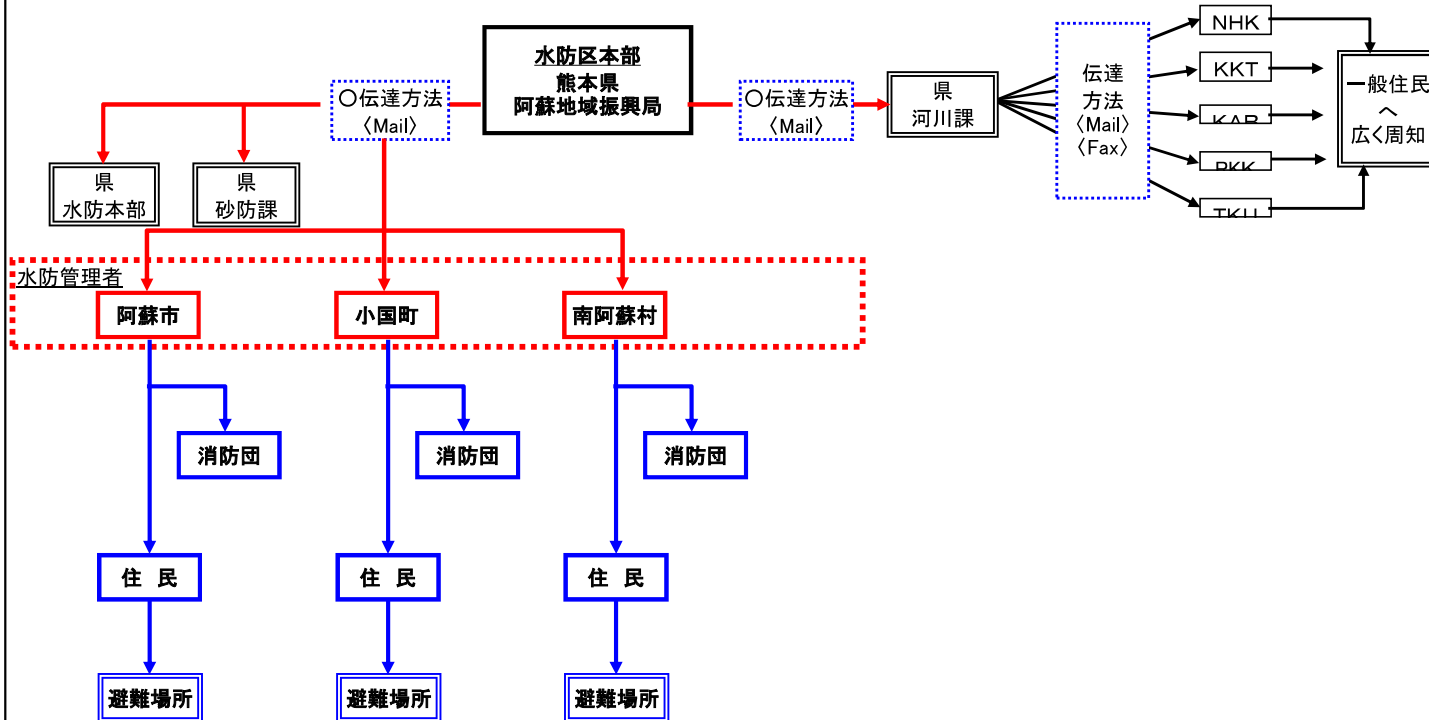
水防情報連絡系統図

「菊池水防区本部」



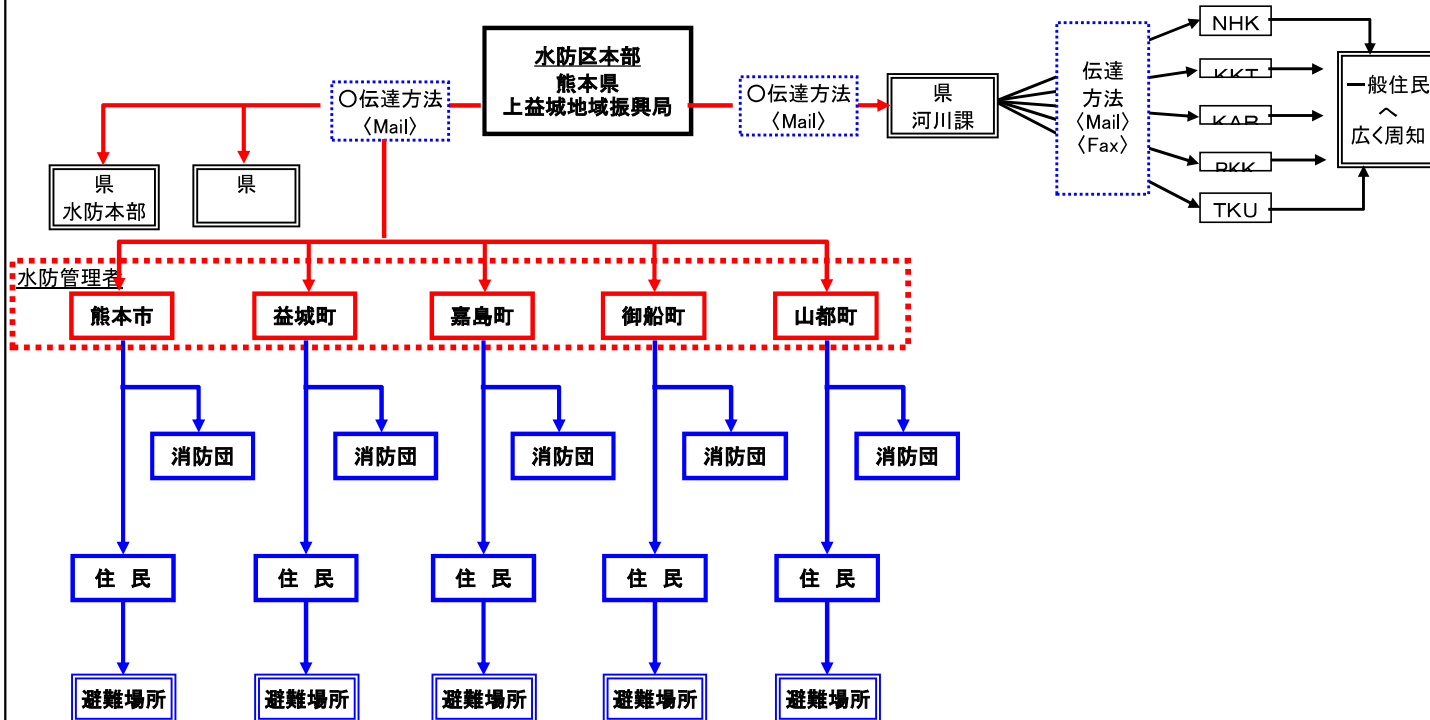
水防情報連絡系統図

「阿蘇水防区本部」



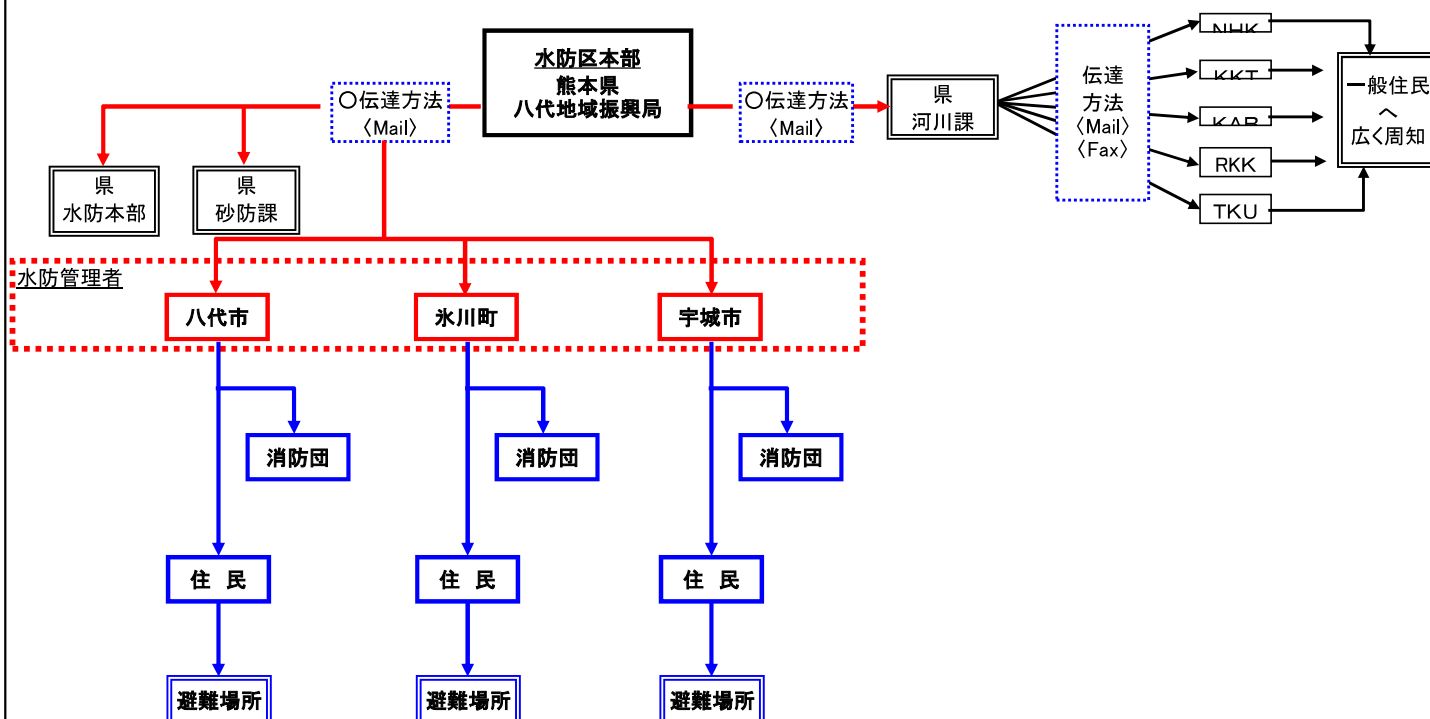
水防情報連絡系統図

「上益城水防区本部」



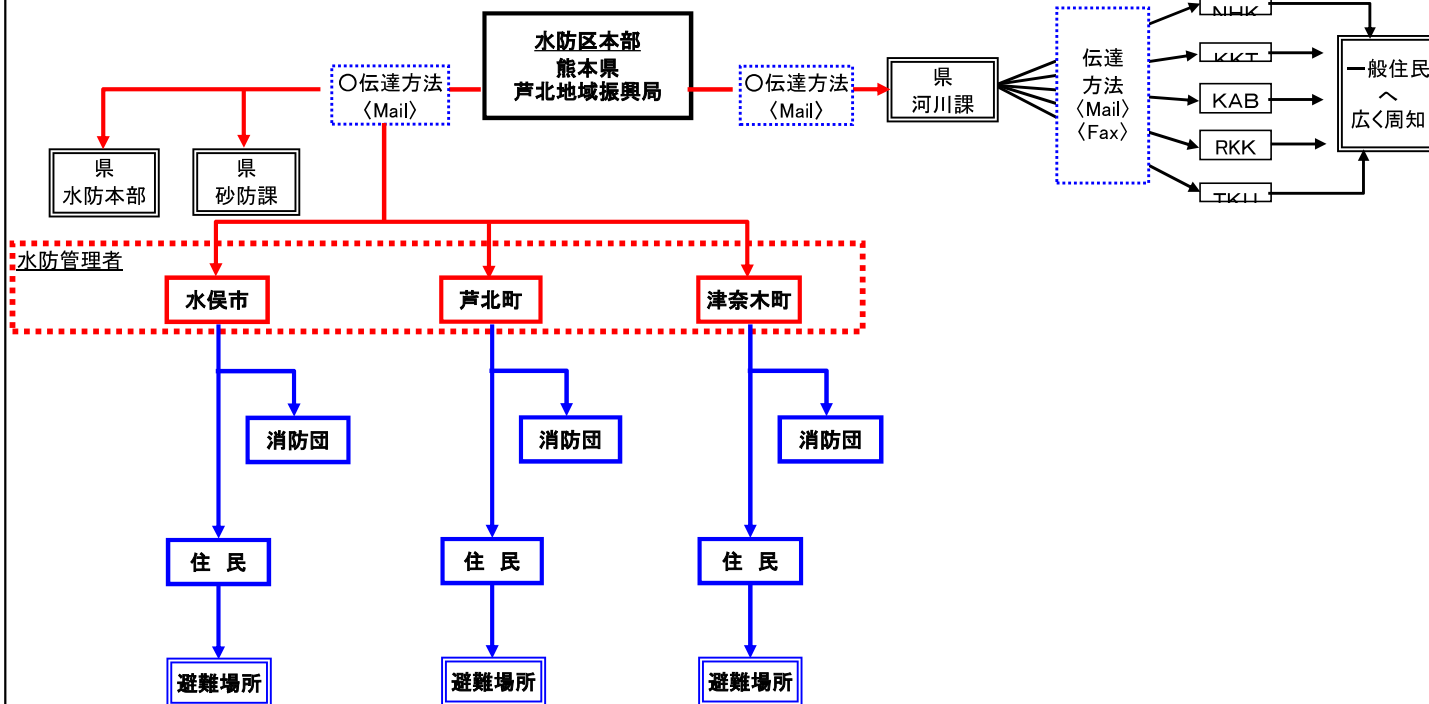
水防情報連絡系統図

「八代水防区本部」



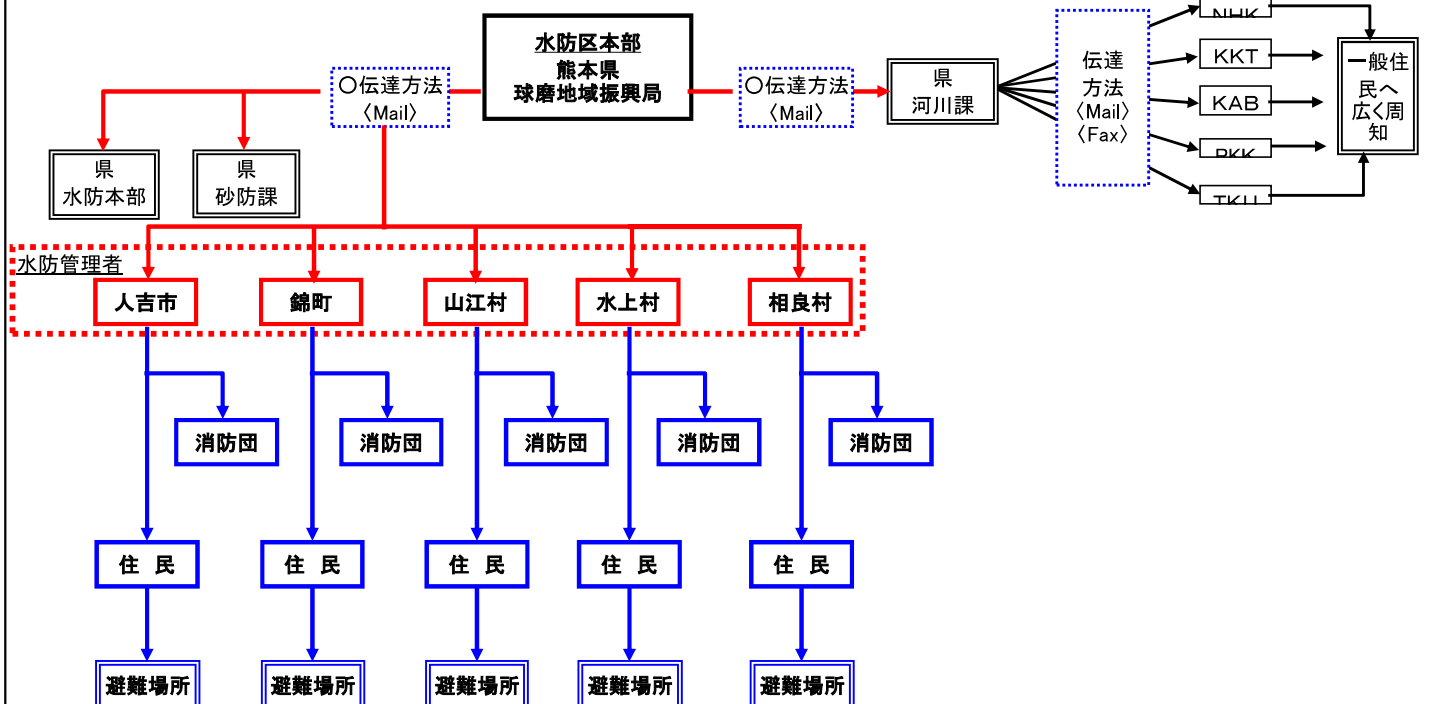
水防情報連絡系統図

「芦北水防区本部」



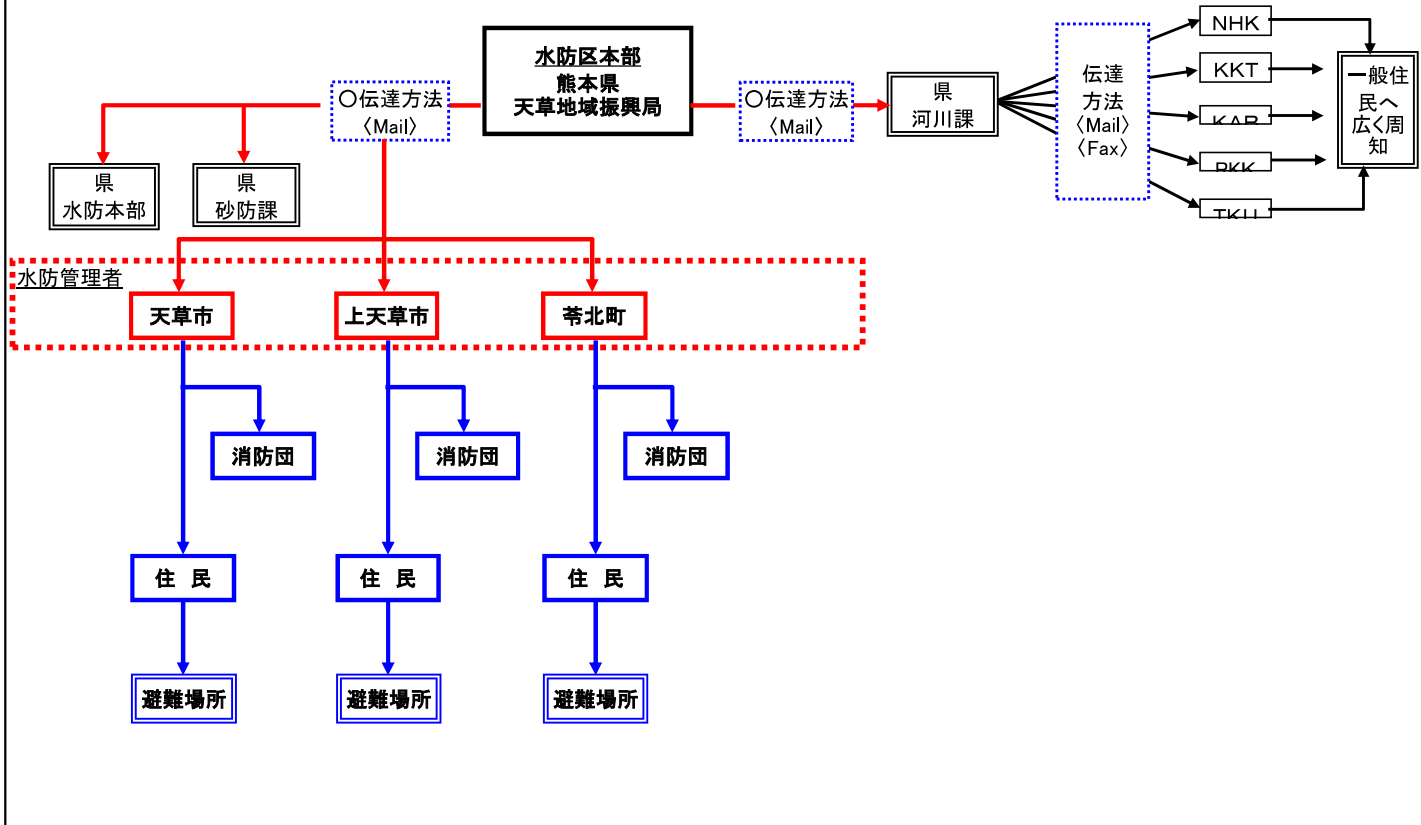
水防情報連絡系統図

「球磨水防区本部」



水防情報連絡系統図

「天草水防区本部」



Ⅲ-7-⑤ 水防警報発表様式 (FAX)

(FAX: 発表様式-1)

送信先	関係各位	送信元	____水防区本部長 熊本土木事務所 (____地域振興局)
-----	------	-----	--------------------------------------

水 防 警 報

(観測所名: _____)

水防警報 第 ____ 号	種 別	河 川 名
	準備・待機	
令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日	時 ____ 分	熊本土木事務所 (____地域振興局) 発表
<p>【警戒レベル1相当情報】 ____川(____観測局)水防団待機水位に到達</p> <p style="text-align: center;">水位はさらに上昇するおそれ</p> <p>____観測局の水位は、____月 ____日 ____時 ____分に水防団待機水位に達しました。</p> <p>今後の状況によりいつでも出動できるよう準備してください。</p> <p>現在の水位 ____ m (水防団待機水位 ____ m / はん濫注意水位 ____ m)</p> <p>直前10分間での水位上昇 ____ cm</p> <p>熊本県 熊本土木事務所 (____地域振興局) 水防区本部 TEL ____ - ____ FAX ____ - ____</p> <p>リアルタイム情報 熊本県統合型防災情報システム www.bousai.pref.kumamoto.jp モバイル版(ケータイ) www.mobile.bousai.pref.kumamoto.jp を利用しての情報収集に努めてください。</p>		

(____地域振興局 TEL ____ - ____)

※発信機関名 (熊本土木事務所 TEL ____ - ____) 発信者名(____) 発信時刻(____ : ____)

送 信 先	FAX番号	電話番号	受信者名	送信者名	時 刻

Ⅲ-7-⑤ 水防警報発表様式（FAX）

（FAX：発表様式-2）

送信先	関係各位	送信元	____水防区本部長 熊本土木事務所 （____地域振興局）
-----	------	-----	--------------------------------------

水 防 警 報

（観測所名：_____）

水防警報 第 ____ 号	種 別 出 動	河 川 名
令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日	時 ____ 分	熊本土木事務所 （____地域振興局）発表
【警戒レベル2相当情報】 ____川（____観測局）氾濫注意水位に到達 水位はさらに上昇するおそれ		
____観測局の水位は、____月 ____日 ____時 ____分に氾濫注意水位に達しました。		
水位はさらに上昇する見込みです。出動して厳重に警戒してください。		
現在の水位 ____ m （氾濫注意水位 ____ m / 避難判断水位 ____ m） 直前10分間での水位上昇 ____ cm		
熊本県 熊本土木事務所（____地域振興局）水防区本部 TEL ____ - ____ FAX ____ - ____ リアルタイム情報 熊本県統合型防災情報システム www.bousai.pref.kumamoto.jp モバイル版(ケータイ) www.mobile.bousai.pref.kumamoto.jp を利用しての情報収集に努めてください。		

（____地域振興局 TEL ____ - ____）

※発信機関名（熊本土木事務所 TEL ____ - ____）発信者名（_____）発信時刻（ ____ : ____ ）

送 信 先	FAX番号	電話番号	受信者名	送信者名	時 刻
					:
					:
					:
					:
					:
					:
					:
					:
					:

Ⅲ-7-⑤ 水防警報発表様式（FAX）

（FAX：発表様式-3）

送信先	関係各位	送信元	____水防区本部長 熊本土木事務所 （____地域振興局）
-----	------	-----	--------------------------------------

水 防 警 報

（観測所名：_____）

水防警報 第 ____ 号	種 別 警 戒	河 川 名 _____
令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日	時 分 ____ : ____	熊本土木事務所 （____地域振興局）発表
【警戒レベル3相当情報】 ____川（____観測局）避難判断水位に到達 今後氾濫危険水位に到達するおそれ		
____観測局の水位は、____月 ____日 ____時 ____分に避難判断水位に達しました。水位はさらに上昇する見込みです。必要と認める地域の住民等に対して 避難準備 に関する情報を提供すると共に、水防体制を強化し厳重に警戒してください。		
なお、氾濫危険水位からの余裕高が低い地域においては、住民を避難させる等の対応が必要となります。		
現在の水位____.____m （避難判断水位____.____m／氾濫危険水位____.____m）		
直前10分間での水位上昇____cm		
熊本県 熊本土木事務所（____地域振興局）水防区本部 TEL ____ - ____ - ____ FAX ____ - ____ - ____		
リアルタイム情報 熊本県統合型防災情報システム www.bousai.pref.kumamoto.jp モバイル版(ケータイ) www.mobile.bousai.pref.kumamoto.jp		

（____地域振興局 TEL ____ - ____）

※発信機関名（熊本土木事務所 TEL ____ - ____）発信者名（_____）発信時刻（____ : ____）

送 信 先	FAX番号	電話番号	受信者名	送信者名	時 刻
					:
					:
					:
					:
					:
					:
					:
					:
					:

Ⅲ-7-⑤ 水防警報発表様式（FAX）

（FAX：発表様式-4）

送信先	関係各位	送信元	____水防区本部長 熊本土木事務所 （____地域振興局）
-----	------	-----	--------------------------------------

水 防 警 報

（観測所名：_____）

水防警報 第 ____ 号	種 別	河 川 名
	嚴重警戒	
令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日	時 ____ 分	熊本土木事務所 （____地域振興局）発表
<p>【警戒レベル4相当情報】 ____川（____観測局）氾濫危険水位に到達 氾濫のおそれあり</p> <p>____観測局の水位は、____月 ____日 ____時 ____分に氾濫危険水位に達しました。</p> <p>水位はさらに上昇し重大な被害が発生する氾濫の恐れがあります。必要と認める地域の住民等を避難させると共に、水防体制をさらに強化し嚴重に警戒してください。</p> <p>現在の水位 ____ m （避難判断水位 ____ m / 氾濫危険水位 ____ m） 直前10分間での水位上昇 ____ cm</p> <p>熊本県 熊本土木事務所（____地域振興局）水防区本部 TEL ____ - ____ - ____ FAX ____ - ____ - ____</p> <p>リアルタイム情報 熊本県統合型防災情報システム www.bousai.pref.kumamoto.jp モバイル版(ケータイ) www.mobile.bousai.pref.kumamoto.jp</p>		

（____地域振興局 TEL ____ - ____）

※発信機関名（熊本土木事務所 TEL ____ - ____）発信者名（____）発信時刻（ ____ : ____ ）

送 信 先	FAX番号	電話番号	受信者名	送信者名	時 刻

Ⅲ-7-⑤ 水防警報発表様式 (FAX)

(FAX: 発表様式-5)

送信先	関係各位	送信元	____水防区本部長 熊本土木事務所 (____地域振興局)
-----	------	-----	--------------------------------------

水 防 警 報

(観測所名: _____)

水防警報 第 ____ 号	種 別	河 川 名
	解 除	
令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日	時 ____ 分	熊本土木事務所 (____地域振興局) 発表
____川(____観測局) 氾濫注意水位を下回る 水位はさらに下降見込み		
____観測局の水位は、____月 ____日 ____時 ____分に氾濫注意水位(水防団待機水位)を下回りましたので水防警報を解除します。		
現在の水位 ____ . ____ m (水防団待機水位 ____ . ____ m / はん濫注意水位 ____ . ____ m)		
熊本県 熊本土木事務所 (____地域振興局) 水防区本部 TEL ____ - ____ - ____ FAX ____ - ____ - ____		
リアルタイム情報 熊本県統合型防災情報システム www.bousai.pref.kumamoto.jp モバイル版(ケイタイ) www.mobile.bousai.pref.kumamoto.jp を利用しての情報収集に努めてください。		

(____地域振興局 TEL ____ - ____)

※発信機関名 (熊本土木事務所 TEL ____ - ____) 発信者名(____) 発信時刻(____ : ____)

送 信 先	FAX番号	電話番号	受信者名	送信者名	時 刻

〇〇川 氾濫発生情報

令和〇年〇月〇日
〇〇時〇〇分発表
〇〇地域振興局(広域本部)

【主文】

【警戒レベル5相当情報[洪水]】

〇〇川では、〇〇市〇〇地区(△△岸)付近より(堤防決壊による)氾濫が切迫・発生しました。

直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

〔問い合わせ先〕

〇〇地域振興局(広域本部) 土木部

電話 0000-00-0000

FAX 0000-00-0000

未確認情報 ○○川 氾濫発生情報

令和○年○月○日
○○時○○分発表
○○地域振興局(広域本部)

【主文】

【警戒レベル5相当情報[洪水]】(未確認情報)

○○川では、○○市○○地区(△△岸)付近より(堤防決壊による)氾濫が発生しました。

直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

〔問い合わせ先〕

○○地域振興局(広域本部) 土木部

電話 0000-00-0000

FAX 0000-00-0000

Ⅲ-7-⑤ 水防警報発表様式（E-mail：PC版）

「E-Mail:発表様式」(PC版)

①	表題	【警戒レベル1相当情報】□□川（■■■観測局） 水防警報○号 待機・準備
	本文	<p>【警戒レベル1相当】□□川（■■■観測局） 水防警報○号 待機・準備 令和○年○月○日○時○分 熊本県▲▲地域振興局（熊本土木事務所）発表</p> <p>□□川（■■■観測局）水防団待機水位に到達 水位はさらに上昇するおそれ</p> <p>■■■観測局の水位は、○月○日○時○分に水防団待機水位に達しました。 今後の状況により、いつでも出動できるよう準備してください。</p> <p>現在の水位 ○.○○m （水防団待機水位◇.◇◇m／はん濫注意水位◆.◆◆m／ 避難判断水位△.△△m／はん濫危険水位△.△△m）</p> <p>直前1時間での水位上昇○○cm</p> <p>熊本県統合型防災情報システム www.bousai.pref.kumamoto.jp を利用しての情報収集に努めてください。</p>

②	表題	【警戒レベル2相当情報】□□川（■■■観測局） 水防警報○号 出動
	本文	<p>【警戒レベル2相当】□□川（■■■観測局） 水防警報○号 出動 令和○年○月○日○時○分 熊本県▲▲地域振興局（熊本土木事務所）発表</p> <p>□□川（■■■観測局）はん濫注意水位に到達 水位はさらに上昇するおそれ</p> <p>■■■観測局の水位は、○月○日○時○分にはん濫注意水位に達しました。 水位はさらに上昇する見込みです。出動して厳重に警戒してください。</p> <p>現在の水位 ○.○○m （水防団待機水位◇.◇◇m／はん濫注意水位◆.◆◆m／ 避難判断水位△.△△m／はん濫危険水位△.△△m）</p> <p>直前1時間での水位上昇○○cm</p> <p>熊本県統合型防災情報システム www.bousai.pref.kumamoto.jp を利用しての情報収集に努めてください。</p>

③	表題	【警戒レベル3相当情報】□□川（■■■観測局） 水防警報○号 警戒
	本文	<p>【警戒レベル3相当】□□川（■■■観測局） 水防警報○号 警戒 令和○年○月○日○時○分 熊本県▲▲地域振興局（熊本土木事務所）発表</p> <p>□□川（■■■観測局）避難判断水位に到達 今後はん濫危険水位に到達するおそれ</p> <p>■■■観測局の水位は、○月○日○時○分に避難判断水位に達しました。 水位はさらに上昇する見込みです。必要と認める地域の住民等に対して避難準備情報を提供すると共に、水防体制を強化し厳重に警戒してください。</p> <p>なお、氾濫危険水位からの余裕高が低い地域においては、住民を避難させる等の対応が必要となります。</p> <p>現在の水位 ○.○○m （水防団待機水位◇.◇◇m／はん濫注意水位◆.◆◆m／ 避難判断水位△.△△m／はん濫危険水位△.△△m）</p> <p>直前1時間での水位上昇○○cm</p> <p>熊本県統合型防災情報システム www.bousai.pref.kumamoto.jp を利用しての情報収集に努めてください。</p>

Ⅲ-7-⑤ 水防警報発表様式（E-mail：PC版）

④	表題	<p>【警戒レベル4相当情報】□□川（■■■観測局） 水防警報○号 嚴重警戒</p>
	本文	<p>【警戒レベル4相当】□□川（■■■観測局） 水防警報○号 嚴重警戒 令和○年○月○日○時○分 熊本県▲▲地域振興局（熊本土木事務所）発表</p> <p>□□川（■■■観測局）はん濫危険水位に到達 はん濫のおそれあり</p> <p>■■■観測局の水位は、○月○日○時○分にはん濫危険水位に達しました。 水位はさらに上昇し重大な被害が発生するはん濫の恐れがあります。必要と認める地域の住民等を避難させる伴に、水防体制をさらに強化し嚴重に警戒してください。</p> <p>現在の水位 ○.○○m （水防団待機水位◇.◇◇m／はん濫注意水位◆.◆◆m／ 避難判断水位△.△△m／はん濫危険水位△.△△m）</p> <p>直前1時間での水位上昇○○cm</p> <p>熊本県統合型防災情報システム www.bousai.pref.kumamoto.jp を利用しての情報収集に努めてください。</p>

⑤	表題	<p>□□川（■■■観測局） 水防警報○号 解除</p>
	本文	<p>□□川（■■■観測局） 水防警報○号 解除 令和○年○月○日○時○分 熊本県▲▲地域振興局（熊本土木事務所）発表</p> <p>□□川（■■■観測局） 水位は下降見込み</p> <p>■■■観測局の水位は○月○日○時○分に○mを最高とし、○月○日○時○分にはん濫注意水位（水防団待機水位）を下回っており、今後下降する見込みですので水防警報を解除します。</p> <p>現在の水位 ○.○○m （水防団待機水位◇.◇◇m／はん濫注意水位◆.◆◆m／ 避難判断水位△.△△m／はん濫危険水位△.△△m）</p> <p>熊本県統合型防災情報システム www.bousai.pref.kumamoto.jp を利用しての情報収集に努めてください。</p>

Ⅲ-7-⑤ 水防警報発表様式（E-mail：携帯版）

「E-Mail: 発表様式」(携帯版)

①	表題	【警戒レベル1相当情報】 □□川水防警報○号 待機準備
	本文	<p>【警戒レベル1相当】 令和○年○月○日○時○分 熊本県▲▲地域振興局（熊本土木事務所）発表</p> <p>□□川（■■観測局）、○月○日○時○分に水防団待機水位に到達 水位はさらに上昇するおそれ</p> <p>今後の状況により、いつでも出動できるよう準備してください。 現在の水位 ○.○○m （水防団待機水位◇. ◇◇m／はん濫注意水位◆. ◆◆m） 直前10分間での水位上昇○○cm</p>

②	表題	【警戒レベル2相当情報】 □□川水防警報○号 出動
	本文	<p>【警戒レベル2相当】 令和○年○月○日○時○分 熊本県▲▲地域振興局（熊本土木事務所）発表</p> <p>□□川（■■観測局）、○月○日○時○分にはん濫注意水位に到達 水位はさらに上昇するおそれ</p> <p>水位はさらに上昇する見込みです。出動して厳重に警戒してください。 現在の水位 ○.○○m （はん濫注意水位◆. ◆◆m／避難判断水位△. △△m） 直前10分間での水位上昇○○cm</p>

③	表題	【警戒レベル3相当情報】 □□川水防警報○号 警戒
	本文	<p>【警戒レベル3相当】 令和○年○月○日○時○分 熊本県▲▲地域振興局（熊本土木事務所）発表</p> <p>□□川（■■観測局）、○月○日○時○分に避難判断水位に到達 今後はん濫危険水位に到達するおそれ</p> <p>水位はさらに上昇する見込みです。必要と認める地域の住民等に対して避難準備情報を提供すると共に、水防体制を強化し厳重に警戒してください。 なお、氾濫危険水位からの余裕高が低い地域においては、住民を避難させる等の対応が必要となります。 現在の水位 ○.○○m （避難判断水位◆. ◆◆m／はん濫危険水位△. △△m） 直前10分間での水位上昇○○cm</p>

④	表題	【警戒レベル4相当情報】 □□川水防警報○号 厳重警戒
	本文	<p>【警戒レベル4相当】 令和○年○月○日○時○分 熊本県▲▲地域振興局（熊本土木事務所）発表</p> <p>□□川（■■観測局）、○月○日○時○分にはん濫危険水位に到達 はん濫のおそれあり</p> <p>水位はさらに上昇し重大な被害が発生するはん濫の恐れがあります。必要と認める地域の住民等を避難させる伴に、水防体制をさらに強化し厳重に警戒してください。 現在の水位 ○.○○m （避難判断水位◆. ◆◆m／はん濫危険水位△. △△m） 直前10分間での水位上昇○○cm</p>

⑤	表題	□□川水防警報○号 解除
	本文	<p>令和○年○月○日○時○分 熊本県▲▲地域振興局（熊本土木事務所）発表</p> <p>□□川（■■観測局）水位は下降見込み</p> <p>■■観測局の水位は○月○日○時○分に、はん濫注意水位（水防団待機水位）を下回っており、水位はさらに下降する見込みですので水防警報を解除します。 現在の水位 ○.○○m （水防団待機水位◇. ◇◇m／はん濫注意水位◆. ◆◆m）</p>

【Ⅲ-8】水防工法一覧表〔第6章第2節 関係〕

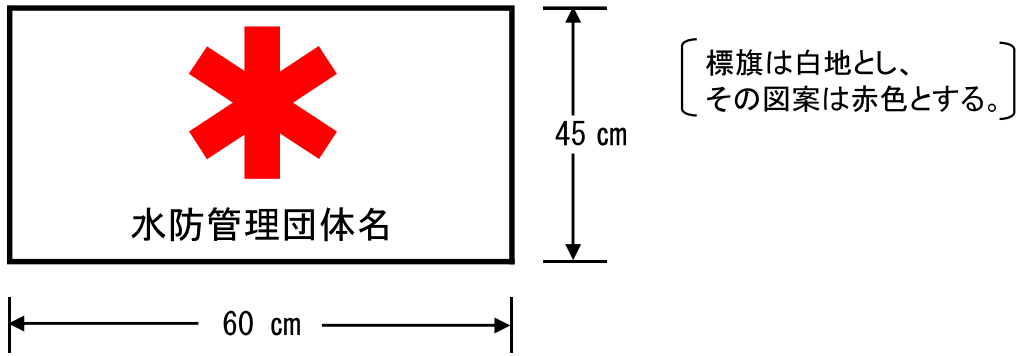
原因	工 法	工 法 の 概 要	利用箇所、河川	主に利用する資材	
越 水	積み土のう工	堤防天端に土俵又は土のうを数段積み上げる	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒	
	せき板工	堤防天端にくいを打ち、せき板をたてる	都市周辺河川 (土のう入手困難)	鋼製支柱、軽量鋼板	
	蛇かご積み工	堤防天端に土俵の代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、防水シート	
	水マット工 (連結水のう工)	堤防天端にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川 (土のう、板など入手困難)	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ	
	裏むしろ張り工	堤防裏のり面をむしろで被覆する	あまり高くない堤体の固い箇所	むしろ、半割竹、土俵	
	裏シート張り工	堤防裏のり面を防水シートで被覆する	都市周辺河川 (むしろ、竹入手困難)	防水シート、鉄筋ピン、軽量鉄パイプ、土のう	
漏 対 策	川 裏	釜段工 (釜築き、釜止め)	裏小段、裏のり先平地に円形に積み土俵にする	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ
		水マット式釜段工	裏小段、裏のり先にかかるようにビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる	都市周辺河川 (土砂、土のう入手困難)	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ
		鉄板式釜段工 (簡易釜段工)	裏小段、裏のり先平地に鉄板を円筒形に組立てる	都市周辺河川 (土砂、土のう入手困難)	鉄板、土のう、パイプ、鉄パイプぐい
	策	月の輪工	裏のり部によりかかり、半円形に積み土俵する	一般河川	土のう、防水シート、パイプ鉄筋棒
		水マット月の輪工	裏小段、裏のり先にかかるようにビニロン帆布製水のうを組立てる	都市周辺河川 (土砂、土のう入手困難)	既製水のう、くい、土のう、ビニロンパイプ
		たる伏せ工	裏小段、裏のり先平地に底抜きたる又はおけを置く	一般河川	たる、防水シート、土のう
		導水むしろ張り工	裏のり、犬走りにむしろなどを敷き並べる	一般河川 (漏水量の少ない箇所)	防水シート、丸太、竹
水 川 表 対 策	川 表 対 策	詰め土のう工	川表のり面の漏水口に土俵などを詰める	一般河川 (構造物のある所、水深の浅い部分)	土のう、木ぐい、竹ぐい
		むしろ張り工	川表の漏水面にむしろを張る	一般河川 (水深の浅い所)	むしろ、竹、土俵、竹ピン
		継ぎむしろ張り工	川表の漏水面に継ぎむしろを張る	一般河川 (漏水面の広い所)	むしろ、なわ、くい、ロープ、竹、土のう

原因	工 法	工 法 の 概 要	利用箇所、河川	主に利用する資材	
漏水	川表対策	シート張り工	都市周辺河川 (むしろ入手困難)	防水シート、鉄パイプ、 くい、ロープ、土のう	
	たたみ張り工	川表の漏水面にたたみを張る	一般河川 (水深の浅い所)	たたみ、くい、なわ、 土のう、鉄線	
洗掘	むしろ張り工、 継ぎむしろ張り工、 シート張り工、 たたみ張り工	漏水防止と同じ	芝付き堤防で 比較的緩流河川	漏水防止と同じ	
	木流し工 (竹流し工)	樹木(竹)に重り土のうを 付けて流し、局部を被覆する	急流河川	立木、土のう、ロープ、 鉄線、くい	
	立てかご工	表のり面に蛇かごを立てて 被覆する	急流河川 砂利堤防	鉄線蛇かご、詰め石、 くい、鉄線	
	捨て土のう工、 捨て石工	表のり面決壊箇所に土のう 又は大きい石を投入する	急流河川	土のう、石、 異形コンクリートブロッ ク	
	竹網流し工	竹を格子形に結束し、土のう を付けて、のり面を被覆する	緩流河川	竹、くい、ロープ、 土のう	
決壊	わく入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛わく、 鳥脚等の合掌木を投入する	急流河川	わく組み、石俵、鉄線、 蛇かご	
	築きまわし工	堤防の表が決壊したとき、 断面の不足を裏のりで補う ため、くいを打ち、中詰め 土のうを入れる	凸側堤防 他の工法と併用	くい、割竹、板、土のう、 くぎ	
	びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしで びょうぶを作り、のり面を覆う	比較的緩流河川	竹、なわ、ロープ、わら、 かや、土のう	
裂き	天端	折り返し工	天端のき裂をはさんで両肩 付近に竹をさし、折り曲げて 連結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
		くい打ち継ぎ工	折り返し工の竹の代わりに くいをういて鉄線でつなぐ	砂質堤防	くい、鉄線
	裏のり	控え取り工	き裂が天端から 裏のりにかけて生じるもの で折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、 ロープ、鉄線
		継ぎ縫い工	き裂が天端から 裏のりにかけて生じるもの で控え取り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
		ネット張り き裂防止工	繋ぎ縫い工のうち竹の 代わりに鉄線を用いる	石質堤防	くい、金網、鉄線、 土のう

原因	工 法	工 法 の 概 要	利用箇所、河川	主に利用する資材		
裏 の り 崩 壊	き 裂	五徳縫い工	裏のり面のき裂を竹で縫い崩落を防ぐ	粘土質堤防	竹、なわ、ロープ、鉄線、土のう	
		五徳縫い工 (くい打ち)	裏のり面のき裂をはさんで くいを打ち、ロープで 引き寄せる	粘土質堤防	くい、ロープ、土のう、 丸太	
		竹さし工	裏のり面のき裂が浅いとき、 のり面がすべらないように 竹をさす	粘土質堤防	竹、土のう	
		かぐい打ち工	裏のり先付近にくいを 打ち込む	粘土質堤防	くい、土のう	
		かご止め工	裏のり面にひし形状に くいを打ち、竹又は鉄線で 縫う	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう	
	崩 壊	り 崩	立てかご工	裏のり面に蛇かごを立て 被覆する	急流河川	鉄線かご、詰め石、 くい、そだ
			くい打ち 積み土のう工	裏のり面にくいを打ち込み、 中詰めに土のうを入れる	砂質堤防	くい、布木、鉄線、 土のう
			土俵羽口工	裏のり面に土のうを小口に 積み上げる	一般堤防	竹ぐい、土砂、土のう
		壊	つなぎくい打ち工	裏のり面にくいを数列打ち、 これを連結して中詰めに 土のうを入れる	一般堤防	くい、土のう、布木、 鉄線、土砂
			さくかき詰め 土俵工	つなぎくい打ちとほぼ同じで さくを作る	一般堤防	くい、竹、そだ、鉄線、 土のう
			築きまわし工	裏のり面にくい打ちさくを 作り、中詰めに土俵を入れ る	一般堤防	くい、さく材、布木、 土のう
	そ の 他	流下物除去作業	橋のピアなどに堆積した 流木の除去	一般河川	長尺竹、とび口	
水防対策車		現地対策本部の設置	一般河川	指揮車、無線車		

(「実務者のための水防技術ハンドブック」より)

【Ⅲ-9】水防標識〔第9章第1節 関係〕



【Ⅲ-10】水防信号〔第9章第2節 関係〕

種類	警 鐘 信 号	サイレン 信 号			
(第一信号) 警戒信号	○ 休止 ○ 休止 ○ 休止	5 秒	15 秒	5 秒	15 秒
(第二信号) 出動信号	○○○ ○○○ ○○○	5 秒	6 秒	5 秒	6 秒
(第三信号) 協力信号	○○○○ ○○○○ ○○○○	10 秒	5 秒	10 秒	5 秒
(第三信号) 避難信号	乱 打	1 分	5 秒	1 分	5 秒

- 1 「第一信号」 はん濫注意水(警戒水位)に達したことを知らせるもの。
- 2 「第二信号」 消防機関に属する全員の出動すべきことを知らせるもの。
- 3 「第三信号」 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。
- 4 「第四信号」 区域内の住民が避難することを知らせるもの。

- 〔備考〕
- 1 信号は適宜の時間継続すること。
 - 2 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することができる。
 - 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

【Ⅲ-11】公用負担証票〔第10章第2節 関係〕

公 用 負 担 証 票				
物 件	数 量	負担内容 (使用・收容・処分等)	期 間	備 考
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> 様 令和 年 月 日 </div> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; margin-top: 10px;"> 命 令 者 氏 名 </div>				

【Ⅲ-12】水防活動実施状況報告書（第1号様式）〔本編「第11章」関係〕

第1号様式

水防活動実施状況報告書

報告年月日	令和 年 月 日						作成責任者				(印)	
水防実施の台風又は豪雨名							管理団体名			指定・非指定の別		
出水の概況							区分	管理団体分	県支出分	計		
水防実施の場所							所要経費	物件費	手 当	円	円	円
									その他	円	円	円
実施日時	自 年 月 日 時 至 年 月 日 時						物件費	燃料費	資材費	円	円	円
									器材費	円	円	円
実施人員	水防団員	消防団員	その他	計			物件費	雑 費	燃料費	円	円	円
	人	人	人	人	人	雑 費			円	円	円	
水防活動の概況及び工法・延長							使用資材	縄	計	円	円	円
									吠	円	円	円
水防の結果	堤防	田畑	家屋	鉄道	道路	その他	使用資材	丸太	吠	円	円	円
	効果	m	ha	戸	m	m			kg	kg	kg	
	被害	m	ha	戸	m	m			円	円	円	
	被害額	円	円	円	円	円			円	円	円	
他団体よりの応援状況							立退きの状況及び指示理由					
居住者出動状況							水防功労者の所属、職氏名・年齢及び功績概要					
警察の応援状況							堤防その他の施設等の異常の有無及び緊急工事を要する場合はその場所・状況					
現地指導員の職・氏名							水防活動に関する自己批判（反省点）					
水防関係者の死傷							備 考					

Ⅲ-13 県水防倉庫及び備蓄資材器具配置一覧表

所轄別	番号	管理者	所在地	たこづち	掛矢	なた	のこぎり	鎌	スコップ	ツルハシ	かつぎ棒	一輪車・モッコ	旗	照明器	ベンチ	斧	ハンマー	鍬	金組	ジヨシ	番線カッター	かます	布袋類	むしろ	PP袋	竹	杭木	鉄線 (kg)	釘 (kg)	縄 (巻)	板類	シート	ざる	その他	
熊本	1	熊本土木事務所長	熊本市東区秋津町	13	4	35	20	9	16	20					19	38	6	49	3			700	500	240	10,000	17	450	500	160	28	5	大型土のう袋:200 筒状:20丁			
"	2	"	熊本市南区置合町	3	13	5	5	5	19	8		15		5	10		17		5		3			7,370		689	200		10	10	大型土のう袋:50袋 ロープ:1.4巻、 鉄杖:200、塩ビ管:2本				
宇城	3	宇城地域振興局 土木部長	宇城市豊野町	9	10	10	6	30	33	15		7		5		5	5		5		2			8,492		405	150	150	51			ビニールロープ:6巻 鉄杖:100本			
"	4	"	宇城市小川町	10	10	10	6	30	33	15		5		5			4		5		2			2,000		756	90	150	19			ビニールロープ:10巻 筒状:5丁、1600袋 トク製黒ロープ:3巻			
玉名	5	玉名地域振興局 土木部長	和木町江田	10	12	7	10	20	60	30		4		6	17	23	10	5			1	200		4,600		511	40		38			ビニールロープ:17巻 ロープ:1.1巻			
鹿本	6	鹿本地域振興局 土木部長	山鹿市下首田	20	11	9	10	13	40	12		2	4	2	14	10	16					450		5,200		550	150		22	24			ロープ:9巻		
菊池	7	菊池地域振興局 土木部長	菊池市大湫寺	5	5	10	5	5	25	18	30	5		0	3	5	5			5	5	大型土のう袋:250		2,500		200	50		20				ロープ:2巻		
阿蘇	8	阿蘇地域振興局 土木部長	阿蘇市の宮町三野	9	10	5	5	5	20	20		5		2	5	2	2				2		2,500		5,000	705	50	20	20				鉄杖:100本		
"	9	"	南阿蘇村久石	10	10	5	5	5	20	20		5		2	5	2	2				2		400		2,000	550	50		20				鉄杖:75本		
"	10	"	西原村河原	3	10	5	5	5	20	20		5		5	5	2	2				3			3,700		200	50		20	20	10			鉄杖:170本	
上益城	11	上益城地域振興局 土木部長	益城町宮園	3	8	5	5	5	15	8		5		5	5						3			5,000		200	400		10	30				ロープ:2巻、鉄杖:200	
"	12	"	甲佐町安平	10	11	8	5	5	19	20		5		5	5	5	12				5	655		2,800		300	250	5	56	2				ビニールロープ:10巻	
"	13	"	御船町辺田見	16	19	10	10	5	34	40		5		5	5		18				5	700		4,400		300	250	10	55	3				ビニールロープ:10巻	
八代	14	八代地域振興局 土木部長	八代市鐘町	10	10	1	7	5	20	19	50			5	4	4	10							270	800	388	90		80						
"	15	"	八代市新開	10	11	6	11	6	20	20	20			5	3	4	10							400	2,000	385	100		80			8			
芦北	16	芦北地域振興局 土木部長	芦北町計石	9	6	5	13	27	30	5	20				7	6	4				2			9,000		302	470		10						サイマルロープ:7巻、 パール:5本、シタ:2本
球磨	17	球磨地域振興局 土木部長	山江村山田	16	10	10	10	10	23	20		2				5	5				3	800	400	5,400		100	200		53	31				ロープ:9巻	
"	18	"	あさぎり町免田東	15	9	10	10	10	24	20						4	1				2	800	130	1,000		100	150		16	35				ロープ:7巻	
天草	19	天草地域振興局 土木部長	天草市今盛新町	10	7	4	4	2	34	32	18			19	5	4	5				1		150	215	4,400	96	230	330	86	60					ロープ:2巻

Ⅲ-14〔第8章第1節 関係〕

車 輛 一 覧 表

	熊 本	宇 城	玉 名	鹿 本	菊 池	阿 蘇	上 益 城	八 代	芦 北	球 磨	天 草	市 房 ダ ム 管 理 所	氷 川 ダ ム 管 理 所	計
トラック														0
ダブルキャブ トラック								1			1			2
ブルドーザー														0
ローラー														0
グレーダー														0
乗用車			1			1						1	1	4
小型乗用車	8	3	3	4	5	6	1	8	3	7	12	1	1	62
パトロールカー		1	1		1	1	1	1	1	1	1			9
マイクロバス														0
単 車														0
ショベルローダー														0
大型バス														0
ジープ														0
軽貨物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			11
軽自動車	7	5	4	1	8	5	3	5	3	5	4			50
ピックアップ式 パトロールカー					1	0	1			1				3

【Ⅲ-15】 洪水浸水想定区域の指定状況 [第14章(1)関係]

① 国が指定する洪水浸水想定区域

水系名	河川名	河川区分	公表時点	関係市町村	浸水想定区域 公表HPアドレス
白川	白川	一級	R6.12月	熊本市	http://www.qsr.mlit.go.jp/kumamoto/bousai/sinsuisoutei.html (国土交通省九州地方整備局 熊本河川国道事務所HP内)
緑川	緑川	一級	H29.5月	熊本市、宇土市、宇城市、嘉島町、御船町、甲佐町、美里町	
	浜戸川	一級	H29.5月	熊本市、宇土市	
	加勢川	一級	H29.5月	熊本市、嘉島町、御船町	
	御船川	一級	H29.5月	熊本市、嘉島町、御船町	
球磨川	球磨川	一級	R4.5月	八代市、人吉市、芦北町、球磨村、湯前町、水上村、相良村、錦町、あさぎり町、多良木町、	https://www.qsr.mlit.go.jp/yatusiro/bousai/kuma_shinsui.html (国土交通省九州地方整備局 八代河川国道事務所HP内)
	前川	一級	R4.5月	八代市	
	南川	一級	R4.5月	八代市	
	川辺川	一級	R4.5月	相良村	
菊池川	菊池川	一級	H29.3月	熊本市、玉名市、山鹿市、菊池市、玉東町、和水町	http://www.qsr.mlit.go.jp/kikuti/html/bousai07.html (国土交通省九州地方整備局 菊池川河川事務所HP内)
	合志川	一級	H29.3月	熊本市、山鹿市、菊池市、合志市	
	繁根木川	一級	H29.3月	玉名市	
	木葉川	一級	H29.3月	玉名市、玉東町、和水町	
	岩野川	一級	H29.3月	山鹿市	
	迫間川	一級	H29.3月	山鹿市、菊池市	
	上内田川	一級	H29.3月	山鹿市、菊池市	
筑後川	筑後川	一級	R1.7月	小国町	http://www.qsr.mlit.go.jp/chikugo/bousai/shinsuisoutei/ (国土交通省九州地方整備局 筑後川河川事務所HP内)

【Ⅲ-15】 洪水浸水想定区域の指定状況 [第14章(1)関係]

② 県が指定する洪水浸水想定区域

水系名	河川名	水位周知 河川	河川区分	公表時点	関係市町村	浸水想定区域 公表HPアドレス
筑後川	筑後川	○	一級	R4.3	南小国町, 小国町	水位周知河川 https://www.pref.kumamoto.jp/sos/hiki/105/5776.html 水位周知河川以外の中小河川 https://www.pref.kumamoto.jp/sos/hiki/105/95337.html (熊本県HP内)
	ハゲ川		一級	R3.10	小国町	
	北里川		一級	R3.10	小国町	
	潮井川		一級	R3.10	小国町	
	樅木川		一級	R4.3	小国町	
	小園川		一級	R4.3	小国町	
	中原川		一級	R3.10	南小国町, 小国町	
	蓬莱川		一級	R4.3	小国町	
	湯田川		一級	R3.10	南小国町	
	志賀瀬川		一級	R4.3	南小国町, 小国町	
	馬場川		一級	R4.3	南小国町	
	満願寺川		一級	R4.3	南小国町	
緑川	緑川		一級	R4.3	山都町	
	内田川		一級	R4.3	熊本市	
	天明新川	○	一級	R4.3	熊本市	
	浜戸川	○	一級	R4.3	熊本市, 宇土市, 宇城市, 美里町	
	安永川		一級	R4.3	熊本市	
	仁子川		一級	R4.3	熊本市	
	滑川		一級	R4.3	熊本市	
	錦郷川		一級	R4.3	熊本市, 甲佐町	
	谷郷川		一級	R4.3	熊本市, 甲佐町	
	小熊野川		一級	R4.3	宇城市	
	谷口川		一級	R4.3	宇城市	
	下上郷川		一級	R4.3	宇城市	
	西川		一級	R4.3	宇城市	
	嬰川		一級	R4.3	宇城市	
	大沢水川		一級	R4.3	美里町	
	潤川	○	一級	R4.3	熊本市, 宇土市, 宇城市	
	加勢川		一級	R4.3	熊本市	
	健軍川	○	一級	R4.3	熊本市	
	藻器堀川	○	一級	R4.3	熊本市	
	保田窪放水路		一級	R4.3	熊本市	
	木山川	○	一級	R4.3	西原村, 益城町	
秋津川		一級	R4.3	熊本市, 益城町		
鶯川		一級	R4.3	熊本市		

【Ⅲ-15】 洪水浸水想定区域の指定状況 [第14章(1)関係]

② 県が指定する洪水浸水想定区域

水系名	河川名	水位周知 河川	河川区分	公表時点	関係市町村	浸水想定区域 公表HPアドレス
緑川	矢形川	○	一級	R4.3	御船町, 益城町	水位周知河川 https://www.pref.kumamoto.jp/sos/hiki/105/5776.html
	天水川		一級	R4.3	御船町, 嘉島町	
	岩戸川		一級	R4.3	益城町	水位周知河川以外の中小河川 https://www.pref.kumamoto.jp/sos/hiki/105/95337.html (熊本県HP内)
	赤井川		一級	R4.3	益城町	
	畑中川		一級	R4.3	益城町	
	金山川		一級	R4.3	西原村, 益城町	
	布田川		一級	R4.3	西原村, 益城町	
	滝川		一級	R4.3	西原村	
	御船川	○	一級	R4.3	御船町, 山都町	
	八勢川		一級	R4.3	御船町, 山都町	
	上滑川		一級	R4.3	山都町, 御船町	
	竜野川		一級	R4.3	甲佐町	
	津留川		一級	R4.3	美里町, 甲佐町	
	釈迦院川		一級	R4.3	美里町	
	白石野川		一級	R4.3	美里町	
	幕川		一級	R4.3	美里町	
	一の谷川		一級	R4.3	美里町	
	坂谷川		一級	R4.3	甲佐町	
	筒川		一級	R4.3	美里町, 山都町, 御船町	
	瀬峯川		一級	R4.3	山都町	
	柏川		一級	R4.3	美里町	
	千滝川	○	一級	R4.3	山都町	
	白小野川		一級	R4.3	山都町	
	内大臣川		一級	R4.3	山都町	
	笹原川		一級	R4.3	山都町	
	五老滝川		一級	R4.3	山都町	
	黒木尾川		一級	R4.3	山都町	
	都々良川		一級	R4.3	山都町	
	東御所川		一級	R4.3	山都町	
	西御所川		一級	R4.3	山都町	
大矢川		一級	R4.3	山都町		
広戸川		一級	R4.3	山都町		
黒峰川		一級	R4.3	山都町		

【Ⅲ-15】 洪水浸水想定区域の指定状況 [第14章(1)関係]

② 県が指定する洪水浸水想定区域

水系名	河川名	水位周知 河川	河川区分	公表時点	関係市町村	浸水想定区域 公表HPアドレス
球磨川	球磨川		一級	R3.5	湯前町, 水上村	水位周知河川 https://www.pref.kumamoto.jp/sos/hiki/105/5776.html
	深水川		一級	R3.5	八代市	
	中谷川		一級	R3.5	八代市	水位周知河川以外の中小河川 https://www.pref.kumamoto.jp/sos/hiki/105/95337.html
	油谷川		一級	R3.5	八代市	
	百済木川		一級	R3.5	八代市	(熊本県HP内)
	鶴喰川		一級	R3.5	八代市	
	市之俣川		一級	R3.5	八代市	
	吉尾川		一級	R3.5	芦北町	
	大尼田川		一級	R3.5	芦北町	
	川内川		一級	R3.5	球磨村	
	天月川		一級	R3.5	芦北町	
	漆川内川		一級	R3.5	芦北町	
	告川		一級	R3.5	芦北町, 球磨村	
	芋川		一級	R3.5	球磨村	
	庄本川		一級	R3.5	球磨村	
	中園川		一級	R3.5	球磨村	
	那良川		一級	R3.5	球磨村	
	鵜川		一級	R3.5	球磨村	
	小川		一級	R3.5	球磨村	
	馬氷川		一級	R3.5	人吉市, 球磨村	
	万江川	○	一級	R3.5	山江村	
	出水川		一級	R3.5	人吉市	
	福川		一級	R3.5	人吉市	
	鹿目川		一級	R3.5	人吉市	
	御溝川		一級	R3.5	人吉市, 山江村	
	永野川		一級	R3.5	人吉市	
	山田川		一級	R3.5	人吉市, 山江村	
	泉田川		一級	R3.5	人吉市	
	鬼木川		一級	R3.5	人吉市, 山江村	
	西川内川		一級	R3.5	山江村	
	胸川	○	一級	R3.5	人吉市	
鳩胸川		一級	R3.5	人吉市, 錦町		
大川間川		一級	R3.5	人吉市		
川辺川	○	一級	R3.5	八代市, 五木村, 相良村		
五木小川		一級	R3.5	五木村		

【Ⅲ-15】 洪水浸水想定区域の指定状況 [第14章(1)関係]

② 県が指定する洪水浸水想定区域

水系名	河川名	水位周知 河川	河川区分	公表時点	関係市町村	浸水想定区域 公表HPアドレス
球磨川	飯干川		一級	R3.5	五木村	水位周知河川 https://www.pref.kumamoto.jp/sos/hiki/105/5776.html
	登谷川		一級	R3.5	五木村	
	梶原川		一級	R3.5	五木村	水位周知河川以外の中小河川 https://www.pref.kumamoto.jp/sos/hiki/105/95337.html (熊本県HP内)
	入鴨川		一級	R3.5	五木村	
	一の股川		一級	R3.5	五木村	
	日当川		一級	R3.5	五木村	
	小鶴川		一級	R3.5	八代市, 五木村	
	小原川		一級	R3.5	八代市	
	樅木川		一級	R3.5	八代市	
	山の津川		一級	R3.5	八代市	
	葉木川		一級	R3.5	八代市	
	小纏川		一級	R3.5	人吉市, 錦町	
	高柱川		一級	R3.5	錦町	
	大谷川		一級	R3.5	錦町	
	野間川		一級	R3.5	錦町, あさぎり町	
	水無川		一級	R3.5	錦町, あさぎり町	
	銅山川		一級	R3.5	あさぎり町	
	田頭川		一級	R3.5	あさぎり町	
	免田川		一級	R3.5	錦町, あさぎり町	
	大木川		一級	R3.5	あさぎり町	
	宮川内川		一級	R3.5	あさぎり町	
	井口川		一級	R3.5	あさぎり町	
	阿蘇川		一級	R3.5	あさぎり町	
	柳橋川		一級	R3.5	あさぎり町, 多良木町	
	奥野川		一級	R3.5	あさぎり町, 多良木町	
	伊良目川		一級	R3.5	多良木町	
	小椎川		一級	R3.5	多良木町	
	宮ヶ野川		一級	R3.5	多良木町	
	牛繰川		一級	R3.5	多良木町	
	仁原川		一級	R3.5	多良木町, 湯前町	
	津留川		一級	R3.5	あさぎり町, 多良木町, 湯前町	
	都川		一級	R3.5	湯前町	
牧良川		一級	R3.5	湯前町		
小川内川		一級	R3.5	水上村		
湯山川	○	一級	R3.5	水上村		

【Ⅲ-15】 洪水浸水想定区域の指定状況 [第14章(1)関係]

② 県が指定する洪水浸水想定区域

水系名	河川名	水位周知河川	河川区分	公表時点	関係市町村	浸水想定区域 公表HPアドレス
球磨川	北目川		一級	R3.5	水上村	水位周知河川 https://www.pref.kumamoto.jp/sos/hiki/105/5776.html 水位周知河川以外の中小河川 https://www.pref.kumamoto.jp/sos/hiki/105/95337.html (熊本県HP内)
	大平川		一級	R3.5	水上村	
	白水川		一級	R3.5	水上村	
	魚帰川		一級	R3.5	水上村	
	白水滝川		一級	R3.5	水上村	
	横才川		一級	R3.5	水上村	
大淀川	綾北川		一級	R4.3	多良木町	
	平谷川		一級	R4.3	多良木町	
	湯の原川		一級	R4.3	多良木町	
五ヶ瀬川	五ヶ瀬川		一級	R4.3	山都町, 宮崎県五ヶ瀬町	
	川走川		一級	R4.3	高森町, 山都町, 宮崎県高千穂町	
	旅草川		一級	R4.3	山都町	
	柳谷川		一級	R4.3	高森町, 山都町	
	中島川		一級	R4.3	高森町	
	吉尾野川		一級	R4.3	高森町	
	湯ノ谷川		一級	R4.3	山都町	
	神働川		一級	R4.3	山都町	
	宇谷川		一級	R4.3	山都町	
大野川	大野川		一級	R4.3	高森町	
	産山川		一級	R4.3	産山村, 大分県竹田市	
	茱萸川		一級	R4.3	産山村	
	山鹿川		一級	R4.3	産山村	
	大利川		一級	R4.3	産山村	
	吐合川		一級	R4.3	産山村, 大分県竹田市	
	大蘇川		一級	R4.3	阿蘇市, 産山村	
白川	白川	○	一級	R4.3	水位周知区間:熊本市, 大津町, 菊陽町 水位周知区間外:南阿蘇村	
	両併川		一級	R4.3	南阿蘇村	
	冬野川		一級	R4.3	南阿蘇村	
	鳥子川		一級	R4.3	大津町, 西原村	
	黒川	○	一級	R4.3	水位周知区間:南阿蘇村 水位周知区間外:阿蘇市	
	乙姫川		一級	R4.3	阿蘇市	
	花原川		一級	R4.3	阿蘇市	
	西岳川		一級	R4.3	阿蘇市	
	今町川		一級	R4.3	阿蘇市	
	東岳川		一級	R4.3	阿蘇市	

【Ⅲ-15】 洪水浸水想定区域の指定状況 [第14章(1)関係]

② 県が指定する洪水浸水想定区域

水系名	河川名	水位周知 河川	河川区分	公表時点	関係市町村	浸水想定区域 公表HPアドレス
白川	宮川		一級	R4.3	阿蘇市	水位周知河川 https://www.pref.kumamoto.jp/sos/hiki/105/5776.html 水位周知河川以外の中小河川 https://www.pref.kumamoto.jp/sos/hiki/105/95337.html (熊本県HP内)
	古恵川		一級	R4.3	阿蘇市	
	黒戸川		一級	R4.3	阿蘇市	
	原尻谷川		一級	R4.3	南阿蘇村	
	渋谷川		一級	R4.3	南阿蘇村	
	大畑川		一級	R4.3	南阿蘇村	
菊池川	菊池川	○	一級	R4.3	菊池市	
	繫根木川	○	一級	R4.3	玉名市	
	裏川		一級	R4.3	玉名市	
	木葉川	○	一級	R4.3	熊本市, 玉東町	
	白木川		一級	R4.3	玉東町	
	西安寺川		一級	R4.3	玉東町	
	神の木川		一級	R4.3	熊本市	
	浦田川		一級	R4.3	玉東町	
	中谷川		一級	R4.3	熊本市, 玉東町	
	三蔵川		一級	R4.3	玉名市	
	江田川		一級	R4.3	和水町, 山鹿市	
	浦谷川		一級	R4.3	和水町	
	日平川		一級	R4.3	和水町, 玉名市	
	内田川		一級	R3.10	和水町, 南関町	
	久米野川		一級	R4.3	和水町	
	久井原川		一級	R4.3	和水町, 南関町	
	和仁川	○	一級	R4.3	和水町	
	十町川		一級	R3.10	和水町	
	岩村川		一級	R4.3	和水町, 山鹿市	
	内野川		一級	R4.3	山鹿市	
	坂田川		一級	R4.3	和水町, 山鹿市	
	岩野川	○	一級	R4.3	山鹿市	
	西堂の原川		一級	R4.3	山鹿市	
	小坂川		一級	R4.3	山鹿市	
	浦方川		一級	R4.3	山鹿市	
	枝川内川		一級	R4.3	山鹿市	
奥山川		一級	R4.3	山鹿市		
男岳川		一級	R4.3	山鹿市		
吉田川		一級	R4.3	山鹿市		

【Ⅲ-15】 洪水浸水想定区域の指定状況 [第14章(1)関係]

② 県が指定する洪水浸水想定区域

水系名	河川名	水位周知 河川	河川区分	公表時点	関係市町村	浸水想定区域 公表HPアドレス
菊池川	石村川		一級	R4.3	山鹿市	水位周知河川 https://www.pref.kumamoto.jp/sos/hiki/105/5776.html 水位周知河川以外の中小河川 https://www.pref.kumamoto.jp/sos/hiki/105/95337.html (熊本県HP内)
	湧尾川		一級	R4.3	山鹿市	
	名塚川		一級	R4.3	山鹿市	
	菊志川		一級	R4.3	山鹿市	
	岩原川		一級	R4.3	山鹿市	
	柿ノ木川		一級	R4.3	山鹿市	
	新岩原川		一級	R4.3	山鹿市	
	方保田川		一級	R4.3	山鹿市	
	千田川		一級	R4.3	熊本市, 山鹿市	
	宮原川		一級	R4.3	熊本市, 山鹿市	
	合志川	○	一級	R4.3	菊池市	
	豊田川		一級	R3.10	熊本市	
	夏目川		一級	R4.3	熊本市	
	上生川		一級	R4.3	熊本市, 菊池市, 合志市	
	野々島川		一級	R4.3	合志市, 菊池市	
	小野川		一級	R4.3	熊本市, 菊池市	
	塩浸川		一級	R4.3	菊池市, 合志市	
	上庄川		一級	R4.3	菊池市, 合志市	
	日向川		一級	R4.3	菊池市, 合志市, 大津町, 菊陽町	
	矢護川		一級	R4.3	菊池市, 大津町	
	峠川		一級	R4.3	菊池市, 大津町	
	二鹿来川		一級	R4.3	菊池市	
	迫間川		一級	R4.3	菊池市	
	前田川		一級	R4.3	山鹿市	
	川住川		一級	R4.3	山鹿市	
	天神川		一級	R4.3	菊池市	
	上内田川		一級	R3.10	山鹿市, 菊池市	
	山内川		一級	R4.3	山鹿市	
	広谷川		一級	R4.3	山鹿市	
	木野川		一級	R4.3	山鹿市, 菊池市	
	池永川		一級	R4.3	山鹿市	
	五郎丸川		一級	R4.3	山鹿市	
	初田川		一級	R4.3	山鹿市	
小木川		一級	R4.3	菊池市		
雪野川		一級	R4.3	菊池市		

【Ⅲ-15】 洪水浸水想定区域の指定状況 [第14章(1)関係]

② 県が指定する洪水浸水想定区域

水系名	河川名	水位周知河川	河川区分	公表時点	関係市町村	浸水想定区域 公表HPアドレス
菊池川	中片川		一級	R4.3	菊池市	水位周知河川 https://www.pref.kumamoto.jp/sos/hiki/105/5776.html 水位周知河川以外の中小河川 https://www.pref.kumamoto.jp/sos/hiki/105/95337.html (熊本県HP内)
	鳳来川		一級	R4.3	菊池市	
	鴨川		一級	R4.3	菊池市	
	河原川	○	一級	R4.3	菊池市	
	生味川		一級	R4.3	菊池市	
	柏川		一級	R4.3	菊池市	
坪井川	坪井川	○	二級	R4.3	熊本市	
	井芹川	○	二級	R4.3	熊本市	
	麴川		二級	R4.3	熊本市	
	西谷川		二級	R3.10	熊本市	
	西浦川		二級	R3.10	熊本市	
	立福寺川		二級	R3.10	熊本市	
	万石川		二級	R4.3	熊本市	
	兎谷川		二級	R4.3	熊本市	
	堀川	○	二級	R4.3	熊本市, 合志市, 菊陽町	
行末川	行末川	○	二級	R3.10	玉名市, 荒尾市, 長洲町	
	友田川		二級	R3.10	玉名市	
	今泉川		二級	R3.10	玉名市	
氷川	氷川	○	二級	R4.3	水位周知区間:八代市, 氷川町 水位周知区間外:八代市	
	河俣川	○	二級	R4.3	八代市	
	小浦川		二級	R4.3	八代市	
二見川	二見川	○	二級	R4.3	八代市	
	下大野川		二級	R3.10	八代市	
佐敷川	佐敷川	○	二級	R3.5	芦北町	
	乙千屋川		二級	R3.5	芦北町	
	宮の浦川		二級	R3.5	芦北町	
	田川川		二級	R3.5	芦北町	
湯の浦川	湯の浦川	○	二級	R3.5	芦北町	
	橋本川		二級	R3.5	芦北町	
	米田川		二級	R3.5	芦北町	
	内野川		二級	R3.5	芦北町	
水俣川	水俣川	○	二級	R4.3	水俣市	
	牧の内川		二級	R4.3	水俣市	
	湯出川	○	二級	R4.3	水俣市	
	久木野川		二級	R4.3	水俣市	

【Ⅲ-15】 洪水浸水想定区域の指定状況 [第14章(1)関係]

② 県が指定する洪水浸水想定区域

水系名	河川名	水位周知 河川	河川区分	公表時点	関係市町村	浸水想定区域 公表HPアドレス
水俣川	宝河内川		二級	R4.3	水俣市	水位周知河川 https://www.pref.kumamoto.jp/sos/hiki/105/5776.html
下津浦川	下津浦川		二級	R3.10	天草市	
	萩ノ平川		二級	R3.10	天草市	水位周知河川以外の中小河川 https://www.pref.kumamoto.jp/sos/hiki/105/95337.html (熊本県HP内)
上津浦川	上津浦川		二級	R4.3	天草市	
	江河内川		二級	R3.10	天草市	
	稗田川		二級	R3.10	天草市	
一町田川	一町田川	○	二級	R3.10	天草市	
	久留川		二級	R3.10	天草市	
	白木河内川		二級	R3.10	天草市	
	葛河内川		二級	R3.10	天草市	
	今田川		二級	R3.10	天草市	
小田浦川	小田浦川	○	二級	R3.5	芦北町	
	河原川		二級	R3.5	芦北町	
	葉山川		二級	R3.5	芦北町	
大野川	大野川	○	二級	R4.3	宇城市	
	浅川	○	二級	R3.10	宇城市	
	明神川		二級	R3.10	宇城市	
菜切川	菜切川	○	二級	R3.10	荒尾市	
	川登川		二級	R4.3	荒尾市	
砂川	砂川	○	二級	R4.3	宇城市, 氷川町	
八枚戸川	八枚戸川		二級	R3.10	宇城市	
	耕地川		二級	R3.10	宇城市	
大鞆川	大鞆川	○	二級	水位周知区間のみ	八代市, 氷川町	
	夜狩川		二級	R3.10	八代市	
教良木川	教良木川		二級	R3.10	上天草市	
	横道川		二級	R3.10	上天草市	
浦川	浦川		二級	R3.10	天草市	
	名桐川		二級	R3.10	天草市	
河内川	河内川	○	二級	R3.10	天草市	
白洲川	白洲川		二級	R3.10	天草市	
	亀の迫川		二級	R3.10	天草市	
中洲川	中洲川		二級	R3.10	天草市	
	貝州川		二級	R3.10	天草市	
関川	関川	○	二級	R4.3	荒尾市, 南関町, 大牟田市	
	琵琶瀬川		二級	R3.10	南関町	

【Ⅲ-15】 洪水浸水想定区域の指定状況 [第14章(1)関係]

② 県が指定する洪水浸水想定区域

水系名	河川名	水位周知河川	河川区分	公表時点	関係市町村	浸水想定区域 公表HPアドレス
唐人川	唐人川	○	二級	水位周知区間のみ	玉名市	水位周知河川 https://www.pref.kumamoto.jp/sos/hiki/105/5776.html
	尾田川		二級	R4.3	玉名市	
大宮地川	大宮地川	○	二級	R3.10	天草市	水位周知河川以外の中小河川 https://www.pref.kumamoto.jp/sos/hiki/105/95337.html
	碓石川		二級	R3.10	天草市	
津奈木川	津奈木川	○	二級	R3.5	津奈木町	(熊本県HP内)
	千代川		二級	R3.5	津奈木町	
浦川	浦川	○	二級	R4.3	荒尾市	
	増永川		二級	R3.10	荒尾市	
波多川	波多川	○	二級	R3.10	宇城市	
	八柳川		二級	R4.3	宇城市	
内野川	内野川	○	二級	R3.10	天草市	
	荒川		二級	R3.10	天草市	
	古道川		二級	R3.10	天草市	
	横尾川		二級	R3.10	天草市	
	中ノ尾川		二級	R3.10	天草市	
	七ツ隠川		二級	R3.10	天草市	
五丁川	五丁川	○	二級	R3.10	宇城市	
	今新地川		二級	R3.10	宇城市	
	新耕地川		二級	R3.10	宇城市	
境川	境川	○	二級	水位周知区間のみ	玉名市	
宮崎川	宮崎川		二級	R3.10	長洲町	
河内川	河内川		二級	R3.10	熊本市	
千間江湖	千間江湖	○	二級	水位周知区間のみ	熊本市	
除川	除川	○	二級	水位周知区間のみ	熊本市	
網津川	網津川	○	二級	R4.3	宇土市	
網田川	網田川		二級	R3.10	宇土市	
底江川	底江川		二級	R3.10	宇城市	
郡浦川	郡浦川		二級	R3.10	宇城市	
里浦川	里浦川		二級	R3.10	宇城市	
西浦川	西浦川		二級	R3.10	宇城市	
大見川	大見川		二級	R3.10	宇城市	
長崎川	長崎川		二級	R3.10	宇城市	
浦上川	浦上川		二級	R4.3	宇城市	
八間川	八間川	○	二級	水位周知区間のみ	氷川町	
鏡川	鏡川	○	二級	水位周知区間のみ	八代市	

【Ⅲ-15】 洪水浸水想定区域の指定状況 [第14章(1)関係]

② 県が指定する洪水浸水想定区域

水系名	河川名	水位周知河川	河川区分	公表時点	関係市町村	浸水想定区域 公表HPアドレス
水無川	水無川	○	二級	R4.3	八代市	水位周知河川 https://www.pref.kumamoto.jp/sos/hiki/105/5776.html
宮の浦川	宮の浦川		二級	R3.5	芦北町	
女島川	女島川		二級	R3.5	芦北町	水位周知河川以外の中小河川 https://www.pref.kumamoto.jp/sos/hiki/105/95337.html (熊本県HP内)
境川	境川		二級	R4.3	水俣市、鹿児島県出水市	
袋川	袋川		二級	R4.3	水俣市	
坂口川	坂口川		二級	R4.3	水俣市	
楠甫川	楠甫川		二級	R3.10	天草市	
方原川	方原川		二級	R3.10	天草市	
隅田川	隅田川		二級	R3.10	天草市	
広瀬川	広瀬川	○	二級	R3.10	天草市	
志岐川	志岐川	○	二級	R3.10	苓北町	
町山口川	町山口川	○	二級	R3.10	天草市	
亀川	亀川		二級	R4.3	天草市	
都呂々川	都呂々川		二級	R3.10	苓北町	
下津深江川	下津深江川	○	二級	R3.10	天草市	
田浦川	田浦川	○	二級	R3.5	芦北町	
赤松川	赤松川		二級	R3.5	芦北町	
高浜川	高浜川		二級	R3.10	天草市	
	大河内川		二級	R3.10	天草市	
流合川	流合川	○	二級	水位周知区間のみ	天草市	
今富川	今富川	○	二級	R3.10	天草市	
亀浦川	亀浦川		二級	R3.10	天草市	
早浦川	早浦川		二級	R3.10	天草市	
松原川	松原川	○	二級	R3.10	苓北町	
流藻川	流藻川		二級	R4.3	八代市	
小津奈木川	小津奈木川		二級	R3.5	水俣市、津奈木町	
桜川	桜川		二級	R3.10	天草市	
路木川	路木川		二級	R4.3	天草市	
今泉川	今泉川	○	二級	R3.10	上天草市	
中田川	中田川		二級	R3.10	天草市	
上津深江川	上津深江川	○	二級	水位周知区間のみ	苓北町	
大江川	大江川		二級	R3.10	天草市	
	尾の河内川		二級	R3.10	天草市	
	尾の河内川支川		二級	R3.10	天草市	

【Ⅲ-15】 洪水浸水想定区域の指定状況 [第14章(1)関係]

② 県が指定する洪水浸水想定区域

水系名	河川名	水位周知 河川	河川区分	公表時点	関係市町村	浸水想定区域 公表HPアドレス
久玉川	久玉川		二級	R3.10	天草市	水位周知河川 https://www.pref.kumamoto.jp/sos/hiki/105/5776.html
目玉川	目玉川		二級	R3.10	天草市	
合津川	合津川		二級	R3.10	上天草市	水位周知河川以外の中小河川 https://www.pref.kumamoto.jp/sos/hiki/105/95337.html (熊本県HP内)
七ツ割川	七ツ割川		二級	R3.10	上天草市	
岩下川	岩下川		二級	R3.10	上天草市	

指定水防管理団体名表

	指定水防管理団体	非指定水防管理団体
熊本 水防区本部管内	熊本市	
宇城 水防区本部管内	宇土市・宇城市	美里町
玉名 水防区本部管内	荒尾市・玉名市・玉東町・ 和水町・長洲町	南関町
鹿本 水防区本部管内	山鹿市	
菊池 水防区本部管内	菊池市・大津町・菊陽町	合志市
阿蘇 水防区本部管内	阿蘇市・南小国町・小国町・ 西原村・南阿蘇村	産山村・高森町
上益城 水防区本部管内	御船町・嘉島町・益城町・ 甲佐町	山都町
八代 水防区本部管内	八代市・氷川町	
芦北 水防区本部管内	水俣市・芦北町	津奈木町
球磨 水防区本部管内	人吉市・錦町・多良木町・ 湯前町・水上村・相良村・ 山江村・球磨村・あさぎり町	五木村
天草 水防区本部管内	天草市・上天草市・苓北町	
合 計	37 市町村 内訳〔市：13、町村：24〕	8 市町村 内訳〔市：1、町村：7〕

熊本県水防協議会役員名簿

〔順不同〕

役職名	機 関 ・ 団 体 名	職 名	摘 要
会 長	熊本県	熊本県知事（水防本部長）	
委 員	熊本県警察本部	熊本県警察本部長	
委 員	熊本県議会	熊本県議会議長	
委 員	九州地方整備局熊本河川国道事務所	九州地方整備局熊本河川国道事務所長	
委 員	熊本海上保安部	熊本海上保安部長	
委 員	西日本電信電話株式会社 熊本支店	西日本電信電話株式会社 熊本支店長	
委 員	熊本県町村会	熊本県町村会会長	
委 員	熊本県市長会	熊本県市長会会長	
委 員	熊本地方気象台	熊本地方気象台長	
委 員	一般財団法人熊本県消防協会	一般財団法人熊本県消防協会会長	
委 員	熊本県土木部	熊本県土木部長（水防副本部長）	
委 員	九州電力株式会社 熊本支店	九州電力株式会社 執行役員熊本支店長	
委 員	陸上自衛隊第8師団	陸上自衛隊第8師団師団長	
委 員	公益社団法人熊本県看護協会	公益社団法人熊本県看護協会会長	
委 員	一般社団法人熊本県建設業協会	一般社団法人熊本県建設業協会会長	
委 員	熊本県女性防火防災クラブ連合会	熊本県女性防火防災クラブ連合会会長	
幹事長	熊本県土木部	河川港湾局長	
幹 事	“ “	道路都市局長	
幹 事	“ “	政策審議監	
幹 事	“ “	監理課長	
幹 事	“ “ 河川港湾局	河川課長	
幹 事	“ “ 河川港湾局	砂防課長	
幹 事	“ “ 河川港湾局	港湾課長	
幹 事	“ “ 道路都市局	道路整備課長	
幹 事	“ “ 道路都市局	道路保全課長	
幹 事	“ “ 道路都市局	下水環境課長	
幹 事	熊本県知事公室広報課	広報課長	
幹 事	熊本県知事公室	危機管理防災課長	
書 記	熊本県土木部河川港湾局	河川課審議員	
書 記	“ “ “	河川課審議員	
書 記	“ “ “	河川課防災班長	
書 記	“ “ “	河川課計画調査班長	

【Ⅲ－１８】 ①氾濫等の通報を行う河川名、区域、通報基準、通報担当官署等〔第6章第4節関係〕

河川名	区域	
白川	区域①	左岸：熊本市東区渡鹿8丁目540番の4地先 小碓橋下流端から海まで 右岸：熊本市中央区黒髪町大字宇留毛浦山720番の5地先
緑川	区域②	左岸：上益城郡甲佐町大字上揚字佐戸1221番地先 から海まで 右岸：上益城郡甲佐町大字上揚字宮上988番地の1地先
浜戸川	区域②	左岸：熊本市南区富合町大字碓の江字地方222番地の1地先 から緑川合流点まで 右岸：熊本市南区富合町大字莎崎字境目951番の1地先
加勢川	区域③	左岸：上益城郡嘉島町大字下六嘉字吐合1661番の1地先 旧大六橋下流端から緑川合流点まで 右岸：熊本市東区画図町下無田宇鳥ヶ江331番地先
御船川	区域④	左岸：上益城郡御船町大字辺田見字井手下1161番地先 から緑川合流点まで 右岸：上益城郡御船町大字辺田見字甲斐山492番の1地先

河川名	区域	観測所施設名	地先名	通報基準	関係水防管理団体	通報担当官署
白川	区域①	代継橋水位観測所	熊本市中央区紺屋今町	・氾濫発生水位(6.65m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	熊本市	熊本河川国道事務所
緑川・浜戸川	区域②	城南水位観測所	熊本市南区城南町大字千町	・氾濫発生水位(7.67m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	熊本市、宇土市、宇城市、嘉島町、御船町、甲佐町	熊本河川国道事務所
緑川	区域②	中甲橋水位観測所	下益城郡美里町岩下	・氾濫発生水位(6.70m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	熊本市、御船町、甲佐町、美里町	熊本河川国道事務所
加勢川	区域③	大六橋水位観測所	上益城郡嘉島町三郎無田	・氾濫発生水位(6.03m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	熊本市、嘉島町、御船町	熊本河川国道事務所
御船川	区域④	御船水位観測所	上益城郡御船町大字御船	・氾濫発生水位(5.39m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	熊本市、嘉島町、御船町	熊本河川国道事務所

【Ⅲ－１８】 ②氾濫等の通報のうち、例外的な対応をする河川、区域〔第６章第４節関係〕

河川名	区域	
緑川	区域①	右岸：上益城郡甲佐町大字上揚字宮上地先
緑川	区域②	左岸：上益城郡甲佐町大字船津字古閑地先
加勢川	区域③	右岸：熊本市南区中無田町字鹿地先
御船川	区域④	左岸：上益城郡嘉島町大字上島字森崎地先

【Ⅲ-18】 ②氾濫等の通報のうち、例外的な対応をする河川、区域〔第6章第4節関係〕

河川名	区域	
球磨川	区域① ～ 区域⑥	熊本県球磨郡湯前町字焼尾5051番地先 市房第2堰堤から海まで
前川	区域⑦	球磨川分派点から海まで
南川	区域⑧	球磨川分派点から海まで
川辺川	区域⑨	熊本県球磨郡相良村大字柳瀬字三石又949番1地先 柳瀬橋から球磨川合流点まで

河川名	区域	観測所施設名	地先名	通報基準	関係水防管理団体	通報担当官署
球磨川 前川 南川	区域① 区域⑦ 区域⑧	萩原水位観測所	八代市萩原町1丁目	・氾濫発生水位(6.30m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	八代市	八代河川国道事務所
球磨川	区域②	大野水位観測所	球磨郡球磨村神瀬江河内	・氾濫発生水位(13.44m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	八代市、芦北町、球磨村	八代河川国道事務所
球磨川	区域③	渡水位観測所	球磨郡球磨村大字三ヶ浦	・氾濫発生水位(9.97m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	球磨村、人吉市	八代河川国道事務所
球磨川	区域④	人吉水位観測所	人吉市中城町	・氾濫発生水位(4.66m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	人吉市、相良村、錦町	八代河川国道事務所
球磨川	区域⑤	一武水位観測所	球磨郡錦町大字木上	・氾濫発生水位(7.88m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	錦町、あさぎり町	八代河川国道事務所
球磨川	区域⑥	多良木水位観測所	球磨郡多良木町中鶴	・氾濫発生水位(3.90m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	あさぎり町、多良木町、水上村、湯前町	八代河川国道事務所
川辺川	区域⑨	柳瀬水位観測所	相良村柳瀬	・氾濫発生水位(7.41m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	相良村	八代河川国道事務所
球磨川	区域②	西鎌瀬排水樋管	熊本県八代市坂本町西鎌瀬	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	八代市	八代河川国道事務所
球磨川	区域②	大門排水樋管	熊本県八代市坂本町葉木	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	八代市	八代河川国道事務所
球磨川	区域②	荒瀬上流排水樋管	熊本県八代市坂本町荒瀬	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	八代市	八代河川国道事務所

球磨川	区域③	渡排水施設	熊本県球磨郡球磨村渡	・ポンプ停止又は機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	球磨村	八代河川国道事務所
球磨川	区域③	今村排水施設	熊本県球磨郡球磨村今村	・ポンプ停止又は機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	球磨村	八代河川国道事務所
球磨川	区域③	舟戸排水施設	熊本県球磨郡球磨村舟戸	・ポンプ停止又は機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	球磨村	八代河川国道事務所
球磨川	区域②	藤本排水樋管	熊本県八代市坂本町葉木地先	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	八代市	八代河川国道事務所
球磨川	区域②	合志野第一排水樋管	熊本県八代市坂本町荒瀬	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	八代市	八代河川国道事務所
球磨川	区域②	合志野第三排水樋管	熊本県八代市坂本町荒瀬	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	八代市	八代河川国道事務所
球磨川	区域②	合志野第二排水樋管	熊本県八代市坂本町荒瀬	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	八代市	八代河川国道事務所
球磨川	区域⑥	下鶴排水樋管	熊本県球磨郡多良木町多良木	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	多良木町	八代河川国道事務所
前川	区域②	新開町第二排水樋管	熊本県八代市新開町	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	八代市	八代河川国道事務所
前川	区域②	新開町第三排水樋管	熊本県八代市新開町	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	八代市	八代河川国道事務所
前川	区域②	新開町第一排水樋管	熊本県八代市新開町	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	八代市	八代河川国道事務所
前川	区域②	蛇籠排水樋管	熊本県八代市蛇籠町	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	八代市	八代河川国道事務所
球磨川	区域③	舟戸排水樋管	熊本県球磨郡球磨村渡	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	球磨村	八代河川国道事務所
球磨川	区域⑤	十日市排水樋管	熊本県球磨郡錦町木上西	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	錦町	八代河川国道事務所
球磨川	区域②	小川第三排水樋管	熊本県八代市坂本町西部	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	八代市	八代河川国道事務所
球磨川	区域②	小川第二排水樋管	熊本県八代市坂本町西部	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	八代市	八代河川国道事務所
球磨川	区域②	小川第一排水樋管	熊本県八代市坂本町西部	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	八代市	八代河川国道事務所
球磨川	区域②	段排水樋管	熊本県八代市坂本町西部	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	八代市	八代河川国道事務所

球磨川	区域②	横石第三排水樋管	熊本県八代市坂本町西部	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	八代市	八代河川国道事務所
球磨川	区域④	戸越第二排水樋管	熊本県人吉市下戸越町	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	人吉市	八代河川国道事務所
球磨川	区域②	神瀬排水樋管	熊本県球磨郡球磨村大字神瀬甲	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	球磨村	八代河川国道事務所
球磨川	区域③	小柿第一排水樋管	熊本県人吉市中神町	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	人吉市	八代河川国道事務所
球磨川	区域④	小柿第二排水樋管	熊本県人吉市中神町	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	人吉市	八代河川国道事務所
球磨川	区域④	戸越第一排水樋管	熊本県人吉市下戸越町	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	人吉市	八代河川国道事務所
球磨川	区域②	横石第一排水樋管	熊本県八代市坂本町西部	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	八代市	八代河川国道事務所
球磨川	区域②	横石第二排水樋管	熊本県八代市坂本町西部	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	八代市	八代河川国道事務所
球磨川	区域⑥	黒肥地第四排水樋管	熊本県球磨郡多良木町黒肥地	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	多良木町	八代河川国道事務所
球磨川	区域②	今泉排水樋管	熊本県八代市坂本町西部	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	八代市	八代河川国道事務所
球磨川	区域④	川村第四排水樋管	熊本県球磨郡相良村柳瀬	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	相良村	八代河川国道事務所
南川	区域③	葭牟田排水樋管	熊本県八代市植柳新町	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	八代市	八代河川国道事務所
球磨川	区域④	川村第二排水樋管	熊本県球磨郡相良村柳瀬	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	相良村	八代河川国道事務所
球磨川	区域③	今村第一排水樋管	熊本県球磨郡球磨村渡	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	球磨村	八代河川国道事務所
球磨川	区域④	川村第三排水樋管	熊本県球磨郡相良村柳瀬	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	相良村	八代河川国道事務所
球磨川	区域⑤	深田第一排水樋管	熊本県球磨郡あさぎり町深田東	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	あさぎり町	八代河川国道事務所
球磨川	区域⑤	柳詰排水樋管	熊本県球磨郡錦町西	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	錦町	八代河川国道事務所
球磨川	区域⑤	平岩排水樋管	熊本県球磨郡錦町一武	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	錦町	八代河川国道事務所

球磨川	区域⑤	風呂ノ前排水樋管	熊本県球磨郡あさぎり町免田西	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	あさぎり町	八代河川国道事務所
球磨川	区域③	今村第二排水樋管	熊本県球磨郡球磨村渡	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	球磨村	八代河川国道事務所
球磨川	区域④	上青井排水樋管	熊本県人吉市上青井町	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	人吉市	八代河川国道事務所
球磨川	区域④	出水川排水樋管	熊本県人吉市温泉町	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	人吉市	八代河川国道事務所
球磨川	区域⑤	六川排水樋管	熊本県球磨郡あさぎり町深田南	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	あさぎり町	八代河川国道事務所
球磨川	区域④	相良第二排水樋管	熊本県人吉市相良町	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	人吉市	八代河川国道事務所
球磨川	区域④	頭無川排水樋管	熊本県人吉市温泉町	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	人吉市	八代河川国道事務所
前川	区域②	中北第二排水樋管	熊本県八代市古城町	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	八代市	八代河川国道事務所
川辺川	区域⑨	原園排水樋管	熊本県球磨郡相良村柳瀬	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	相良村	八代河川国道事務所
球磨川	区域④	下青井排水樋管	熊本県人吉市下青井町	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	人吉市	八代河川国道事務所
球磨川	区域③	地下第二排水樋管	熊本県球磨郡球磨村渡	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	球磨村	八代河川国道事務所
球磨川	区域⑤	古町排水樋管	熊本県球磨郡あさぎり町深田西	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	あさぎり町	八代河川国道事務所
球磨川	区域④	川村排水樋管	熊本県球磨郡相良村柳瀬	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	相良村	八代河川国道事務所
球磨川	区域④	福川排水樋管	熊本県人吉市温泉町	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	人吉市	八代河川国道事務所
前川	区域②	古城排水樋管	熊本県八代市古城町	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	八代市	八代河川国道事務所
前川	区域②	前川排水樋管	熊本県八代市迎町	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	八代市	八代河川国道事務所
球磨川	区域⑤	下里排水樋管	熊本県球磨郡あさぎり町深田東	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	あさぎり町	八代河川国道事務所
前川	区域②	本町排水樋管	熊本県八代市本町	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	八代市	八代河川国道事務所

球磨川	区域③	地下排水 樋管	熊本県球磨郡 球磨村渡	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	球磨村	八代河川国道 事務所
球磨川	区域④	九日町排 水機場	熊本県人吉市 九日町	・ポンプ停止又は機能支障により氾濫 のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	人吉市	八代河川国道 事務所
球磨川	区域③	大柿排水 樋管	熊本県人吉市 中神町	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	人吉市	八代河川国道 事務所
球磨川	区域①	麦島排水 樋管	熊本県八代市 古城町	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	八代市	八代河川国道 事務所
球磨川	区域④	九日町排 水樋管	熊本県人吉市 九日町	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	人吉市	八代河川国道 事務所
球磨川	区域⑤	梅木排水 樋管	熊本県球磨郡 錦町木上東	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	錦町	八代河川国道 事務所
前川	区域②	中北第一 排水樋管	熊本県八代市 中北町	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	八代市	八代河川国道 事務所
球磨川	区域③	山口排水 樋管	熊本県球磨郡 球磨村渡	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	球磨村	八代河川国道 事務所
球磨川	区域⑤	下津留排 水樋管	熊本県球磨郡 あさぎり町深 田南	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	あさぎり町	八代河川国道 事務所
球磨川	区域⑥	西園排水 樋管	熊本県球磨郡 水上村岩野	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	水上村	八代河川国道 事務所
球磨川	区域④	上新町排 水樋管	熊本県人吉市 上新町	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	人吉市	八代河川国道 事務所
前川	区域②	新開町排 水樋管	熊本県八代市 新開町	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	八代市	八代河川国道 事務所
球磨川	区域①	豊原排水 樋管	熊本県八代市 高下東	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	八代市	八代河川国道 事務所
球磨川	区域③	釜場排水 樋管	熊本県人吉市 中神町	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	人吉市	八代河川国道 事務所
球磨川	区域③	八久保排 水樋管	熊本県人吉市 中神町	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	人吉市	八代河川国道 事務所
球磨川	区域④	下新町排 水樋管	熊本県人吉市 下新町	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	人吉市	八代河川国道 事務所
球磨川	区域①	植柳排水 樋管	熊本県八代市 植柳下町	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	八代市	八代河川国道 事務所
球磨川	区域④	相良第一 排水樋管	熊本県人吉市 上薩摩瀬町	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	人吉市	八代河川国道 事務所

南川	区域③	南川排水樋管	熊本県八代市古城町	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	八代市	八代河川国道事務所
球磨川	区域④	相良排水樋管	熊本県人吉市宝来町	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	人吉市	八代河川国道事務所
球磨川	区域④	矢黒第二排水樋管	熊本県人吉市矢黒町	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	人吉市	八代河川国道事務所
球磨川	区域⑥	黒肥地第三排水樋管	熊本県球磨郡多良木町黒肥地	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	多良木町	八代河川国道事務所
球磨川	区域⑤	向町排水樋管	熊本県球磨郡あさぎり町深田南	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	あさぎり町	八代河川国道事務所
球磨川	区域①	中川原排水樋管	熊本県八代市植柳新町	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	八代市	八代河川国道事務所
球磨川	区域③	渡第三排水樋管	熊本県球磨郡球磨村渡	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	球磨村	八代河川国道事務所
球磨川	区域⑥	荒金排水樋管	熊本県球磨郡あさぎり町免田東	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	あさぎり町	八代河川国道事務所
球磨川	区域③	渡第二排水樋管	熊本県球磨郡球磨村渡	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	球磨村	八代河川国道事務所
球磨川	区域④	老神排水樋管	熊本県人吉市老神町	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	人吉市	八代河川国道事務所
球磨川	区域①	植柳第二排水樋管	熊本県八代市植柳上町	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	八代市	八代河川国道事務所
球磨川	区域④	下薩摩瀬排水樋管	熊本県人吉市下薩摩瀬町	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	人吉市	八代河川国道事務所
球磨川	区域⑤	木上排水樋管	熊本県球磨郡錦町木上東	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	錦町	八代河川国道事務所
球磨川	区域④	矢黒排水樋管	熊本県人吉市矢黒町	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	人吉市	八代河川国道事務所
球磨川	区域④	上薩摩瀬排水樋管	熊本県人吉市上薩摩瀬町	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	人吉市	八代河川国道事務所
球磨川	区域④	薩摩瀬排水樋管	熊本県人吉市上薩摩瀬町	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	人吉市	八代河川国道事務所
球磨川	区域⑥	黒肥地第二排水樋管	熊本県球磨郡多良木町黒肥地	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	多良木町	八代河川国道事務所
球磨川	区域⑥	中島第三排水樋管	熊本県球磨郡あさぎり町須恵	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	あさぎり町	八代河川国道事務所

川辺川	区域⑨	西村第二排水樋管	熊本県球磨郡相良村柳瀬	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	相良村	八代河川国道事務所
川辺川	区域⑨	新村排水樋管	熊本県球磨郡相良村柳瀬	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	相良村	八代河川国道事務所
川辺川	区域⑨	八田排水樋管	熊本県球磨郡相良村柳瀬	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	相良村	八代河川国道事務所
球磨川	区域⑥	庄屋第三排水樋管	熊本県球磨郡あさぎり町深田東	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	あさぎり町	八代河川国道事務所
球磨川	区域⑥	富田第二排水樋管	熊本県球磨郡あさぎり町免田東	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	あさぎり町	八代河川国道事務所
球磨川	区域⑥	伊賀川排水樋管	熊本県球磨郡あさぎり町須恵	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	あさぎり町	八代河川国道事務所
球磨川	区域⑥	庄屋第二排水樋管	熊本県球磨郡あさぎり町深田東	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	あさぎり町	八代河川国道事務所
球磨川	区域⑤	平野排水樋管	熊本県球磨郡錦町木上南	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	錦町	八代河川国道事務所
球磨川	区域⑥	中島第一排水樋管	熊本県球磨郡あさぎり町須恵	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	あさぎり町	八代河川国道事務所
球磨川	区域⑥	中島第二排水樋管	熊本県球磨郡あさぎり町須恵	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	あさぎり町	八代河川国道事務所
球磨川	区域①	弥次排水樋管	熊本県八代市鼠蔵	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	八代市	八代河川国道事務所
球磨川	区域⑥	井ノ口排水樋管	熊本県球磨郡あさぎり町免田東	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	あさぎり町	八代河川国道事務所
球磨川	区域⑥	牛島第二排水樋管	熊本県球磨郡あさぎり町須恵	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	あさぎり町	八代河川国道事務所
球磨川	区域⑥	牛島第一排水樋管	熊本県球磨郡多良木町多良木	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	多良木町	八代河川国道事務所
前川	区域②	迎町排水樋管	熊本県八代市迎町	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	八代市	八代河川国道事務所
球磨川	区域⑥	庄屋第一排水樋管	熊本県球磨郡あさぎり町深田東	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	あさぎり町	八代河川国道事務所
球磨川	区域①	球磨川堰	熊本県八代市麦島町,熊本県八代市麦島町	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	八代市	八代河川国道事務所
前川	区域②	新前川堰	熊本県八代市麦島東町,熊本県八代市末広町	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	八代市	八代河川国道事務所

前川	区域②	野上排水樋管	熊本県八代市萩原町	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	八代市	八代河川国道事務所
球磨川	区域⑥	牛島排水樋管	熊本県球磨郡多良木町多良木	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	多良木町	八代河川国道事務所
球磨川	区域⑥	富田排水樋管	熊本県球磨郡あさぎり町免田東	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	あさぎり町	八代河川国道事務所
球磨川	区域⑥	中島排水樋管	熊本県球磨郡あさぎり町須恵	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	あさぎり町	八代河川国道事務所
球磨川	区域⑤	平良排水樋管	熊本県球磨郡錦町木上南	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	錦町	八代河川国道事務所
球磨川	区域⑥	深田排水樋管	熊本県球磨郡あさぎり町深田東	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	あさぎり町	八代河川国道事務所
球磨川	区域⑤	西村排水樋管	熊本県球磨郡錦町西	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視等により、氾濫発生を確認	錦町	八代河川国道事務所

【Ⅲ-18】 ②氾濫等の通報のうち、例外的な対応をする河川、区域〔第6章第4節関係〕

河川名	区域	
球磨川	区域⑥	右岸：球磨郡多良木町大字黒肥地地区

【Ⅲ-18】 ①氾濫等の通報を行う河川名、区域、通報基準、通報担当官署等〔第6章第4節関係〕

菊池川洪水予報河川

河川名	区域	
菊池川	区域①	左岸：菊池市赤星字寿毛賀1279地先 から海まで 右岸：菊池市北宮字居屋敷64地先
合志川	区域②	左右岸：菊池市泗水町豊水字出口4122-1地先の市道橋から菊池川合流点まで

河川名	区域	観測所施設名	地先名	通報基準	関係水防管理団体	通報担当官署
菊池川	区域①	玉名水位観測所	玉名市大字両迫間	・氾濫発生水位(7.18m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	玉名市 和水町 玉東町	菊池川河川事務所
菊池川	区域①	山鹿水位観測所	山鹿市下町	・氾濫発生水位(7.57m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	和水町 山鹿市	菊池川河川事務所
菊池川	区域①	広瀬水位観測所	菊池市広瀬	・氾濫発生水位(4.93m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	山鹿市 菊池市 熊本市	菊池川河川事務所
合志川	区域②	佐野水位観測所	菊池市泗水町南田島	・氾濫発生水位(4.39m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	山鹿市 菊池市 熊本市	菊池川河川事務所

【Ⅲ-18】 ①氾濫等の通報を行う河川名、区域、通報基準、通報担当官署等〔第6章第4節関係〕

菊池川水位情報周知河川

河川名	区域	
繁根木川	区域①	左岸：玉名市大字玉名字西原2297-1地先 から菊池川合流点まで 右岸：玉名市富尾字平町164-2地先
木葉川	区域②	左岸：玉名市大字津留字辻835地先 から菊池川合流点まで 右岸：玉名市大字津留字南口23-1地先
岩野川	区域③	左右岸：山鹿市寺島字宮田1363地先の池田橋下流端から菊池川合流点まで
迫間川	区域④	左右岸：菊池市豊間字前田71地先の市道橋から菊池川合流点まで
上内田川	区域⑤	左岸：菊池市七城町瀬戸口字西前田10地先 から迫間川合流点まで 右岸：山鹿市鹿本町石淵字蛇口瀬758地先

河川名	区域	観測所施設名	地先名	通報基準	関係水防管理団体	通報担当官署
繁根木川	区域①	岩崎水位観測所	玉名市大字岩崎	・氾濫発生水位(2.93m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	玉名市	菊池川河川事務所
木葉川	区域②	津留水位観測所	玉名市大字津留	・氾濫発生水位(6.97m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	玉名市	菊池川河川事務所
岩野川	区域③	城水位観測所	山鹿市城	・氾濫発生水位(5.58m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	山鹿市	菊池川河川事務所
迫間川	区域④	隈府水位観測所	菊池市玉祥寺	・氾濫発生水位(2.33m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	山鹿市 菊池市	菊池川河川事務所
上内田川	区域⑤	袋田水位観測所	山鹿市鹿本町袋田	・氾濫発生水位(6.64m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	菊池市 山鹿市	菊池川河川事務所

【Ⅲ-18】①氾濫等の通報を行う河川名、区域、通報基準、通報担当官署等〔第6章第4節関係〕

河川名	区域	
筑後川(杖立川)	区域①	左岸:熊本県阿蘇郡小国町大字下城字宇津尾三千四百六十九番の二地先から熊本県阿蘇郡小国町大字下城字杖立三千三百二十三番の三地先の杖立両国橋まで 右岸:熊本県阿蘇郡小国町大字下城字白岩四千百十五番地先から大分県日田市天瀬町大字出口字悪敷山三千九百五十二番の一地先の杖立両国橋まで

河川名	区域	観測所施設名	通報基準	関係水防管理団体	通報担当官署
筑後川(杖立川)	区域①	杖立水位観測所	氾濫発生水位(6.68m)に到達。 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認。	小国町	筑後川河川事務所

IV 付 属 資 料

IV-1 水防法

水防法

(昭和二十四年法律第九十三号)

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律(令和七年法律第八十六号)

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 水防組織(第三条—第八条)

第三章 水防活動(第九条—第三十二条の三)

第四章 指定水防管理団体(第三十三条—第三十五条)

第五章 水防協力団体(第三十六条—第四十条)

第六章 費用の負担及び補助(第四十一条—第四十四条)

第七章 雑則(第四十五条—第五十一条)

第八章 罰則(第五十二条—第五十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合(以下「水防事務組合」という。)若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第九条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘こう門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体(第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。)の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者(河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第七条(同法百条第一項において準用する場合を含む。))に規定する河川管理者をいう。以下同じ。)及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川(同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。)の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長、下水道管理者(下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の二十三第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項及び第二十四条の二第一項において同じ。)並びに海岸管理者(海岸法(昭和三十一年法律第一号)第二条第三項に規定する海岸管理者をいう。第七条第四項及び第二十四条の二において同じ。)の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

IV-1 水防法

第二章 水防組織

(市町村の水防責任)

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

(水防事務組合の設立)

第三条の二 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不相当であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

(水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置)

第三条の三 水害予防組合法(明治四十一年法律第五十号)第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

(水防事務組合の議会の議員の選挙)

第三条の四 水防事務組合の議会の議員は、組規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

(水防事務組合の経費の分賦)

第三条の五 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

(都道府県の水防責任)

第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

(指定水防管理団体)

第四条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

第五条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

2 前条の規定により指定された水防管理団体(以下「指定管理団体」という。)は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

(水防団)

IV-1 水防法

第六条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(公務災害補償)

第六条の二 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(退職報償金)

第六条の三 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合には、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者(死亡による退職の場合には、その者の遺族)に退職報償金を支給することができる。

(都道府県の水防計画)

第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者(河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。)による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。

4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者又は海岸管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。

5 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会(次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。)に諮らなければならない。

6 二以上の都府県に関係する水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。

7 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

(都道府県水防協議会)

第八条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

第三章 水防活動

(河川等の巡視)

IV-1 水防法

第九条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

（国の機関が行う洪水予報等）

第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

（都道府県知事が気象庁長官と共同して行う洪水予報）

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

（情報の提供の求め等）

第十一条の二 都道府県知事は、前条第一項の規定による通知及び周知を行うため必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、当該通知及び周知に係る河川の水位又は流量に関する情報であつて、第十条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川について国土交通大臣が洪水のおそれを予測する過程で取得したものの提供を求めることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による求めがあつたときは、同項に規定する情報を当該都道府県知事及び気象庁長官に提供するものとする。

3 前項の規定による情報の提供については、気象業務法（昭和二十七年法律第六十五号）第十七条及び第二十三条の規定は、適用しない。

（国土交通大臣が気象庁長官及び都道府県知事と共同して行う高潮予報）

第十一条の三 国土交通大臣は、高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸について、高潮のおそれがあると認められるときは、気象庁長官及び当該海岸の存する都道府県の知事と共同して、その状況を水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、当該海岸の存する都道府県の知事に協議するものとする。

（水位の通報及び公表）

第十二条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項、第十一条第一項若しくは前条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

IV-1 水防法

(国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位(警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。)を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等(下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条及び第十四条の二において同じ。)の排水施設等(排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条において同じ。)で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位(雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位(公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。)をいう。次項において同じ。)を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸(第十一条の三第一項の規定により国土交通大臣が指定した海岸を除く。)で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位(警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。)を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(関係市町村長への通知)

第十三条の四 第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣、第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項、前条若しくは第二十五条第二項の規定により通知をした都道府県知事、第十一条の三第一項の規定により通知をした国土交通大臣及び都道府県知事又は第二十四条の二第二項の規定により通知をした都道府県知事若しくは国土交通大臣は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示又は同条第三項の規定による緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

(洪水浸水想定区域)

第十四条 国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨(想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。)により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

IV-1 水防法

一 第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川

二 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第三条第一項の規定により指定した河川

三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

2 都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川

二 特定都市河川浸水被害対策法第三条第四項から第六項までの規定により指定した河川

三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

(雨水出水浸水想定区域)

第十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設(第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第一項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。)から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十三条の二第一項の規定による指定に係る排水施設

二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設

三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項の規定により指定され、又は同条第四項、同条第五項において準用する同条第三項若しくは同条第六項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設

四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

2 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設(第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第二項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。)から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十三条の二第二項の規定による指定に係る排水施設

二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設

三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)及び第四項から第六項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設

四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

IV-1 水防法

4 都道府県知事又は市町村長は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。

5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

(高潮浸水想定区域)

第十四条の三 都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十一条の三第一項の規定により指定され、又は第十三条の三の規定により指定した海岸

二 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第十五条 市町村防災会議(災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。)は、第十四条第一項若しくは第二項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画(同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。)において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一 洪水予報等(第十条第一項の規定により気象庁長官が行う予報、同条第二項の規定により国土交通大臣及び気象庁長官が行う予報、第十一条第一項の規定により都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第十一条の三第一項の規定により国土交通大臣、気象庁長官及び都道府県知事が行う予報、第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知又は周知する情報その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。)の伝達方法

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

四 浸水想定区域(洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項及び第二十四条の二第一項において同じ。)内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設(地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。)をいう。次条において同じ。)でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時(以下「洪水時等」という。)の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。)でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設(イ又はロに掲げるものを除く。)であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの(第十五条の四において「大規模工場等」という。)でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

IV-1 水防法

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

一 前項第四号イに掲げる施設(地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。) 当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員

二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者(第十五条の三第七項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員)

三 前項第四号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者(第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員)

3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者(第十五条の十一において「住民等」という。)に周知させるため、これらの事項(次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。)を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項

二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項

(地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。

3 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。

5 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。

6 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

8 第一項の地下街等(地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。)の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。

9 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。

10 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

IV-1 水防法

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。

6 市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。

7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

8 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の四 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

(市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)

第十五条の五 第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議(災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする)」とあるのは「市町村防災会議の協議会(災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう)」と、「市町村地域防災計画(同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう)」とあるのは「市町村相互間地域防災計画(同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう)」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

(浸水被害軽減地区の指定等)

第十五条の六 水防管理者は、洪水浸水想定区域(当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域(河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。))を除く。)内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地(その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。)の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。

IV-1 水防法

3 水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。

4 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

(標識の設置等)

第十五条の七 水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

4 水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

(行為の届出等)

第十五条の八 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。

3 水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(大規模氾濫減災協議会)

第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会(以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。)を組織するものとする。

2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 国土交通大臣

二 当該河川の存する都道府県の知事

三 当該河川の存する市町村の長

四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

五 当該河川の河川管理者

六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長

七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

3 大規模氾濫減災協議会において協議が調つた事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

(都道府県大規模氾濫減災協議会)

第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会(以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。)を組織することができる。

IV-1 水防法

2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 当該都道府県知事
- 二 当該河川の存する市町村の長
- 三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 四 当該河川の河川管理者
- 五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
- 六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者

3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(予想される水災の危険の周知等)

第十五条の十一 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川(第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。)のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

(河川管理者の援助等)

第十五条の十二 河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

(水防警報)

第十六条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に關係のある機関に通知しなければならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(水防団及び消防機関の出動)

第十七条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(優先通行)

第十八条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(緊急通行)

第十九条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(水防信号)

第二十条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域)

IV-1 水防法

第二十一条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

第二十二条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応援)

第二十三条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第二十四条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(氾濫等の通報)

第二十四条の二 河川管理者、下水道管理者又は海岸管理者は、その管理する河川、下水道又は海岸について、浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその状況を関係都道府県知事その他関係者に通報しなければならない。

2 前項の通報を受けた都道府県知事(当該通報をした者が河川管理者又は海岸管理者である国土交通大臣の場合にあつては、国土交通大臣)は、その状況により相当な損害を生ずるおそれがあると認められるときは、当該通報に係る事項を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(決壊の通報)

第二十五条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係都道府県知事その他関係者に通報しなければならない。

2 前項の通報を受けた都道府県知事は、決壊により相当な損害を生ずるおそれがあると認められるときは、当該通報に係る事項を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(決壊後の処置)

第二十六条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

第二十七条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

(公用負担)

IV-1 水防法

第二十八条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。

3 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(立退き等の指示)

第二十九条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきこと又は高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保すべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第三十条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(重要河川等における国土交通大臣の指示)

第三十一条 二以上の都府県に関係がある河川又は海岸で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(特定緊急水防活動)

第三十二条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動(以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。)を行うことができる。

一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除

二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。

3 第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二條、第二十五条第一項、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第十九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第二十二條中「水防管理者」とあり、第二十五条第一項中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」とする。

(水防訓練)

第三十二条の二 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(津波避難訓練への参加)

第三十二条の三 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第四章 指定水防管理団体

(水防計画)

第三十三条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会(次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。)を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、

IV-1 水防法

かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

(水防協議会)

第三十四条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(水防団員の定員の基準)

第三十五条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

第五章 水防協力団体

(水防協力団体の指定)

第三十六条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。

4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(水防協力団体の業務)

第三十七条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。

二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。

三 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

四 水防に関する調査研究を行うこと。

五 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(水防団等との連携)

第三十八条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

(監督等)

第三十九条 水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

IV-1 水防法

(情報の提供等)

第四十条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第六章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

第四十一条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(利益を受ける市町村の費用負担)

第四十二条 水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

(都道府県の費用負担)

第四十三条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

(国の費用負担)

第四十三条の二 第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

(費用の補助)

第四十四条 都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。

3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

第七章 雑則

(第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第四十五条 第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

(表彰)

第四十六条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(報告)

第四十七条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(勧告及び助言)

第四十八条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(資料の提出及び立入り)

IV-1 水防法

第四十九条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(消防事務との調整)

第五十条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

(権限の委任)

第五十一条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第八章 罰則

第五十二条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により拘禁刑及び罰金を併科することができる。

第五十三条 刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百一十一条の規定の適用がある場合を除き、第二十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の七第三項の規定に違反した者

二 第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者

二 第二十条第二項の規定に違反した者

三 第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十七号)附則第二条の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が第十三条第一項又は第二項の規定により指定した河川とみなされた河川については、平成二十二年三月三十一日までに、第十四条第一項の規定による浸水想定区域の指定をしなければならない。

3 国は、平成十七年度から平成二十一年度までの各年度に限り、都道府県に対し、予算の範囲内において、前項の浸水想定区域の指定をするために必要な河川がはん濫した場合に浸水するおそれがある土地の地形及び利用の状況その他の事項に関する調査(次項において「浸水想定区域調査」という。)に要する費用の三分の一以内を補助することができる。

4 国土交通大臣は、平成二十二年三月三十一日までの間、附則第二項の浸水想定区域の指定の適正を確保するために必要があると認めるときは、都道府県に対し、浸水想定区域調査又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第四条第一項の規定による調査の結果について、必要な報告を求めることができる。

附 則 (昭和二十七年七月三十一日法律第二五八号) 抄

1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附 則 (昭和二十九年六月一日法律第一四〇号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二十九年六月八日法律第一六三号) 抄

(施行期日)

IV-1 水防法

1 この法律中、第五十三条の規定は、交通事件即決裁判手続法の施行の日から、その他の部分は、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号。同法附則第一項但書に係る部分を除く。)の施行の日から施行する。

附 則 (昭和三〇年七月一日法律第六一号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三一年六月一日法律第一四一号) 抄

1 この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。

附 則 (昭和三二年五月一六日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和三三年三月一五日法律第八号)

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和三五年六月三〇日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十五年七月一日から施行する。

(経過規定)

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官がし、又は国家消防本部においてした許可、認可その他これらに準ずる処分は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣がし、又は消防庁においてした許可、認可その他これらに準ずる処分とみなす。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官又は国家消防本部に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣又は消防庁に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為とみなす。

附 則 (昭和四七年六月二三日法律第九四号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五七年七月一六日法律第六六号)

この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附 則 (昭和五九年一二月二五日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六〇年六月二一日法律第六九号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和六十年十月一日から施行する。

附 則 (平成六年六月二九日法律第四九号) 抄

(施行期日)

1 この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律(平成六年法律第四十八号)中地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二編第十二章の改正規定の施行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成七年四月二一日法律第六九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方公務員災害補償法目次、第三条第一項、第三章の章名、第三十三条第一項、第四十七条、第四十八条及び第七十二条から第七十四条までの改正規定、第二条及び第三条の規定並びに第四条中消防団員等公務災害補償等共済基金法第九条の三及び第二十四条第二項の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定 平成七年八月一日

IV-1 水防法

第三条 この法律の施行(附則第一条第一号の規定による施行をいう。)前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。))に限る。、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。))並びに第四百七十二條の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。))並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第五十七條第四項から第六項まで、第六十条、第六十三條、第六十四條並びに第二百二條の規定 公布の日

(国等の事務)

第五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第六十一条において「国等の事務」という。))は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において同じ。))の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。))又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。))で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。))の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。))に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。))があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(罰則に関する経過措置)

第六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。))は、政令で定める。

(検討)

IV-1 水防法

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成一一年一月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則（平成一三年六月一三日法律第四六号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則（平成一七年五月二日法律第三七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条のうち水防法第六条の二の次に一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（水防法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法（以下「旧法」という。）第十条第二項の規定により国土交通大臣が指定している河川以外の河川のうち河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下この条において同じ。）で旧法第十条の六第一項の規定により国土交通大臣が指定しているもの又は旧法第十条の二第一項の規定により都道府県知事が指定している河川以外の河川のうち河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川若しくは同法第五条第一項に規定する二級河川で旧法第十条の六第一項の規定により都道府県知事が指定しているもの（専ら高潮による災害について水防を行うべきものとして都道府県知事が指定するものを除く。）については、それぞれ、第一条の規定による改正後の水防法（以下「新法」という。）第十三条第一項の規定により国土交通大臣が指定した河川又は同条第二項の規定により都道府県知事が指定した河川とみなす。

第三条 旧法の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、新法の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

（政令への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一八年六月二日法律第五〇号）抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則（平成二二年一月二五日法律第五二号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二三年六月二四日法律第七四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二三年八月三〇日法律第一〇五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

IV-1 水防法

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二三年一二月一四日法律第一二四号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第二百二十三号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成二五年六月一二日法律第三五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(水防法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法第三十六条第一項の規定により指定されている水防協力団体は、第一条の規定による改正後の水防法(附則第六条において「新水防法」という。)第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新水防法及び新河川法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二五年六月一四日法律第四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条、第五条、第七条(消防組織法第十五条の改正規定に限る。)、第九条、第十条、第十四条(地方独立行政法人法目次の改正規定(「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置(第五十九条—第六十七条)」を「／第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置(第五十九条—第六十七条)／第六章の二 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置(第六十七条の二—第六十七条の七)／」に改める部分に限る。)、同法第八条、第五十五条及び第五十九条第一項の改正規定並びに同法第六章の次に一章を加える改正規定を除く。)、第十五条、第二十二條(民生委員法第四条の改正規定に限る。)、第三十六条、第四十条(森林法第七十条第一項の改正規定に限る。)、第五十条(建設業法第二十五条の二第一項の改正規定に限る。)、第五十一条、第五十二条(建築基準法第七十九条第一項の改正規定に限る。)、第五十三条、第六十一条(都市計画法第七十八条第二項の改正規定に限る。)、第六十二条、第六十五条(国土利用計画法第十五条第二項の改正規定を除く。))及び第七十二条の規定並びに次条、附則第三条第二項、第四条、第六条第二項及び第三項、第十三条、第十四条(地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)第四百四十一条の二の次に二条を加える改正規定中第四百四十一条の四に係る部分に限る。)、第十六条並びに第十八条の規定 平成二十六年四月一日

(罰則に関する経過措置)

第十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

IV-1 水防法

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二五年六月二一日法律第五四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 附則第七条の規定 水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十五号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

（政令への委任）

第二十二條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二六年一一月一九日法律第一〇九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二七年五月二〇日法律第二二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（水防法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の水防法（以下この条において「新水防法」という。）第十四条第一項の規定により洪水浸水想定区域の指定がされるまでの間は、この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法第十四条第一項の規定により指定されている浸水想定区域は、新水防法第十四条第一項の規定により指定された洪水浸水想定区域とみなす。

2 前項の規定により洪水浸水想定区域とみなされた浸水想定区域に対する新水防法第十五条から第十五条の四までの規定の適用については、新水防法第十五条第一項中「第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは」とあるのは「水防法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二二号。以下この項において「改正法」という。）の施行後速やかに」と、「同法」とあるのは「災害対策基本法」と、「当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域」とあるのは「改正法の施行の際現に改正法第一条の規定による改正前の水防法第十四条第一項の規定により指定されている浸水想定区域（以下この条において単に「浸水想定区域」という。）」と、同項第一号中「、第十三条の二若しくは第十三条の三の規定」とあるのは「の規定」と、「、都道府県知事若しくは市町村長」とあるのは「若しくは都道府県知事」と、同項第三号中「洪水、雨水出水又は高潮」とあるのは「洪水」と、同項第四号中「浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）」とあるのは「浸水想定区域」と、同号イ中「洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）」とあるのは「洪水時」と、「洪水時等の」とあるのは「洪水時の」と、同号ロ及びハ並びに同項第五号並びに新水防法第十五条の二第一項、第二項、第五項、第六項、第八項及び第九項、第十五条の三第一項並びに第十五条の四第一項中「洪水時等」とあるのは「洪水時」とする。

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二九年五月一九日法律第三一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第三条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和三年五月一〇日法律第三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和三年五月一〇日法律第三一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条の規定 公布の日

二 第二条の規定、第五条中下水道法第六条第二号の改正規定、同法第七条の二を同法第七条の三とし、同法第七条の次に一条を加える改正規定、同法第二十五条の十三第二号の改正規定(「第七条の二第二項」を「第七条の三第二項」に改める部分に限る。)及び同法第三十一条の改正規定、第六条の規定(同条中河川法第五十八条の十に一項を加える改正規定を除く。)、第七条の規定(同条中都市計画法第三十三条第一項第八号の改正規定を除く。)並びに第八条、第十条及び第十一条の規定並びに附則第五条(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表第一河川法(昭和三十九年法律第六十七号)の項第一号の改正規定に限る。)、第六条、第九条から第十二条まで、第十四条、第十五条及び第十八条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和五年五月三一日法律第三七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中気象業務法第十四条の二の改正規定及び第二条の規定並びに附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為及び附則第三条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和七年一二月一二日法律第八六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

IV-1 水防法

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

気象業務法（抄）

（昭和二十七年法律第百六十五号）

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律（令和七年法律第八十六号）

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 観測（第四条—第十二条）

第三章 予報及び警報（第十三条—第二十四条）

第三章の二 気象予報士（第二十四条の二—第二十四条の二十七）

第三章の三 民間気象業務支援センター（第二十四条の二十八—第二十四条の三十三）

第四章 無線通信による資料の発表（第二十五条・第二十六条）

第五章 検定（第二十七条—第三十四条）

第六章 雑則（第三十五条—第四十三条の五）

第七章 罰則（第四十四条—第五十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、気象業務に関する基本的制度を定めることによつて、気象業務の健全な発達を図り、もつて災害の予防、交通の安全の確保、産業の興隆等公共の福祉の増進に寄与するとともに、気象業務に関する国際的協力を行うことを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「気象」とは、大気（電離層を除く。）の諸現象をいう。

2 この法律において「地象」とは、地震及び火山現象並びに気象に密接に関連する地面及び地中の諸現象をいう。

3 この法律において「水象」とは、気象、地震又は火山現象に密接に関連する陸水及び海洋の諸現象をいう。

4 この法律において「気象業務」とは、次に掲げる業務をいう。

一 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表

二 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動（以下単に「地震動」という。）に限る。）及び水象の予報及び警報

三 気象、地象及び水象に関する情報の収集及び発表

四 地球磁気及び地球電気の常時観測並びにその成果の収集及び発表

五 前各号の事項に関する統計の作成及び調査並びに統計及び調査の成果の発表

六 前各号の業務を行うに必要な研究

七 前各号の業務を行うに必要な附帯業務

5 この法律において「観測」とは、自然科学的方法による現象の観察及び測定をいう。

6 この法律において「予報」とは、観測の成果に基づく現象の予想の発表をいう。

7 この法律において「警報」とは、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報をいう。

8 この法律において「気象測器」とは、気象、地象及び水象の観測に用いる器具、器械及び装置をいう。

（気象庁長官の任務）

第三条 気象庁長官は、第一条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行うように努めなければならない。

一 気象、地震及び火山現象に関する観測網を確立し、及び維持すること。

二 気象、地震動、火山現象、津波及び高潮の予報及び警報の中核組織を確立し、及び維持すること。

三 気象、地震動及び火山現象の観測、予報及び警報に関する情報を迅速に交換する組織を確立し、及び維持すること。

四 地震（地震動を除く。）の観測の成果を迅速に交換する組織を確立し、及び維持すること。

五 気象の観測の方法及びその成果の発表の方法について統一を図ること。

六 気象の観測の成果、気象の予報及び警報並びに気象に関する調査及び研究の成果の産業、交通その他の社会活動に対する利用を促進すること。

第二章 観測

（気象庁の行う観測の方法）

第四条 気象庁は、気象、地象、地動、地球磁気、地球電気及び水象の観測を行う場合には、国土交通省令で定める方法に従つてするものとする。

（観測等の委託）

第五条 気象庁長官は、必要があると認めるときは、政府機関、地方公共団体、会社その他の団体又は個人に、気象、地象、地動及び水象の観測又は気象、地象、地動及び水象に関する情報の提供を委託することができる。

（気象庁以外の者の行う気象観測）

第六条 気象庁以外の政府機関又は地方公共団体が気象の観測を行う場合には、国土交通省令で定める技術上の基準に従ってこれをしなければならない。但し、左に掲げる気象の観測を行う場合は、この限りでない。

- 一 研究のために行う気象の観測
- 二 教育のために行う気象の観測
- 三 国土交通省令で定める気象の観測

2 政府機関及び地方公共団体以外の者が次に掲げる気象の観測を行う場合には、前項の技術上の基準に従ってこれをしなければならない。ただし、国土交通省令で定める気象の観測を行う場合は、この限りでない。

- 一 その成果を発表するための気象の観測
- 二 その成果を災害の防止に利用するための気象の観測

3 前二項の規定により気象の観測を技術上の基準に従ってしなければならない者がその施設を設置したときは、国土交通省令の定めるところにより、その旨を気象庁長官に届け出なければならない。これを廃止したときも同様とする。

4 気象庁長官は、気象に関する観測網を確立するため必要があると認めるときは、前項前段の規定により届出をした者に対し、気象の観測の成果を報告することを求めることができる。

第七条 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第四条の規定により無線電信を施設することを要する船舶で政令で定めるものは、国土交通省令の定めるところにより、気象測器を備え付けなければならない。

2 前項の船舶は、国土交通省令で定める区域を航行するときは、前条第一項の技術上の基準に従い気象及び水象を観測し、国土交通省令の定めるところにより、その成果を気象庁長官に報告しなければならない。

第八条 第十六条の航空予報図の交付を受けた航空機は、航行を行う場合には、その飛行中、国土交通省令の定めるところにより、気象の状況を気象庁長官に報告しなければならない。

2 前項の航空機は、その航行を終つたときは、国土交通省令の定めるところにより、その飛行した区域の気象の状況を気象庁長官に報告しなければならない。

（観測に使用する気象測器）

第九条 第六条第一項若しくは第二項の規定により技術上の基準に従ってしなければならない気象の観測に用いる気象測器、第七条第一項の規定により船舶に備え付ける気象測器又は第十七条第一項の許可を受けた者が同項の予報業務のための観測に用いる気象測器であつて、正確な観測の実施及び観測の方法の統一を確保するために一定の構造（材料の性質を含む。）及び性能を有する必要があるものとして別表の上欄に掲げるものは、第三十二条の三及び第三十二条の四の規定により気象庁長官の登録を受けた者が行う検定に合格したものでなければ、使用してはならない。ただし、特殊の種類又は構造の気象測器で国土交通省令で定めるものは、この限りでない。

2 第十七条第一項の許可を受けた者は、気象庁が行つた観測又は前項の検定に合格した気象測器を用いた観測（以下この項において「本観測」という。）の成果に基づいて同条第一項の予報業務を行うに当たり、本観測の成果を補完するために行う観測（以下この項において「補完観測」という。）に用いる気象測器については、前項の検定に合格していないものであつても、国土交通省令で定めるところにより、本観測の正確な実施に支障を及ぼすおそれがなく、かつ、補完観測が当該予報業務の適確な遂行に資するものであることについての気象庁長官の確認を受けたときは、同項の規定にかかわらず、当該補完観測に使用することができる。

（観測の実施方法の指導）

第十条 気象庁長官は、第六条第一項若しくは第二項の規定により技術上の基準に従ってしなければならない気象の観測を行う者又は第七条第一項の船舶若しくは第八条第一項の航空機において気象の観測に従事する者に対し、観測の実施方法について指導をすることができる。

（観測成果等の発表）

第十一条 気象庁は、気象、地象、地動、地球磁気、地球電気及び水象の観測の成果並びに気象、地象及び水象に関する情報を直ちに発表することが公衆の利便を増進すると認めるときは、放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下単に「報道機関」という。）の協力を求めて、直ちにこれを発表し、公衆に周知させるように努めなければならない。

（地震防災対策強化地域に係る地震に関する情報等の報告）

第十一条の二 気象庁長官は、地象、地動、地球磁気、地球電気及び水象の観測及び研究並びに地震に関する土地及び水域の測量の成果に基づき、大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第三条第一項に規定する地震防災対策強化地域に係る大規模な地震が発生するおそれがあると認めるときは、直ちに、政令で定めるところにより、発生のおそれがあると認める地震に関する情報（当該地震の発生により生ずるおそれのある津波の予想に関する情報を含む。）を内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 気象庁長官は、前項の規定により報告をした後において、当該地震に関し新たな事情が生じたと認めるときは、その都度、当該新たな事情に関する情報を同項の規定に準じて報告しなければならない。この場合において、同項中「内閣総理大臣」とあるのは、「内閣総理大臣（大規模地震対策特別措置法第十条第一項の規定により地震災害警戒本部が設置されたときは、内閣総理大臣及び地震災害警戒本部長）」と読み替えるものとする。

（費用の負担等）

第十二条 気象庁長官は、第六条第四項、第七条第二項又は第八条の規定により報告を行う者に対し、政令の定めるところにより、予算の範囲内において、その費用を負担することができる。

2 気象庁長官は、必要があると認めるときは、第六条第四項の規定により報告を行う者又は第七条第一項の船舶に対し、政令の定めるところにより、気象測器その他の機器を貸し付けることができる。

第三章 予報及び警報

（予報及び警報）

第十三条 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、地象（地震にあつては、地震動に限る。第十六条を除き、以下この章において同じ。）、津波、高潮、波浪及び洪水についての一般の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。ただし、次条第一項の規定により警報をする場合は、この限りでない。

2 気象庁は、前項の予報及び警報の外、政令の定めるところにより、津波、高潮、波浪及び洪水以外の水象についての一般の利用に適合する予報及び警報をすることができる。

3 気象庁は、前二項の予報及び警報をする場合は、自ら予報事項及び警報事項の周知の措置を執る外、報道機関の協力を求めて、これを公衆に周知させるように努めなければならない。

第十三条の二 気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合として降雨量その他に気象庁が定める基準に該当する場合には、政令の定めるところにより、その旨を示して、気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水についての一般の利用に適合する警報をしなければならない。

2 気象庁は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ関係都道府県知事の意見を聴かななければならない。この場合において、関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かななければならない。

3 気象庁は、第一項の基準を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の基準の変更について準用する。

5 気象庁は、水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十一条の三第一項の規定により指定された海岸について第一項の規定により高潮の警報をする場合において、水位の変動の状況、堤防、水門等の損壊の状況その他の当該海岸の状況に関する情報を必要とするときは、水防に関する事務を行う国土交通大臣又は関係都道府県知事に対し、当該情報の提供を求めることができる。

6 気象庁は、次の各号に掲げる河川について第一項の規定により洪水の警報をする場合において、水位又は流量の変動の状況、堤防、水門等の損壊の状況その他の当該河川の状況に関する情報を必要とするときは、当該各号に定める者に対し、当該情報の提供を求めることができる。

一 水防法第十条第二項の規定により指定された河川 水防に関する事務を行う国土交通大臣

二 水防法第十一条第一項の規定により指定された河川 関係都道府県知事

7 前二項の規定により情報の提供の求めを受けた国土交通大臣又は都道府県知事は、当該求めに応じて、当該情報を提供しなければならない。

8 気象庁は、前項の規定により提供を受けた情報を活用するに当たつて、特に専門的な知識を必要とする場合には、当該情報を提供した国土交通大臣又は都道府県知事の技術的助言を求めなければならない。

9 前条第三項の規定は、第一項の警報（第十五条の二第一項において「特別警報」という。）をする場合に準用する。

第十四条 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、地象、津波、高潮及び波浪についての航空機及び船舶の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

2 気象庁は、気象、地象及び水象についての鉄道事業、電気事業その他特殊な事業の利用に適合する予報及び警報をすることができる。

3 第十三条第三項の規定は、第一項の予報及び警報をする場合に準用する。

第十四条の二 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、津波、高潮及び洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

2 気象庁は、水防法第十一条の三第一項の規定により指定された海岸について、水防に関する事務を行う国土交通大臣及び都道府県知事と共同して、水位を示して高潮についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

3 気象庁は、水防法第十条第二項の規定により指定された河川について、水防に関する事務を行う国土交通大臣と共同して、当該河川の水位又は流量（氾濫した後においては、水位若しくは流量又は氾濫により浸水する区域及びその水深）を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

4 気象庁は、水防法第十一条第一項の規定により指定された河川について、都道府県知事と共同して、水位又は流量を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。この場合において、同法第十一条の二第二項の規定による情報の提供を受けたときは、これを踏まえるものとする。

5 気象庁は、水防法第十一条の二第二項の規定により提供を受けた情報を活用するに当たつて、特に専門的な知識を必要とする場合には、水防に関する事務を行う国土交通大臣の技術的助言を求めなければならない。

6 第十三条第三項の規定は、第一項から第四項までの予報及び警報をする場合に準用する。この場合において、同条第三項中「前二項の予報及び警報をする場合は、」とあるのは、「第十四条の二第一項から第四項までの予報及び警報をする場合は、同条第一項の場合にあつては単独で、同条第二項の場合にあつては水防に関する事務を行う国土交通大臣及び都道府県知事と共同して、同条第三項の場合にあつては水防に関する事務を行う国土交通大臣と共同して、同条第四項の場合にあつては都道府県知事と共同して、」と読み替えるものとする。

第十五条 気象庁は、第十三条第一項、第十四条第一項又は前条第一項から第四項までの規定により、気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水の警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその警報事項を警察庁、消防庁、国土交通省、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条の二第二項に規定する東日本電信電話株式会社をいう。以下同じ。）、西日本電信電話株式会社（同法第一条の二第三項に規定する西日本電信電話株式会社をいう。以下同じ。）又は日本放送協会の機関に通知しなければならない。地震動の警報以外の警報をした場合において、警戒の必要がなくなつたときも同様とする。

2 前項の通知を受けた警察庁、消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関は、直ちにその通知された事項を関係市町村長に通知するように努めなければならない。

3 前項の通知を受けた市町村長は、直ちにその通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させるように努めなければならない。

4 第一項の通知を受けた国土交通省の機関は、直ちにその通知された事項を航行中の航空機に周知させるように努めなければならない。

5 第一項の通知を受けた海上保安庁の機関は、直ちにその通知された事項を航海中及び入港中の船舶に周知させるように努めなければならない。

6 第一項の通知を受けた日本放送協会の機関は、直ちにその通知された事項の放送をしなければならない。

第十五条の二 気象庁は、第十三条の二第一項の規定により、気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水の特別警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその特別警報に係る警報事項を警察庁、消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は日本放送協会の機関に通知しなければならない。地震動の特別警報以外の特別警報をした場合において、当該特別警報の必要がなくなつたときも同様とする。

2 前項の通知を受けた都道府県の機関は、直ちにその通知された事項を関係市町村長に通知しなければならない。

3 前条第二項の規定は、警察庁、消防庁、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関が第一項の通知を受けた場合に準用する。

4 第二項又は前項において準用する前条第二項の通知を受けた市町村長は、直ちにその通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させる措置をとらなければならない。

5 前条第五項の規定は海上保安庁の機関が第一項の通知を受けた場合に、同条第六項の規定は日本放送協会の機関が第一項の通知を受けた場合に、それぞれ準用する。

（航空予報図の交付）

第十六条 気象庁は、国土交通省令で定める航空機に対し、その航行前、気象、地象（地震を除く。）又は水象についての予想を記載した航空予報図を交付しなければならない。

（予報業務の許可）

第十七条 気象庁以外の者が気象、地象、津波、高潮、波浪又は洪水の予報の業務（以下「予報業務」という。）を行おうとする場合は、気象庁長官の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、予報業務の目的及び範囲（土砂崩れ（崖崩れ、土石流及び地滑りをいう。以下同じ。）、高潮、波浪又は洪水の予報の業務（以下「気象関連現象予報業務」という。）をその範囲に含む予報業務に係る同項の許可にあつては、当該気象関連現象予報業務のための気象の予想を行うか否かの別を含む。次条第一項第三号において同じ。）を定めて行う。

3 噴火、火山ガスの放出、土砂崩れ、津波、高潮又は洪水の予報の業務（以下「特定予報業務」という。）をその範囲に含む予報業務に係る第一項の許可については、当該特定予報業務に係る予報業務の目的は、第十九条の三の規定による説明を受けた者によりのみ利用させるものに限られるものとする。

（予報業務の許可の申請）

第十七条の二 前条第一項の許可を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を気象庁長官に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 外国法人等（外国の法人及び団体並びに外国に住所を有する個人をいう。次条第二項第四号及び第二十一条第二項において同じ。）にあつては、国内における代表者（同号及び同項において「国内代表者」という。）又は国内における代理人（以下「国内代理人」という。）の氏名又は名称及び国内の住所並びに法人である国内代理人にあつてはその代表者の氏名

三 予報業務の目的及び範囲

四 その他国土交通省令で定める事項

2 前項の申請書には、次条第二項第一号から第三号までに該当しないことを誓約する書面その他国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。

（許可の基準）

第十八条 気象庁長官は、前条第一項の申請書を受理したときは、次の基準によつて審査しなければならない。

一 当該予報業務を適確に遂行するに足る観測その他の予報資料の収集及び予報資料の解析の施設及び要員を有するものであること。

二 当該予報業務の目的及び範囲に係る気象庁の警報事項を迅速に受けることができる施設及び要員を有するものであること。

三 特定予報業務を行おうとする場合にあつては、第十九条の三の規定による説明を適確に行うことができる施設及び要員を有するものであること並びに当該説明を受けた者以外の者に予報事項が伝達されることを防止するために必要な措置が講じられていること。

こと。

四 気象又は地象（地震動、火山現象及び土砂崩れを除く。以下この号及び第十九条の二において同じ。）の予報の業務を行おうとする場合にあつては、当該業務に係る気象又は地象の予想を行う事業所につき、同条前段の要件を備えることとなつていること。

五 地震動、火山現象又は津波の予報の業務を行おうとする場合にあつては、当該業務に係る地震動、火山現象又は津波の予想の方法がそれぞれ国土交通省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

六 気象関連現象予報業務を行おうとする場合にあつては、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める基準に適合するものであること。

イ 当該気象関連現象予報業務のための気象の予想を行わない場合 当該気象関連現象予報業務に係る土砂崩れ、高潮、波浪又は洪水の予想の方法がそれぞれ国土交通省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

ロ 当該気象関連現象予報業務のための気象の予想を行う場合 当該気象関連現象予報業務のための気象の予想を行う事業所につき第十九条の二前段の要件を備えることとなつていること及び当該気象関連現象予報業務に係る土砂崩れ、高潮、波浪又は洪水の予想の方法がそれぞれイの技術上の基準に適合するものであること。

2 気象庁長官は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次に掲げる場合を除いて許可しなければならない。

一 第十七条第一項の許可を受けようとする者が、この法律又はこれに相当する外国の法令の規定により罰金以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であるとき。

二 第十七条第一項の許可を受けようとする者が、第二十一条第一項若しくは第二項の規定により当該許可の取消しを受け、又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該許可に相当する行政処分の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者であるとき。

三 第十七条第一項の許可を受けようとする者が、法人である場合において、その法人の役員が前二号のいずれかに該当する者であるとき。

四 第十七条第一項の許可を受けようとする者が、外国法人等である場合において、国内代表者又は国内代理人を定めていない者であるとき。

五 前条第一項の申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているとき。

3 気象庁長官は、土砂崩れ又は高潮若しくは洪水の予報の業務をその範囲に含む予報業務に係る第十七条第一項の許可をしようとするときは、当該予報業務のうち土砂崩れ又は高潮若しくは洪水の予想の方法が第一項第六号イの技術上の基準に適合するものであることについて、砂防又は水防に関する事務を行う国土交通大臣に協議しなければならない。

（変更認可等）

第十九条 第十七条第一項の許可を受けた者が第十七条の二第一項第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、気象庁長官の認可を受けなければならない。

2 前項の認可を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を気象庁長官に提出しなければならない。

3 第十七条の二第二項及び前条（第二項第一号から第四号までを除く。）の規定は、第一項の認可について準用する。この場合において、第十七条の二第二項中「前項」とあるのは「第十九条第二項」と、「次条第二項第一号から第三号までに該当しないことを誓約する書面その他国土交通省令で定める書類」とあるのは「国土交通省令で定める書類」と、前条第一項及び第二項第五号中「前条第一項」とあるのは「次条第二項」と読み替えるものとする。

4 第十七条第一項の許可を受けた者は、第十七条の二第一項各号（第三号を除く。）に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を気象庁長官に届け出なければならない。

（気象予報士の設置及び業務）

第十九条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、当該予報業務のうち気象又は地象の予想を行う事業所ごとに、国土交通省令で定めるところにより、気象予報士（第二十四条の二十の登録を受けている者をいう。以下同じ。）を置かなければならない。この場合において、当該気象又は地象の予想については、気象予報士に行わせなければならない。

一 気象又は地象の予報の業務をその範囲に含む予報業務に係る第十七条第一項の許可を受けた者

二 気象関連現象予報業務をその範囲に含む予報業務に係る第十七条第一項の許可を受けた者（前号に掲げる者を除く。）であつて、当該気象関連現象予報業務のための気象の予想を行うもの

（特定予報業務をその範囲に含む予報業務の許可を受けた者の説明義務）

第十九条の三 特定予報業務をその範囲に含む予報業務に係る第十七条第一項の許可を受けた者は、国土交通省令で定めるところにより、当該特定予報業務を利用しようとする者に対し、その利用に当たつて留意すべき事項その他の国土交通省令で定める事項を説明しなければならない。

（警報事項の伝達）

第二十条 第十七条第一項の許可を受けた者は、当該予報業務の目的及び範囲に係る気象庁の警報事項を当該予報業務の利用者に迅速に伝達するように努めなければならない。

（業務改善命令）

第二十条の二 気象庁長官は、第十七条第一項の許可を受けた者が第十八条第一項各号のいずれかに該当しないこととなつた

IV-2 気象業務法（抄）

場合その他当該許可を受けた者の予報業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該許可を受けた者に対し、その施設及び要員又はその現象の予想の方法について同項各号に適合するための措置その他当該予報業務の運営を改善するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（許可の取消し等）

第二十一条 気象庁長官は、第十七条第一項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めて業務の停止を命じ、又はその許可を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。

二 第十八条第二項第一号から第四号まで（第二号にあつては、この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）のいずれかに該当することとなつたとき。

2 気象庁長官は、第十七条第一項の許可を受けた者の所在（法人（外国の法人を除く。）にあつてはその代表者の所在、外国法人等にあつては国内代表者又は国内代理人（法人である国内代理人にあつては、その代表者）の所在）を確認できないときは、国土交通省令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該者から申出がないときは、その許可を取り消すことができる。

3 前項の規定による処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定は、適用しない。

（予報業務の休廃止）

第二十二条 第十七条第一項の許可を受けた者が予報業務の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を気象庁長官に届け出なければならない。

（警報の制限）

第二十三条 気象庁以外の者は、気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水の警報をしてはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

（予報及び警報の標識）

第二十四条 形象、色彩、灯光又は音響による標識によつて気象、地象、津波、高潮、波浪又は洪水についての予報事項又は警報事項を発表し、又は伝達する者は、国土交通省令で定める方法に従つてこれをしなければならない。

第三章の二 気象予報士

（第二十四条の二から第二十四条の二十七まで略）

第三章の三 民間気象業務支援センター

（第二十四条の二十八から第二十四条の三十三まで略）

第四章 無線通信による資料の発表

（第二十五条から第二十六条まで略）

第五章 検定

（第二十七条から第三十四条まで略）

第六章 雑則

（気象証明等）

第三十五条 気象庁は、一般の依頼により、気象、地象及び水象に関する事実について証明及び鑑定を行う。

2 前項の証明又は鑑定を受けようとする者は、国土交通省令の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

（刊行物の発行等）

第三十六条 気象庁は、第十一条に規定するものの外、一般の利用に供するため、気象、地象、地動、地球磁気、地球電気及び水象に関する観測、調査及び研究の成果並びに統計を刊行物の発行その他の方法により発表するものとする。

（気象測器等の保全）

第三十七条 何人も、正当な理由がないのに、気象庁若しくは第六条第一項若しくは第二項の規定により技術上の基準に従つてしなければならない気象の観測を行う者が屋外に設置する気象測器又は気象、地象（地震にあつては、地震動に限る。）、津波、高潮、波浪若しくは洪水についての警報の標識を壊し、移し、その他これらの気象測器又は標識の効用を害する行為をしてはならない。

（土地又は水面の立入）

第三十八条 気象庁長官は、気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測を行うため必要がある場合においては、当該業務に従事する職員を国、地方公共団体又は私人が所有し、占有し、又は占用する土地又は水面に立ち入らせることができる。

2 前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地若しくは水面に立ち入らせる場合においては、あらかじめその旨をその

所有者、占有者又は占有者に通知しなければならない。但し、これらの者に対し、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

（障害物の除去等）

第三十九条 気象庁長官は、気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象を観測するためやむを得ない必要がある場合においては、あらかじめ所有者又は占有者の承諾を得て、当該業務に従事する職員に、障害となる植物又はかき、さく等を伐除させることができる。

2 気象庁長官は、離島、湖沼、山林、原野又はこれらに類する場所で、気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象を観測する場合において、あらかじめ所有者又は占有者の承諾を得ることが困難であり、且つ、当該物件の現状を著しく損傷しないときは、前項の規定にかかわらず、所有者又は占有者の承諾を得ないで、当該業務に従事する職員に、障害となる植物又はかき、さく等を伐除させることができる。この場合においては、すみやかにその旨を所有者又は占有者に通知しなければならない。

（損失の補償）

第四十条 前二条の規定による立入又は伐除により損失を生じた場合においては、国は、その損失をうけた者に対し、通常生ずべき損失を補償する。

2 前項の補償の額は、気象庁長官が決定する。

3 前項の決定に不服がある者は、その決定を知った日から六箇月以内に、訴えをもつて補償の額の増額を請求することができる。

4 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

（許可等の条件）

（第四十条の二略）

（報告及び検査）

（第四十一条略）

（身分証票）

第四十二条 第三十八条、第三十九条又は前条第四項から第六項までの規定により当該業務に従事する職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（法令等違反行為を行つた者の氏名等の公表）

第四十二条の二 気象庁長官は、気象業務の健全な発達を図り、公共の利益を確保するため必要があると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反する行為（以下この条において「法令等違反行為」という。）を行つた者の氏名又は名称その他法令等違反行為による被害の発生及び拡大を防止するために必要な事項を公表することができる。

（特殊な業務の受託）

（第四十三条から第四十三条の五まで略）

第七章 罰則

第四十四条 第三十七条の規定に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（第四十五条略）

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

（第一、三、四、五、七略）

二 第十七条第一項の規定に違反して許可を受けずに予報業務を行つたとき。

六 第二十三条の規定に違反して警報をしたとき。

（第四十七条から第四十八条略）

第四十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、第四十四条、第四十六条又は第四十七条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

（第五十条略）

附 則 抄

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において、政令で定める。

附 則（昭和二十七年七月三十一日法律第二五一号）抄

1 この法律は、公社法の施行の日から施行する。

附 則（昭和二十七年七月三十一日法律第二七八号）抄

1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附 則（昭和三十年七月一日法律第六一号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三一年六月一日法律第一四四号）

この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。

附 則（昭和三十七年五月一六日法律第一四〇号）抄

- 1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
- 2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
- 3 この法律の施行の際現に係属している訴訟については、当該訴訟を提起することができない旨を定めるこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この法律の施行の際現に係属している訴訟の管轄については、当該管轄を専属管轄とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の規定による出訴期間が進行している処分又は裁判に関する訴訟の出訴期間については、なお従前の例による。ただし、この法律による改正後の規定による出訴期間がこの法律による改正前の規定による出訴期間より短い場合に限る。
- 6 この法律の施行前にされた処分又は裁判に関する当事者訴訟で、この法律による改正により出訴期間が定められることとなつたものについての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。
- 7 この法律の施行の際現に係属している処分又は裁判の取消しの訴えについては、当該法律関係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、裁判所は、原告の申立てにより、決定をもつて、当該訴訟を当事者訴訟に変更することを許すことができる。
- 8 前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第十八条後段及び第二十一条第二項から第五項までの規定を準用する。

附 則（昭和三十七年九月一五日法律第一六一号）抄

- 1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
- 2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作为その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
- 3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁判、決定その他の処分（以下「裁判等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁判等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。
- 4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。
- 5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁判等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。
- 6 この法律の施行前にされた行政庁の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等を行うことができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかったものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。
- 8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（昭和三十九年七月一一日法律第一七〇号）抄

- 1 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和三十九年七月一一日法律第一一一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和三十九年六月一一日法律第一一一号）抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十九年一二月三十一日法律第一三〇号）抄

（施行期日）

- 1 この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。

附 則（昭和五〇年一二月二六日法律第九〇号）抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五三年四月二六日法律第二九号）抄

（施行期日等）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五三年六月一五日法律第七三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和五九年一二月二五日法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

（政令への委任）

第二十八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（昭和六一年一二月四日法律第九三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

（政令への委任）

第四十二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成四年五月二〇日法律第五一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成五年五月一九日法律第四六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条及び第二十七条の改正規定並びに第七章中第四十三条の二を第四十三条の三とし、第四十三条の次に一条を加える改正規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、第十八条第一項に一号を加える改正規定、第十九条の次に二条を加える改正規定、第二十六条第二項の改正規定（「第一項第二号」の下に「及び第三号」を加える部分に限る。）、第四十六条中第三号を第七号とし、第二号の次に四号を加える改正規定（同条第四号に係る部分に限る。）及び附則第六条の規定は、この法律の施行の日から一年を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前に気象庁長官がこの法律による改正前の気象業務法（以下「旧法」という。）第二十一条ただし書（旧法第二十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定によりした旧法第十八条第一項第一号又は第二号に適合するための措置をとるべきことの命令は、この法律による改正後の気象業務法（以下「新法」という。）第二十条の二（新法第二十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定により気象庁長官がした命令とみなす。

第三条 この法律の施行の際現に旧法第十七条第一項又は第二十六条第一項の規定により許可を受けている者に対する新法第二十一条（新法第二十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の命令又は許可の取消しの処分に関しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成五年十一月二日法律第八九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

（諮問等がされた不利益処分に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

（政令への委任）

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成七年四月二一日法律第七五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成九年六月二〇日法律第九八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一一年五月二一日法律第五〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年三月二十一日から施行する。

附 則（平成十一年七月一六日法律第一〇二号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日
（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から四十九まで 略

五十 気象審議会
（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年一月二二日法律第一六〇号）抄
（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則（平成一三年六月一三日法律第四六号）抄
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則（平成一三年六月一三日法律第四七号）
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
（経過措置）

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の気象業務法第二十七条の検定に合格している気象測器の当該検定の有効期間については、なお従前の例による。

3 この法律による改正後の気象業務法第三十二条の三第一項の指定の際現に気象庁長官に対してされているこの法律による改正前又は改正後の気象業務法第二十八条第一項の規定による検定の申請についての合格又は不合格の処分は、この法律による改正後の気象業務法第三十二条の三第三項の規定にかかわらず、気象庁長官が行う。

附 則（平成一五年六月一八日法律第九六号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年三月一日から施行する。

（気象業務法の一部改正に伴う経過措置）

第七条 第六条の規定による改正後の気象業務法（以下この条において「新気象業務法」という。）第九条の登録を受けようとする者は、第六条の規定の施行前においても、その申請を行うことができる。新気象業務法第三十二条の八第一項の規定による検定事務規程の届出についても、同様とする。

2 第六条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の気象業務法（以下この条において「旧気象業務法」という。）第三十二条の三第一項の指定を受けている者は、新気象業務法第九条の登録を受けているものとみなす。この場合において、当該登録の有効期間は、旧気象業務法第三十二条の三第一項の指定の有効期間の残存期間とする。

3 第六条の規定の施行前にされた旧気象業務法第二十八条第一項の規定による検定の申請であって、第六条の規定の施行の際、合格又は不合格の処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

4 第六条の規定の施行の際現に旧気象業務法第三十二条の三第一項の指定を受けている者が行うべき第六条の規定の施行の日の属する事業年度の検定事務に係る事業報告書及び収支決算書の作成並びにこれらの書類の気象庁長官に対する提出については、なお従前の例による。

5 第六条の規定の施行前に旧気象業務法第二十八条第一項の規定により指定検定機関がした検定事務（第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）に係る処分又はその不作為に関する行政不服審査法による審査請求については、なお従前の例による。

（処分、手続等の効力に関する経過措置）

第十四条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）中相当する規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十五条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成一六年六月九日法律第八四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一七年五月二日法律第三七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一七年七月二六日法律第八七号）抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附 則（平成一八年六月二日法律第五〇号）抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則（平成一九年一月二日法律第一一五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に地震動（発生した断層運動による地震動をいう。以下同じ。）又は火山現象の予報の業務を行っている者（次条に規定する者を除く。）は、この法律の施行の日から起算して一月間（当該期間内にこれらの業務に係るこの法律による改正後の気象業務法（以下「新法」という。）第十七条第一項の許可の申請について不許可の処分があったときは、当該処分があった日までの間）は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該地震動又は火山現象の予報の業務を行うことができる。その者がその期間内にこれらの業務に係る同項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により引き続き地震動又は火山現象の予報の業務を行う場合においては、その者を新法第十七条第一項の許可を受けた者とみなして、新法第四十一条第一項及び第四項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の気象業務法第十七条第一項の許可を受けている者であって、地震動又は火山現象の予報の業務を行っているものは、この法律の施行の日から起算して一月間（当該期間内にこれらの業務に係る新法第十九条第一項の認可の申請について不認可の処分があったときは、当該処分があった日までの間）は、新法第十九条第一項の規定にかかわらず、引き続き当該地震動又は火山現象の予報の業務を行うことができる。その者がその期間内にこれらの業務に係る同項の認可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について認可又は不認可の処分があるまでの間も、同様とする。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二三年六月二四日法律第七四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二三年一月一四日法律第一二四号）抄

（施行期日）

1 この法律は、津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）の施行の日から施行する。

附 則（平成二五年五月三一日法律第二三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条及び附則第四条の規定 公布の日

二 第一条中気象業務法第四十三条の四第一項の改正規定及び第二条の規定 平成二十五年十月一日

（新気象業務法第十三条の二第一項の基準に関する経過措置）

第二条 気象庁は、この法律の施行前においても、第一条の規定による改正後の気象業務法（以下「新気象業務法」という。）第十三条の二の規定の例により、同条第一項の基準を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基準は、この法律の施行の日において新気象業務法第十三条の二第一項の規定により定められたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新気象業務法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成二六年六月一三日法律第六九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

（経過措置の原則）

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

（訴訟に関する経過措置）

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であって、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二九年五月三十一日法律第四一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第四十八条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第四十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和五年五月三十一日法律第三七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中気象業務法第十四条の二の改正規定及び第二条の規定並びに附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

（津波の予報の業務に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の気象業務法（以下「旧気象業務法」という。）第十七条第一項の許可であつて津波の予報の業務に係るものを受けている者の当該津波の予報の業務の範囲については、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後は、同条第二項の規定により地震に密接に関連する海洋の現象である津波の予報の業務に限定されているものとみなす。

2 この法律の施行の際現に火山現象に密接に関連する海洋の現象である津波の予報の業務を行っている者は、施行日から起算して三月を経過する日までの間（その者が当該期間内に当該業務に係るこの法律による改正後の気象業務法（以下「新気象業務法」という。）第十七条第一項の許可又は新気象業務法第十九条第一項の認可の申請をした場合には、当該申請について許可若しくは許可の拒否又は認可若しくは認可の拒否の処分があるまでの間）は、新気象業務法第十七条第一項の規定にかかわらず、引き続き当該業務を行うことができる。

3 前項の規定により引き続き火山現象に密接に関連する海洋の現象である津波の予報の業務を行う者については、当該業務について新気象業務法第十七条第一項の許可を受けた者とみなして、新気象業務法第四十一条第一項及び第四項の規定（これらの

規定に係る罰則を含む。)を適用する。

(高潮又は波浪の予報の業務に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に旧気象業務法第十七条第一項の許可であって高潮又は波浪の予報の業務に係るものを受けている者は、施行日から起算して三年を経過する日までの間に、当該許可に係る予報業務が新気象業務法第十八条第一項第一号(同項第六号に係る部分に限る。)及び第六号の基準に適合することについて、気象庁長官の認可を受けなければならない。

2 前項に規定する者の許可の基準並びに気象予報士の設置及び業務は、同項の認可を受けるまでの間は、なお従前の例による。

(特定予報業務に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に旧気象業務法第十七条第一項の許可であって新気象業務法第十七条第三項に規定する特定予報業務(以下この条において「特定予報業務」という。)に係るものを受けている者については、次項の認可を受けるまでの間は、当該特定予報業務の目的は、新気象業務法第十七条第三項の規定にかかわらず、施行日に当該特定予報業務を利用している者(第四項において「既存利用者」という。)にのみ利用させるものとし、新気象業務法第十九条の三の規定は、適用しない。

2 前項に規定する者は、施行日から起算して六月を経過する日(第四項において「六月経過日」という。)までの間に、当該許可に係る特定予報業務が新気象業務法第十八条第一項第三号の基準に適合することについて、気象庁長官の認可を受けなければならない。

3 第一項に規定する者の許可の基準は、前項の認可を受けるまでの間は、なお従前の例による。

4 第二項の認可を受けた者についての新気象業務法第十七条第三項及び第十九条の三の規定の適用については、当該認可を受けてから六月経過日までの間は、既存利用者を同条の規定による説明を受けた者とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為及び附則第三条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新気象業務法の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和六年四月二四日法律第二〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日の翌日から施行する。

附 則 (令和七年一二月一二月法律第八六号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(気象業務法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に改正前の気象業務法第十七条第一項又は第二十六条第一項の許可を受けている者であって、外国法人等(この法律による改正後の気象業務法(以下「新気象業務法」という。)第十七条の二第一項第二号に規定する外国法人等をいう。)であるものについては、この法律の施行の日において同号(新気象業務法第二十六条第二項において準用する場合を含む。)に掲げる事項について変更があったものとみなして、新気象業務法第十九条第四項(新気象業務法第二十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定(当該規定に係る罰則を含む。)を適用する。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新気象業務法の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別表(第九条、第二十八条、第三十二条の四、第三十二条の七関係)

気象測器	測定器及び設備	
温度計	測定器	電気式温度計
	設備	恒温検査槽
気圧計	測定器	電気式気圧計
	設備	圧力検査装置
湿度計	測定器	通風型乾湿計、電気式湿度計又は鏡面冷却式露点計を用いた露点式湿度計
	設備	湿度検査槽

IV-2 気象業務法（抄）

風速計	測定器	超音波式風速計 ピトー管 差圧計
	設備	風洞
日射計	測定器	電気式日射計
雨量計	測定器	ビュレット
雪量計	測定器	長さ計

IV-3 熊本県水防協議会条例

○熊本県水防協議会条例

(昭和 25 年 6 月 19 日条例第 31 号)

水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 8 条第 5 項の規定により熊本県水防協議会条例を次のように定める。

熊本県水防協議会条例

第 1 条 水防計画その他に関し重要な事項を調査審議させるため、熊本県水防協議会(以下「協議会」という。)を置く。

第 2 条 会長は、協議会を代表して会務を総理する。

2 委員の定数は 15 名とする。

第 3 条 関係行政機関の職員又は関係団体の代表者たる委員は、事故があるときは職務上の代理者をして委員の職務を代理させることができる。

第 4 条 関係行政機関の職員及び関係団体の代表者たる委員の任期は、その職にある期間とする。

2 その他の委員の任期は、2 年とする。但し、補欠委員の任期は前任委員の残任期間とする。

3 前 2 項の規定に拘らず知事が特別の事由があると認めるときは委員を免じ又は解嘱することができる。

第 5 条 会長は会議を招集し、その議長となる。

第 6 条 会議は、委員定数の 3 分の 1 以上が出席しなければこれを開くことができない。

第 7 条 協議会に幹事及び書記若干名を置く。

2 幹事及び書記は、知事がこれを命ずる。

第 8 条 この条例に定めるものゝ外、必要な事項は知事が別にこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県水防協議会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、熊本県水防協議会条例（昭和25年熊本県条例第31号）第8条の規定に基づき熊本県水防協議会（以下「協議会」という。）の議事及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会議の開催方法)

第2条 会議は、会長が招集する。

2 委員は必要があると認めるときは、会長に対して会議の招集を求めることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、緊急を要する事態の発生その他やむを得ない事情により協議会を招集することができないときは、会長は委員の招集を行わず、書面により会議を開催し議決することができる。

(議決の方法)

第3条 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。

2 書面開催により議決する場合は、前項の規定を準用する。

(会長の専決処分)

第4条 会議を招集する暇がないとき、その他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、会長は、会議が処理すべき事務のうち、次の各号に掲げる事項について専決処分することができる。

(1) 緊急事態の発生により早急に決定を要する事項

(2) その他軽易と認められる事項

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の会議に報告し承認を得なければならない。

(幹事会)

第5条 幹事は幹事会を構成する。

2 幹事会に幹事長を置く。

3 幹事長は幹事の互選による。

4 幹事会は、幹事長が招集する。

5 幹事長は、幹事会の議長となり、議事を整理する。

第6条 幹事長は、議案の内容に応じ必要な範囲で招集することができる。

(会議録)

第7条 会長は、職員をして次の各号に掲げる事項を記載した会議録を作成させ、保管しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所 (4) 会議の経過

(2) 出席委員の名簿 (5) 議決事項

(3) 会議に付した条件 (6) その他参考事項

(雑則)

第8条 この要領に定めのあるものを除く外、必要な事項は会長が定める。

IV－4 熊本県水防協議会運営要領

附 則

この要領は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年5月17日から施行する。